

		事業番号	校種	事業名	所管局	事業概要	令和6年度実績 (速報値)	令和5年度実績	令和4年度実績	令和3年度実績	令和2年度実績	目標に掲げる事業(=■)		
													目標掲載	目標値 (年度の記載のないものは令和6年度末までの目標)
目標1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり														
(1) 妊娠・出産に関する支援の推進														
		1		子供家庭支援区市町村包括補助事業 (先駆的事業・選択事業・一般事業)	福祉局	区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する子供家庭分野における基盤の整備及びサービスの充実を目的とする事業を支援することにより、都における福祉保健施策総体の向上を図る。	61区市町村(23区26市5町6村) ○先駆的事業：30件、505,965千円 ○選択事業(サービスの充実)：912件、2,652,485千円 ○選択事業(基盤の整備)：228件、1,075,977千円 ○一般事業：102件、458,719千円 合計 1,305件 4,693,146千円	61区市町村(23区26市5町6村) ○先駆的事業：30件、214,194千円 ○選択事業(サービスの充実)：958件、2,977,741千円 ○選択事業(基盤の整備)：401件、1,563,681千円 ○一般事業：108件、466,687千円 合計 1,497件 5,222,303千円	60区市町村(23区26市5町6村) ○先駆的事業：22件、135,263千円 ○選択事業(サービスの充実)：939件、2,720,328千円 ○選択事業(基盤の整備)：402件、1,322,559千円 ○一般事業：104件、453,693千円 合計 1,467件 4,631,843千円	60区市町村(23区26市5町6村) ○先駆的事業：8件、5,439千円 ○選択事業(サービスの充実)：914件、2,565,739千円 ○選択事業(基盤の整備)：363件、1,232,640千円 ○一般事業：104件、467,987千円 合計 1,389件 4,271,805千円	60区市町村(23区26市5町6村) ○先駆的事業：36件、67,672千円 ○選択事業(サービスの充実)：888件、2,214,108千円 ○選択事業(基盤の整備)：427件、1,222,720千円 ○一般事業：95件、377,461千円 合計 1,446件 3,881,961千円	—	—	
		2		性と健康の相談センター事業	福祉局	電話相談事業(「女性のための健康ホットライン」「妊娠相談ほっとライン」「不妊・不育ホットライン」)妊産婦向け助産師オンライン相談)やチャットボット(「妊娠したかも相談@東京」)により様々な悩みに対応するとともに、若い世代が妊娠過剰期や不妊等について、正確な知識を持つことができるよう、普及啓発を行う。あわせて、早産における課題や負担に対する意識を高めるため、早産児に関する普及啓発も行う。 また、低所得の妊婦について、初回の産科受診料を助成する区市町村を支援する。	女性のための健康ホットライン 電話1,244件 メール128件 不妊・不育ホットライン 456件 妊娠相談ほっとライン 電話 2,188件、メール 534件 妊娠過剰期等に関する普及啓発webサイト及びフリーレットを制作 妊娠支援ポータルサイトを運営 チャットボット「妊娠したかも相談@東京」(東京都チャットボット総合案内) 妊産婦向けオンライン相談 1,128件	女性のための健康ホットライン 電話1,052件 メール135件 不妊・不育ホットライン 563件 妊娠相談ほっとライン 電話 2,642件、メール 481件 妊娠過剰期等に関する普及啓発webサイト及びフリーレットを制作 妊娠支援ポータルサイトを運営 チャットボット「妊娠したかも相談@東京」(R5.8より、LINEアカウントから東京都チャットボット総合案内へ移行) 妊産婦向けオンライン相談 1,026件	女性のための健康ホットライン 電話999件 メール135件 不妊・不育ホットライン 532件 妊娠相談ほっとライン 電話 3,598件、メール 484件 妊娠過剰期等に関する普及啓発webサイト及びフリーレットを制作 妊娠支援ポータルサイトを運営 LINEチャットボット「妊娠したかも相談@東京」友だち登録数 33,183人 妊産婦向けオンライン相談 1,302件	女性のための健康ホットライン 電話890件 メール144件 不妊・不育ホットライン 485件 妊娠相談ほっとライン 電話 3,476件、メール 751件 妊娠過剰期等に関する普及啓発webサイト及びフリーレットを制作 妊娠支援ポータルサイトを運営 LINEチャットボット「妊娠したかも相談@東京」友だち登録数 18,405人 妊産婦向けオンライン相談 1,840件	女性のための健康ホットライン 1,261件 不妊・不育ホットライン 440件 妊娠相談ほっとライン 電話 3,700件、メール 985件 妊娠過剰期等に関する普及啓発webサイト及びフリーレットを制作 妊娠支援ポータルサイトを制作 LINEチャットボット「妊娠したかも相談@東京」を制作 妊産婦向けオンライン相談 355件	—	—	
		3		東京ユースヘルスケア推進事業 (プレコンセプションケアに係る取組)	福祉局	妊娠・出産をこれから考える男女のプレコンセプションケアの推進に向け、正しい知識の普及啓発や検査への支援等を実施する。	○TOKYOプレコンゼミ：12回開催(参加者数：4,069名) ○検査費用助成件数：1,905件	○TOKYOプレコンゼミ：9回開催(参加者数：466名) ○AMH検査助成件数：110件				—	—	
		4		妊婦健康診査支援事業	福祉局	妊婦及び胎児の健康を守り、安心して出産できるよう、超音波検査の費用を助成する区市町村を支援する。	全区市町村で実施	61区市町村へ補助				—	—	
		5		不妊検査・不妊治療費の助成	福祉局	不妊検査及び一般不妊治療の費用の一部を助成する(平成29年度事業開始)。 また、特定不妊治療の費用の一部(特定不妊治療に至る過程の一環として行われる男性不妊治療の費用の一部も含む)を助成する。 令和4年4月から特定不妊治療が保険適用とされたことに伴い、助成内容を見直し、体外受精及び顕微授精を保険診療した際に併せて実施する先進医療について、かかる費用の一部を助成する。 社会的適応により凍結した卵子を用いて生殖補助医療を行った方に対し、治療にかかる費用の一部を助成する。	○凍結卵子を使用した生殖補助医療への助成件数 助成件数13件 ○不妊検査等助成 助成件数 10,764件 ○特定不妊治療費助成 助成件数 12,922件	○不妊検査等助成 助成件数 9,278件 ○特定不妊治療費助成 助成件数 12,520件	○不妊検査等助成 助成件数 10,644件 ○特定不妊治療費助成 助成件数 35,532件	○不妊検査等助成 助成件数 10,444件 ○特定不妊治療費助成 助成件数 32,946件	○不妊検査等助成 助成件数 10,383件 ○特定不妊治療費助成 助成件数 20,667件	—	—	
		6		卵子凍結への支援	福祉局	加齢等による妊娠機能の低下を懸念する場合に行う未授精卵子の凍結に係る医療行為にかかった費用の支援を実施する。(調査の協力等が要件) 未授精卵子を凍結した年度の次年度以降に調査に協力した場合、調査協力に係る費用の助成を実施する。(令和1年度まで)	○卵子凍結に係る費用助成：2,970件 ○調査協力に係る費用の助成：159件	○卵子凍結に係る費用助成：457件				—	—	
		7		働く女性のライフ・キャリアプラン応援事業	産業労働局	ライフ・キャリアプランの選択数のひとつとして、卵子凍結に関する正しい知識・認識が広まり、適切な活用が進むよう、普及啓発や職場環境整備を推進する。	(1) シンポジウム、セミナー 159人 (2) 働く女性のライフ・キャリアプラン制度整備奨励金 15社	①シンポジウム 148人 ②セミナー 101人 ③自主セミナー助成金 3件 ④制度整備助成金 14件				—	—	
		8		不育症検査費の助成	福祉局	妊娠はするものの、2回以上の流産等を繰り返し、子供を持てないといわれる不育症について、不育症のリスク因子を特定するための検査に係る費用の一部を助成する。	助成 1,041件	助成件数 1,011件	助成件数 1,197件	助成件数 1,256件	助成件数 1,166件	—	—	
		9		とうきょうママバビ応援事業	福祉局	全ての子育て家庭に対して妊娠期から保健師等の専門職が関わり、各家庭のニーズに応じた支援を妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく行う区市町村の取組を支援する。	全区市町村で実施	61区市町村(23区26市5町7村)が実施	61区市町村(23区26市5町7村)が実施	58区市町村(22区26市4町6村)が実施	55区市町村(21区26市3町5村)が実施	▲	62区市町村で、地域の実情に応じ、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制を構築	
		10		東京都都産・子育て応援事業	福祉局	妊婦や子育て家庭に対し、妊娠時、出産後及び1歳・2歳前後の時期において、子育て支援サービスの利用や育児用品等の提供による経済的支援を行うとともに、とうきょうママバビ応援事業による伴走型相談支援を一体的に実施することにより、区市町村と連携して妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制の整備を推進する。	全区市町村で実施	全区市町村で実施	全区市町村で実施			—	—	
		11		子育て家庭に対するアウトリーチ型の食事支援事業 <子供家庭支援区市町村包括補助事業>	福祉局	公的な支援につながらない子供のいる家庭や食の支援を必要とする家庭等に、食事の調理を行うヘルパーや栄養士等を派遣し、養育力の向上及び子供の健康の増進を図りながら、家庭の現状と課題を把握し、適切な支援につなげることで、子供の健やかな成長を支援する。	2区	1区	1区	3区	3区	—	—	
		12		母子保健支援事業	福祉局	母子保健運営協議会の開催や区市町村職員等を対象とした研修の実施により、地域における母子保健水準の維持・向上を図る。 母子保健に関するDX化の取組を行う区市町村の基盤整備を支援する。	母子保健運営協議会：年1回開催 母子保健研修：年10回開催(オンライン3回、対面1回開催) 受講申込者1111名	母子保健運営協議会：年1回開催 母子保健研修：年10回開催(オンライン9回、対面1回開催) 受講申込者2,871名 母子保健DXに取り組む区市町村支援 15自治体 母子保健DXの方向性について一部自治体へヒアリングを実施	母子保健運営協議会：年1回開催 母子保健研修：年10回開催(オンライン9回、対面1回開催) 受講申込者2,871名	母子保健運営協議会：年1回開催 母子保健研修：年8回開催(オンライン開催) 受講申込者1876名	母子保健運営協議会：年1回開催 母子保健研修：年4回開催(1、2、3月に実施)、コロナ影響により書面開催	—	—	

事業番号		校番	事業名	所管局	事業概要	令和 6 年度実績 (速報値)	令和 5 年度実績	令和 4 年度実績	令和 3 年度実績	令和 2 年度実績	目標掲げる事業 (＝■) 目標 目標値 (年度の記載のないものは令和 6 年度末までの目標)	
	13		TOKYO子育て情報サービス	福祉局	妊娠や子育て、子供の事故防止や応急手当等に関する情報をインターネットにより 2 4 時間 3 6 5 日提供することにより、子育て家庭の不安の軽減を図る。	ベビー項目閲覧数：8076回 事故項目閲覧数：1725回 合計閲覧数：9801回	web 12,699件	web 14,597件	web 13,453件	web 12,145件	—	—
	14		東京都こども医療ガイド	保健医療局	子供の病気やケガの対処の仕方、病気の基礎知識、子育てのアドバイスなどを、ホームページで情報提供し、子育て経験の少ない親の不安の軽減を図る。	ホームページアクセス件数 425,905件	ホームページアクセス件数 461,340件	ホームページアクセス件数 242,114件	ホームページアクセス件数 214,997件	ホームページアクセス件数 225,983件	—	—
	15		東京都医療機関案内サービス「ひまわり」	保健医療局	休日や夜間に子供が急に熱を出した場合など、その時間に診療している近くの医療機関を電話で案内するサービスを毎日 2 4 時間実施する。	音声自動応答サービス 17,167件	案内件数 2,196,238件 ・携帯サイト 188,735件 ・ホームページ 1,988,071件 ・音声自動応答サービス 19,432件	案内件数 1,820,520件 ・携帯サイト 30,188件 ・ホームページ 1,771,035件 ・音声自動応答サービス 19,297件	案内件数 1,838,666件 ・携帯サイト 31,645件 ・ホームページ 1,791,520件 ・音声自動応答サービス 15,501件	案内件数 2,327,509件 ・携帯サイト 41,658件 ・ホームページ 2,268,714件 ・音声自動応答サービス 17,137件	—	—
	16		若年がん患者等生殖機能温存治療費助成事業	保健医療局	若年がん患者等が、生殖機能温存から妊娠まで一體的な治療を受けるための費用を助成し、将来の妊娠に備えながら、希望を持ってがん治療に取り組むことを支援する。	助成件数 ・生殖機能温存治療 341件 ・妊娠のための治療 95件 ・凍結更新 44件	助成件数 ・生殖機能温存治療 329件 ・妊娠のための治療 95件 ・凍結更新 17件	助成件数 ・生殖機能温存治療 283件 ・妊娠のための治療 30件 ・凍結更新 3件	助成件数 ・生殖機能温存治療 169件 ・妊娠のための治療 3件		—	—
	17		電話相談「子供の健康相談室」（小児救急相談）	福祉局	子供の健康や救急に関する相談に対して、看護師や保健師（必要に応じて小児科医師）が対応し、保護者の不安の軽減を図る。	相談受付件数：134,927件	相談受付件数：127,247件	相談受付件数：176,510件			相談受付件数：138,822件	相談受付件数：102,003件
	18		子育て家庭のための情報交流コーナーの設置	保健医療局	小児総合医療センターにおいて、子育て家族同士の交流が図れるファミリールーム・交流コーナーや、子供の病気や医療に関する情報収集ができる情報コーナーを設置し、家族の子育て力を高めていく。	事故項目閲覧数：1725回	病児を持つ子育て家庭のための情報交流コーナーとして、「森のライブラリー」を設置している。ボランティアの協力により運営しており、令和5年度は週2日程度の開館とした。（年間99日）令和5年度の利用者数は年間4,356名であった。	病児を持つ子育て家庭のための情報交流コーナーとして、「森のライブラリー」を設置している。ボランティアの協力により運営しており、令和4年度は週2日程度の開館とした。（年間68日）令和4年度の利用者数は年間3,262名であった。蔵書充実に向けて、例年通り親子の参考になる図書を選定し、購入を行った。	令和3年度は新型コロナウイルス感染予防対策のため、情報コーナー（森のライブラリー）を1年間休館とした。再開の蔵書充実に向けて、例年通り病気を抱える親子の参考になる図書を選定し、購入を行った。	令和2年度は新型コロナウイルス感染予防対策のため、情報コーナー（森のライブラリー）を4月8日から休館とした。開館の実績は年間2回（令和元年度297回）、来館者数は年間延べ53人（令和元年度延べ9,523人）であった。また、患者家族向けに学びの場を提供することを目的とした、診療各科によるミニ勉強会についても、感染予防対策のため開催を中止した。（令和元年度8回開催、262名参加）図書については、利用者アンケートや多職種の意見等も含めて検討し、精神疾患、小児がん、周産期医療等、当院特有の疾患について、子ども向け、家族向けのものを中心に選定した。	—	—
	19		来院小児患者患者付き添い家族（児童）の一時預かり	保健医療局	小児総合医療センターにおいて、ボランティア等を活用した患者家族の一時預かりサービスを実施し、付き添い家族が安心して病院へのお見舞いができるようにする。	合計閲覧数：9801回	保護者の面会や付き添い時に、入院患者の兄弟・姉妹の一時的な世話をボランティアの協力により運営している。 令和 5 年度実績 開室日数：91日（週 2 日程度） 利用者数：256人	保護者の面会や付き添い時に、入院患者の兄弟・姉妹の一時的な世話をボランティアの協力により運営している。 入院患者の新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和4年度は5月まで休止していたが、6月から週 2 日程度の運営を再開した。（年間60日）令和4年度の利用者数は、年間66名（1日平均1.1名）であった。	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、運営が行えなかった。	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、4月に2日間、7月に7日間の計9日間のみの運営となった。（1日平均利用1.8人）預かり人数については前年度預かり人数1570人から1554人減（マイナス98.9％）の16人であった。	—	—
	20	1	各種医療費助成制度（妊娠高血圧症候群等の医療費助成）	福祉局	「小児慢性特定疾病の医療費助成」等を行うほか、義務教育就学期までの乳幼児及び児童に医療費助成を行う市町村に対して、その経費の一部を補助することにより、医療費の負担の軽減を図る。	○妊娠高血圧症候群医療費助成 6人	○妊娠高血圧症候群医療費助成（金額） 981千円（実人員） 4人	○妊娠高血圧症候群医療費助成（金額） 891千円（実人員） 7人	○妊娠高血圧症候群医療費助成（金額） 1,439千円（実人員） 5人	○妊娠高血圧症候群医療費助成（金額） 1,583千円（実人員） 10人	—	—
	20	2	各種医療費助成制度（未熟児養育医療費助成）	福祉局	「小児慢性特定疾病の医療費助成」等を行うほか、義務教育就学期までの乳幼児及び児童に医療費助成を行う市町村に対して、その経費の一部を補助することにより、医療費の負担の軽減を図る。	○未熟児養育医療費助成 6,349人(暫定値)	○未熟児養育医療費助成（金額） 157,875千円（実人員） 6,151人(暫定値)	○未熟児養育医療費助成（金額） 139,160千円（実人員） 6,958人(暫定値)	○未熟児養育医療費助成（金額） 144,825千円（実人員） 7,111人(暫定値)	○未熟児養育医療費助成（金額） 145,226千円（実人員） 6,271人(暫定値)	—	—
	20	3	各種医療費助成制度（小児慢性特定疾病医療費助成）	福祉局	「小児慢性特定疾病の医療費助成」等を行うほか、義務教育就学期までの乳幼児及び児童に医療費助成を行う市町村に対して、その経費の一部を補助することにより、医療費の負担の軽減を図る。	○小児慢性特定疾病医療費助成 5,826人	○小児慢性特定疾病医療費助成（金額） 1,904,981千円（実人員） 5,910人	○小児慢性特定疾病医療費助成（金額） 1,878,301千円（実人員） 6,615人	○小児慢性特定疾病医療費助成（金額） 1,961,927千円（実人員） 7,077人	○小児慢性特定疾病医療費助成（金額） 1,929,621千円（実人員） 8,309人	—	—
	20	4	各種医療費助成制度（乳幼児医療費助成）	福祉局	「小児慢性特定疾病の医療費助成」等を行うほか、乳幼児、義務教育就学期にある児童及び高校生等の医療費の一部を助成する自治体を補助することにより、医療費の負担の軽減を図る。	○乳幼児医療費助成対象者数（市町村部のみ） 159,030人 助成件数（市町村部のみ） 3,348,064件	○乳幼児医療費助成対象者数（市町村部のみ） 166,145人 助成件数（市町村部のみ） 3,592,310件	○乳幼児医療費助成対象者数（市町村部のみ） 174,663人 助成件数（市町村部のみ） 3,221,048件	○乳幼児医療費助成対象者数（市町村部のみ） 181,283人 助成件数（市町村部のみ） 3,150,525件	○乳幼児医療費助成対象者数（市町村部のみ） 187,075人 助成件数（市町村部のみ） 2,718,962件	—	—
	20	5	各種医療費助成制度（義務教育就学児医療費助成）	福祉局	「小児慢性特定疾病の医療費助成」等を行うほか、乳幼児、義務教育就学期にある児童及び高校生等の医療費の一部を助成する自治体を補助することにより、医療費の負担の軽減を図る。	○義務教育就学児医療費助成対象者数（市町村部のみ） 237,250人 助成件数（市町村部のみ） 3,566,710件	○義務教育就学児医療費助成対象者数（市町村部のみ） 241,107人 助成件数（市町村部のみ） 3,475,642件	○義務教育就学児医療費助成対象者数（市町村部のみ） 245,200人 助成件数（市町村部のみ） 2,891,449件	○義務教育就学児医療費助成対象者数（市町村部のみ） 245,377人 助成件数（市町村部のみ） 2,755,380件	○義務教育就学児医療費助成対象者数（市町村部のみ） 244,995人 助成件数（市町村部のみ） 2,489,836件	—	—
	20	6	各種医療費助成制度（高校生等医療費助成）	福祉局	「小児慢性特定疾病の医療費助成」等を行うほか、乳幼児、義務教育就学期にある児童及び高校生等の医療費の一部を助成する自治体を補助することにより、医療費の負担の軽減を図る。	○高校生等医療費助成対象者数（区市町村） 201,478人 助成件数（区市町村） 2,432,782件	○高校生等医療費助成対象者数（区市町村） 194,491人 助成件数（区市町村） 1,812,100件 ○高校生等医療費助成事業準備経費補助 高校生等医療費助成事業の開始に向けた区市町村等の準備経費を補助	高校生等医療費助成事業の開始に向けた区市町村等の準備経費を補助			—	—

	事業 番号	枝番	事業名	所管局	事業概要	令和 6 年度実績 (速報値)	令和 5 年度実績	令和 4 年度実績	令和 3 年度実績	令和 2 年度実績	目標を掲げる事業（＝■）	
											目標 掲載	目標値（年度の記載のないものは令和 6 年度末までの目標）
	(2)		安心できる小児・母子医療体制の整備									
	21		小児救急医療体制の充実（初期・二次救急）	保健医療局	子供の急病に対応するため、区市町村が地域の小児科医の協力を得て実施する「小児初期救急平日夜間診療事業」に対して積極的な支援を行う。 入院を必要とする小児の救急患者に対応した二次救急医療については、小児科の「休日・全夜間診療事業」を引き続き実施し、原則、固定・通年制で常時小児科医師による対応が可能な体制を確保する。	< 初期救急 > 42 区市町村（23 区 16 市 2 町 1 村） < 二次救急 > 74 床（51 施設）	< 初期救急 > 41 区市町村（22 区 16 市 2 町 1 村） < 二次救急 > 7 9 床（5 3 施設）	< 初期救急 > 41 区市町村（22 区 16 市 2 町 1 村） < 二次救急 > 7 9 床（5 3 施設）	< 初期救急 > 38 区市町村（22 区 14 市 1 町 1 村） < 二次救急 > 7 9 床（5 3 施設）	< 初期救急 > 4 1 区市町村（2 2 区 1 6 市 2 町 1 村） < 二次救急 > 7 9 床（5 3 施設）	—	—
	22		地域における小児医療研修	保健医療局	地域の小児初期救急診療事業に参加する医師を確保するため、小児科二次救急医療機関における地域の診療所の医師等に対して臨床研修や、小児救急医療への参加を促進する小児救急研修会、地域で小児救急医療に従事する医師の研修会を実施する。	地域小児医療研修（臨床研修） 3 名 小児救急コース 132 名 小児救急研修会 212 名	地域小児医療研修（臨床研修） 3 名 小児救急コース 108 名 小児救急研修会 175 名	地域小児医療研修（臨床研修） 1 名 小児救急コース 100 名 小児救急研修会 197 名	地域小児医療研修（臨床研修） 1 名 小児救急コース 70 名 小児救急研修会 134 名	地域小児医療研修（臨床研修） 4 名 小児救急コース 4 5 名 小児救急研修会 5 3 名	—	—
	23		休日・全夜間診療事業 参画医療機関施設整備 費等補助（小児）	保健医療局	小児科の救急患者に対し、24 時間 365 日小児科医が対応する診療体制を確保するため、整備費の補助を行う。	2 施設	1 施設	2 施設	1 施設	2 施設	—	—
	24		休日・全夜間診療事業 （小児・専任看護師配置）	保健医療局	休日・全夜間診療事業（小児）を行う医療機関において、緊急性の高い患者の命を守るため、救急医療の要否や診療の順番を判断する「トリアージ」の実施を支援し、迅速に適切な治療につなげる体制を整備する。	4 施設	4 施設	4 施設	3 施設	4 施設	—	—
	25		小児集中治療室医療従事者研修事業	保健医療局	良質な小児救命、集中治療体制を維持していくため、東京都小児救命救急センターにおいて医師等に対する小児の集中治療に係る専門的な実地研修を行う。	2 施設	2 施設	2 施設	2 施設	2 施設	—	—
	26		こども救命センターの運営	保健医療局	重篤な小児救急患者を迅速に受け入れ、外科・内科を問わず小児特有の症状に対応した高度な救命治療を実施する。合わせて、医療連携の拠点として、円滑な転院搬送のための施設間調整を行うとともに、地域の医療機関をサポートする臨床教育・研修等を実施する。	4 施設	4 施設	4 施設	4 施設	4 施設	—	—
	27		東京都小児医療協議会	保健医療局	小児医療体制の確保・充実にに向けた検討・協議を行う「東京都小児医療協議会」を設置する。協議会では、小児救急医療体制の確保等に向け、一次から三次救急医療施設の小児医療ネットワークの構築について検討・協議を行う。	協議会 1 回 連携会議 14 回 他	協議会（部会） 1 回 連携会議 7 回 他	協議会（部会） 2 回 連絡会等 2 回 他	協議会（部会） 2 回	協議会 1 回 連絡会等 1 回 他	—	—
	28		周産期医療システムの整備	保健医療局	出産前後の母体・胎児や新生児に対する高度な医療に対応できる周産期母子医療センターなどの整備を進めるとともに、総合的な周産期医療体制の確立を図る。	NICU（新生児集中治療室）病床数 3 7 1 床（参考） 総合周産期母子医療センター 14 所 地域周産期母子医療センター 14 所	NICU（新生児集中治療室）病床数 3 7 4 床（参考） 総合周産期母子医療センター 14 所 地域周産期母子医療センター 15 所	NICU（新生児集中治療室）病床数 3 7 4 床（参考） 総合周産期母子医療センター 14 所 地域周産期母子医療センター 15 所	NICU（新生児集中治療室）病床数 3 6 5 床（参考） 総合周産期母子医療センター 14 所 地域周産期母子医療センター 14 所	NICU（新生児集中治療室）病床数 3 5 6 床（参考） 総合周産期母子医療センター 14 所 地域周産期母子医療センター 14 所	■事業目標（令和 5 年度末） NICU340 床	
	29		周産期医療施設等整備費補助	保健医療局	都内の新生児疾患の診断・治療及びリスクの高い妊産婦等の医療的管理を行う周産期施設の整備等を行うことにより、地域において出産前後の母体胎児から新生児に至る一貫した医療を提供する。	施設整備（小児） 0 施設 設備整備（小児） 17 施設 施設整備（周産期） 0 施設 設備整備（周産期） 8 施設 設備整備（地域産科） 8 施設 設備整備（G C U） 7 施設 周産期救急研修用物品 7 施設	施設整備（小児） 1 施設 設備整備（小児） 17 施設 施設整備（周産期） 1 施設 設備整備（周産期） 7 施設 設備整備（地域産科） 13 施設 設備整備（G C U） 8 施設 周産期救急研修用物品 5 施設	設備整備（小児） 18 施設 設備整備（周産期） 7 施設 設備整備（地域産科） 12 施設 設備整備（G C U） 9 施設 周産期救急研修用物品 4 施設	施設整備（小児） 1 施設 施設整備（地域産科） 1 施設 設備整備（小児） 18 施設 設備整備（周産期） 8 施設 設備整備（地域産科） 10 施設 設備整備（G C U） 11 施設 周産期救急研修用物品 4 施設	施設整備（小児） 1 施設 施設整備（地域産科） 1 施設 設備整備（小児） 13 施設 設備整備（周産期） 5 施設 設備整備（地域産科） 11 施設 設備整備（G C U） 8 施設 周産期救急研修用物品 5 施設	—	—
	30		母体救命対応総合周産期母子医療センターの設置	保健医療局	救命救急センターと総合周産期母子医療センターの密接な連携により、緊急に母体救命処置が必要な妊産婦を必ず受け入れる「母体救命対応総合周産期母子医療センター」（いわゆる「スーパー総合周産期センター」）を指定し、母体が迅速に救命処置を受けられる体制を確保することにより、都民が安心して妊娠・出産できる環境を整備する。	指定 6 施設	指定 6 施設	指定 6 施設	指定 6 施設	指定 6 施設	—	—
	31		周産期搬送コーディネーターの配置	保健医療局	総合周産期母子医療センターのブロック内では受入困難な事例について、都内全域の搬送調整等を中心して行う周産期搬送コーディネーターを配置することにより、総合周産期母子医療センターにおいて搬送調整業務を行う医師の負担軽減を図るとともに、母体・新生児の迅速な医療の確保を図る。	周産期搬送コーディネーターを配置し、都内全域の搬送調整を実施した。	周産期搬送コーディネーターを配置し、都内全域の搬送調整を実施した。	周産期搬送コーディネーターを配置し、都内全域の搬送調整を実施した。	周産期搬送コーディネーターを配置し、都内全域の搬送調整を実施した。	周産期搬送コーディネーターを配置し、都内全域の搬送調整を実施した。	—	—
	32		周産期医療ネットワークグループの構築	保健医療局	周産期医療ネットワークグループを構築し、地域の中で一次、二次、三次それぞれの医療機関が機能に応じた役割分担と連携をすめ、リスクに応じた医療提供体制を構築する。	都内全域を 8 つのブロックに分け、周産期医療ネットワークグループの連携会議を実施	都内全域を 8 つのブロックに分け、周産期医療ネットワークグループの連携会議を実施	都内全域を 8 つのブロックに分け、周産期医療ネットワークグループの連携会議を実施	都内全域を 8 つのブロックに分け、周産期医療ネットワークグループの連携会議を実施	都内全域を 8 つのブロックに分け、周産期医療ネットワークグループの連携会議を実施	—	—
	33		周産期連携病院の確保	保健医療局	ミドルリスクの妊産婦に緊急診療を行う「周産期連携病院」を必要に応じ整備していくことにより、周産期母子医療センターへの分娩・搬送集中を緩和し、妊婦のリスクに応じた体系的な受入体制の確保を図る。	14 施設	11 施設	11 施設	12 施設	12 施設	—	—
	34		多摩新生児連携病院の確保	保健医療局	区部に比べて周産期母子医療センターが少ない多摩地域において、比較的风险の高い新生児の対応が可能な医療機関を確保することにより、多摩地域の新生児受入体制の強化を図る。	2 施設（東京慈恵会医科大学附属第三病院、市立青梅総合医療センター）	2 施設（東京慈恵会医科大学附属第三病院、市立青梅総合医療センター）	2 施設（東京慈恵会医科大学附属第三病院、青梅市立総合病院）	2 施設（東京慈恵会医科大学附属第三病院、青梅市立総合病院）	2 施設（東京慈恵会医科大学附属第三病院、青梅市立総合病院）	—	—
	35		在宅移行支援病床運営事業	保健医療局	NICU や GCU に長期入院している又は同等の病状を有する気管切開以上の呼吸管理を必要とする小児について、NICU・GCU と在宅療養の間に中間的な病床として在宅移行支援病床を設置し、在宅生活への円滑な移行の促進を図る。	17 施設 57 床	18 施設 59 床	15 施設 55 床	14 施設 50 床（都立施設除く）	11 施設 44 床（都立施設除く）	—	—
	36		在宅療養児一時受入支援事業	保健医療局	NICU 等長期入院児等の在宅医療中の定期的医学管理及び保護者のレスパイトケアを実施する。	22 施設 59 床	23 施設 56 床	21 施設 53 床	21 施設 48 床（都立施設除く）	23 施設 49 床（都立施設除く）	—	—

	事業番号	枝番	事業名	所管局	事業概要	令和6年度実績 (速報値)	令和5年度実績	令和4年度実績	令和3年度実績	令和2年度実績	目標掲げる事業(=■)	
											目標掲載	目標値(年度の記載のないものは令和6年度末までの目標)
		37	地域医療を担う医師養成事業(医師奨学金)	保健医療局	将来、都内の医師確保が必要な地域や診療科等に医師として従事しようとする者に対し、奨学金を貸与し、都内の医師確保が必要な地域や診療科等(小児医療、周産期医療、救急医療等)の医師の確保及び質の向上を図る。	確保支援事業 61施設 育成支援事業 20施設	【特別貸与】 奨学金被貸与者 336名 (うち新規被貸与者 25名(順天堂大学10名、杏林大学10名、日本医科大学5名)) ・被貸与者のうち23名が臨床研修を終了し、令和5年度から指定領域(小児・周産期等)への従事を開始する。 【一般貸与】 平成29年度をもって新規採用を終了	【特別貸与】 奨学金被貸与者 318名 (うち新規被貸与者 25名(順天堂大学10名、杏林大学10名、日本医科大学5名)) ・被貸与者のうち25名が臨床研修を終了し、令和4年度から指定領域(小児・周産期等)への従事を開始する。 【一般貸与】 平成29年度をもって新規採用を終了	【特別貸与】 奨学金被貸与者 293名 (うち新規被貸与者 25名(順天堂大学10名、杏林大学10名、東京慈恵会医科大学5名)) ・被貸与者のうち25名が臨床研修を終了し、令和4年度から指定領域(小児・周産期等)への従事を開始する。 【一般貸与】 平成29年度をもって新規採用を終了	【特別貸与】 奨学金被貸与者 268名 (うち新規被貸与者 25名(順天堂大学10名、杏林大学10名、東京慈恵会医科大学5名)) ・被貸与者のうち24名が臨床研修を終了し、令和3年度から指定領域(小児・周産期等)への従事を開始する。 【一般貸与】 平成29年度をもって新規採用を終了	—	—
		38	産科医等育成・確保支援事業	保健医療局	地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給することにより、処遇改善を通じて急激に減少する産科医療機関及び産科医等の確保を図るとともに、臨床研修後の専門的な研修において、研修手当等を支給することにより、将来の産科医療を担う医師の育成を図る。	確保支援事業 61施設 育成支援事業 20施設	確保支援事業 61施設 育成支援事業 20施設	確保支援事業 71施設 育成支援事業 18施設	確保支援事業 68施設 育成支援事業 16施設	確保支援事業 73施設 育成支援事業 14施設	—	—
		39	新生児医療担当医育成・確保支援事業	保健医療局	NICU入院児を担当する医師に手当を支給することにより、処遇改善を通じて新生児担当医の確保を図るとともに、臨床研修終了後の専門的な研修において、研修医手当等を支給することにより、将来の新生児医療を担う医師の育成を図る。	確保支援事業 16施設 育成支援事業 8施設	確保支援事業 16施設 育成支援事業 6施設	確保支援事業 16施設 育成支援事業 6施設	確保支援事業 12施設 育成支援事業 5施設	確保支援事業 12施設 育成支援事業 4施設	—	—
		40	病院勤務者勤務環境改善事業	保健医療局	都内医療体制の安定的な確保が可能となるよう、病院勤務医師及び看護職員の勤務環境を改善し、離職防止と定着を図る取組及び職場を離れた医師等の再就業を支援する取組を行う病院を支援する。	延べ60(実数42)の病院へ補助を実施 ◀勤務環境改善及び再就業支援事業> ○ 復職研修及び就労環境改善事業 32病院 ○ 相談窓口の設置 7病院 ◀チーム医療推進の取組> 20病院 ◀勤務環境改善施設・設備整備事業> 休憩室・当直室の新築、増改築又は改修に係る施設・設備の整備 ・ 施設整備 1病院 ・ 設備整備 1病院	延べ83(実数64)の病院へ補助を実施 ◀勤務環境改善及び再就業支援事業> ○ 復職研修及び就労環境改善事業 35病院 ○ 相談窓口の設置 8病院 11病院 ◀チーム医療推進の取組> 38病院 ◀勤務環境改善施設・設備整備事業> 休憩室・当直室の新築、増改築又は改修に係る施設・設備の整備 ・ 施設整備 1病院 ・ 設備整備 1病院	延べ88(実数68)の病院へ補助を実施 ◀勤務環境改善及び再就業支援事業> ○ 復職研修及び就労環境改善事業 36病院 ○ 相談窓口の設置 11病院 ◀チーム医療推進の取組> 32病院 ◀勤務環境改善施設・設備整備事業> 休憩室・当直室の新築、増改築又は改修に係る施設・設備の整備 ・ 施設整備 3病院 ・ 設備整備 0病院	延べ81(実数69)の病院へ補助を実施 ◀勤務環境改善及び再就業支援事業> ○ 復職研修及び就労環境改善事業 39病院 ○ 相談窓口の設置 8病院 ◀チーム医療推進の取組> 38病院 ◀勤務環境改善施設・設備整備事業> 休憩室・当直室の新築、増改築又は改修に係る施設・設備の整備 ・ 施設整備 2病院 ・ 設備整備 1病院	延べ91(実数69)の病院へ補助を実施 ◀勤務環境改善及び再就業支援事業> ○ 復職研修及び就労環境改善事業 39病院 ○ 相談窓口の設置 8病院 ◀チーム医療推進の取組> 38病院 ◀勤務環境改善施設・設備整備事業> 休憩室・当直室の新築、増改築又は改修に係る施設・設備の整備 ・ 施設整備 3病院 ・ 設備整備 3病院	—	—
		41	助産所と嘱託医療機関等の連携支援	保健医療局	助産所における嘱託医師、嘱託医療機関等確保のための相談窓口を設置するとともに、助産所と嘱託医師等の連携を促進することにより、安全・安心な分娩を支援する。	○相談窓口の設置(令和6年6月) ○都内の嘱託医及び都内嘱託医療機関を対象とした調査(令和7年1・2月)	○相談窓口の設置(令和5年12月) ○都内の開業助産師を対象とした調査実施(令和6年1月)				—	—
		42	助産所設備整備費補助	保健医療局	妊婦の多様なニーズに応え、身近な地域で安全・安心に出産できる環境を整備するため、分娩を取り扱う助産所に対して、医療機器や情報通信機器等の設備整備を促進する。	7施設	15施設				—	—
(3) 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実												
		43	保健医療政策区市町村包括補助事業	保健医療局	身近な地域医療・保健の実施主体である区市町村が地域の実情に合わせて行う自主的、主体的な取組を支援し、保健医療サービスの向上を推進する。	交付決定額 2,345,928千円	交付決定額 1,985,648千円	交付決定額 1,808,020千円	交付決定額 1,707,907千円	交付決定額 1,619,830千円	—	—
		44	要支援家庭の早期発見に向けた取組	福祉局	母子健康手帳交付時や新生児訪問時の機会等を活用して、支援が必要な家庭の早期発見を図り、保健所・保健センターの個別指導、子供家庭支援センターで実施する在宅サービスなど、適切な支援につなげる区市町村の取組を促進する。	○子供家庭支援区市町村包括補助事業 30か所の自治体が実施	○子供家庭支援区市町村包括補助事業 30か所の自治体が実施	○子供家庭支援区市町村包括補助事業 30か所の自治体が実施	○子供家庭支援区市町村包括補助事業 30か所の自治体が実施	○子供家庭支援区市町村包括補助事業 28か所の自治体が実施	—	—
		45	ファミリー・アテンダント事業	子供政策連携室	子育て家庭の孤独・孤立対策を強化するため、地域の民間団体等の人材を活用した家庭訪問等を通じ、日常的な不安・悩みに寄り添う、「アウトリーチ型」支援を展開する。	6自治体で事業を実施	4自治体で先行実施				—	—
		46	子供・子育てでメンター事業	子供政策連携室	日常的な不安や悩みを気軽に相談できる「子供・子育てでメンター・キュッとチャット」を設置し、子供や子育て家庭の孤独・孤立による不安や悩みの予防・解消につなげていく。	システムの設計・開発 チャット相談事業を先行稼働	相談システムの開発に向けた要件定義の実施				—	—
		47	とうきょう子育て応援パートナー事業	福祉局	妊娠期から就学前にかけて、子供と家庭に寄り添い、あらゆる支援をコーディネートするとうきょう子育て応援パートナー制度」を創設し、安心して子育てができる環境を整備する。	事業終了	4区市町	制度検討のためワーキンググループを設置、検討会を開催(6回)			—	—
		48	予防的支援推進とうきょうモデル事業	福祉局	児童虐待の未然防止のため、新たな予防的支援に取り組む区市町村を支援するとともに、その効果検証を行い、方法を確立し都内区市町村全体に展開する。	事業終了	4区市	4区市			—	—
		49	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	福祉局	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業に取り組む区市町村を支援する。	58区市町村(23区26市4町5村)	54区市町村(23区26市4町5村)	54区市町村(23区26市2町3村)	54区市町村(23区26市2町3村)	58区市町村(23区26市4町5村)	▲	62区市町村で、地域の実情に応じ、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制を構築
		50	子供家庭支援センター事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業>	福祉局	地域の子供と家庭を支援するため、区市町村における第一義的な相談窓口、在宅サービスの提供・調整機関、関係機関や団体のコーディネート機関として、子育て支援ネットワークの核となる子供家庭支援センターの取組を支援する。また、児童虐待対応の専門性を強化した子供家庭支援センターを設置して虐待の未然防止や早期発見・対応に取り組む区市町村を支援する。	【参考】子供家庭支援センター事業 61区市町村(23区26市5町7村) 【参考】子供家庭支援センター事業(先駆型から類型変更) 55区市町村(23区26市5町1村)	【参考】子供家庭支援センター事業 6106区市町村(23区26市5町7村) 【参考】子供家庭支援センター事業(先駆型から類型変更) 55区市町村(23区26市5町1村)	【参考】子供家庭支援センター事業 60区市町村(23区26市5町6村) 【参考】子供家庭支援センター事業(先駆型から類型変更) 55区市町(23区26市5町1村)	【参考】子供家庭支援センター事業 60区市町村(23区26市5町6村) 【参考】子供家庭支援センター事業(先駆型から類型変更) 55区市町(23区26市5町1村)	【参考】子供家庭支援センター事業 60区市町村(23区26市5町6村) 【参考】子供家庭支援センター事業(先駆型から類型変更) 55区市町(23区26市5町1村)	—	—

	事業番号	枝番	事業名	所管局	事業概要	令和6年度実績 (速報値)	令和5年度実績	令和4年度実績	令和3年度実績	令和2年度実績	目標掲げる事業(=■)	
											目標掲載	目標値(年度の記載のないものは令和6年度末までの目標)
	51		子供家庭支援センター地域支援力強化事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業>	福祉局	経験豊富な虐待対策ワーカーの増配置や、区市町村の要保護児童対策地域協議会のきめ細かな実施、平日夕方や休日の相談体制を確保することにより、子供家庭支援センターの更なる体制強化を図る取組を支援する。	主任虐待対策ワーカー事業：30区市町（16区13市1町） 要保護児童対策地域協議会活性化促進事業19区市（10区9市） 地域の相談力強化事業3区市（2区1市）	主任虐待対策ワーカー事業：32区市町（15区16市1町） 要保護児童対策地域協議会活性化促進事業18区市（10区85市） 地域の相談力強化事業4区市（2区2市）	主任虐待対策ワーカー事業：31区市町（16区14市1町） 要保護児童対策地域協議会活性化促進事業15区市（10区5市） 地域の相談力強化事業4区市（2区2市）			—	—
	52		虐待対策コーディネーター事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業>	福祉局	子供家庭支援センターにおいて、調整機能を担う虐待対策コーディネーターの配置を強化し、虐待ケースの適切な進捗管理や関係機関との連携を促進することにより、児童虐待への更なる対応力向上を図る取組を支援する。	39区市（19区20市）	37区市（19区18市）	38区市（19区19市）			—	—
	53		虐待対策ワーカー業務の委託支援事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業>	福祉局	年々増加傾向にある児童虐待の相談や支援等に対応するため、子供家庭支援センターの虐待対策ワーカー業務の委託の補助を創設し、業務の一部を民間委託する取組を支援する。	実績なし	実績なし				—	—
	54		養育支援訪問事業	福祉局	保護者の養育を支援することが特に必要な家庭を訪問し支援する養育支援訪問事業に取り組み区市町村を支援する。	55区市町村（23区26市4町2村）	54区市町村（22区26市5町1村）	50区市町村（23区24市2町1村）	52区市町村（23区26市2町1村）	55区市町村（23区26市5町1村）	▲	62区市町村で、地域の実情に応じ、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制を構築
	55		親の子育て力向上支援事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業>	福祉局	親同士が相互に学び合うグループワークを通して子育てスキルの向上や仲間作りを促進し、育児不安の解消を図る取組を支援する。	事業実施26区市（12区14市）	事業実施26区市（13区13市）	事業実施26区市（13区13市）	事業実施28区市（15区13市）	事業実施26区市（12区14市）	—	—
	56		子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	福祉局	子供の年齢にかかわらず、すべての子育て家庭が、ショートステイ・トワイライトステイのサービスを、必要に応じて利用することができるよう取り組む区市町村を支援する。	51区市町（23区26市2町）（実績報告ベース） ショートステイ51区市町（23区26市2町） トワイライトステイ25区市（16区9市）	51区市町（23区26市2町）（実績報告ベース） ショートステイ51区市町（23区26市2町） トワイライトステイ24区市（16区8市）	51区市町（23区26市2町）（実績報告ベース） ショートステイ51区市町（23区26市2町） トワイライトステイ25区市（17区8市）	51区市町（23区26市2町）（実績報告ベース） ショートステイ51区市町（23区26市2町） トワイライトステイ25区市（17区8市）	51区市町（23区26市2町）（実績報告ベース） ショートステイ51区市町（23区26市2町） トワイライトステイ24区市（16区8市）	▲	62区市町村で、地域の実情に応じた実施体制の整備
	57		要支援家庭を対象としたショートステイ事業	福祉局	養育に特に支援が必要な家庭の児童に対し、子育て支援の一環としてショートステイサービスを提供し、子供の成長や保護者を支援することにより、安心して子育てに取り組むことができる環境整備を支援する。	13区2市	12区2市	15区1市	13区1市	13区1市	—	—
	58		ショートステイ事業の拡充	福祉局	ショートステイについて、実施施設を当日でも利用できる枠や個別対応を有する児童の受入体制を確保するとともに、協力家庭の活用に対する支援を充実することにより、利用者ニーズに応じた体制を整備する。	12区16市2町	11区16市2町	9区15市2町	3区3市1町	2区5市2町	—	—
	59		子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）<子供家庭支援区市町村包括補助事業及び国の交付金>	福祉局	仕事と家庭の両立や子を持つすべての家庭の子育てを支援するため、地域の会員同士で育児の援助を行うファミリー・サポート・センターの安定的な実施に取り組む区市町村を支援する。	54区市町村（23区26市4町1村） 令和5年度提供会員14,006人（実績報告ベース）	54区市町村（23区26市4町1村） 令和5年度提供会員14,227人（実績報告速報値ベース）	53区市町村（23区26市3町1村） 令和4年度提供会員14,123人（実績報告速報値ベース）	53区市町村（23区26市3町1村） 令和3年度提供会員14,117人（実績報告速報値ベース）	53区市町村（23区26市3町1村） 令和2年度提供会員14,405人（実績報告ベース）	▲	62区市町村で、地域の実情に応じた実施体制の整備
	60		ファミサポマイスター推進事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業）	福祉局	ファミリー・サポート・センターで子育てを援助する提供会員に、子育てに関する研修の充実を行い、受講した提供会員に対して報酬の上乗せを行うことで、提供会員の質と量を確保する。	5区市	3区市	3区市	3区市	3区市	—	—
	61		一時預かり事業	福祉局	保護者の疾病や育児疲れなど、保護者の事情に応じて一時的に保育を提供することができるよう、一時預かり事業に取り組む区市町村や事業者を支援する。	55区市町村 年間延べ利用児童数：740,377人（幼稚園型を除く） 【令和6年度決算ベース】	54区市町村 年間延べ利用児童数：691,983人（幼稚園型を除く） 【令和5年度決算ベース】	54区市町村 年間延べ利用児童数：758,639人（幼稚園型を除く） 【令和4年度決算ベース】	55区市町村 年間延べ利用児童数：758,639人（幼稚園型を除く） 【令和3年度決算ベース】	55区市町村 年間延べ利用児童数：723,424人（幼稚園型を除く） 【令和2年度決算ベース】	▲	62区市町村で、地域の実情に応じた実施体制の整備
	62		地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）の充実	福祉局	身近な地域で親子が気軽に集い、相互に交流を図る場を提供する子育てひろばの整備や相談体制の充実に取り組む区市町村を支援する。	地域支援又は利用者支援事業を実施する子育てひろば：482か所（22区20市1村） ※令和6年9月1日時点	地域支援又は利用者支援事業を実施する子育てひろば：335か所（22区21市1村） ※令和5年9月1日時点	地域支援又は利用者支援事業を実施する子育てひろば：312か所（22区20市1村） ※令和4年9月1日時点	地域支援又は利用者支援事業を実施する子育てひろば：312か所（21区20市1村） ※令和3年9月1日時点	地域支援又は利用者支援事業を実施する子育てひろば：289か所（20区20市1村） ※令和2年9月1日時点	■	地域支援又は利用者支援事業を行う子育てひろばを全区市町村で実施
	63		子供を守る地域ネットワーク機能強化事業	福祉局	区市町村において、子供を守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資する区市町村の取組を支援する。	51区市町村（22区25市3町1村）	50区市町村（22区25市3町2村）	51区市町村（22区25市3町1村）	52区市町村（22区25市4町1村）	51区市町（22区25市3町1村）	—	—
	64		子供を守る地域ネットワーク巡回支援事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業>	福祉局	児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を目的に、地域の小・中学校や子育て支援施設等の関係機関を巡回・支援するチームを設置し、課題や不安を抱える家庭等の情報収集を行い、早期に必要な支援につなげる取組を行う区市町村を支援する。	20区市（10区10市）	19区市（10区9市）	20区市（10区10市）	9区9市	10区8市	—	—
	65		4152（よいこ）電話	福祉局	土・日・祝日（年末年始を除く）を含め、毎日、電話相談を行うとともに、聴覚言語障害者向けには、FAX相談を実施し、多様な児童相談ニーズに応える。	相談受理件数：8,849件	相談受理件数：9,087件	相談受理件数：8,615件	相談受理件数：8,628件（速報値）	相談受理件数：8,052件	—	—
	66		利用者支援事業	福祉局	子供及びその保護者等、又は妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する区市町村を支援する。	23区26市4町5村で実施。（東京都子供・子育て支援交付金交付申請より） ○基本型：156か所（17区19市） ○特定型：48か所（18区17市） ○こ家セゾン：166か所（23区26市4町5村）	23区26市2町3村で実施。（東京都子供・子育て支援交付金交付申請より） ○基本型：146か所（15区16市） ○特定型：48か所（18区17市） ○母子保健型：132か所（23区26市2町3村）	23区26市2町3村で実施。（東京都子供・子育て支援交付金交付申請より） ○基本型：141か所（14区15市1村） ○特定型：48か所（18区16市1村） ○母子保健型：134か所（23区26市3町3村）	23区26市2町3村で実施。（東京都子供・子育て支援交付金交付申請より） ○基本型：127か所（14区15市1村） ○特定型：49か所（18区18市） ○母子保健型：128か所（22区26市2町2村）	23区26市1町2村で実施。（東京都子供・子育て支援交付金交付申請より） ○基本型：118か所（13区14市） ○特定型：49か所（18区17市） ○母子保健型：128か所（22区24市1町1村）	■	62区市町村、地域の実情に応じた実施体制の整備

事業番号		枝番	事業名	所管局	事業概要	令和6年度実績 (速報値)	令和5年度実績	令和4年度実績	令和3年度実績	令和2年度実績	目標掲げる事業(=■) 目標値(年度の記載のないものは令和6年度末までの目標)		
	67		地域子育て支援研修	福祉局	年々複雑化する子供家庭相談に的確に対応できる人材を育成するため、子供家庭支援センター、地域子育て支援拠点(子育てひろば)等、地域における子育て支援・相談業務等に関わる職員を対象に、子育て支援をめぐる相談業務に必要な技術・知識の付与や更なる専門性の向上を図り、区市町村の支援体制を総体的に強化する。	地域子育て支援機関研修 計2回開催 受講者延306名 子供家庭支援センター職員研修 計35回 受講者延1321名 区市町村児童相談業務研修 計1回 受講者90名 子育てひろば職員研修 計12回 受講者延1055名 子育て援助活動支援事業アドバイザー研修 計6回開催 受講者延110名	地域子育て支援機関研修 計2回開催 受講者399名 子供家庭支援センター職員研修 計13回開催 受講者469名 区市町村児童相談業務研修 計1回開催 受講者77名 子育てひろば職員研修 計12回開催 受講者1059名 子育て援助活動支援事業アドバイザー研修 計6回開催 受講者113名	地域子育て支援機関研修 計2回開催 受講者469名 子供家庭支援センター職員研修 計13回開催 受講者683名 区市町村児童相談業務研修 計1回開催 受講者77名 子育てひろば職員研修 計12回開催 受講者871名 子育て援助活動支援事業アドバイザー研修 計6回開催 受講者113名	地域子育て支援機関研修 計2回開催 受講者515名 子供家庭支援センター職員研修 計13回開催 受講者301名 区市町村児童相談業務研修 計1回開催 受講者72名 子育てひろば職員研修 計11回開催 受講者2,514名 子育て援助活動支援事業アドバイザー研修 計6回開催 受講者135名	地域子育て支援機関研修 計3回開催 受講者271名 子供家庭支援センター職員研修 計20回開催 受講者336名 区市町村児童相談業務研修 計1回開催 受講者88名 子育てひろば職員研修 計10回開催 受講者923名 子育て援助活動支援事業アドバイザー研修 計4回開催 受講者93名	—	—	
	68		子育て支援員研修	福祉局	保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、各事業等に従事することを希望する方に対し、「子育て支援員」として認定するための研修をオンデマンド型と集合型により実施し、サービスの担い手となる人材の確保と質の向上を図る。	2,368名養成 ＜内訳＞ ・地域保育コース 1,560名 ・地域子育て支援コース 474名 ・放課後児童コース 236名 ・社会的養護コース 98名	2,337名養成 ＜内訳＞ ・地域保育コース 1,559名 ・地域子育て支援コース 467名 ・放課後児童コース 221名 ・社会的養護コース 90名	2,314名養成 ＜内訳＞ ・地域保育コース 1,622名 ・地域子育て支援コース 384名 ・放課後児童コース 244名 ・社会的養護コース 64名	2,489名養成 ＜内訳＞ ・地域保育コース 1,768名 ・地域子育て支援コース 423名 ・放課後児童コース 230名 ・社会的養護コース 68名	1,356名養成 ＜内訳＞ ・地域保育コース 774名 ・地域子育て支援コース 299名 ・放課後児童コース 217名 ・社会的養護コース 66名	—	—	
	69		子供が輝く東京・応援事業	福祉局	社会全体で子育てを支えるため、都の出入り及び都民や企業の寄付による基金を活用し、結婚、妊娠、出産、子育て、学び、就労までのライフステージに応じた取組を行う事業者を支援する。	事業採択：13事業 内訳 定額助成：13事業	事業採択：12事業 内訳 定額助成：12事業	事業採択：12事業 内訳 定額助成：11事業 実績運動型助成：1事業	事業採択：6事業 内訳 定額助成：5事業 実績運動型助成：1事業	事業採択：12事業 内訳 定額助成：11事業 成果運動型助成：1事業	—	—	
	70		地域における多世代交流拠点の整備	福祉局	地域住民同士のつながりを醸成し、地域の課題を解決していくための気付きが生まれる場を整備するために、世代や属性を超えて住民同士が交流できる拠点の設置に取り組む区市町村を支援する。	多世代交流拠点を設置している区市町村 35自治体 〔「都内区市町村の地域福祉計画の策定状況調査」より〕	多世代交流拠点を設置している区市町村 34自治体 〔「都内区市町村の地域福祉計画の策定状況調査」より〕	多世代交流拠点を設置している区市町村 34自治体 〔「都内区市町村の地域福祉計画の策定状況調査」より〕	多世代交流拠点を設置している区市町村 30自治体 〔「都内区市町村の地域福祉計画の策定状況調査」より〕	多世代交流拠点を設置している区市町村 22自治体 〔「都内区市町村の地域福祉計画の策定状況調査」より〕	—	—	
	71		東京みんなでサロン事業	住宅政策本部	都営住宅の集合会所等を活用して、区市町や社会福祉法人、NPO等の地域の様々な主体と連携し、子ども食堂など多彩なプログラムを通して参加者が交流できる「東京みんなでサロン」を都内各所で展開する。	75箇所(累計)	48箇所(累計)	31箇所(累計)			—	—	
(4) 子供の健康の確保・増進													
	72	1	アレルギー疾患対策	教育庁	アレルギー疾患のある児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、アレルギー疾患に対する教職員の理解と対応能力を高め、各学校における事故予防体制と緊急対応に関する組織的な体制づくりを推進する。	【アレルギー疾患対応研修実施状況】 学校教職員対象 動画配信 1回 4,547名 学校栄養職員対象 動画配信 1回 779名、集合型 2回 110名	【アレルギー疾患対応研修実施状況】 学校教職員対象 動画配信 1回 2,546名 学校栄養職員対象 動画配信 1回 765名、集合型 2回 86名	【アレルギー疾患対応研修実施状況】 学校教職員対象 動画配信 1回 4,005名 学校栄養職員対象 動画配信 1回 697名、集合型 2回 101名	【アレルギー疾患対応研修実施状況】 学校教職員対象 動画配信 1回 3,305名 学校栄養職員対象 動画配信 1回 516名、集合型 2回 81名	【アレルギー疾患対応研修実施状況】 学校教職員対象 動画配信 3,237名 学校栄養職員対象 3回 307名	—	—	
	72	2	アレルギー疾患対策	保健医療局	東京都アレルギー疾患対策推進計画に基づき、適切な自己管理方法等の情報提供、状態に応じた適切な医療が受けられる体制の整備、相談体制の充実や社会福祉施設等における緊急時対応体制の整備などに取り組む。	【人材育成】 ○子供のアレルギー相談実務研修(年3回)(動画配信、動画再生回数3,931回) ○ぜん息・食物アレルギー緊急時対応研修(年2回)(集合形式、受講者716名) ○アレルギー対応体制強化研修 施設管理者向け研修(1回)(Web開催、受講者数509名) 行政職員向け(年2回)(Web開催、受講者67名) 【普及啓発】 ○「東京都アレルギー情報navi」による情報提供 ○妊婦・乳幼児の保護者向けに「東京都アレルギー情報navi」の普及啓発(シール配布)を実施 ○アレルギー講演会(年1回)(動画配信、動画再生回数1,294回) ○アレルギー教室：都保健所6か所にて実施 474名参加	【人材育成】 ○子供のアレルギー相談実務研修(年3回)(動画配信、動画再生回数2,717回) ○ぜん息・食物アレルギー緊急時対応研修(年2回)(集合形式、受講者651名) ○アレルギー対応体制強化研修 施設管理者向け研修(1回)(Web開催、受講者数617名) 行政職員向け(年2回)(Web開催、受講者49名) 【普及啓発】 ○「東京都アレルギー情報navi」による情報提供 ○妊婦・乳幼児の保護者向けに「東京都アレルギー情報navi」の普及啓発(シール配布)を実施 ○アレルギー講演会(年1回)(動画配信、動画再生回数2,274回) ○アレルギー教室：都保健所6か所にて実施 493名参加	【人材育成】 ○子供のアレルギー相談実務研修(年3回)(動画配信、受講者1,605名) ○ぜん息・食物アレルギー緊急時対応研修(年2回)(集合形式、受講者1,150名) ○アレルギー対応体制強化研修 施設管理者向け研修(1回)(録画配信、動画再生回数1,943回) 行政職員向け(年2回)(ライブ配信及び集合形式併用、受講者37名) 【普及啓発】 ○「東京都アレルギー情報navi」による情報提供 ○妊婦・乳幼児の保護者向けに「東京都アレルギー情報navi」の普及啓発(シール配布)を実施 ○アレルギー講演会(年1回)(動画配信、動画再生回数4,154回) ○アレルギー教室：都保健所3か所にて実施 290名参加	【人材育成】 ○子供のアレルギー相談実務研修(年3回)(ライブ配信及び集合形式併用、受講者2,384名) ○ぜん息・食物アレルギー緊急時対応研修(年1回)(動画配信、動画再生回数2,549回) ○アレルギー対応体制強化研修 リーダー養成編(1回)(ライブ配信及び集合形式併用、受講者1,052名) 企画立案・推進編(年2回)(ライブ配信及び集合形式併用、受講者41名) 【普及啓発】 ○子供のアレルギー講演会(年1回)(ライブ配信、参加者325名) ○アレルギー教室：都保健所3か所にて実施 302名参加	—	—		
	73	1	食を通じた子供の健全育成	教育庁	子供たちが食に関する適切な判断力を養い、健全な食生活を身に付けられるよう、食育の推進を図る。また、区市町村等に実施する親子食育教室等の開催を支援する。	○栄養教諭の複数配置の推進(19区4市) ○栄養教諭等による食育リーダーの支援等による食育の推進 ○栄養教諭・学校栄養職員の資質及び技能向上を目的とした研修会の開催	○栄養教諭の複数配置の推進(19区4市) ○栄養教諭等による食育リーダーの支援等による食育の推進 ○栄養教諭・学校栄養職員の資質及び技能向上を目的とした研修会の開催	○栄養教諭の複数配置の推進(17区3市) ○栄養教諭等による食育リーダーの支援等による食育の推進 ○栄養教諭・学校栄養職員の資質及び技能向上を目的とした研修会の開催	○栄養教諭の複数配置の推進(16区3市) ○栄養教諭等による食育リーダーの支援等による食育の推進 ○栄養教諭・学校栄養職員の資質及び技能向上を目的とした研修会の開催	○栄養教諭の複数配置の推進(16区3市) ○栄養教諭等による食育リーダーの支援等による食育の推進 ○栄養教諭・学校栄養職員の資質及び技能向上を目的とした研修会の開催	—	—	
	73	2	食を通じた子供の健全育成	保健医療局	幼児期からの健康的な食習慣の確立を図るため、「東京都幼児向け食事バランスガイド」の普及を行うとともに、区市町村等が実施する親子食育教室等の開催を支援する。 「栄養・食生活に関する都・区市町村連絡会議」を開催し、区市町村や保健所における食を通じた子供の健全育成のための推進方策の検討や情報交換等を行い、各自治体の取組を支援する。	○「東京都幼児向け食事バランスガイド」の普及啓発 ・幼稚園・保育所等の職員向け講習会の開催及び親子食育教室等の開催支援 12回 ・親子食育教室等の開催 276回 ○「栄養・食生活に関する都・区市町村連絡会議」の開催 1回	○「東京都幼児向け食事バランスガイド」の普及啓発 ・幼稚園・保育所等の職員向け講習会の開催及び親子食育教室等の開催支援 9回 ・親子食育教室等の開催 263回 ・その他(イベントでの普及啓発) 1回 ○「栄養・食生活に関する都・区市町村連絡会議」の開催 1回	○「東京都幼児向け食事バランスガイド」の普及啓発 ・幼稚園・保育所等の職員向け講習会の開催及び親子食育教室等の開催支援 8回 ・親子食育教室等の開催 291回 ○「栄養・食生活に関する都・区市町村連絡会議」の開催 1回	○「東京都幼児向け食事バランスガイド」の普及啓発 ・幼稚園・保育所等の職員向け講習会の開催及び親子食育教室等の開催支援 4回 ・親子食育教室等の開催 291回 ○「栄養・食生活に関する都・区市町村連絡会議」の開催 1回	○「東京都幼児向け食事バランスガイド」の普及啓発 ・幼稚園・保育所等の職員向け講習会の開催及び親子食育教室等の開催支援 3回 ・親子食育教室等の開催 267回 ○「栄養・食生活に関する都・区市町村連絡会議」の開催 1回	—	—	
(5) 子供の育ちへの切れ目ない支援													
	74		018サポート	福祉局	子供一人ひとりの成長を等しく支えるため、0歳から18歳までの全ての孩子に月額5,000円を支給する。	・支給人数(児童数)：約183万人(令和7年4月の支給人数)	・支給人数(児童数)：約181万人				—	—	

	事業番号	校番	事業名	所管局	事業概要	令和6年度実績 (速報値)	令和5年度実績	令和4年度実績	令和3年度実績	令和2年度実績	目標に掲げる事業(=■)	
目標2 乳幼児期における教育・保育の充実												
(1) 就学前教育の充実												
		75	小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実	教育庁	幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校との円滑な接続を図るための具体的な連携の方策を明らかにした「就学前教育プログラム」や、乳幼児期から就学期までの発達や学びの連続性を踏まえた教育内容や方法を具体的に示した「就学前教育カリキュラム改訂版」等、都教育委員会が作成した指導資料の普及・啓発を図る。このことにより、幼稚園、保育所等の就学前施設における質の高い就学前教育及び小学校教育との円滑な接続を推進する。	○都教育委員会による説明、台東区立富士幼稚園・富士小学校による実践報告並びに講師（東京家政大学教授 戸田 雅美氏）による講演を実施し、当日約620名の参加があった。また、これらの説明動画を当課ポータルサイトに掲載した。 ○就学前教育と小学校教育の一層の円滑な接続について、都内就学前施設保育者、小学校教員及び教育委員会関係者等に広く周知を図った。	○都教育委員会による説明、モデル地区である荒川区、福生市及び国立市による実践報告及び講師（武蔵野大学教育学部幼児教育学科教授 真輪 潤子 教授）による講演を実施し、当日約500名の参加があった。また、これらの説明動画を当課Youtubeチャンネルに掲載した。 ○就学前教育と小学校教育の一層の円滑な接続について、都内就学前施設保育者、小学校教員及び教育委員会関係者等に広く周知を図った。	○3年ぶりに集合型で就学前教育カンファレンスを開催した。コロナ禍のため、会場収容人数の半数程度に制限したものの、約500名の参加があった。 ○都教育委員会による説明、モデル地区である荒川区及び国立市による実践報告及び講師（武蔵野大学教育学部幼児教育学科教授 真輪 潤子 教授）による講演を実施した。また、これらの説明動画を当課Youtubeチャンネルに掲載した。 ○就学前教育と小学校教育の一層の円滑な接続について、都内就学前施設保育者、小学校教員及び教育委員会関係者等に広く周知を図った。	○就学前教育カンファレンスについては、参集型による開催を中止し、以下の3動画を掲載し、都内の就学前施設及び小学校に対して、動画視聴に関する周知を図った。 ○掲載した動画は次のとおりである。 ・東京都教育委員会説明「就学前教育と小学校教育との円滑な接続について」 ・実践報告「令和2年度における荒川区の取組～幼小の一層の円滑な接続を図るための教育課程の研究・開発事業～「就学前教育と小学校教育との円滑な接続に向けた取り組み」～」 ・講演「幼児教育からの学びをつなぐ」	○就学前教育カンファレンスについては、参集型による開催を中止し、以下の3動画を掲載し、都内の就学前施設及び小学校に対して、動画視聴に関する周知を図った。 ○掲載した動画は次のとおりである。 ・東京都教育委員会説明「就学前教育と小学校教育との円滑な接続について」 ・平成31年度研究開発委員会 就学前教育委員会指導資料説明「就学前教育と小学校教育の円滑な接続を目指して～思考力、判断力、表現力等の基礎」つなぐを捉え、指導の改善に生かすための工夫～」 ・令和元年度 荒川区 就学前教育と小学校教育との一層の円滑な接続を図るための教育課程の研究・開発委員会報告「就学前教育と小学校教育との一層の円滑な接続を図るための教育課程の研究・開発」	—	—
		76	乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト	教育庁	子供の発達に関する科学的知見を踏まえ、乳幼児期からの子供の教育の重要性をすべての保護者に伝えとともに、乳幼児期からの子供の教育支援の取組を地域に定着させる取組を実施する。	○生活リズム教材の作成・配布 12万4千部 ○生涯学習情報HPによる資料・教材等情報提供（通年・継続） ○地域における家庭教育支援の取組の推進（地域の活動支援、人材養成、学習機会提供等の支援 23区市）	○生活リズム教材の作成・配布 12万5千部 ○生涯学習情報HPによる資料・教材等情報提供（通年・継続） ○地域における家庭教育支援の取組の推進（地域の活動支援、人材養成、学習機会提供等の支援 23区市）	○生活リズム教材の作成・配布 12万5千部 ○生涯学習情報HPによる資料・教材等情報提供（通年・継続） ○地域における家庭教育支援の取組の推進（地域の活動支援、人材養成、学習機会提供等の支援 23区市）	○生活リズム教材の作成・配布 12万5千部 ○生涯学習情報HPによる資料・教材等情報提供（通年・継続） ○地域における家庭教育支援の取組の推進（地域の活動支援、人材養成、学習機会提供等の支援 23区市）	○生活リズム教材の作成・配布 12万4千部 ○生涯学習情報HPによる資料・教材等情報提供（通年・継続） ○地域における家庭教育支援の取組の推進（地域の活動支援、人材養成、学習機会提供等の支援 19区市）	—	—
		77	子供の読書活動の推進	教育庁	児童・生徒の成長段階に合わせた読書活動推進のための取組及び読書活動の基盤づくりのための取組等を行う。また、関係機関と連携し、公立学校や児童福祉施設への情報提供も進めている。 ○乳幼児が読書を好きになり、身近に感じることができるよう、絵本の読み聞かせの充実や保護者等への乳幼児期の読書の重要性についての啓発 ○小・中学生が目的をもって読書を行い、他人に伝えることができるよう、朝読書の実施方法の工夫や異年齢・異校種間での読み聞かせによる交流等を進めるための区市町村への支援 ○高校生等が課題解決のために読書等が主体的にできるよう、各教科の授業における調べ学習等の指導の推進や、読書の幅を広げ読解力を向上させるための多様なジャンルのおススメ本の紹介等 ○障害のある児童・生徒が読書に親しむことができるよう、読み聞かせ等の工夫やIT機器活用等の指導、多様な指導事例の紹介等 ○読書環境の充実のための学校図書館のリニューアル事例の紹介や人材育成の支援等	○「子供読書活動推進に関する調査」（「児童及び生徒の読書の状況に関する調査」、「学校における読書活動等の状況に関する調査」、「区市町村教育委員会の読書活動推進に関する調査」及び「子供の読書活動推進に関する調査」）の実施（令和7年度に公表） ○等名人を招いたトークイベントの実施等により、子供が読書への興味関心を高める更なる機会を創出 ○上記イベントの概要等をイベントレポートとして都立図書館HP上で公表	○令和4年度の調査結果を踏まえ、特色ある取組を行っている学校等の取組事例を作成 ○作家を招いたトークイベントの実施等により、子供が読書への興味関心を高める更なる機会を創出 ○上記イベントの概要等をイベントレポートとして都立図書館HP上で公表	○「子供読書活動推進に関する調査」（「児童・生徒の読書状況に関する調査」、「学校における読書活動等の状況に関する調査」、「区市町村教育委員会の読書活動推進に関する調査」及び「子供の読書活動推進に関する調査」）の実施 ○「子供読書活動推進に関する調査」の調査結果を公表	○令和元年度の調査結果を踏まえ、特色ある取組を行っている学校への個別ヒアリングを実施 ○ヒアリング結果を踏まえ、読書活動を通じた異年齢交流、学校図書館を活用した学習活動等の取組事例についてホームページで公表 ○「特別支援学校の指導内容・方法の充実に向け」等、東京都教育委員会が作成・公開している特別な配慮を必要とする子供の読書環境整備に係る資料をホームページで紹介 ○「第四次東京都子供読書活動推進計画」策定時に検討委員を募めた有識者に、本計画の意義についての原稿執筆を依頼し、「読書のすめ」としてホームページで公表	○「第四次東京都子供読書活動推進計画」の策定・公表	—	—
		78	私立幼稚園等への助成	生活文化局	○私立幼稚園経常費補助・私立幼稚園教育振興事業費補助 私立幼稚園の教育条件の維持向上、在学する園児に係る修学上の経済的負担の軽減及び私立幼稚園の経営の健全性を高めるため、その経費の一部を補助する。あわせて、地域の様々なニーズに応じた私立幼稚園の取組を促進する。 ○私立幼稚園等施設型給付費負担金 新制度の施行に伴い創設された施設型給付の一部を負担し、幼児期の学校教育や保育等の量の拡充、質の向上の推進を図る。 ○私立幼稚園等特色教育等推進補助 新制度に移行する私立幼稚園等に対し、特色ある幼児教育の推進を図るため、各園の取組に応じて補助する。	○私立幼稚園経常費補助 416園 ○私立幼稚園教育振興事業費補助 86園 ○私立幼稚園等施設型給付費負担金 295園（都内園） ○私立幼稚園等特色教育等推進補助 126園	○私立幼稚園経常費補助 429園 ○私立幼稚園教育振興事業費補助 106園 ○私立幼稚園等施設型給付費負担金 266園（都内園） ○私立幼稚園等特色教育等推進補助 105園	○私立幼稚園経常費補助 453園 ○私立幼稚園教育振興事業費補助 111園 ○私立幼稚園等施設型給付費負担金 231園（都内園） ○私立幼稚園等特色教育等推進補助 94園	○私立幼稚園経常費補助 460園 ○私立幼稚園教育振興事業費補助 122園 ○私立幼稚園等施設型給付費負担金 215園（都内園） ○私立幼稚園等特色教育等推進補助 73園	○私立幼稚園経常費補助 468園 ○私立幼稚園教育振興事業費補助 126園 ○私立幼稚園等施設型給付費負担金 196園（都内園） ○私立幼稚園等特色教育等推進補助 62園	—	—
		79	私立幼稚園等における預かり保育の充実	生活文化局	○私立幼稚園預かり保育推進補助 私立幼稚園における預かり保育の拡充を推進するため、預かり保育を実施する私立幼稚園に対して、その経費の一部を補助する。 ○私立幼稚園等一時預かり事業費補助 新制度の施行に伴い創設された一時預かり事業（幼稚園型）を行う区市町村に対し、その経費の一部を補助することにより、地域の実情に応じた子育て支援の充実にを図る。 また、就労家庭支援教育コースに対応するため、預かり保育の長時間、通年化、小規模保育施設との連携による卒園児受入れ、2歳児の定期利用に取り組む私立幼稚園を「TOKYO子育て応援幼稚園」として都が独自に支援を行う。	○私立幼稚園預かり保育推進補助 436園 ○私立幼稚園等一時預かり事業費補助 343園（55T O K Y O子育て応援幼稚園177園）	○私立幼稚園預かり保育推進補助 471園 ○私立幼稚園等一時預かり事業費補助 316園（55T O K Y O子育て応援幼稚園157園）	○私立幼稚園預かり保育推進補助 482園 ○私立幼稚園等一時預かり事業費補助 277園（55T O K Y O子育て応援幼稚園142園）	○私立幼稚園預かり保育推進補助 501園 ○私立幼稚園等一時預かり事業費補助 245園（55T O K Y O子育て応援幼稚園125園）	○私立幼稚園預かり保育推進補助 518園 ○私立幼稚園等一時預かり事業費補助 217園（55T O K Y O子育て応援幼稚園114園）	—	—
		80	私立幼稚園等に過う園児の保護者への支援	生活文化局	○私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助 幼稚園教育の振興と充実に資するため、私立幼稚園内に在籍する園児の保護者に対して、区市町村が行う保護者負担軽減事業の経費の一部を補助する。 ○私立幼稚園等施設等利用費負担金 幼児教育・保育の無償化の実施に伴い創設された施設等利用給付の一部を負担し、急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図る。	○私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助 年間延べ1,284,840人（107,070人/月） ※実費徴収に係る補足給付を行う事業、保育所等利用多子世帯負担軽減事業及び多様な集団活動事業の利用支援を含む ○私立幼稚園等施設等利用費負担金 年間延べ1,189,454人（99,121人/月）	○私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助 年間延べ1,300,971人（108,414人/月） ※実費徴収に係る補足給付を行う事業、保育所等利用多子世帯負担軽減事業及び多様な集団活動事業の利用支援を含む ○私立幼稚園等施設等利用費負担金 年間延べ1,189,454人（99,121人/月）	○私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助 年間延べ1,415,225人（117,935人/月） ※実費徴収に係る補足給付を行う事業、保育所等利用多子世帯負担軽減事業及び多様な集団活動事業の利用支援を含む ○私立幼稚園等施設等利用費負担金 年間延べ1,329,225人（110,769人/月）	○私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助 年間延べ1,517,614人（126,468人/月） ※実費徴収に係る補足給付を行う事業、保育所等利用多子世帯負担軽減事業及び多様な集団活動事業の利用支援を含む ○私立幼稚園等施設等利用費負担金 年間延べ1,423,025人（118,585人/月）	○私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助 年間延べ1,612,711人（134,393人/月） ※実費徴収に係る補足給付を行う事業及び保育所等利用多子世帯負担軽減事業を含む ○私立幼稚園等施設等利用費負担金 年間延べ1,477,504人（123,125人/月）	—	—
		81	公立幼稚園における預かり保育の充実	教育庁	新制度の施行に伴い創設された一時預かり事業（幼稚園型）を行う区市町村に対し、その経費の一部を補助することにより、地域の実情に応じた子育て支援の充実にを図る。	都内公立幼稚園147園中94園（17区）で実施	都内公立幼稚園148園中84園（17区）で実施	都内公立幼稚園151園中72園（16区）で実施	都内公立幼稚園154園中66園（14区）で実施	都内公立幼稚園154園中63園（13区）で実施	—	—

事業番号			枝番	事業名	所管局	事業概要	令和6年度実績 (通報値)	令和5年度実績	令和4年度実績	令和3年度実績	令和2年度実績	目標掲げる事業(=■)	
												目標掲載	目標値(年度の記載のないものは令和6年度末までの目標)
		82		とうきょうすくわくプログラム推進事業	子供政策連携室	全ての乳幼児の「伸びる・育つ(すくすく)」と「好奇心・探究心(わくわく)」を応援する幼児共通のプログラム「とうきょうすくわくプログラム」に基づき、各園の環境や強みを活かしながら、各園が設定するテーマに沿って、乳幼児の興味・関心に応じた探究活動を実施する幼稚園・保育所等を支援する。	・とうきょうすくわくプログラムを都内全域に展開(都内全域で約1,600園実施)	・8版プログラムを連携自治体で実践(4自治体) ・完成版プログラムを策定				—	—
(2) 保育サービスの充実													
		83		保育サービスの充実(認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、定期利用保育)	福祉局	地域の実情に応じ、認可保育所、認証保育所、認定こども園など、多様な保育サービスを提供する区市町村を支援する。 ○認可保育所 保育を必要とする就学前児童に対する保育を行う、児童福祉法に定める児童福祉施設 ○認証保育所 東京の保育ニーズに対応するため、大都市の特性に着目した都独自の基準により設置・運営する保育施設 ○認定こども園 就学前の子供を、保護者の就労の有無に関わらず受け入れ、幼児教育と保育の一体的提供と地域における子育て支援を行う施設 ○家庭的保育事業 家庭的保育者がその居宅等において、利用定員5人以下で保育を行う事業 ○小規模保育事業 定員が6人以上19人以下の少数人で保育を行う事業 ○居宅訪問型保育事業 家庭的保育者が、乳児または幼児の居宅において保育を行う事業 ○事業所内保育事業 事業主が、従業員及び地域の児童のために保育を行う事業 ○企業主導型保育事業 国の助成を受けて、企業が主として従業員のために保育を行う事業(地域の児童も受け入れ可能) ○定期利用保育 パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態の多様化に対応し、保育所等において児童を一定程度継続的に保育するサービス	保育サービスの拡充(認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、定期利用保育等) 保育サービスの利用児童数 集計中 (令和7年4月1日現在)	保育サービスの拡充(認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、定期利用保育等) 保育サービスの利用児童数 323,750人 (令和6年4月1日現在)	保育サービスの拡充(認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、定期利用保育等) 保育サービスの利用児童数 323,749人 (令和5年4月1日現在)	保育サービスの拡充(認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、定期利用保育等) 保育サービスの利用児童数 323,879人 (令和4年4月1日現在)	保育サービスの拡充(認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、定期利用保育等) 保育サービスの利用児童数 323,703人 (令和3年4月1日現在)	■事業目標 令和6年4月時点 ■保育サービス利用児童数 38,000 人増 (平成31年4月比)	
		84		子育て推進交付金	福祉局	子育て支援の主体である区市町村が地域の実情に応じて創意工夫により施策を展開できるよう、すべての子どもと子育て家庭を対象とした支援を充実。	39市町村	39市町村	39市町村	39市町村	39市町村	—	—
		85		<保育サービスの充実> 認可保育所	福祉局	賃貸物件による保育所等を設置するために要する開設前の建物賃借料の一部を補助することにより、保育所の設置を支援する。 ○賃貸物件による保育所等の開設準備経費補助事業 6区市	認可保育所施設数及び定員数 (R6.4.1現在) 3,623か所 320,389人 ○賃貸物件による保育所等の開設準備経費補助事業 6区市	認可保育所施設数及び定員数 (R5.4.1現在) (R6.4.1現在) 3,611か所 → 3,623か所 320,870人 → 320,389人 増加施設数: 12か所 減少定員数: 481人 ○賃貸物件による保育所等の開設準備経費補助事業 5区	認可保育所施設数及び定員数 (R4.4.1現在) (R5.4.1現在) 3,569か所 → 3,611か所 319,510人 → 320,870人 増加施設数: 92か所 増加定員数: 1,360人 ○賃貸物件による保育所等の開設準備経費補助事業 14区市	認可保育所施設数及び定員数 (R3.4.1現在) (R4.4.1現在) 3,477か所 → 3,569か所 313,364人 → 319,510人 増加施設数: 92か所 増加定員数: 6,146人 ○賃貸物件による保育所等の開設準備経費補助事業 24区市	認可保育所施設数及び定員数 (R2.4.1現在) (R3.4.1現在) 3,325か所 → 3,477か所 303,093人 → 313,364人 増加施設数: 152か所 増加定員数: 10,271人 ○賃貸物件による保育所等の開設準備経費補助事業 26区市	—	—
		86		<保育サービスの充実> 認証保育所	福祉局	大都市特性に合わせた都独自の基準を満たし、都が認証した認可外保育施設に対して、運営費、修繕費及び開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による認証保育所の設置を支援する。	認証保育所施設数・定員数 (R6.4.1現在) 412か所 13,946人	認証保育所施設数・定員数 (R5.4.1現在) (R6.4.1現在) 436か所 → 412か所 14,618人 13,946人	認証保育所施設数・定員数 (R4.4.1現在) (R5.4.1現在) 464か所 → 436か所 15,529人 14,618人	認証保育所施設数・定員数 (R3.4.1現在) (R4.4.1現在) 500か所 → 464か所 16,718人 15,529人	認証保育所施設数・定員数 (R2.4.1現在) (R3.4.1現在) 537か所 → 500か所 18,072人 16,718人	—	—
		87	1	<保育サービスの拡充> 認定こども園	生活文化局	開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による認定こども園の設置促進の取組を支援する。	○認定こども園開設準備経費補助 0園	○認定こども園開設準備経費補助 0園	○認定こども園開設準備経費補助 0園	○認定こども園開設準備経費補助 0園	○認定こども園開設準備経費補助 0園	—	—
		87	2	<保育サービスの充実> 認定こども園	福祉局	開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による認定こども園の設置を支援する。	認定こども園施設数・定員数 (R6.4.1現在) 185施設 → 200施設 34,114人 → 36,723人 増加施設数 15か所 増加定員数 2,609人	認定こども園施設数・定員数 (R5.4.1現在) 167施設 → 185施設 31,536人 → 34,114人 増加施設数 18か所 増加定員数 2,578人	認定こども園施設数・定員数 (R4.4.1現在) 162施設 → 167施設 30,829人 → 31,536人 増加施設数 5か所 増加定員数 707人	認定こども園施設数・定員数 (R3.4.1現在) 155施設 → 162施設 29,864人 → 30,829人 増加施設数 7か所 増加定員数 965人	—	—	
		88		<保育サービスの充実> 定期利用保育事業	福祉局	認可保育所に加え、認証保育所や家庭的保育事業等を活用し、パートタイム労働者等にも利用しやすい都独自の定期利用保育事業を引き続き実施していく。	年間延べ利用児童数: 128,037人【令和6年度決算ベース】	年間延べ利用児童数: 126,929人【令和5年度決算ベース】	年間延べ利用児童数: 128,682人【令和4年度決算ベース】	年間延べ利用児童数: 156,188人【令和3年度決算ベース】	年間延べ利用児童数: 175,123人【令和2年度決算ベース】	—	—
		89		<保育サービスの充実> 家庭的保育事業	福祉局	区市町村が行う都独自の家庭的保育事業等に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による家庭的保育事業の活用を支援する。	4区、5市が活用	4区、5市が活用	4区、5市が活用	3区、5市が活用	4区、5市が活用	—	—
		90		<保育サービスの充実> 小規模保育事業	福祉局	開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による小規模保育事業の活用を支援する。	1施設(区市町村を通じて賃借料を補助した施設数)	0施設(区市町村を通じて賃借料を補助した施設数)	1施設(区市町村を通じて賃借料を補助した施設数)	3施設(区市町村を通じて賃借料を補助した施設数)	7施設(区市町村を通じて賃借料を補助した施設数)	—	—
		91		<保育サービスの充実> 居宅訪問型保育事業	福祉局	区市町村による居宅訪問型保育事業の活用を支援する。	9区が活用	9区が活用	9区が活用	9区が活用	9区が活用	—	—
		92		<保育サービスの充実> 企業主導型保育事業	福祉局	○企業主導型保育の地域性の確保・拡大を図るため、地域特分について、保育士等の処遇改善に向けた取組を支援する。 ○既存の企業主導型保育施設の地域性の活用や利用促進に取り組む区市町村を支援する。	(企業主導型保育事業活用支援事業) 3区市	14区市69施設 延べ児童数7,088人 【令和5年度決算ベース】 (企業主導型保育事業活用支援事業) 3区市	14区市69施設 延べ児童数7,088人 【令和4年度決算ベース】 (企業主導型保育事業活用支援事業) 3区市	14区市69施設 延べ児童数7,088人 【令和3年度決算ベース】 (企業主導型保育事業活用支援事業) 3区市	14区市69施設 延べ児童数7,088人 【令和2年度決算ベース】 (企業主導型保育事業活用支援事業) 3区市	—	—
		93		ベビシッター利用支援事業	福祉局	保育所等を利用できない保護者、夜間や一時的に保育を必要とする保護者等がベビシッターを利用する場合の利用料の一部を補助するとともに、保育の質向上に取り組む事業者を支援する。また、学齢児の長時間預かりや障害児、ひとり親世帯等のニーズに対応する。	13区8市が活用	13区7市が活用	12区8市が活用	12区7市が活用	12区7市が活用	—	—

	事業番号	枝番	事業名	所管局	事業概要	令和6年度実績 (速報値)	令和5年度実績	令和4年度実績	令和3年度実績	令和2年度実績	目標を掲げる事業(=■)	
											目標掲載	目標値(年度の記載のないものは令和6年度末までの目標)
	94		保育所等利用世帯負担軽減事業	福祉局	認可保育所等の保育料(利用者負担分)について、無償化を図る区市町村を支援する。	〔令和6年度交付決定ベース〕 23区26市5町1村で実施 年間延べ利用児童数694,680人	〔令和5年度交付決定ベース〕 23区26市5町1村で実施 年間延べ利用児童数460,222人	〔令和4年度交付決定ベース〕 23区26市3町2村で実施 年間延べ利用児童数225,153人	〔令和3年度交付決定ベース〕 23区26市2町1村で実施 年間延べ利用児童数207,848人	〔令和2年度交付決定ベース〕 23区26市2町1村で実施 年間延べ利用児童数197,115人	—	—
	95		認可外保育施設利用支援事業	福祉局	認証保育所の保育料の上限額を基準として、認証保育所・認可外保育施設の保育料(利用者負担分)について、無償化を図る区市町村に対し経費の一部を補助する。	集計中	年間延利用児童数: 277,705人	年間延利用児童数: 208,129人	年間延利用児童数: 209,142人	年間延利用児童数: 197,414人	—	—
	96		緊急1歳児等受入事業	福祉局	認可保育所の空き定員や余裕スペース等を活用して、1歳児等を緊急的に受け入れる区市町村を支援する。	〔令和6年度交付決定ベース〕 4区7市	〔令和5年度交付決定ベース〕 5区5市	6区3市	〔令和3年度交付決定ベース〕 5区3市	6区3市	—	—
	97		認証保育所1歳児等受入促進事業	福祉局	認証保育所の空き定員や余裕スペースを活用し、1歳児等の受け入れを促進する。	3区4市	3区4市	2区3市	1区3市	1区1市	—	—
	98		待機児童解消区市町村支援事業	福祉局	保育所等の整備費に係る区市町村や事業者の負担を軽減するとともに、建築資材等の高騰に対応するため、国の整備費補助の補助基準額に「高騰加算」を上乗せし、待機児童解消(解消状態の維持)及び保育サービスの充実に向けた区市町村の取組を支援する。	16区市(11区5市)	23区市(16区7市)	26区市町(19区6市1町)	32区市町(20区10市1町)	39区市町(23区15市1町)	—	—
	99		保育環境改善等事業	福祉局	駅前等の利便性の高い場所にある既存の建物を活用した保育所等の設置や障害児を受け入れるための改修等を行う区市町村を支援する。	16区市(12区4市)	26区市町	18区市町	8区市	3区市	—	—
	100		保育所等用地確保の支援	福祉局	所有地の減額貸付や、定期借地権設定に際して授受される一時金への補助、国有地や民有地を借り受ける場合の土地借料補助などにより、保育所等の整備を支援する。 ○定期借地権利用による認可保育所等整備促進事業 定期借地権設定時に必要な一時金の一部を補助し、認可保育所等を設置する区市町村を支援する。 ○借地を活用した認可保育所等設置支援事業 国有地又は民有地を借り受けて整備を行う事業者に対して、借地料の一部を補助し、認可保育所等の設置促進を図る区市町村を支援する。都内の地価高騰に対応するため、借地料補助の上限額及び都の負担割合を引き上げ、区市町村と事業者の負担を軽減する。	○所有地を活用した認可保育所の設置促進 区市町村における事業者公募: 2件 ○定期借地権利用による認可保育所等整備促進事業 0件 ○借地を活用した認可保育所等設置支援事業 15件	○所有地を活用した認可保育所の設置促進 区市町村における事業者公募: 0件 ○定期借地権利用による認可保育所等整備促進事業 0件 ○借地を活用した認可保育所等設置支援事業 19件	○所有地を活用した認可保育所の設置促進 区市町村における事業者公募: 0件 ○定期借地権利用による認可保育所等整備促進事業 1件 ○借地を活用した認可保育所等設置支援事業 23件	○所有地を活用した認可保育所の設置促進 区市町村における事業者公募: 0件 ○定期借地権利用による認可保育所等整備促進事業 2件 ○借地を活用した認可保育所等設置支援事業 29件	○所有地を活用した認可保育所の設置促進 区市町村における事業者公募: 0件 ○定期借地権利用による認可保育所等整備促進事業 2件 ○借地を活用した認可保育所等設置支援事業 31件	—	—
	101		民有地マッピング事業	福祉局	民有地や空き家等を活用した認可保育所や小規模保育等の整備を進めるため、不動産事業者等と連携して物件確保に取り組む区市町村を支援する。	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	1区	—	—
	102		とうきょう保育ほうれんそう	福祉局	所有地を活用した保育所の整備を推進するため、民間保育事業者等からの所有地に関する照会や提案などを受け付け、関係部局及び区市町村に情報提供する。 *ほうれんそう:「方法のアドバイス(ほう)」、「連携(れん)」、「相談(そう)」の頭文字をとったもの。	受付実績 185件	受付実績 176件	受付実績 171件	受付実績 164件	受付実績 143件	—	—
	103		民有地を活用した保育所等整備促進税制	主税局	民有地を活用した保育所等の整備促進を税制面から支援するため、23区内において、保育所等として使用するために有料で貸し付けられた土地のうち、一定の要件を満たすものについて、固定資産税及び都市計画税を減免する。	固定資産税・都市計画税(23区) 土地 676件	固定資産税・都市計画税(23区) 土地 823件	固定資産税・都市計画税(23区) 土地 824件	固定資産税・都市計画税(23区) 土地 716件	固定資産税・都市計画税(23区) 土地 561件	—	—
	104		認証保育所に対する減免	主税局	認証保育所の設置を税制面から支援し、児童福祉の増進を図るため、その事業者等に課する不動産取得税、固定資産税・都市計画税(23区内)及び事業所税(23区内)を減免する。	①不動産取得税 土地0件、家屋0件 ②固定資産税・都市計画税(23区) 土地607件、家屋608件、償却資産150件 ③事業所税(23区) 24件	①不動産取得税 土地0件、家屋1件 ②固定資産税・都市計画税(23区) 土地610件、家屋611件、償却資産162件 ③事業所税(23区) 27件	①不動産取得税 土地1件、家屋1件 ②固定資産税・都市計画税(23区) 土地617件、家屋614件、償却資産170件 ③事業所税(23区) 33件	①不動産取得税 土地1件、家屋1件 ②固定資産税・都市計画税(23区) 土地616件、家屋614件、償却資産172件 ③事業所税(23区) 34件	①不動産取得税 土地1件、家屋1件 ②固定資産税・都市計画税(23区) 土地615件、家屋613件、償却資産178件 ③事業所税(23区) 33件	—	—
	105		福祉インフラ整備への協力	交通局	○局資産の貸付時には、地元自治体の要望等に応じて福祉施設の整備を条件とするなど、用地確保が困難な都市部における福祉インフラ施設の整備に協力する。 ○保育所等の整備を推進するため設置された「所有地活用推進本部」に参画し、活用可能な局有地を情報提供する。	事業終了	○「所有地活用推進本部」を通じ、区市等に対して局有地の情報提供を実施(年2回)。 ○令和5年4月、都営バス大塚支所跡地に保育所が開設	○「所有地活用推進本部」を通じ、区市等に対して局有地の情報提供を実施(年3回)。 ○貸付を開始した都営バス大塚支所跡地について、保育所を併設した建物が竣工	○「所有地活用推進本部」を通じ、区市等に対して局有地の情報提供を実施(年3回)。 ○貸付を開始した都営バス大塚支所跡地について、工事の進捗及び事業者の地元区等との調整状況を適宜確認。	○「所有地活用推進本部」を通じ、区市等に対して局有地の情報提供を実施(年3回)。 ○貸付を開始した都営バス大塚支所跡地について、工事の進捗及び事業者の地元区等との調整状況を適宜確認。	—	—
	106		夜間帯保育事業	福祉局	深夜帯の保育や24時間保育に取り組む認証保育所を支援することで、都民が安心して利用できる夜間帯(22時から翌7時まで)及び休日の保育を提供する。	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設	—	—
	107		夜間保育事業	福祉局	保護者の就労等の事情により、夜間(おおよそ午後10時まで)のニーズに対応するため、夜間保育に取り組む区市町村を支援する。	12区市	延長保育事業(午後9時までの開所) 9区市 夜間保育所 2区 計9区市(7区2市)(上記のいずれか又は両方を実施)	延長保育事業(午後9時までの開所) 13区市 夜間保育所 3区 計13区市(10区3市)(上記のいずれか又は両方を実施)	延長保育事業(午後9時までの開所) 13区市 夜間保育所 3区 計13区市(10区3市)(上記のいずれか又は両方を実施)	延長保育事業(午後9時までの開所) 10区市 夜間保育所 3区 計13区市(10区3市)(上記のいずれか又は両方を実施)	▲	62区市町村で、地域の実情に応じた実施体制の整備
	108		延長保育事業	福祉局	保護者の就労の多様化、長い通勤時間等に伴う保育ニーズに対応するため、11時間の開所時間の前後において延長保育を行う区市町村を支援する。	51区市町(23区26市2町)【交付決定ベース】	51区市町(23区26市2町)【交付決定ベース】	51区市町(23区26市2町)【交付決定ベース】	51区市町(23区26市2町)【交付決定ベース】	51区市町(23区26市2町)【交付決定ベース】	▲	62区市町村で、地域の実情に応じた実施体制の整備
	109		休日保育事業	福祉局	保護者の就労形態の多様化により、日曜日、国民の祝日等のニーズに対応するため、休日保育に取り組む区市町村を支援する。	現時点で回答不可(厚労省の調査をもとに区市町村の実績を集計するが、集計できていないため。)	現時点で回答不可(厚労省の調査をもとに区市町村の実績を集計するが、集計できていないため。)	現時点で回答不可(厚労省の調査をもとに区市町村の実績を集計するが、集計できていないため。)	現時点で回答不可(厚労省の調査をもとに区市町村の実績を集計するが、集計できていないため。)	現時点で回答不可(厚労省の調査をもとに区市町村の実績を集計するが、集計できていないため。)	▲	62区市町村で、地域の実情に応じた実施体制の整備
	110		病児保育事業の充実	福祉局	○病中又は病気の回復期等にあって、集団保育が困難な保育所在籍児童等を、保護者の勤務の都合等により家庭で育児ができない場合に、保育所や病院等の専用スペース等において一時的に預かり保育を行う区市町村を支援する。 ○病児・病後児保育施設の人材とノウハウを活用した地域の保育所等の職員に対する技術支援や利用者や病児のケアに関する情報提供を行う支援組、保育所や自宅が発症した際のお迎えサービスの実施、駅近郊の施設による自治体間の広域利用、病児保育の登録家庭に対する相談支援など、病児・病後児保育の充実に取り組む区市町村を支援する。	175か所	169か所	161か所	159か所	159か所	■	187か所、定員951人
	111		医療的ケア児への支援	福祉局	医療的ケア児を受け入れる保育所等への看護師の派遣や、医療的ケアを行う看護師、保健師、又は助産師を保育所等に配置する区市町村を支援する。	44区市町	41区市町	32区市町村	国分 23区市 都包括 1市	国分 7区市 都包括 5区市	—	—

事業番号						事業名	所管局	事業概要	令和6年度実績 (速報値)	令和5年度実績	令和4年度実績	令和3年度実績	令和2年度実績	目標に掲げる事業(=■) 目標値(年度の記載のないものは令和6年度末までの目標)	
	112		送迎保育ステーション事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業>	福祉局	自宅から遠距離にある保育所でも通えるよう、保護者にとって利便性のよい保育所等に送迎ステーションを設置し、バス等により児童の送迎を行う区市町村を支援する。	2区		2区	2区	2区	2区	2区	2区	—	—
	113		都庁内に地域に開放した保育施設の設置	総務局	民間事業者等に対して、地域に開放した事業所内保育施設の設置を一層促進するため、平成28年度に都自らガソリンボルの様な事業として、都内でも最大級の事業所である都庁内に保育施設を設置する(平成28年10月設置済み)。	定員48名を以下のように配分し、運営 1/2(24名)：地域枠として新宿区民の子供を受入れ 1/2(24名)：従業員枠として、都職員等及び近隣の協定締結企業の子供を受入れ	定員48名を以下のように配分し、運営 1/2(24名)：地域枠として新宿区民の子供を受入れ 1/2(24名)：従業員枠として、都職員等及び近隣の協定締結企業の子供を受入れ	定員48名を以下のように配分し、運営 1/2(24名)：地域枠として新宿区民の子供を受入れ 1/2(24名)：従業員枠として、都職員等及び近隣の協定締結企業の子供を受入れ	定員48名を以下のように配分し、運営 1/2(24名)：地域枠として新宿区民の子供を受入れ 1/2(24名)：従業員枠として、都職員等及び近隣の協定締結企業の子供を受入れ	定員48名を以下のように配分し、運営 1/2(24名)：地域枠として新宿区民の子供を受入れ 1/2(24名)：従業員枠として、都職員等及び近隣の協定締結企業の子供を受入れ	定員48名を以下のように配分し、運営 1/2(24名)：地域枠として新宿区民の子供を受入れ 1/2(24名)：従業員枠として、都職員等及び近隣の協定締結企業の子供を受入れ	定員48名を以下のように配分し、運営 1/2(24名)：地域枠として新宿区民の子供を受入れ 1/2(24名)：従業員枠として、都職員等及び近隣の協定締結企業の子供を受入れ	定員48名を以下のように配分し、運営 1/2(24名)：地域枠として新宿区民の子供を受入れ 1/2(24名)：従業員枠として、都職員等及び近隣の協定締結企業の子供を受入れ	—	—
	114		保育の質の確保	福祉局	○保育所等における保育の提供体制や事故防止対策等について、事業者から運営状況等の報告を求めるとともに、区市町村と連携した効果的な指導監督を行うことにより、適正な施設運営及びサービスの質の確保を図る。 ○質を確保するため、各施設及び事業における自己評価や第三者評価の実施を促していく。 ○区市町村による保育従事職員に対する研修受講促進の取組を支援していく。 ○認証保育所の質の確保・向上を図るため、新設の事業者等に対して、保育士等の専門職を活用した運営指導を行う。また、認証保育所の施設長及び中堅保育士を対象とした研修や、家庭的保育者研修、認可外保育施設に従事する職員を対象としたテーマ別研修を実施。 ○認可外保育施設における事故防止、安全対策の強化のため、施設の巡回指導等を行う。 ○保育所、認定こども園等における保育中の死亡事故等の重大事故を防止するため、睡眠中等の重大事故が発生しやすい場面や各基準の遵守状況等に関する巡回支援・指導を行う区市町村を支援する。 ○認証保育所へ移行する認可外保育施設に対して、運営費や改修費の一部を補助することにより、認可外保育施設の保育の質を確保するとともに、区市町村による受け皿の整備を支援する。	【認証保育所等研修事業】 認証保育所施設長研修61人、認証保育所中堅保育士研修74人、家庭的保育者認定研修17人、家庭的保育者現任研修30人、病児・病後児保育研修93人、病児・病後児(訪問型)保育研修9人、認可外保育施設職員テーマ別研修5,819人	【認証保育所等研修事業】 認証保育所施設長研修106人、認証保育所中堅保育士研修149人、家庭的保育者認定研修15人、家庭的保育者現任研修63人、病児・病後児保育研修66人、病児・病後児(訪問型)保育研修9人、認可外保育施設職員テーマ別研修6,025人	【認証保育所等研修事業】 認証保育所施設長研修106人、認証保育所中堅保育士研修149人、家庭的保育者認定研修15人、家庭的保育者現任研修63人、病児・病後児保育研修66人、病児・病後児(訪問型)保育研修9人、認可外保育施設職員テーマ別研修6,025人	【認証保育所等研修事業】 認証保育所施設長研修106人、認証保育所中堅保育士研修149人、家庭的保育者認定研修15人、家庭的保育者現任研修63人、病児・病後児保育研修66人、病児・病後児(訪問型)保育研修9人、認可外保育施設職員テーマ別研修6,025人	【認証保育所等研修事業】 認証保育所施設長研修54人、認証保育所中堅保育士研修57人、家庭的保育者研修15人、病児・病後児保育研修32人、病児・病後児(訪問型)保育研修9人、認可外保育施設職員テーマ別研修2,063人	—	—			
	115		保育サービス推進事業及び保育力強化事業	福祉局	アレルギー児対応や育児困難家庭への支援などの特別保育や、障害児保育、地域子育て支援など、地域の実情に応じて保育サービスの向上に取り組む区市町村を支援する。	保育サービス推進事業 51区市町 2,643施設 保育力強化事業 45区市町 622施設 【令和6年度決算ベース】	保育サービス推進事業 51区市町 2,484施設 保育力強化事業 45区市町 581施設 【令和5年度決算ベース】	保育サービス推進事業 51区市町 2,452施設 保育力強化事業 46区市町 618施設 【令和4年度決算ベース】	保育サービス推進事業 50区市町 2,393施設 保育力強化事業 45区市町 632施設 【令和3年度決算ベース】	保育サービス推進事業 50区市町 2, 2 5 2施設 保育力強化事業 47区市町 6 8 0施設 【令和2年度決算ベース】	—	—			
	116		保育体制強化事業	福祉局	地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材(保育支援者)を、保育に係る周辺業務や園外活動時における見守り活動に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備する。	国分：1 8 区市町 都分：6 区市	国分：1 7 区市 都分：7 区	国分：1 5 区市 都分：4 区	国分：1 5 区市 都分：4 区	国分：1 5 区市 都分：2 区	—	—			
	117		保育人材の確保及び定着支援	福祉局	○保育士有資格者に対する就職支援研修及び就職相談会の一体的な実施や、キャリアカウンセリングの実施、保育人材コーディネーターによる就職支援及び就職後のフォローアップを行うことにより、保育人材の確保・定着を図る。 ○社会保険労務士による対面・双方向での講座を開講し、保育事業者から挙げられた課題を踏まえ、課題解決の糸口を見出し、職場環境の整備を進め、定着支援を図る。 ○保育に特化した常設のプラットフォーム開設し、保育の魅力やそのやりがい等について情報を発信する。 ○保育所等に勤務する保育従事者が保育士資格を取得する際に関する経費の一部を支援することにより、保育士の確保を図る。 ○指定保育士養成施設に在学中、保育士資格の取得を目指す学生に対して修学資金を貸し付けることで、保育士の養成・確保を図る。 ○保育事業者等が保育従事者向けの宿舍を借り上げる際に要する経費の一部を補助することにより、保育人材の確保及び定着を図る。 ○保育従事者の職業にむいた処遇を実現するキャリアパス導入に取り組む事業者を支援し、保育人材の確保及び定着を図る。 ○保育士を目指す高校生に対して、保育施設での職場体験を行い、保育士の仕事への理解・興味を深め、将来の保育人材の確保を図る。 ○保育の受け皿拡大に伴い必要となる保育人材を確保するため、保育人材の確保・定着を図る区市町村の取組を支援する。 ○保育士養成施設が行う、卒業予定者向け就職説明会やOBとの交流会等の取組を支援することにより、新卒者の保育施設等への就職を促進する。 ○保育所等の職員に対し、臨床心理士等による相談・助言等を行い、保育従事職員等の定着を図る区市町村を支援する。 ○認可保育所において、保育士資格を有しない者を保育に係る周辺業務に活用することで保育士の負担を軽減し、保育士の定着を図る区市町村を支援する。 ○認可保育所等において、保育士資格を有しない短時間勤務の保育補助者を雇い上げることによって保育士の負担を軽減し、保育士の定着を図る区市町村を支援する。 ○書類作成等の業務を支援するシステムを導入するなど、認可保育所等におけるICT化を推進することで保育士の負担を軽減し、保育士の定着を図る区市町村を支援する。	保育人材確保事業 ○就職支援研修・相談会 年6回実施(豊島区、足立区、世田谷区、立川市、中野区、千代田区) 参加者数 108名 / うち就職決定者14名 ○保育士就職支援セミナー(7回) 参加者数115名 ○コーディネーター 6名配置(常勤2、嘱託4) 保育従事職員資格取得支援事業(4区1市実施) 保育従事職員宿舍借り上げ支援事業(23区25市2町1村実施) 保育人材確保支援事業(11区6市実施)	保育人材確保事業 ○就職支援研修・相談会 年6回実施(豊島区、足立区、世田谷区、立川市、中野区、千代田区) 参加者数 108名 / うち就職決定者17名 ○保育士就職支援セミナー(7回) 参加者数140名 ○コーディネーター 6名配置(常勤2、嘱託4) 保育従事職員資格取得支援事業(6区1市実施) 保育従事職員宿舍借り上げ支援事業(23区24市3町1村実施) 保育人材確保支援事業(10区6市実施)	保育人材確保事業 ○就職支援研修・相談会 年4回実施(北区、世田谷区、武蔵野市、中野区)、オンライン相談会 年1回実施 参加者数 91名 / うち就職決定者20名 ○保育士就職支援セミナー(7回) 参加者数106名 ○コーディネーター 5名配置(常勤1、嘱託4) 保育従事職員資格取得支援事業(5区3市実施) 保育従事職員宿舍借り上げ支援事業(23区25市3町1村実施) 保育人材確保支援事業(10区6市実施)	保育人材確保事業 ○就職支援研修・相談会 年4回実施(世田谷区、武蔵野市、江戸川区、北区)、オンライン相談会 年1回実施 参加者数 101名 / うち就職決定者18名 ○保育士就職支援セミナー(7回) 参加者数106名 ○コーディネーター 5名配置(常勤1、嘱託4) 保育従事職員資格取得支援事業(6区2市実施) 保育従事職員宿舍借り上げ支援事業(23区25市1町2村実施) 保育人材確保支援事業(8区6市実施)	保育人材確保事業 ○就職支援研修・相談会 年6回実施(世田谷区、武蔵野市、江戸川区、北区、中野区、町田市) 参加者数 147名 / うち就職決定者20名 ○保育士就職支援セミナー(7回) 参加者数75名 ○コーディネーター 5名配置(常勤1、嘱託4) 保育従事職員資格取得支援事業(7区2市実施) 保育従事職員宿舍借り上げ支援事業(23区25市1町2村実施) 保育人材確保支援事業(9区5市実施)	—	—			
	118		保育士等キャリアアップ研修支援事業	福祉局	技能・経験を積んだ職員に対する国の新たな処遇改善加算の要件となっている専門分野別研修等を実施する指定研修実施機関を支援する。	【保育士等キャリアアップ研修指定数】 1 乳児保育 389回 定員12,884人 2 幼児教育 339回 定員10,860人 3 障害児保育 326回 定員10,624人 4 食育・アレルギー対応 287回 定員9,665人 5 保健衛生・安全対策 274回 定員8,205人 6 保護者対応・子育て支援 308回 定員10,055人 7 マネジメント 238回 定員7,167人	【保育士等キャリアアップ研修指定数】 1 乳児保育 389回 定員12,884人 2 幼児教育 334回 定員11,701人 3 障害児保育 324回 定員11,105人 4 食育・アレルギー対応 320回 定員10,985人 5 保健衛生・安全対策 263回 定員8,670人 6 保護者対応・子育て支援 269回 定員9,680人 7 マネジメント 279回 定員8,997人 8 保育実践 1回 定員60人	【保育士等キャリアアップ研修指定数】 1 乳児保育 267回 定員11,287人 2 幼児教育 259回 定員10,529人 3 障害児保育 248回 定員9,911人 4 食育・アレルギー対応 229回 定員8,718人 5 保健衛生・安全対策 191回 定員7,319人 6 保護者対応・子育て支援 277回 定員10,308人 7 マネジメント 172回 定員7,830人 8 保育実践 1回 定員70人	【保育士等キャリアアップ研修指定数】 1 乳児保育 149回 定員7,302人 2 幼児教育 194回 定員9,070人 3 障害児保育 194回 定員8,915人 4 食育・アレルギー対応 138回 定員6,516人 5 保健衛生・安全対策 164回 定員6,469人 6 保護者対応・子育て支援 209回 定員8,829人 7 マネジメント 172回 定員7,830人 8 保育実践 2回 定員110人	【保育士等キャリアアップ研修指定数】 1 乳児保育 70回 定員3,970人 2 幼児教育 49回 定員2,747人 3 障害児保育 58回 定員2,648人 4 食育・アレルギー対応 48回 定員2,737人 5 保健衛生・安全対策 59回 定員2,203人 6 保護者対応・子育て支援 67回 定員3,145人 7 マネジメント 68回 定員3,253人 8 保育実践 0回 定員0人	—	—			

事業番号		枝番	事業名	所管局	事業概要	令和6年度実績 (速報値)	令和5年度実績	令和4年度実績	令和3年度実績	令和2年度実績	目標掲げる事業（＝■） 目標値（年度の記載のないものは令和6年度末までの目標）	
	119		都立病院における病児・病後児保育事業の実施	保健医療局	区市町村が行う病児・病後児保育を支援するため、小児科のある都立病院において、区市町村のニーズを踏まえた上で、病児・病後児保育事業を実施する。	都立駒込病院 【令和6年度実績】 ・実利用児童数441名 ・延利用児童数997名 都立墨東病院 【令和6年度実績】 ・実利用児童数132名 ・延利用児童数192名 都立多摩北部医療センター 【令和6年度実績】 ・実利用児童数136名 ・延利用児童数214名 都立東部地域病院 【令和6年度実績】 ・実利用児童数211名 ・延利用児童数337名 都立小児総合医療センター 【令和6年度実績】 ・実利用児童数352名 ・延利用児童数544名	都立駒込病院 【令和5年度実績】 ・実利用児童数282名 ・延利用児童数656名 都立墨東病院 【令和5年度実績】 ・実利用児童数41名 ・延利用児童数69名 都立多摩北部医療センター 【令和5年度実績】 ・実利用児童数170名 ・延利用児童数301名 都立東部地域病院 【令和5年度実績】 ・実利用児童数250名 ・延利用児童数460名 都立小児総合医療センター 【令和5年度実績】 ・実利用児童数299名 ・延利用児童数538名	都立駒込病院 【令和4年度実績】 ・実利用児童数105名 ・延利用児童数235名 都立墨東病院 【令和4年度実績】 ・実利用児童数46名 ・延利用児童数81名 都立多摩北部医療センター 【令和4年度実績】 ・実利用児童数143名 ・延利用児童数219名 都立東部地域病院 【令和4年度実績】 ・実利用児童数132名 ・延利用児童数265名 都立小児総合医療センター 【令和4年度実績】 ・実利用児童数193名 ・延利用児童数325名	都立駒込病院（令和3年2月1日開室） 【令和3年度実績】 ・実利用児童数45名 ・延利用児童数122名 都立墨東病院 【令和3年度実績】 ・実利用児童数44名 ・延利用児童数74名 都立小児総合医療センター（令和3年12月1日開室） 【令和3年度実績】 ・実利用児童数20名 ・延利用児童数30名 公社東部地域病院 【令和3年度実績】 ・実利用児童数197名 ・延利用児童数372名 公社多摩北部医療センター 【令和3年度実績】 ・実利用児童数189名 ・延利用児童数309名	都立墨東病院 【令和2年度実績】 ・実利用児童数6名 ・延利用児童数16名 都立駒込病院（令和3年2月1日開室） 【令和2年度実績】 ・実利用児童数1名 ・延利用児童数2名 公社多摩北部医療センター 【令和2年度実績】 ・実利用児童数34名 ・延利用児童数43名 公社東部地域病院 【令和2年度実績】 ・実利用児童数72名 ・延利用児童数123名	—	—
	120		多様な他者との関わりの創出	福祉局	他者との関わりの中で、非認知能力の向上など、子供の健やかな成長が図られるよう、保護者の就労等の有無にかかわらず、保育所等で児童を定期的に預かる取組を推進する。 併せて、支援が必要な家庭を新たなサービスにつなぎ、継続的に支援する。	19区23市町（交付決定ベース）	11区7市				—	—
	121		保育所等における地域の子育て支援事業	福祉局	保育所等に地域の子育て家庭を対象とした育児相談の場を設け、保育の専門性を活かした子育て支援を実施するなど、在宅子育て家庭の育児不安の軽減に取り組む区市町村を支援する。	2区4市	1市				—	—
	122		子供主体の保育に係る保育者向け研修事業	福祉局	子供主体の保育に係る保育者向け研修を実施する区市町村を支援することにより、保育所等における子供を中心とした保育実践の普及促進を図り、保育の質向上及び保育の充実につなげる。	○保育者向け研修（子供家庭支援区市町村包括補助）1市	○保育者向け研修（子供家庭支援区市町村包括補助）1区1市 ○アドバイザー派遣 6施設各5回実施	○保育者向け研修（子供家庭支援区市町村包括補助）1市 ○アドバイザー派遣 5施設各5回実施 ○シンポジウム 1回実施 ○セミナー・交流会 1回実施	なし （新型コロナウイルス感染症の影響により中止）		—	—
	123		保育所等における要支援児童等対応推進事業	福祉局	保育所等において、保育士等が有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う地域連携推進員の配置を促進し、保育所等における要支援児童等の対応や関係機関との連携の強化、運営の円滑化を図る。	区1	区3	区3施設			—	—
（3）認定こども園の充実												
	124	1	認定こども園の設置支援	生活文化局	開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による認定こども園の設置促進の取組を支援する。 幼稚園又は保育所が認定こども園への移行を希望する場合には、供給が必要を上回る場合にも、認可・認定基準を満たす限り、原則として認可・認定する。	○認定こども園開設準備経費補助 0園	○認定こども園開設準備経費補助 0園	○認定こども園開設準備経費補助 0園	○認定こども園開設準備経費補助 0園	○認定こども園開設準備経費補助 0園	—	—
	124	2	認定こども園の設置支援	福祉局	開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による認定こども園の設置を支援する。 幼稚園又は保育所が認定こども園への移行を希望する場合には、供給が必要を上回る場合にも、認可・認定基準を満たす限り、原則として認可・認定する。	認定こども園施設数・定員数 （R6.4.1現在） 200施設 → 208施設 36,723人 → 37,145人 増加施設数 8か所 増加定員数 422人	認定こども園施設数・定員数 （R5.4.1現在） 185施設 → 200施設 34,114人 → 36,723人 増加施設数 15か所 増加定員数 2,609人	認定こども園施設数・定員数 （R5.4.1現在） 167施設 → 185施設 31,536人 → 34,114人 増加施設数 18か所 増加定員数 2,578人	認定こども園施設数・定員数 （R4.4.1現在） 162施設 → 167施設 30,829人 → 31,536人 増加施設数 5か所 増加定員数 707人	認定こども園施設数・定員数 （R3.4.1現在） 155施設 → 162施設 29,864人 → 30,829人 増加施設数 7か所 増加定員数 965人	—	—
	125	1	保育教諭の確保	生活文化局	保育教諭とは、幼稚園教諭免許と保育士資格の両免許・資格併有者が、幼保連携型認定こども園に雇用（任用）されることに伴う任用職種である。幼稚園教諭免許、保育士資格の取得を支援する区市町村に対し、その費用の一部を補助する取組などにより、保育教諭の確保を図る。	幼稚園免許取得支援事業補助 1園	幼稚園免許取得支援事業補助 1園	幼稚園免許取得支援事業補助 1園	幼稚園免許取得支援事業補助 2園	幼稚園免許取得支援事業補助 2園	—	—
	125	2	保育教諭の確保	福祉局	保育教諭とは、幼稚園教諭免許と保育士資格の両免許・資格併有者が、幼保連携型認定こども園に雇用（任用）されることに伴う任用職種である。幼稚園教諭免許、保育士資格の取得を支援する区市町村に対し、その費用の一部を補助する取組などにより、保育教諭の確保を図る。 特例制度利用の実績 幼稚園教諭免許所有者における保育士資格取得 264人 保育士資格所有者における幼稚園教諭免許取得 294人 補助制度の実績 保育従事職員資格取得支援事業【特例制度に対する補助】（1区）	特例制度利用の実績 幼稚園教諭免許所有者における保育士資格取得 279人 保育士資格所有者における幼稚園教諭免許取得 188人 補助制度の実績 保育従事職員資格取得支援事業【特例制度に対する補助】（2区）	特例制度利用の実績 幼稚園教諭免許所有者における保育士資格取得 269人 保育士資格所有者における幼稚園教諭免許取得 188人 補助制度の実績 保育従事職員資格取得支援事業【特例制度に対する補助】（2区）	特例制度利用の実績 幼稚園教諭免許所有者における保育士資格取得 330人 保育士資格所有者における幼稚園教諭免許取得 188人 補助制度の実績 保育従事職員資格取得支援事業【特例制度に対する補助】（2区1市実施）	特例制度利用の実績 幼稚園教諭免許所有者における保育士資格取得 513人 保育士資格所有者における幼稚園教諭免許取得 208人 補助制度の実績 保育従事職員資格取得支援事業【特例制度に対する補助】（3区2市実施）	—	—	

	事業番号	事業名	所管局	事業概要	令和6年度実績 (速報値)	令和5年度実績	令和4年度実績	令和3年度実績	令和2年度実績	目標に掲げる事業 (=■)		
										目標掲載	目標値 (年度の記載のないものは令和6年度末までの目標)	
目標3 子供の成長段階に応じた支援の充実												
(1) 子供の生きる力を育む環境の整備												
	126	地域スポーツクラブ中間支援組織事業等	スポーツ推進本部	子供から大人まで、幅広い世代の郡民が生活にわたってスポーツに親しむ機会を拡大するため、地域住民自らが主体となって運営する地域スポーツクラブの設立・育成を支援する。	57区市町村 163クラブ (23区：82クラブ、25市：72クラブ、4町：4クラブ、5村：5クラブ)	57区市町村 160クラブ (23区：80クラブ、25市：71クラブ、4町：4クラブ、5村：5クラブ)	57区市町村 153クラブ (23区：75クラブ、25市：69クラブ、4町：4クラブ、5村：5クラブ)	56区市町村 147クラブ (23区：70クラブ、24市：68クラブ、4町：4クラブ、5村：5クラブ)	57区市町村 146クラブ (23区：69クラブ、25市：68クラブ、4町：4クラブ、5村：5クラブ)	■	都内全区市町村に設置	
	127	だれでもフィットネス推進事業	スポーツ推進本部	運動することに関心や苦手意識のある子供、高齢者に対し、身体を動かすことの楽しさ等を伝える動画を作成・発信、また動画を活用した体験教室を行うことで、フィットネス等の実施につなげる。	<フィットネス体験教室の開催> ・キッズ20回、シニア20回	<動画の作成・広報> ・シニア編4本/キッズ編4本 ・動画をHPや局公式YouTube等に掲載 <フィットネス体験教室の開催> ・キッズ19回、シニア20回	<動画の作成> ・シニア編4本/キッズ編4本 ・広報・広告 ・動画をHPや局公式YouTube等に掲載 ・調剤薬局等医療関連施設にて放映 等			—	—	
	128	総合的な子供の基礎体力向上方策の推進	教育庁	子供の体力向上の方向性を示し、総合的な子供の基礎体力向上方策を推進する。 具体的には、東京都統一体力テストの全校実施、体力向上や健康教育の研究指定校における実践研究等により、体力向上を図る。	○東京都統一体力テスト実施...全公立学校対象 (2,173校 967,083人) ・実施報告書配布 ○全国体力・運動能力、運動週間等調査 都道府県単位 【小学生】男子19位、女子31位 【中学生】男子40位、女子41位	○東京都統一体力テスト実施...全公立学校対象 (2,173校 938,167人) ・実施報告書配布 ○全国体力・運動能力、運動週間等調査 都道府県単位 【小学生】男子27位、女子34位 【中学生】男子41位、女子40位	○東京都統一体力テスト実施...全公立学校対象 (2,184校 941,379人) ・実施報告書配布 ○全国体力・運動能力、運動週間等調査 都道府県単位 【小学生】男子19位、女子25位 【中学生】男子41位、女子40位	○東京都統一体力テスト実施...全公立学校対象 (2,185校 941,403人) ・実施報告書配布 ○全国体力・運動能力、運動週間等調査 都道府県単位 【小学生】男子16位、女子26位 【中学生】男子43位、女子42位	○東京都統一体力テスト実施...希望する公立学校対象 (943校 352,872人) ※新型コロナウイルスの状況による ○アクティブラン to 2020 実践事例集...12,100部配布 ○第12回中学生「東京駅伝」大会中止及び発展的に事業終了 ※新型コロナウイルスの状況による ○全国体力・運動能力、運動週間等調査 (中止)	■	運動やスポーツとの多様な関わりを通して健康で活気に満ちた生活をデザインすることができる児童・生徒を育成する。 等	
	129	学校2020レガシー	教育庁	学校はオリンピック・パラリンピック教育で培ったネットワークや家庭・地域との連携を生かした体験活動(学校2020レガシー)として、共生社会の形成に向けた取組を継続していく。	全都立学校において設定	全都立学校において設定	全都立学校において設定			—	—	
	130	Sport-Science Promotion Clubの指定	教育庁	科学的トレーニングの積極的な導入等により、短時間で効果が得られるような合理的でかつ効率的・効果的な活動を推進し、競技体力向上を図る。	○関東高等学校体育大会優勝成績 3競技：馬術(小障害90競技)相模(重量級)少林寺 ○全国高等学校総合体育大会準優勝成績 1競技：体操(個人総合)	○関東高等学校体育大会優勝成績 2競技：陸上競技(男子100m)、少林寺拳法(女子単独演武) ○全国高等学校総合体育大会準優勝成績 1競技1種目：少林寺拳法(女子単独)	○関東高等学校体育大会優勝成績 4競技6種目：相模(75kg、95kg)、女子ハッパ投、ボクシング女子フライ級(3年、1年)、少林寺拳法(女子単独演武) ○全国高等学校総合体育大会優勝成績 1競技1種目：フエッソング(女子サーブル)			—	—	
	131	「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の実施とそれに基づく授業改善の実施	教育庁	児童・生徒の学力向上を図るため、次の取組を実施する。 ○「学びに向かう力等に関する意識調査」の作成・配布 ○保護者向け資料の作成・配布 ○授業改善推進拠点校を設置し、全都へ効果的な授業改善の方法等の発信 ○基礎的な学習内容を得得するための教材である「東京ベシック・ドリル」及び同ソフトの活用による、基礎的・基本的な事項の定着 ○「確かな学力」を育成する取組の推進に向けて策定したガイドラインに基づき、効果的な習熟度別指導を推進	○「学びに向かう力等に関する意識調査」の作成・配布 ○改訂版「東京ベシック・ドリルソフト」の活用推進 ○保護者向け資料の作成・配布 ○「東京方式 習熟度別指導ガイドライン」(改訂版)《小学校 算数、中学校 数学》及び「東京方式 少人数・習熟度別指導ガイドライン」(改訂版)《中学校 英語》に基づき、少人数・習熟度別指導の適正で効果的な実施を支援 ○授業改善推進拠点校を設置し、全都へ効果的な授業改善の方法等を発信	○令和5年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」を実施 ○改訂版「東京ベシック・ドリルソフト」の活用推進 ○東京都学力向上施策検討委員会東京都の学力向上に関する協議を実施 ○「東京方式 習熟度別指導ガイドライン」(改訂版)《小学校 算数、中学校 数学》及び「東京方式 少人数・習熟度別指導ガイドライン」(改訂版)《中学校 英語》に基づき、少人数・習熟度別指導の適正で効果的な実施を支援 ○授業改善推進拠点校を設置し、全都へ効果的な授業改善の方法等を発信	○令和4年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」を実施 ○改訂版「東京ベシック・ドリルソフト」の活用推進 ○東京都学力向上施策検討委員会東京都の学力向上に関する協議を実施 ○「東京方式 習熟度別指導ガイドライン」(改訂版)《小学校 算数、中学校 数学》及び「東京方式 少人数・習熟度別指導ガイドライン」(改訂版)《中学校 英語》に基づき、少人数・習熟度別指導の適正で効果的な実施を支援 ○授業改善推進拠点校を設置し、全都へ効果的な授業改善の方法等を発信	○令和3年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」を実施 ○改訂版「東京ベシック・ドリルソフト」の活用推進 ○東京都学力向上施策検討委員会東京都の学力向上に関する協議を実施 ○「東京方式 習熟度別指導ガイドライン」(改訂版)《小学校 算数、中学校 数学》及び「東京方式 少人数・習熟度別指導ガイドライン」(改訂版)《中学校 英語》に基づき、少人数・習熟度別指導の適正で効果的な実施を支援 ○授業改善推進拠点校を設置し、全都へ効果的な授業改善の方法等を発信	○令和2年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」調査問題等を都内全公立小・中学校等及び全区市町村教育委員会に配布 ○改訂版「東京ベシック・ドリルソフト」の活用推進 ○「子供たちに未来の創り手となるために必要な資力・能力を育む指導と評価の一体化を目指して(実践事例)」を作成し、都内全公立小・中学校等及び全区市町村教育委員会に配布 ○「東京方式 習熟度別指導ガイドライン」(改訂版)《小学校 算数、中学校 数学》及び「東京方式 少人数・習熟度別指導ガイドライン」(改訂版)《中学校 英語》を作成し、都内全公立小・中学校等及び全区市町村教育委員会に配布	—	—	
	132	校内寺子屋	教育庁	義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分でない生徒に対して、放課後等に学習の場を確保するとともに、個に応じた学習を支援するため、外部人材を活用している。「学力向上研究校」として10校を指定し、平成30年度からは、指定校を30校に拡充して実施する。また、令和6年度から31校で実施している。	・31校の平均実施回数44回。1回当たり平均約5人が出席している。平均出席率は55.3％である。 ・継続的に校内寺子屋に参加している生徒については、学業不振による中途退学者が4人。	・30校の平均実施回数64回。1回当たり平均約11人が出席している。平均出席率は75.9％である。 ・継続的に校内寺子屋に参加している生徒については、学業不振による中途退学者が2人。	・30校の平均実施回数64回。1回当たり平均約11人が出席している。平均出席率は75.9％である。 ・継続的に校内寺子屋に参加している生徒については、学業不振による中途退学者が2人。	・30校の平均実施回数67回。1回当たり平均約16人が出席している。平均出席率は70.1％である。 ・継続的に校内寺子屋に参加している生徒については、学業不振による中途退学者が1人。	・30校の平均実施回数58回。1回当たり平均約16人が出席している。平均出席率は60.4％である。 ・継続的に校内寺子屋に参加している生徒については、学業不振による中途退学者が16人。	—	—	
	133	都立高校学力スタンダードに基づく指導	教育庁	具体的な学習目標を明示した「都立高校学力スタンダード」を参考に、都立高校が各校の学力スタンダードを作成・活用し、組織的・効果的な指導を実施する。	・対象校5校において、各校の「学力スタンダード」を作成して明確な到達目標を定めた上で、学力調査等で生徒の学力を把握し、繰り返しの指導することにより、学力を確実に定着させている。 ・教科会の定例化、授業進度・生徒状況の共有化、考查問題の統一化が進み、組織的・効果的な指導及び評価を行う体制が整っており、引き続き確かな学力の定着を目指している。 ・学習の定着状況を共有化し組織的な指導を行っている学校が3校 ・学力スタンダード科目の定期考查の共通化について、全ての科目で完全又は一部で共通化して実施した学校が4校	・対象校172校において、各校の「学力スタンダード」を作成して明確な到達目標を定めた上で、学力調査等で生徒の学力を把握し、繰り返しの指導することにより、学力を確実に定着させている。 ・教科会の定例化、授業進度・生徒状況の共有化、考查問題の統一化が進み、組織的・効果的な指導及び評価を行う体制が整っており、引き続き確かな学力の定着を目指している。 ・学習の定着状況を共有化し組織的な指導を行っている学校が88.0％ ・学力スタンダード科目の定期考查の共通化について、全ての科目で完全又は一部で共通化して実施した学校が91.7％ ・学力向上データバンクへアクセスし、標準問題を閲覧したり、活用したりした学校の割合が27.0％	・対象校172校において、各校の「学力スタンダード」を作成して明確な到達目標を定めた上で、学力調査等で生徒の学力を把握し、繰り返しの指導することにより、学力を確実に定着させている。 ・教科会の定例化、授業進度・生徒状況の共有化、考查問題の統一化が進み、組織的・効果的な指導及び評価を行う体制が整っており、引き続き確かな学力の定着を目指している。 ・学習の定着状況を共有化し組織的な指導を行っている学校が88.0％ ・学力スタンダード科目の定期考查の共通化について、全ての科目で完全又は一部で共通化して実施した学校が91.7％ ・学力向上データバンクへアクセスし、標準問題を閲覧したり、活用したりした学校の割合が27.0％	・対象校172校において、各校の「学力スタンダード」を作成して明確な到達目標を定めた上で、学力調査等で生徒の学力を把握し、繰り返しの指導することにより、学力を確実に定着させている。 ・教科会の定例化、授業進度・生徒状況の共有化、考查問題の統一化が進み、組織的・効果的な指導及び評価を行う体制が整っており、引き続き確かな学力の定着を目指している。 ・学習の定着状況を共有化し組織的な指導を行っている学校が88.0％ ・学力スタンダード科目の定期考查の共通化について、全ての科目で完全又は一部で共通化して実施した学校が89.8％ ・学力向上データバンクへアクセスし、標準問題を閲覧したり、活用したりした学校の割合が28.8％	・対象校171校において、各校の「学力スタンダード」を作成して明確な到達目標を定めた上で、学力調査等で生徒の学力を把握し、繰り返しの指導することにより、学力を確実に定着させている。 ・教科会の定例化、授業進度・生徒状況の共有化、考查問題の統一化が進み、組織的・効果的な指導及び評価を行う体制が整っており、引き続き確かな学力の定着を目指している。 ・学習の定着状況を共有化し組織的な指導を行っている学校が84.8％ ・学力スタンダード科目の定期考查の共通化について、全ての科目で完全又は一部で共通化して実施した学校が90.2％ ・学力向上データバンクへアクセスし、標準問題を閲覧したり、活用したりした学校の割合が30.1％	—	—	
	134	都立専門高校技能スタンダードの実施	教育庁	専門高校において生徒が身に付けるべき主要な技術・技能を示す「都立専門高校技能スタンダード」を活用した取組を全都立専門高校職業学科にて実施し、生徒の専門的な技術・技能の習得を徹底する。	都立専門高校(職業学科)において実施した。平成29年度に実施した状況調査の結果及び取組状況を元に、改善の検討を行った。	全ての都立専門高校(職業学科)において実施した。平成29年度に実施した状況調査の結果及び取組状況を元に、改善の検討を行った。	全ての都立専門高校(職業学科)において実施した。平成29年度に実施した状況調査の結果及び取組状況を元に、改善の検討を行った。	全ての都立専門高校(職業学科)において実施した。平成29年度に実施した状況調査の結果及び取組状況を元に、改善の検討を行った。	全ての都立専門高校(職業学科)において実施した。平成29年度に実施した状況調査の結果及び取組状況を元に、改善の検討を行った。	—	—	

	事業番号	枝番	事業名	所管局	事業概要	令和6年度実績 (速報値)	令和5年度実績	令和4年度実績	令和3年度実績	令和2年度実績	目標に掲げる事業(=■)	目標掲載 (年度の記載のないものは令和6年度末までの目標)
	135	1	理数教育の推進	教育庁	都内全公立小学校を対象とした「小学生科学展」の実施、都内全中学校を対象とした「中学生科学コンテスト」の実施など、公立小・中学校における理数教育を充実し、児童・生徒の理数に対する能力を更に高める。	【義務】 ・東京都小学生科学展…全区市町村及び都立小学校・特別支援学校の作品、計66点を日本科学未来館及び東京たま未来メッセの2会場に展示。 ・中学生科学コンテスト…武蔵野の森総合スポーツプラザで実技競技2種類と筆記競技を実施。	【義務】 ・東京都小学生科学展…全区市町村及び都立小学校・特別支援学校の作品、計66点を日本科学未来館及びアキシオエシスの2会場に展示。 ・中学生科学コンテスト…武蔵野の森総合スポーツプラザで実技競技2種類と筆記競技を実施。	【義務】 ・東京都小学生科学展…全区市町村及び特別支援学校の作品、計63点を日本科学未来館に展示。 ・中学生科学コンテスト…武蔵野の森総合スポーツプラザで実技競技2種類と筆記競技を実施した。 ・東京ジュニア科学塾…全3回参加型で実施した。延べ411名の児童・生徒が参加。 ・理科教育カンファレンス…都内公立小中学校教員各1名が出席し、区部開催、市部開催に分けて参加型で実施した。	【義務】 ・東京都小学生科学展…全区市町村及び特別支援学校の作品、計63点を日本科学未来館に展示。 ・中学生科学コンテスト…感染症拡大防止のため筆記競技のみ実施。 ・中学生科学コンテスト…感染症拡大防止のため筆記競技のみ実施。 ・東京ジュニア科学塾…全3回のみオンラインで実施した。延べ785名の児童・生徒が参加。 ・理数教育カンファレンス…2020オリンピック・パラリンピック開催予定のため中止 ・理科教育推進支援事業に5地区を指定し、3年次計画の最終年次の取組を行った。		—	
	135	2	理数教育の推進	教育庁	東京サイエンスハイスchoolの指定などをおとし、理数教育を充実させ、科学技術分野に高い関心と知識をもつ児童・生徒を育成する。	【高校】 ・東京サイエンスハイスchoolとして指定された学校3校は、生徒の理数分野等の興味・関心を更に向上させ、Society5.0に対応し、変化の激しい現代社会で活躍するとともに、国際競争に勝ち抜くことができる人材の育成を推進を行った。 ・理数研究校として指定された学校24校は、理数に関するテーマについての研究を行うとともに、その成果を校内や各種科学コンテスト等での発表するとともに、Tokyoサイエンスフェアへの参加を通して、理数に関して特色ある教育活動を推進するなど、理数好きの生徒の裾野の拡大を図った。 ・SIP拠点校(第Ⅱ期及び第Ⅲ期)として指定された学校8校は、理数分野に興味・関心のある生徒に探究活動の機会の提供と、継続的な指導を行い、生徒の意欲の向上と進路実現を支援するとともに、学校として成果と課題を蓄積するとともに、学校間のネットワークを構築した。 ・Tokyoサイエンスフェア研究発表会において、口頭発表及びポスター発表を実施した。	【高校】 ・スーパーサイエンスハイスchoolとして、実践型で指定されている学校1校が、科学技術人材育成で追加の指定を受けた。 ・理数教育重点校として指定された学校3校は、教科「理数科」の科目及び数学、理科、情報などの教科等横断的な学習方法、指導方法及び評価方法等の研究開発を行った。 ・理数研究校として指定された学校24校は、理数に関するテーマについての研究を行うとともに、その成果を校内や各種科学コンテスト等での発表するとともに、Tokyoサイエンスフェアへの参加を通して、理数に関して特色ある教育活動を推進するなど、理数好きの生徒の裾野の拡大を図った。 ・SIP拠点校(第1期)として指定された学校4校は、理数分野に興味・関心のある生徒に探究活動の機会の提供と、継続的な指導を行い、生徒の意欲の向上と進路実現を支援するとともに、学校として成果と課題を蓄積するとともに、学校間のネットワークを構築した。 ・Tokyoサイエンスフェア研究発表会において、口頭発表及びポスター発表を実施した。	【高校】 ・スーパーサイエンスハイスchoolとして、実践型で指定されている学校1校が、科学技術人材育成で追加の指定を受けた。 ・理数教育重点校として指定された学校3校は、教科「理数科」の科目及び数学、理科、情報などの教科等横断的な学習方法、指導方法及び評価方法等の研究開発を行った。 ・理数研究校として指定された学校24校は、理数に関するテーマについての研究を行うとともに、その成果を校内や各種科学コンテスト等での発表するとともに、Tokyoサイエンスフェアへの参加を通して、理数に関して特色ある教育活動を推進するなど、理数好きの生徒の裾野の拡大を図った。 ・SIP拠点校(第1期)として指定された学校4校は、理数分野に興味・関心のある生徒に探究活動の機会の提供と、継続的な指導を行い、生徒の意欲の向上と進路実現を支援するとともに、学校として成果と課題を蓄積するとともに、学校間のネットワークを構築した。 ・Tokyoサイエンスフェア研究発表会において、口頭発表及びポスター発表を実施した。	【高校】 ・理数アカデミー校として指定された中高一貫教育校1校は、探究活動の実施・充実、国内の研究施設等における研修、教員研修、大学や研究機関との連携、Tokyoサイエンスフェアの参加等、6年間一貫した教育活動を通して、科学的に探究する資質・能力、課題を解決する能力、論理的思考力、科学的な感性・創造性の育成を図るとともに、組織体制の構築を図った。令和3年度スーパーサイエンスハイスchoolに採択された。 ・理数リーディング校として指定された3校は、探究活動の実施、大学や研究機関との連携、専門家による指導、Tokyoサイエンスフェアへの参加、各種コンテスト等への参加などの取組を通して、科学的に探究する資質・能力、課題を解決する能力、論理的思考力、科学的な感性・創造性の育成を図った。1校は令和3年度スーパーサイエンスハイスchoolに採択された。 ・理数研究校として指定された学校は、理数に関するテーマについての研究を行うとともに、その成果を校内や各種科学コンテスト等での発表、Tokyoサイエンスフェアへの参加を通して、理数に関して特色ある教育活動を推進するなど、理数好きの生徒の裾野の拡大を図った。 ・Tokyoサイエンスフェア研究発表会において、理数アカデミー校(1校)、理数リーディング校(3校)による口頭発表及び理数研究校等67団体(都指定校28校全校及びスーパーサイエンスハイスchool指定校5校、理数研究ラボ4チームならびに国立・私立高校)によるポスター発表を実施した。		—	
	136		道徳教育の推進	教育庁	東京都道徳教育教材集等の活用を図るとともに、公立小・中学校における道徳の授業を保護者、都民及び教員に公開することを通じて、子供たちの豊かな心の育成について、学校・家庭・地域社会が話し合い、連携して道徳教育を推進する。	○道徳授業地区公開講座を都内全ての区市町村立小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び都立中学校・中等教育学校、区立特別支援学校(一部)、都立特別支援学校(一部)の、計1,907校で実施 ○授業公開への参加者数506,522人。意見交換会への参加者数101,219人。	○道徳授業地区公開講座を都内全ての区市町村立小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び都立中学校・中等教育学校、区立特別支援学校(一部)、都立特別支援学校(一部)の、計1,910校で実施 ○授業公開への参加者数373,223人。意見交換会への参加者数70,060人。	○道徳授業地区公開講座を都内全ての区市町村立小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び都立中学校・中等教育学校、区立特別支援学校(一部)、都立特別支援学校(一部)の、計1,913校で実施 ○授業公開への参加者数299,070人。意見交換会への参加者数53,583人。 (内Web授業公開への参加者20,564人。Web意見交換会への参加者数6,807人。)	○都内全ての区市町村立小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び都立中学校・中等教育学校、区立特別支援学校(一部)、都立特別支援学校(一部)の、計1,916校で実施 ○授業公開への参加者数153,561人。意見交換会への参加者数30,464人。 (内Web授業公開への参加者75,540人。Web意見交換会への参加者数15,304人。)	○都内全ての区市町村立小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び都立中学校・中等教育学校、区立特別支援学校(一部)、都立特別支援学校(一部)の、計1,918校で実施 ○授業公開への参加者数148,095人。意見交換会への参加者数10,213人。 (内Web授業公開への参加者73,524人。Web意見交換会への参加者数2,285人。)		—
	137		スクールサポーター制度	警視庁	児童・生徒の非行等を防止し、少年の健全育成を推進するため、スクールサポーターを警察署等に配置し、少年の非行・被害防止活動、非行からの立ち直り支援活動、学校等における児童等の安全確保対策、その他少年の健全育成上必要な活動を行う。	令和6年度実績 学校訪問 (公立) 30,159回 (私立) 6,770回 各種非行防止活動 16,066回 児童生徒の安全確保対策 54,133回 環境浄化活動 2,759回 相談、警戒等その他の活動 5,155回	令和5年度実績 学校訪問 (公立) 28,794回 (私立) 6,048回 各種非行防止活動 17,281回 児童生徒の安全確保対策 49,060回 環境浄化活動 2,853回 相談、警戒等その他の活動 3,293回	令和4年度実績 学校訪問 (公立) 28,372回 (私立) 5,812回 各種非行防止活動 13,496回 児童生徒の安全確保対策 47,227回 環境浄化活動 5,594回 相談、警戒等その他の活動 8,231回	令和3年度実績 ○ 学校訪問 (公立) 26,470回 (私立) 4,824回 ○ 各種非行防止活動 12,907回 ○ 児童生徒の安全確保対策 42,572回 ○ 環境浄化活動 2,914回 ○ 相談、警戒等その他の活動 9,750回	令和2年度実績 ○ 学校訪問 (公立) 26,800回 (私立) 4,035回 ○ 各種非行防止活動 14,488回 ○ 児童生徒の安全確保対策 41,677回 ○ 環境浄化活動 3,829回 ○ 相談、警戒等その他の活動 7,956回	—	—
	138		思春期に係る相談、研修の実施	福祉局	ひきこもりや不登校など、思春期の心の問題に対して、区市町村など地域の関係機関が連携して的確な対応が図られるよう、精神保健福祉センターは次のような技術的な支援を行う。 ・思春期・青年期の専門相談の実施 ・学校等の関係機関向けの事例検討会(研修)や、家族向けの家族講座の開催	○ 思春期・青年期専門相談(家族講座等)2,286件 ○ 思春期・青年期デイケア(ユースプロジェクト等) ○ 各区市町村への会議・事例検討会等参加協力を通じた技術援助 ○ 研修の実施 ○ 都教職員研修センター主催研修への協力 ○ リフレットの作成・配布等 各精神保健福祉センターのホームページに掲載	○ 思春期・青年期専門相談(家族講座等)2,158件 ○ 思春期・青年期デイケア(ユースプロジェクト等) ○ 各区市町村への会議・事例検討会等参加協力を通じた技術援助 ○ 研修の実施 ○ 都教職員研修センター主催研修への協力 ○ リフレットの作成・配布等 各精神保健福祉センターのホームページに掲載	○ 思春期・青年期専門相談(家族講座等)2,554件 ○ 思春期・青年期デイケア(ユースプロジェクト等) ○ 各区市町村への会議・事例検討会等参加協力を通じた技術援助 ○ 研修の実施 ○ 都教職員研修センター主催研修への協力 ○ リフレットの作成・配布等 各精神保健福祉センターのホームページに掲載	○ 思春期・青年期専門相談(家族講座等)2,401件 ○ 思春期・青年期デイケア(ユースプロジェクト等) ○ 各区市町村への会議・事例検討会等参加協力を通じた技術援助 ○ 研修の実施 ○ 都教職員研修センター主催研修への協力 ○ リフレットの作成・配布等 各精神保健福祉センターのホームページに掲載		—	—

							令和6年度実績 (速報値)		令和5年度実績		令和4年度実績		令和3年度実績		令和2年度実績		目標に掲げる事業(=■)	
事業 番号	校種	事業名	所管局	事業概要													目標 掲載	目標値 (年度の記載のないものは 令和6年度末までの目標)
139		HIV／エイズ・性感染症の 予防啓発、相談・検査の 実施	保健医療局	都民のH I V /エイズや性感染症への理解を促進し予防を推進するため、パンフレット等を作成して保健所等で配布するとともに、東京都新宿東口検査・相談室、東京都多摩地域検査・相談室や保健所において、H I V 検査・性感染症検査や相談を行う。	1 普及啓発 ○対象別（一般都民、患者・感染者、外国人向け）パンフレット、リーフレットの作成・配布 ○新聞・雑誌・インターネットなどを活用した普及啓発の実施 ○東京都HIV検査・相談月間（6月1日～6月30日）における啓発活動の集中的展開 ○東京都エイズ予防月間（11月16日～12月15日）における啓発活動の集中的展開 ○若者向け啓発動画を配信 ○同年代の仲間同士が一緒にHIV/エイズのことを考える、エイズ・ピア・エデュケーションの実施 ○豊島区池袋保健所のエイズ知ろう館に、エイズ啓発拠点「ふぉーてぃー」を通年設置 2 相談・検査 ○東京都H I V /エイズ電話相談 8,123件 ○都保健所における相談・検査 1,552件 ○東京都新宿東口検査・相談室 14,331件 ○東京都多摩地域検査・相談室 2,443件	1 普及啓発 ○対象別（一般都民、患者・感染者、外国人向け）パンフレット、リーフレットの作成・配布 ○新聞・雑誌・インターネットなどを活用した普及啓発の実施 ○東京都HIV検査・相談月間（6月1日～6月30日）における啓発活動の集中的展開 ○東京都エイズ予防月間（11月16日～12月15日）における啓発活動の集中的展開 ○若者向け啓発動画を配信 ○同年代の仲間同士が一緒にHIV/エイズのことを考える、エイズ・ピア・エデュケーションの実施 ○豊島区池袋保健所のエイズ知ろう館に、エイズ啓発拠点「ふぉーてぃー」を通年設置 2 相談・検査 ○東京都H I V /エイズ電話相談 7,536件 ○都保健所における相談・検査 479件 ○東京都新宿東口検査・相談室 12,420件 ○東京都多摩地域検査・相談室 1,772件	1 普及啓発 ○対象別（一般都民、患者・感染者、外国人向け）パンフレット、リーフレットの作成・配布 ○新聞・雑誌・インターネットなどを活用した普及啓発の実施 ○東京都HIV検査・相談月間（6月1日～6月30日）における啓発活動の集中的展開 ○東京都エイズ予防月間（11月16日～12月15日）における啓発活動の集中的展開 ○若者向け啓発動画を配信 ○同年代の仲間同士が一緒にHIV/エイズのことを考える、エイズ・ピア・エデュケーションの実施 ○豊島区池袋保健所のエイズ知ろう館に、エイズ啓発拠点「ふぉーてぃー」を通年設置 2 相談・検査 ○東京都H I V /エイズ電話相談 6,391件 ○都保健所における相談・検査 44件 ○東京都新宿東口検査・相談室 11,429件 ○東京都多摩地域検査・相談室 1,478件	1 普及啓発 ○対象別（一般都民、患者・感染者、外国人向け）パンフレット、リーフレットの作成・配布 ○新聞・雑誌・インターネットなどを活用した普及啓発の実施 ○東京都HIV検査・相談月間（6月1日～6月30日）における啓発活動の集中的展開 ○東京都エイズ予防月間（11月16日～12月15日）における啓発活動の集中的展開 ○若者向け啓発動画を配信 ○同年代の仲間同士が一緒にHIV/エイズのことを考える、エイズ・ピア・エデュケーションの実施 ○豊島区池袋保健所のエイズ知ろう館に、エイズ啓発拠点「ふぉーてぃー」を通年設置 2 相談・検査 ○東京都H I V /エイズ電話相談 5,692件 ○都保健所における相談・検査 40件 ○東京都新宿東口検査・相談室 10,290件 ○東京都多摩地域検査・相談室 1,057件										
140		ユースヘルスケア普及啓発 事業	子供政策連携 室	ホームページにおいて思春期に知っておきたい健康管理情報をユース(10代の子供・若者)目録で発信するユースヘルスケアの普及啓発を推進する。	ホームページ「TOKYO YOUTH HEALTHCARE」における 情報提供内容の充実	ホームページ「TOKYO YOUTH HEALTHCARE」公開											—	—
141		東京ユースヘルスケア推進 事業	福祉局	中高生等の思春期特有の健康上の悩みなどに対応するための相談窓口を設置するとともに、思春期における、婦人科疾患等に関する相談支援・健康教育・普及啓発を実施する区市町村を支援	相談件数（電話・メール・対面） 2,516件	相談実績：2,724件	相談実績：399件 ※電話相談は令和4年10月26日開始、メール相談は令和4年12月21日開始、対面相談は令和4年11月30日開始										—	—
142		子供の「遊び」推進プロ ジェクト	子供政策連携 室	子供が身近な場所で多様な遊びを経験できるプロジェクトを実施し、「遊び」の魅力を発信する	11プロジェクトを採択・実施	8プロジェクトを採択・実施											—	—
143		子供の遊び場等整備事 業補助金	子供政策連携 室	子供の意見を踏まえながら、プレイパークやボール遊び場など、地域資源を活用した遊び場の創出に取り組み区市町村を支援する。	10事業を採択・実施	6事業を採択・実施											—	—
144		20歳未満の喫煙防止対 策	保健医療局	20歳未満の喫煙防止及び受動喫煙の健康影響防止を推進するため、次の事業を展開する。 ＜20歳未満の喫煙防止＞ ○小中高校生用副教材やホームページ等において、20歳未満の者や胎児・妊産婦への喫煙・受動喫煙防止に関する啓発を実施 ○小中高校生を対象に20歳未満喫煙防止ポスターコンクールの実施 ○両親学級等において、喫煙の健康影響等を啓発 ＜受動喫煙の健康影響防止＞ ○「東京都子ども受動喫煙から守る条例」、「東京都受動喫煙防止条例」及び「健康増進法」に基づき、受動喫煙による都民の健康への影響を未然に防止する取組を実施	20歳未満の喫煙及び受動喫煙の健康影響防止を推進するため、以下の事業を実施。 ○20歳未満喫煙防止に関するDVD貸与及びホームページでの情報提供 ○小中高校生を対象とした20歳未満喫煙防止・受動喫煙防止ポスターコンクールを実施（応募総数：944作品） ○禁煙教育校種別副教材の増刷（都内の小学校6年生・中学校2年生・高校1年生を対象に配布） ○禁煙啓発リーフレット「自分のために。家族のために。」の作成・印刷	20歳未満の喫煙及び受動喫煙の健康影響防止を推進するため、以下の事業を実施。 ○20歳未満喫煙防止に関するDVD貸与及びホームページでの情報提供 ○小中高校生を対象とした20歳未満喫煙防止・受動喫煙防止ポスターコンクールを実施（応募総数：1,083作品） ○禁煙教育校種別副教材の増刷（都内の小学校6年生・中学校2年生・高校1年生を対象に配布） ○禁煙啓発リーフレット「自分のために。家族のために。」の作成・印刷	20歳未満の喫煙及び受動喫煙の健康影響防止を推進するため、以下の事業を実施。 ○20歳未満喫煙防止に関するDVD貸与及びホームページでの情報提供 ○小中高校生を対象とした20歳未満喫煙防止・受動喫煙防止ポスターコンクールを実施（応募総数：1,373作品） ○禁煙教育校種別副教材の増刷（都内の小学校6年生・中学校2年生・高校1年生を対象に配布） ○禁煙啓発リーフレット「自分のために。家族のために。」の作成・印刷	未成年者の喫煙及び受動喫煙の健康影響防止を推進するため、以下の事業を実施。 ○未成年者喫煙防止に関するDVD貸与及びホームページでの情報提供 ○小中高校生を対象とした未成年者喫煙防止ポスターコンクールを実施（応募総数：1,194作品） ○禁煙教育校種別副教材の増刷（都内の小学校6年生・中学校2年生・高校1年生を対象に配布） ○禁煙啓発リーフレット「自分のために。家族のために。」の作成・印刷	未成年者の喫煙及び受動喫煙の健康影響防止を推進するため、以下の事業を実施。 ○未成年者喫煙防止に関するDVD貸与及びホームページでの情報提供 ○小中高校生を対象とした未成年者喫煙防止ポスターコンクールを実施（応募総数：380作品） ○禁煙教育校種別副教材の増刷（都内の小学校6年生・中学校2年生・高校1年生を対象に配布） ○禁煙啓発リーフレット「自分のために。家族のために。」の作成・印刷									
145		地域における青少年の健 全育成	都民安全総合 対策本部	青少年の規範意識やコミュニケーション力などを育む取組に加え、地域の中で多様性の尊重や受容の意識を育む機会を提供するとともに、区市町村等が実施する青少年の健全育成に向けた取組を推進する。	○青少年応援プロジェクト@地域 16回	○青少年応援プロジェクト@地域 16回	○青少年応援プロジェクト@地域 15回	○青少年応援プロジェクト@地域 10回	○青少年応援プロジェクト@地域 1回	—	—							
146		学校・家庭・地域の連携 による教育活動の推進	教育庁	地域全体で子供の教育を支えるためには、学校・家庭・地域・社会が具体的に連携・協働する仕組みを構築する必要がある。このため、「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」や国の地域学校協働活動推進事業を活用して、各区市町村において、地域全体で子供の教育を支える「地域学校協働本部」の設置を推進し、様々な教育活動に多様な地域人材の活用を促進する。	○地域教育推進ネットワーク東京都協議会の加盟団体数（計642団体） ○統括コーディネーター会議の実施（3回） ○地域協働活動推進フォーラムの実施（1回） ○地域学校協働活動推進事業の実施（39区市町、1458校） ※八王子市を含む。	○地域教育推進ネットワーク東京都協議会の加盟団体数（計632団体） ○統括コーディネーター会議の実施（2回） ○地域協働活動推進フォーラムの実施（1回） ○地域学校協働活動推進事業の実施（37区市町、1447校） ※八王子市を含む。	○地域教育推進ネットワーク東京都協議会の加盟団体数（計596団体） ○統括コーディネーター会議の実施（3回） ○地域協働活動推進フォーラムの実施（1回） ○地域学校協働活動推進事業の実施（37区市町、1424校） ※八王子市を含む。	○地域教育推進ネットワーク東京都協議会の加盟団体数（計596団体） ○統括コーディネーター会議の実施（3回） ○地域協働活動推進フォーラムの実施（1回） ○地域学校協働活動推進事業の実施（36区市町、1360校） ※八王子市を含む。	○地域教育推進ネットワーク東京都協議会の加盟団体数（計590団体） ○地域コーディネーターの基礎研修の実施（3回） ○地域協働活動推進フォーラムの実施（1回） ○地域学校協働活動推進事業の実施（33区市町、1,225校）	—	—							
147		東京都教育の日の設定 による地域の協働の推進	教育庁	都民の教育に対する関心を高め、教育について共に考えるため、「東京都教育の日」（11月第1土曜日）を中心として、学校・家庭・地域が協働する取組を推進する。	○学校教育支援団体等への感謝状贈呈	○学校教育支援団体等への感謝状贈呈	○学校教育支援団体等への感謝状贈呈	○学校教育支援団体等への感謝状贈呈	○学校教育支援団体等への感謝状贈呈	—	—							
148		私立学校への助成	生活文化局	私立学校の教育条件の維持向上、在学する児童生徒に係る修学上の経済的負担の軽減及び私立学校の経営の健全性を高めるため、その経費の一部を補助する。	○私立幼稚園経常費補助 416園 ○私立小学校経常費補助 55校 ○私立中学校経常費補助 183校 ○私立高等学校経常費補助 236校 ○私立特別支援学校等経常費補助 322校 ○私立通信制高等学校経常費補助 8校 等	○私立幼稚園経常費補助 429園 ○私立小学校経常費補助 55校 ○私立中学校経常費補助 183校 ○私立高等学校経常費補助 236校 ○私立特別支援学校等経常費補助 273校 ○私立通信制高等学校経常費補助 8校 等	○私立幼稚園経常費補助 453園 ○私立小学校経常費補助 55校 ○私立中学校経常費補助 183校 ○私立高等学校経常費補助 236校 ○私立特別支援学校等経常費補助 259校 ○私立通信制高等学校経常費補助 8校 等	○私立幼稚園経常費補助 460園 ○私立小学校経常費補助 55校 ○私立中学校経常費補助 183校 ○私立高等学校経常費補助 235校 ○私立特別支援学校等経常費補助 253校 ○私立通信制高等学校経常費補助 8校 等	○私立幼稚園経常費補助 468園 ○私立小学校経常費補助 55校 ○私立中学校経常費補助 182校 ○私立高等学校経常費補助 235校 ○私立特別支援学校等経常費補助 228校 ○私立通信制高等学校経常費補助 8校 等	—	—							
149		学校と家庭の連携推進 事業	教育庁	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、問題を抱える児童・生徒に直接関わりとともに、保護者からの相談に応じる「家庭と子供の支援員」を学校に配置する。また、児童・生徒や保護者への支援について専門的な助言を行う「スーパーバイザー」を学校に派遣する。	<実施地区> >37区市町（15区、20市、2町） <実施校> 小学校322校、中学校180校、計502校	<実施地区> >34区市町（13区、20市、1町） <実施校> 小学校274校、中学校161校、計435校	<実施地区> >3 3 区市町（1 3 区、1 9 市、1 町） <実施校> 小学校265校、中学校146校、計411校	<実施地区> >3 1 区市町（1 3 区、1 7 市、1 町） <実施校> 小学校249校、中学校143校、計392校	<実施地区> >3 1 区市町（1 3 区、1 7 市、1 町） <実施校> 小学校2 3 6 校、中学校1 3 7 校、計3 7 3 校	—	—							
150		スクールソーシャルワー カー活用事業	教育庁	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、生活指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う、スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する。	○5 2 区市町（23区、25市、4町）にスクールソーシャルワーカーを配置	○5 2 区市町（23区、25市、4町）にスクールソーシャルワーカーを配置	○5 2 区市町（23区、25市、4町）にスクールソーシャルワーカーを配置	○50区市町（23区、25市、2町）にスクールソーシャルワーカーを配置	○50区市町（23区、25市、2町）にスクールソーシャルワーカーを配置	—	—							

事業概要						令和6年度実績 (達成値)	令和5年度実績	令和4年度実績	令和3年度実績	令和2年度実績	目標に掲げる事業(=■)	
事業番号	校種	事業名	所管局	事業概要							目標達成	目標値 (年度の記載ないものは令和6年度末までの目標)
151		いじめ総合対策推進事業	教育庁	令和3年2月に策定した「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」では、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の各段階に応じた具体的な取組を定めている。各学校においては、いじめ問題の解決に向け、軽微ないじめも見逃さず、学校全体で組織的に対応するとともに、家庭、地域住民、その他の関係者との連携の下、「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」に示す取組を確実に実施していく。	(1) 令和6年度「ふれあい月間」におけるいじめに関する調査の実施(令和6年6月、11月) (2) 生活指導担当指導主事連絡会の実施(令和6年4月、6月、11月) (3) 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会における審議(令和6年7月、12月、令和7年2月) (4) 都内全公立学校における「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」に基づくいじめ防止対策等の実施 (5) 高校生いじめ防止協議会の実施(令和6年11月)	(1) 令和5年度「ふれあい月間」におけるいじめに関する調査の実施(令和5年6月、11月) (2) 生活指導担当指導主事連絡会の実施(令和5年4月、6月、11月) (3) 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会における審議(令和5年7月、令和6年1月) (4) 都内全公立学校における「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」に基づくいじめ防止対策等の実施 (5) 高校生いじめ防止協議会の実施(令和5年11月)	(1) 令和3年度「ふれあい月間」におけるいじめに関する調査の実施(令和4年6月、11月) (2) 生活指導担当指導主事連絡会の実施(令和4年4月、6月、11月及び令和5年2月) (3) 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会における審議(令和4年7月、11月、令和5年2月) (4) 都内全公立学校における「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」に基づくいじめ防止対策等の実施	(1) 令和3年度「ふれあい月間」におけるいじめに関する調査の実施(令和3年6月、11月) (2) 生活指導担当指導主事連絡会の実施(令和3年4月、6月、11月及び令和4年2月) (3) 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会における審議(12月、2月) (4) 都内全公立学校における「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」に基づくいじめ防止対策等の実施	(1) 令和2年度「ふれあい月間」におけるいじめに関する調査の実施(令和2年11月) (2) 生活指導担当指導主事連絡会の実施(令和2年4月、6月、11月及び令和3年2月) (3) 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会における審議(7月、11月、2月) (4) 都内全公立学校における「いじめ総合対策【第2次】」に基づくいじめ防止対策等の実施	—	—	
152		スクールカウンセラー活用事業	教育庁	いじめや不登校等の未然防止、改善及び解決並びに校内の教育相談体制等の充実を図るため、児童・生徒の心理に関して、高度に専門的な経験を有する者をスクールカウンセラーとして、都内公立小学校、中学校、高等学校全校に配置している。	・都内公立学校にスクールカウンセラーを配置し、教育活動の改善等に役立てた。(小学校1,268校、中学校622校、高等学校246課程、特別支援学校20校) ・一定の条件を満たした区市町村立学校172校及び高等学校50課程に週2配置、高等学校32課程にスクールカウンセラーを追加配置	・都内公立学校にスクールカウンセラーを配置し、教育活動の改善等に役立てた。(小学校1,270校、中学校622校、高等学校246課程) ・一定の条件を満たした区市町村立学校172校にスクールカウンセラーを追加配置	・都内公立学校にスクールカウンセラーを配置し、教育活動の改善等に役立てた。(小学校1,274校、中学校622校、高等学校246課程) ・一定の条件を満たした区市町村立学校172校にスクールカウンセラーを追加配置	・都内公立学校にスクールカウンセラーを配置し、教育活動の改善等に役立てた。(小学校1,274校、中学校622校、高等学校247課程) ・一定の条件を満たした区市町村立学校172校にスクールカウンセラーを追加配置	・都内公立学校にスクールカウンセラーを配置し、教育活動の改善等に役立てた。(小学校1,275校、中学校623校、高等学校247課程) ・区市町村立学校172校に配置を拡充	—	—	
153		アドバイザー・スタッフ派遣事業	教育庁	アドバイザー・スタッフ(臨床心理士等)を学校に派遣し、不登校や集団不응の悩みをもつ児童・生徒等を支援する。	○専門家アドバイザー・スタッフ 派遣回数166回(緊急支援119回を含む)	○専門家アドバイザー・スタッフ 派遣回数82回(緊急支援55回を含む)	○専門家アドバイザー・スタッフ 派遣回数68回(緊急支援44回を含む)	○専門家アドバイザー・スタッフ 派遣回数61回(緊急支援50回を含む)	○専門家アドバイザー・スタッフ 派遣回数103回(緊急支援89回を含む)	—	—	
154		東京都教育相談センター教育相談一般・東京はいじめ相談ホットライン	教育庁	いじめ問題に悩む児童・生徒やその保護者等からの相談について、年間を通じて24時間体制で受け付け、相談者の心のケアや解決に向けた助言を行う。	○令和6年度も24時間対応の電話相談を実施した。 令和6年度のいじめを主とした電話相談は704回であった。 (文部科学省から委託されている「24時間SOSダイヤル」におけるいじめを主とした電話相談を含めると1,076回であった。)	令和5年度も24時間対応の電話相談を実施した。 令和5年度のいじめを主とした電話相談は981回であった。 (文部科学省から委託されている「24時間SOSダイヤル」におけるいじめを主とした電話相談を含めると1372回であった。)	令和4年度も24時間受付の電話相談を実施した。 令和4年度のいじめを主とした電話相談は918回であった。 (文部科学省から委託されている「24時間SOSダイヤル」におけるいじめを主とした電話相談を含めると1201回であった。)	令和3年度も24時間受付の電話相談を実施した。 令和3年度のいじめを主とした電話相談は700回であった。 (文部科学省から委託されている「24時間SOSダイヤル」におけるいじめを主とした電話相談を含めると993回であった。)	令和2年度も24時間受付の電話相談を実施した。 令和2年度のいじめを主とした電話相談は755回であった。 (文部科学省から委託されている「24時間SOSダイヤル」におけるいじめを主とした電話相談を含めると1,035回であった。)	—	—	
155	1	防災教育の推進	教育庁	防災教育デジタル教材「防災ノート」の活用による学校と家庭が一体となった防災教育の充実等を通じ、自らを守り、身近な人を助け、地域に貢献できる人材を育成する。 また、国立・私立学校においては、防災教育デジタル教材「防災ノート」の情報提供や、各学校の防災力向上のための取組に対し支援を行う。	○防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」の内容を一部リニューアル、国公立学校の全ての児童・生徒を対象に、防災教育ポータルサイトに配信。 ○各防災体験施設や地域と連携し、小学生及び中学生を対象とした「行こう、学ぼう、防災体験」を実施した。また、中学生を対象とした「避難所運営講座」を実施した。 ○都立高等学校等の生徒及び教員に対し、防災リーダーとして活躍できる人材を育成することを目的として、「防災士養成講座」(定員200人)を実施した。 ○平成24年度から、全都立学校に防災教育推進委員会を設置し、自校職員に加え、地元消防、警察、自治体、町会、自治会等の地域防災関係者を委員として、地域との連携体制を重視した防災教育を推進した。 ○全都立学校に防災教育推進委員会を設置し、地域との連携体制を重視した防災教育を推進。	【教育庁】 ○学校・家庭・地域と連携した「防災ノート～災害と安全～」を都内国公立学校の全ての児童・生徒を対象に、防災教育ポータルサイトにて配信し、防災教育を一層推進した。 ○7月から9月まで「防災ノート～災害と安全～」活用促進週間とし、各防災体験施設や地域と連携し、小学生及び中学生を対象とした「行こう、学ぼう、防災体験」を実施した。また、中学生を対象とした「避難所運営講座」を実施した。 ○都立高等学校等の生徒及び教員に対し、防災リーダーとして活躍できる人材を育成することを目的として、「防災士養成講座」(定員200人)を実施した。 ○平成24年度から、全都立学校に防災教育推進委員会を設置し、自校職員に加え、地元消防、警察、自治体、町会、自治会等の地域防災関係者を委員として、地域との連携体制を重視した防災教育を推進した。 ○関東大震災100年を児童・生徒の防災意識を高めるための機会と捉え、授業や防災訓練等で活用して、地域との連携体制を重視した防災教育を推進した。	【教育庁】 ○学校・家庭・地域と連携した「防災ノート～災害と安全～」を作成し、都内国公立学校の全ての児童・生徒に配布し、防災教育を一層推進した。 ○7月から9月まで「防災ノート～災害と安全～」活用促進週間とし、各防災体験施設や地域と連携し、小学生を対象とした親子防災体験を開催するとともに、中学生を対象とした「防災体験コンクール」を実施した。 ○防災教育教材「防災ノート～災害と安全～」をデジタル教材化したうえで、作成委員会を立ち上げ、デジタル教材を作成した。 ○防災教育ポータルを開発し、防災に関する情報を発信した。 ○平成24年度から、全都立学校に防災教育推進委員会を設置し、自校職員に加え、地元消防、警察、自治体、町会、自治会等の地域防災関係者を委員として、地域との連携体制を重視した防災教育を推進した。	【教育庁】 ○学校・家庭・地域と連携した「防災ノート～災害と安全～」を作成し、都内国公立学校の全ての児童・生徒に配布し、防災教育を一層推進した。 ○各防災体験施設や地域と連携し、小学生を対象とした親子防災体験を開催した。※令和2年度は、感染症対策のため、防災ノート活用促進週間及び防災体験コンクールは休止した。 ○防災教育ポータルを開発し、防災に関する情報を発信した。 ○平成24年度から、全都立学校に防災教育推進委員会を設置し、自校職員に加え、地元消防、警察、自治体、町会、自治会等の地域防災関係者を委員として、地域との連携体制を重視した防災教育を推進した。	—	—		
155	2	防災教育の推進	生活文化局	防災教育デジタル教材「防災ノート」の活用による学校と家庭が一体となった防災教育の充実等を通じ、自らを守り、身近な人を助け、地域に貢献できる人材を育成する。 また、国立・私立学校においては、防災教育デジタル教材「防災ノート」の情報提供や、各学校の防災力向上のための取組に対し支援を行う。	【生活文化スポーツ局】 ○防災ノート(デジタル版)について都内私立学校に周知	【生活文化スポーツ局】 ○防災ノート(デジタル版)について都内私立学校に周知	【生活文化スポーツ局】 ○防災ノート(デジタル版)について都内私立学校に周知	【生活文化局】 ○防災ノートを都内私立学校の児童・生徒(小・高の全学年)に配布 ○防災ノートに防災体験施設の案内ページを設け、当該防災体験施設で親子防災体験を利用した際に防災グッズを配布	【生活文化局】 ○防災ノートを都内私立学校の児童・生徒(小・高の全学年)に配布 ○防災ノートに防災体験施設の案内ページを設け、当該防災体験施設で親子防災体験を利用した際に防災グッズを配布	—	—	
156	1	JETプログラムによる外国人英語指導者等の配置	教育庁	JETプログラムを活用し、全都立高等学校等に英語等指導助手を配置する(夜間定時単独校を除く)。	【教育庁】 JET青年は学校に配属された後、日本人教員と協力しながら指導計画を考えたり、自作の教材を開発したりする等、積極的に生徒の指導に関わっている。また、英語部等で英語劇やディベートの指導に当たったり、フタチム英会話会を設けて交流を図ったりするなど、授業以外の活動にも取り組んでいる。これらの交流により、全ての都立高校及び中等教育学校において、生徒が日常的に生きた英語に触れる機会が増え、異文化理解を深めることができた。 ○配置実績 ・外国人英語等指導助手:389名 ・国際交流員:2名	【教育庁】 JET青年は学校に配属された後、日本人教員と協力しながら指導計画を考えたり、自作の教材を開発したりする等、積極的に生徒の指導に関わっている。また、英語部等で英語劇やディベートの指導に当たったり、フタチム英会話会を設けて交流を図ったりするなど、授業以外の活動にも取り組んでいる。これらの交流により、全ての都立高校及び中等教育学校において、生徒が日常的に生きた英語に触れる機会が増え、異文化理解を深めることができた。 ○配置実績 ・外国人英語等指導助手:281名 ・国際交流員:1名	【教育庁】 JET青年は学校に配属された後、日本人教員と協力しながら指導計画を考えたり、自作の教材を開発したりする等、積極的に生徒の指導に関わっている。また、英語部等で英語劇やディベートの指導に当たったり、フタチム英会話会を設けて交流を図ったりするなど、授業以外の活動にも取り組んでいる。これらの交流により、全ての都立高校及び中等教育学校において、生徒が日常的に生きた英語に触れる機会が増え、異文化理解を深めることができた。 ○配置実績 ・外国人英語等指導助手:240名 ・国際交流員:1名	【教育庁】 JET青年は学校に配属された後、日本人教員と協力しながら指導計画を考えたり、自作の教材を開発したりする等、積極的に生徒の指導に関わっている。また、英語部等で英語劇やディベートの指導に当たったり、フタチム英会話会を設けて交流を図ったりするなど、授業以外の活動にも取り組んでいる。これらの交流により、全ての都立高校及び中等教育学校において、生徒が日常的に生きた英語に触れる機会が増え、異文化理解を深めることができた。 ○配置実績 ・外国人英語等指導助手:239名 ・国際交流員:1名 ※新型コロナウイルス感染症の影響で来日できなかったため、ALT加配予算で対応。	【教育庁】 JET青年は学校に配属された後、日本人教員と協力しながら指導計画を考えたり、自作の教材を開発したりする等、積極的に生徒の指導に関わっている。また、英語部等で英語劇やディベートの指導に当たったり、フタチム英会話会を設けて交流を図ったりするなど、授業以外の活動にも取り組んでいる。これらの交流により、全ての都立高校及び中等教育学校において、生徒が日常的に生きた英語に触れる機会が増え、異文化理解を深めることができた。 ○配置実績 ・外国人英語等指導助手:239名 ・国際交流員:1名 ※新型コロナウイルス感染症の影響で31名が来日できなかったため、ALT加配予算で対応。	—	—	
156	2	JETプログラムによる外国人英語指導者等の配置	生活文化局	外国語教育の充実を図るため、JETプログラムを活用する私立中学校、高等学校に対し、その経費の一部を補助する。	【生活文化スポーツ局】 ○私立学校外国語指導助手活用事業費補助 182人	【生活文化スポーツ局】 ○私立学校外国語指導助手活用事業費補助 179人	【生活文化スポーツ局】 ○私立学校外国語指導助手活用事業費補助 189人	○私立学校外国語指導助手活用事業費補助 175人	○私立学校外国語指導助手活用事業費補助 160人	—	—	

事業番号		校番	事業名	所管局	事業概要	令和6年度実績 (速報値)	令和5年度実績	令和4年度実績	令和3年度実績	令和2年度実績	目標掲 載	目標値 (年度の記載のないものは令和6年度末までの目標)
	157	1	海外留学支援事業	教育庁	【教育庁・次世代リーダー育成道場】 都立高校生等を対象に、将来、様々な場面や分野で活躍し、日本や東京の未来を担う次代のリーダーを輩出するため、事前研修や約1年間の留学、事後研修を通して、海外で通用する英語力や広い視野、世界に飛び出すチャレンジ精神、課題解決能力等を育成する。	【教育庁・次世代リーダー育成道場】 ・「事業説明会」をオンラインで配信し、留学の機運の醸成に貢献した。 ・第13期生の国内事前研修を19回実施した。 ・第11期生33人が、令和6年6月アメリカ合衆国から帰国した。 ・第11期生48人が、令和6年6月カナダから帰国した。 ・第12期生23人が、令和6年8月アメリカ合衆国へ出国した。 ・第12期生39人が、令和6年8月カナダへ出国した。 ・第12期生44人が、令和6年12月オーストラリアから帰国した。 ・第12期生21人が、令和6年12月ニュージーランドから帰国した。 ・第13期生39人が、令和7年1月オーストラリアへ出国した。 ・第13期生25人が、令和7年1月ニュージーランドへ出国した。 ・公立小・中・高等学校の児童・生徒と留学中の研修生が、9月、10月、3月に還元プログラムの一環としてオンラインで交流を行った。	【教育庁・次世代リーダー育成道場】 ・「事業説明会」をオンラインで配信し、留学の機運の醸成に貢献した。 ・第12期生の国内事前研修を19回実施した。 ・第10期生(北米コース)40人が、令和5年6月アメリカ合衆国から帰国した。 ・第10期生(北米コース)81人が、令和5年7月カナダから帰国した。 ・第11期生Bコース33人が、令和5年8月アメリカ合衆国へ出発した。 ・第11期生Bコース49人が、令和5年9月カナダへ出発した。 ・第11期生Aコース62人が、令和5年12月オーストラリアとニュージーランドから帰国した。 ・第12期生Aコース66人が、令和6年1月オーストラリアとニュージーランドへ出発した。 ・公立小・中学校の児童・生徒と留学中の研修生が、9月、10月、3月に還元プログラムの一環としてオンラインで交流を行った。	【教育庁・次世代リーダー育成道場】 ・第11期生の国内事前研修を18回実施した。 ・第10期生124人が、令和4年8月にアメリカ合衆国、カナダへ出発した。 ・第10期生26人が、令和4年11月にオーストラリアから帰国した。 ・第11期生Aコース64人が、令和5年1月にオーストラリア、ニュージーランドへ出発した。 ・公立小・中学校の児童・生徒とオーストラリアに留学中の研修生が、還元プログラムの一環としてオンラインで交流を行った。	【教育庁・次世代リーダー育成道場】 ・「高校生留学フェア」をオンライン(一方向)で配信し、留学の機運の醸成に貢献した。 ・第10期生の国内事前研修を18回実施した。 ・第9期生99名(北米)の留学プログラムは新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったが、事前研修の修了者に「修了証」を発行するとともに、留学先予定だった国の学生とオンラインで交流する機会を設定した。 ・第10期生26名は、令和4年3月にオーストラリアへ出発した。	【教育庁・次世代リーダー育成道場】 ・第9期生の国内事前研修を18回実施した。 ・第8期生98名(オセアニア)がオーストラリア及びニュージーランドから帰国し、成果報告等を行った。 ・第8期生99名(北米)及び第9期生95名(オセアニア)の留学プログラムは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い中止となったが、事前研修の修了者に「修了証」を発行するとともに、留学先予定だった国の学生とオンラインで交流する機会を設定した。	—	—
	157	2	海外留学支援事業	生活文化局	【生活文化局・海外留学推進補助】 私立高校生の留学に伴う経済的負担を軽減し海外留学を促進するため、私立高校が行う留学に参加する生徒に対し、その経費の一部を補助する。	【生活文化スポーツ局】 ○私立高等学校海外留学推進補助 984人	【生活文化スポーツ局】 ○私立高等学校海外留学推進補助 828人	【生活文化スポーツ局】 ○私立高等学校海外留学推進補助 748人	【生活文化局】 ○私立高等学校海外留学推進補助 22人	【生活文化局】 ○私立高等学校海外留学推進補助 6人 新型コロナウイルス感染症の影響により新規募集を中止	—	—
	158		私立学校教員海外派遣研修事業費補助	生活文化局	世界で活躍するグローバル人材育成のため、指導力向上を目的に、私立学校が教員を海外研修に派遣した場合にその経費の一部を補助する。	○私立学校教員海外派遣研修事業費補助 8人	○私立学校教員海外派遣研修事業費補助 7人	○私立学校教員海外派遣研修事業費補助 1人	○私立学校教員海外派遣研修事業費補助 新型コロナウイルス感染症の影響により新規募集を中止	○私立学校教員海外派遣研修事業費補助 新型コロナウイルス感染症の影響により新規募集を中止	—	—
	159		私立高等学校外部検定試験料補助	生活文化局	私立高等学校が、在籍する生徒の英語力向上を目的として外部検定試験(高等学校における英語教育レベルを満たし「読む」「聞く」「話す」「書く」の4技能を総合的に測定でき、学校が教育活動の一環として外部検定試験実施団体に対して団体受験を申し込むもの)を実施する場合、当該試験に係る経費を補助する。	○私立高等学校外部検定試験料補助 113校 38,808人	○私立高等学校外部検定試験料補助 115校 37,549人	○私立高等学校外部検定試験料補助 109校 37,104人	○私立高等学校外部検定試験料補助 102校 32,917人	○私立高等学校外部検定試験料補助 99校 32,099人	—	—
	160		都立国際高校での国際バカロレアの取組	教育庁	都立国際高校のバカロレアコースにおいて、国際バカロレアのディプロマ・プログラムによる授業を展開し、国際的に認められる大学入学資格(フルディプロマ)の取得や、それを用いた海外大学進学を支援する。	・令和5年度卒業生(第7期生)は国際バカロレア資格(フルディプロマ)取得率100%を達成した。 ・令和6年度入学者選抜(第10期生)において、募集人員20名に対して106名の応募があり、応募倍率5.3倍であった。 (令和5年度末実績)	・令和4年度卒業生(第6期生)は国際バカロレア資格(フルディプロマ)取得率94.7%を達成した。 ・令和5年度入学者選抜(第9期生)において、募集人員20名に対して82名の応募があり、応募倍率4.1倍であった。 (令和4年度末実績)	・令和3年度卒業生(第5期生)は国際バカロレア資格(フルディプロマ)取得率100%を達成した。 ・令和4年度入学者選抜(第8期生)において、募集人員20名に対して81名の応募があり、応募倍率4.1倍であった。 (令和3年度末実績)	・令和2年度卒業生(第4期生)は国際バカロレア資格(フルディプロマ)取得率95.1%を達成し、初の4.5点満点の結果を出した。 ・令和3年度入学者選抜(第7期生)において、募集人員20名に対して77名の応募があり、応募倍率3.9倍であった。 (令和2年度末実績)	・令和2年度卒業生(第4期生)は国際バカロレア資格(フルディプロマ)取得率95.1%を達成し、初の4.5点満点の結果を出した。 ・令和3年度入学者選抜(第7期生)において、募集人員20名に対して77名の応募があり、応募倍率3.9倍であった。	—	—
	161		「TOKYO GLOBAL GATEWAY」の活用による、児童・生徒の英語学習の意欲向上	教育庁	小学生から高校生までを主な対象とし、体験的で実践的な学習を通じて、英語を使用する楽しさや必要性を体感し、英語学習の意欲を自ら向上させることを目的に、民間事業者とともにTOKYO GLOBAL GATEWAYを開設する。児童・生徒8人につき1人のイングリッシュ・スピーカーが常に付き添い、海外の日常生活シーンや文化、ビジネス、国際貢献などの多様な内容を、英語だけで体験する。 また、令和5年1月から、多摩地域に同様の施設を開設し、運営している。	平成30年9月開設(青海)。令和5年1月開設(立川)。 令和6年度利用実績 学校利用・一般利用を合わせて約15万人 利用者アンケートの結果、約9割の児童・生徒が「今後の英語学習の刺激になった」「またTGGを利用したい」と回答している。 また、引率教員のほとんどが、教員自身にとって得られるものがあつたと回答し、「ネイティブスピーカーによる子供たちへの質問の仕方やグループ活動の手法が参考になった」「普段学校では見られない生徒の様子が見られた」等の声が寄せられている。	平成30年9月開設(青海)。令和5年1月開設(立川)。 令和5年度利用実績 学校利用・一般利用を合わせて約15万人 利用者アンケートの結果、約9割の児童・生徒が「今後の英語学習の刺激になった」「またTGGを利用したい」と回答している。 また、引率教員のほとんどが、教員自身にとって得られるものがあつたと回答し、「ネイティブスピーカーによる子供たちへの質問の仕方やグループ活動の手法が参考になった」「普段学校では見られない生徒の様子が見られた」等の声が寄せられている。	平成30年9月開設(青海)。令和5年1月開設(立川)。 令和4年度利用実績 学校利用・一般利用を合わせて約13万人 利用者アンケートの結果、約9割の児童・生徒が「今後の英語学習の刺激になった」と回答し、学習意欲の向上が見られる。 また、引率教員のほとんどが、教員自身にとって得られるものがあつたと回答し、「ネイティブスピーカーによる子供たちへの質問の仕方やグループ活動の手法が参考になった」「普段学校では見られない生徒の様子が見られた」等の声が寄せられている。	平成30年9月開設。 令和3年度利用実績 学校利用・一般利用を合わせて約8万人 利用者アンケートの結果、9割以上の児童・生徒が「今後の英語学習の刺激になった」と回答し、学習意欲の向上が見られる。 また、引率教員のほとんどが、教員自身にとって得られるものがあつたと回答し、「ネイティブスピーカーによる子供たちへの質問の仕方やグループ活動の手法が参考になった」「普段学校では見られない生徒の様子が見られた」等の声が寄せられている。	平成30年9月開設。 令和2年度利用実績 学校利用・一般利用を合わせて約3万人 利用者アンケートの結果、9割以上の児童・生徒が「今後の英語学習の刺激になった」と回答し、学習意欲の向上が見られる。 また、引率教員のほとんどが、教員自身にとって得られるものがあつたと回答し、「ネイティブスピーカーによる子供たちへの質問の仕方やグループ活動の手法が参考になった」「普段学校では見られない生徒の様子が見られた」等の声が寄せられている。	—	—
(2) 次代を担う人づくりの推進												
	162		「東京都こども基本条例」に関する理解促進事業	子供政策連携室	都民に広く、条例の理念や内容を分かりやすく伝え、子供の意見表明や地域社会等への参加促進、子供の権利擁護に関する理解促進を図る。	令和4年度、5年度にそれぞれ作成した条例ハンドブックと条例解説動画を活用しながら、国内外の多様な主体との連携を通じて、条例理念の普及啓発の場や子供政策に係る意見交換等を行う場を創出	・東京都こども基本条例ハンドブックを学校、児童館、図書館等、都内、約7,000カ所に配布 ・小中高生21名が「こどもクリエイター」として活動し、ブックのクリエイター、有識者と対話を重ねながら条例解説動画を制作 ・多様な方法で子供の声を取り入れ、子供の参画に取り組んでいるアイルランドに中高生を派遣	「東京都こども基本条例」の内容を分かりやすく伝えるハンドブックを作成			—	—
	163		「東京都こども基本条例」を踏まえた新たな取組<子供家庭支援区町村包括補助事業>	福祉局	子供の意見表明や参加を促進する取組、子供の権利擁護に関する取組を行う区町村を支援する。	23自治体	18自治体	12自治体			—	—
	164		東京都こどもホームページ	子供政策連携室	未来を担う子供たちが楽しみながら東京の魅力を感じ、都政への興味・関心を高められるよう、子供の意見やアイデアを取り入れながら、東京都こどもホームページにより、多様な情報を発信する。	東京都こどもホームページについて、子供の意見を取り入れながらコンテンツを追加・拡充	東京都こどもホームページについて、子供の意見を取り入れながらコンテンツを追加・拡充	東京都こどもホームページについて、子供の意見を取り入れながらコンテンツを追加・拡充			—	—

	事業番号	校番	事業名	所管局	事業概要	令和6年度実績 (速報値)	令和5年度実績	令和4年度実績	令和3年度実績	令和2年度実績	目標に掲げる事業(=■)	
						目標掲載	目標値 (年度の記載のないものは令和6年度末までの目標)					
	165		子供向け舞台芸術参加・体験プログラム	生活文化局	子供たちが舞台芸術に親しみ、また芸術家と直接ふれあうことにより芸術による創造の喜びを理解し、文化を生み出す心を育むため、子供向け舞台芸術参加・体験プログラムを実施する。	○オーケストラ メイン公演・ワークショップ(2月) 1,721人 アウトリーチ(1月) 延べ5回 410人 ○児童演劇 メイン公演・ワークショップ(2月～3月) 4,296人 アウトリーチ(10月～3月) 延べ90回 4,669人 ○伝統芸能 メイン公演・ワークショップ(3月) 741人 アウトリーチ(11月) 延べ10回 181人	○オーケストラ メイン公演・ワークショップ(3月) 1,740人 アウトリーチ(11月～3月) 延べ9回 565人 ○児童演劇 メイン公演・ワークショップ(2月～3月) 3,416人 アウトリーチ(10月～3月) 延べ90回 5,508人 ○伝統芸能 メイン公演・ワークショップ(3月) 767人 アウトリーチ(11月) 延べ10回 186人	○オーケストラ メイン公演・ワークショップ(3月) 2,341人 アウトリーチ(11月～3月) 延べ11回 1,066人 ○児童演劇 メイン公演・ワークショップ(2月～3月) 3,885人 アウトリーチ(10月～3月) 延べ90回 3,065人 ○伝統芸能 メイン公演・ワークショップ(3月) 351人 アウトリーチ(11月) 延べ10回 216人	○オーケストラ メイン公演・ワークショップ(3月) 1,220人 アウトリーチ(1月) 延べ5回 387人 ○児童演劇 メイン公演・ワークショップ(1月～3月) 2,808人 アウトリーチ(10月～3月) 延べ60回 1,985人 ○伝統芸能 メイン公演・ワークショップ(3月) 241人 アウトリーチ(11月) 延べ5回 189人	○オーケストラ メイン公演・ワークショップ(3月) 1,897人 アウトリーチ(2月～3月) 延べ6回 284人 ○児童演劇 メイン公演・ワークショップ(2月～3月) 1,436人 アウトリーチ(10月～3月) 延べ69回 1,773人 ○伝統芸能 メイン公演・ワークショップ(2月) 273人 アウトリーチ(3月) 延べ1回 88人	—	—
	166		芸術文化を通じた子供たちの育成	生活文化局	子供たちに、現代芸術や本物の伝統芸能等に触れるほか、様々な分野のアーティストなど専門家とともに作品を製作・発表する機会を提供する。	ワークショップ参加者数 8,312人 鑑賞者数等 26,410人	ワークショップ参加者数 7,670人 鑑賞者数等 24,007人	ワークショップ参加者数 7,413人 鑑賞者数等 21,265人	ワークショップ参加者数 8,505人 鑑賞者数等 13,659人	ワークショップ参加者数 4,506人 鑑賞者数等 9,336人	—	—
	167		中学生の職場体験	教育庁	中学生に社会の一員としての自覚を促し、働くこと、学ぶことの意義に気付かせるために、職場体験に関する情報提供を行い、都内中学校等における職場体験の円滑な推進を図る。	・令和6年度、都内全公立中学校数：621校(中等教育学校、都立高等学校附属中学校、義務教育学校を含む)が職場体験を計画	・令和5年度、都内全公立中学校数：621校(中等教育学校、都立高等学校附属中学校、義務教育学校を含む)が職場体験を計画	・令和4年度、都内全公立中学校数：621校(中等教育学校、都立高等学校附属中学校、義務教育学校を含む)が職場体験を計画	・令和3年度、都内全公立中学校数：621校(中等教育学校、都立高等学校附属中学校、義務教育学校を含む)が職場体験を計画	都内公立中学校で実施したのは13校であった。	—	—
	168		都立高校における人間としての在り方生き方に関する新教科「人間と社会」の実施	教育庁	教科「奉仕」に道德教育やキャリア教育を加えた新教科「人間と社会」を都立高校で実施し、人間としての在り方生き方に関する教育を通じて、規範意識と社会貢献意識の向上を図る。	○教科「人間と社会」推進者研修を通して、探究型の「人間と社会」の授業についての理解と普及に努めた。 ○教員向けに「人間と社会」改訂版教科書指導資料を作成・配布した。	○教科「人間と社会」推進者研修を通して、探究型の「人間と社会」の授業についての理解と普及に努めた。 ○教員向けに「人間と社会」改訂版教科書指導資料を作成・配布した。	○教科「人間と社会」推進者研修を通して、探究型の「人間と社会」の授業についての理解と普及に努めた。 ○教員向けに「人間と社会」改訂版教科書指導資料を作成・配布した。	○教科「人間と社会」推進者研修を通して、探究型の「人間と社会」の授業についての理解と普及に努めた。 ○教員向けに「人間と社会」改訂版教科書指導資料を作成・配布した。	○教科「人間と社会」推進者研修を通して、探究型の「人間と社会」の授業についての理解と普及に努めた。 令和3年度から使用する、探究的要素を取り入れた「人間と社会」改訂版教科書を作成した。	—	—
	169		勤労観・職業観育成推進プラン	教育庁	高校生の勤労観、職業観を育成するために、国際ロータリーとの連携事業や、技能習得型インターンシップの実施等により、インターンシップの充実・拡大を図る。	○キャリア教育の推進 ・東京都独自教科「人間と社会」の実施 ・キャリア教育年間指導計画(全体計画)の作成 ・国際ロータリーと連携し、講演会や感染症防止対策を踏まえインターンシップを実施	○キャリア教育の推進 ・東京都独自教科「人間と社会」の実施 ・キャリア教育年間指導計画(全体計画)の作成 ・国際ロータリーと連携し、講演会や感染症防止対策を踏まえインターンシップを実施	○キャリア教育の推進 ・東京都独自教科「人間と社会」の実施 ・キャリア教育年間指導計画(全体計画)の作成 ・国際ロータリーと連携し、講演会や感染症防止対策を踏まえインターンシップを実施	○キャリア教育の推進 ・東京都独自教科「人間と社会」の実施 ・キャリア教育年間指導計画(全体計画)の作成 ・国際ロータリーと連携し、講演会や感染症防止対策を踏まえインターンシップを実施	○キャリア教育の推進 ・東京都独自教科「人間と社会」の実施 ・キャリア教育年間指導計画(全体計画)の作成 ・国際ロータリーと連携し、講演会や感染症防止対策を踏まえインターンシップについての検討	—	—
	170		高等学校「家庭」における保育体験活動の充実	教育庁	都立高校で、生徒が乳幼児への理解をはじめ、親になると、男女が協力して家庭を築くことなどについての理解を深めていくために、生徒が乳幼児と触れ合う保育体験活動や乳幼児の親と交流する活動を充実する。	少子化の進展を踏まえ、家庭科の学習において実践的・体験的な、コミュニケーション能力を高める学習活動の充実を図っている。また、生徒が乳幼児と触れ合う保育体験活動を実施した学校もあった。	少子化の進展を踏まえ、家庭科の学習において実践的・体験的な、コミュニケーション能力を高める学習活動の充実を図っている。 令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響で、幼稚園及び保育園での体験実習をオンライン交流会として実施したり、一部の学校では対面での交流会を実施したりした。	少子化の進展を踏まえ、家庭科の学習において実践的・体験的な、コミュニケーション能力を高める学習活動の充実を図っている。 令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響で、幼稚園及び保育園での体験実習をオンライン交流会として実施したり、一部の学校では対面での交流会を実施したりした。	少子化の進展を踏まえ、家庭科の学習において実践的・体験的な、コミュニケーション能力を高める学習活動の充実を図っている。 令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、幼稚園及び保育園での体験実習を中止した学校も多いが、一部の学校では、オンラインを活用した交流会を実施した。	少子化の進展を踏まえ、家庭科の学習において実践的・体験的な、コミュニケーション能力を高める学習活動の充実を図っている。 令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、幼稚園及び保育園での体験実習を中止した学校も多い。	—	—
	171		不登校・中途退学対策事業	教育庁	不登校や中途退学の経験のある児童・生徒やその保護者、民間施設等を対象とした実態調査・研究を行い、児童・生徒の社会的自立につながる施策を推進する。	・教育支援センター機能強化補助事業を実施 ・都内全公立小・中学校等に配布した「児童・生徒を支援するためのガイドブック～不登校への適切な対応に向けて～」の活用促進 ・不登校対応加配教員配置校、不登校対応巡回教員担当校、不登校特例校、チャレンジクラス設置校、教育支援センター、フリースクール等協議会の開催 ・学びの多様な学校(分教室型)の新規設置の支援 ・チャレンジクラスの新規設置の支援	・教育支援センター機能強化補助事業を実施 ・都内全公立小・中学校等に配布した「児童・生徒を支援するためのガイドブック～不登校への適切な対応に向けて～」の活用促進 ・不登校対応加配教員配置校、不登校特例校、教育支援センター、フリースクール等協議会の開催 ・不登校特例校(分教室型)の新規設置の支援	・教育支援センター機能強化補助事業を実施 ・都内全公立小・中学校等に配布した「児童・生徒を支援するためのガイドブック～不登校への適切な対応に向けて～」の活用促進 ・東京都学校・フリースクール等協議会の開催 ・不登校特例校(分教室型)の新規設置の支援	・教育支援センターの機能強化を目的としたモデル事業の成果を踏まえ、希望する全区市町村を対象とした教育支援センター機能強化補助事業を実施 ・平成30年度に作成し、都内全公立小・中学校及び教育支援センターに配布した「児童・生徒を支援するためのガイドブック～不登校への適切な対応に向けて～」の活用促進 ・東京都学校・フリースクール等協議会の実施、第2回東京都学校・フリースクール等協議会(児童・生徒支援フォーラム)では、社会全体で支える子供・若者の自立の支援の在り方を提案 ・不登校特例校(分教室型)の開設を検討している教育委員会を支援(令和2年度末実績)	・教育支援センターの機能強化を目的としたモデル事業の成果を踏まえ、希望する全区市町村を対象とした教育支援センター機能強化補助事業を実施 ・平成30年度に作成し、都内全公立小・中学校及び教育支援センターに配布した「児童・生徒を支援するためのガイドブック～不登校への適切な対応に向けて～」の活用促進 ・東京都学校・フリースクール等協議会の実施、第2回東京都学校・フリースクール等協議会(児童・生徒支援フォーラム)では、社会全体で支える子供・若者の自立の支援の在り方を提案 ・不登校特例校(分教室型)の開設を検討している教育委員会を支援	—	—
	172		都立高校中途退学未然防止と中途退学者等への進路支援事業	教育庁	都立高校における中途退学者及び進路未決定卒業者を次の社会の受け皿に円滑につなげるため、ユースソーシャルワーカーを学校に派遣するとともに、就労支援機関や若者支援機関と連携し、中途退学の未然防止や中途退学者等に対する進路支援等を行う。	○ 不登校・中途退学等、課題を抱えた生徒に対応し、不登校状態の解消、中途退学の未然防止、進路決定等に係る取組を実施 ・対応人数：3,411人 ・対応案件総数：12,666件 ○ ユースソーシャルワーカーを継続的に派遣している学校(継続派遣校)では、自立支援担当教員を中心とした校内体制の整備が進み、学校全体で組織的に不登校・中途退学対策が行えるようになった。 ○ やむなく中途退学した生徒についても、N・P・Oと連携した切れ目のない支援を行うことにより都立高校への再就学、高校卒業認定資格の取得や就職決定に導くことができた。	○ 不登校・中途退学等、課題を抱えた生徒に対応し、不登校状態の解消、中途退学の未然防止、進路決定等に係る取組を実施 ・対応人数：3,852人 ・対応案件総数：14,784件 ○ ユースソーシャルワーカーを継続的に派遣している学校(継続派遣校)では、自立支援担当教員を中心とした校内体制の整備が進み、学校全体で組織的に不登校・中途退学対策が行えるようになった。 ○ やむなく中途退学した生徒についても、N・P・Oと連携した切れ目のない支援を行うことにより都立高校への再就学、高校卒業認定資格の取得や就職決定に導くことができた。	○ 不登校・中途退学等、課題を抱えた生徒に対応し、不登校状態の解消、中途退学の未然防止、進路決定等に係る取組を実施 ・対応人数：3,879人 ・対応案件総数：15,356件 ○ ユースソーシャルワーカーを継続的に派遣している学校(継続派遣校)では、自立支援担当教員を中心とした校内体制の整備が進み、学校全体で組織的に不登校・中途退学対策が行えるようになった。 ○ やむなく中途退学した生徒についても、N・P・Oと連携した切れ目のない支援を行うことにより都立高校への再就学、高校卒業認定資格の取得や就職決定に導くことができた。	○ 不登校・中途退学等、課題を抱えた生徒に対応し、不登校状態の解消、中途退学の未然防止、進路決定等に係る取組を実施 ・対応人数：3,421人 ・対応案件総数：14,259件 ○ ユースソーシャルワーカーを継続的に派遣している学校(継続派遣校)では、自立支援担当教員を中心とした校内体制の整備が進み、学校全体で組織的に不登校・中途退学対策が行えるようになった。 ○ やむなく中途退学した生徒についても、N・P・Oと連携した切れ目のない支援を行うことにより都立高校への再就学、高校卒業認定資格の取得や就職決定に導くことができた。	○ 不登校・中途退学等、課題を抱えた生徒に対応し、不登校状態の解消、中途退学の未然防止、進路決定等に係る取組を実施 ・対応人数：3,152人 ・対応案件総数：13,786件 ○ ユースソーシャルワーカーを継続的に派遣している学校(継続派遣校)では、自立支援担当教員を中心とした校内体制の整備が進み、学校全体で組織的に不登校・中途退学対策が行えるようになった。 ○ やむなく中途退学した生徒についても、N・P・Oと連携した切れ目のない支援を行うことにより都立高校への再就学、高校卒業認定資格の取得や就職決定に導くことができた。	—	—

事業番号	枝番	事業名	所管局	事業概要	令和6年度実績 (速報値)	令和5年度実績	令和4年度実績	令和3年度実績	令和2年度実績	目標掲げる事業（＝■）	
					目標掲載	目標値 （年度の記載のないものは令和6年度末までの目標）					
	173	ひきこもりに係る支援事業	福祉局	(1) 東京都ひきこもりに係る支援協議会 (2) 都民向け普及啓発・情報発信 (3) 都民に対する相談等支援 (4) 区市町村等に対する支援 (5) 人材育成	【相談窓口の運営】 電話相談：新規登録者数 1,107人（相談件数 4,271件） インターネットメール相談：新規登録者数 239人（相談件数 544件） 携帯メール相談：新規登録者数 1人（相談件数 1件） 訪問相談：新規申込件数 25人 ピアオンライン相談：新規相談者数 11人（相談件数60件） 来所相談：新規登録者数 62人（相談件数 130件）	【相談窓口の運営】 電話相談：新規登録者数 1,311人（相談件数 4,082件） インターネットメール相談：新規登録者数 252人（相談件数 558件） 携帯メール相談：新規登録者数 5人（相談件数 6件） 訪問相談：新規申込件数 16人 ピアオンライン相談：新規相談者数 21人（相談件数85件） 来所相談：新規登録者数 55人（相談件数 104件）	【相談窓口の運営】 電話相談：新規登録者数 1,080人（相談件数 2,055件） インターネットメール相談：新規登録者数 229人（相談件数 435件） 携帯メール相談：新規登録者数 22人（相談件数 32件） 訪問相談：新規申込件数 14人 ピアオンライン相談：新規相談者数 21人（相談件数49件）	【相談窓口の運営】 電話相談：新規登録者数 966人（相談件数 1,616件） インターネットメール相談：新規登録者数 187人（相談件数 308件） 携帯メール相談：新規登録者数 31人（相談件数 42件） 訪問相談：新規申込件数 16人 ピアオンライン相談：相談件数 2件	【相談窓口の運営】 電話相談：新規登録者数 836人（相談件数 1,379件） インターネットメール相談：新規登録者数 155人（相談件数 259件） 携帯メール相談：新規登録者数 35人（相談件数 49件） 訪問相談：新規申込件数 18人 【ひきこもり等の若者支援プログラム普及・定着事業】 支援プログラムに沿って支援を行うNPO法人等の登録制度に20団体参加	—	—
	174	バーチャル・ラーニング・プラットフォーム	教育庁	不登校児童・生徒への支援や日本語指導が必要な児童・生徒への支援等に活用するため、オンライン（仮想空間）上にプラットフォームを構築し、区市町村等に提供	28区市で実施					—	—
	175	学齢期の子育ち	子供政策連携室	学校生活になじみず生きづらさを抱える子供が、自分らしくありのままで成長できるよう、フリースクール等の利用者等への支援や都内フリースクール等への支援事業、学校外の多様な学びの調査研究を実施するほか、保護者支援の充実など、不登校対策を重層的に展開する。	・フリースクール等利用者支援事業（助成金） 約3,000件交付決定 ・東京都フリースクール等支援事業 48件交付決定 ・不登校の子どもを支える保護者のひろば 金2回開催 ・学校外の子供の多様な学びに関する調査研究事業5つのラボにおいて調査研究を実施					—	—
	176	性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する取組	生活文化局	性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に対する認知や関心を高めるため、普及啓発を行う。教育機関と連携した実態調査の結果を踏まえ、子供を対象とした職業・社会体験施設等と連携した親子向けのイベントや、子供向け新聞とのタイアップによる小学生等に対する普及啓発などを実施	○キッズシア東京との連携イベントの実施 ○都庁管理職を対象とした研修の実施 ○普及啓発グッズの配布	○性別による無意識の思い込み実態調査の実施 ○キッズシア東京との連携イベントの実施 ○都庁管理職を対象とした研修の実施 ○普及啓発グッズの作成・配布 ○教員向け普及啓発冊子（デジタル）の作成	○エピソード募集の実施 ○動画コンテストの実施及び普及啓発 ○性別による無意識の思い込み実態調査の実施			—	—
	177	STEM分野等で働く魅力発信事業	生活文化局	STEM分野での女性活躍を推進するため、女子中高生を対象としたオフィスツアーを実施し、将来の自分をしっかりイメージして進路選択することを応援する。	○合計12社のオフィスツアーの実施	○合計5社のオフィスツアーの実施	○第1回 Facebook Japan オフィスツアーの実施			—	—
	178	地域における若者の自立等支援体制整備事業	都民安全総合対策本部	社会的自立に困難を有する若者のための相談窓口及び居場所の設置や支援事業の新設・拡充など、地域のニーズに応じて若者の支援施策を実施する区市町村を対象に、費用の一部を補助するとともに、区市町村職員向けに情報交換会等を開催し、地域における若者の自立支援体制の整備を促進する。 また、社会的自立に困難を抱える若者やその家族を支援につなげるため、民生・児童委員等の地域支援者向けに講習会を開催する。	子供・若者の自立等支援体制整備事業：4区1市区市町村職員向けの研修の開催：1回 地域支援者向け講習会の開催：2回	子供・若者の自立等支援体制整備事業：4区2市区市町村職員向けの研修の開催：1回 地域支援者向け講習会の開催：2回	子供・若者の自立等支援体制整備事業：4区1市区市町村職員向けの研修の開催：1回 地域支援者向け講習会の開催：2回	子供・若者の自立等支援体制整備事業：3区1市区市町村職員向けの研修の開催：1回 地域支援者向け講習会の開催：2回	子供・若者の自立等支援体制整備事業：3区1市区市町村職員向けの研修の開催：2回 地域支援者向け講習会の開催（書面）：2回	—	—
	179	若者総合相談支援事業	都民安全総合対策本部	東京都若者総合相談センター「若ナビα」において、悩みを抱える若者や、社会的自立に困難を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しする。	電話相談：相談件数 6,008件 メール相談：相談件数 116件 LINE相談：相談件数 3,700件 面接相談：相談件数 64件	電話相談：相談件数 7,422件 メール相談：相談件数 272件 LINE相談：相談件数 4,073件 面接相談：相談件数 49件	電話相談：相談件数 5,899件 メール相談：相談件数 217件 LINE相談：相談件数 3,073件 面接相談：相談件数 100件	電話相談：相談件数 3,685件 メール相談：相談件数 259件 LINE相談：相談件数 3,015件 面接相談：相談件数 205件	電話相談：相談件数 5,480件 メール相談：相談件数 493件 LINE相談：相談件数 1,724件 来所相談：相談件数 181件	—	—
	180	地域の若者支援社会資源ポータルサイト（若ぼた）の運営	都民安全総合対策本部	若者支援機関の情報を提供することにより、区市町村における若者支援の充実に資するポータルサイトを運営している。	掲載支援機関数：258機関 ※令和6年11月20日事業終了。 ※令和6年11月21日若者をサポートするポータルサイト「若ぼた+」運用開始（391の支援情報を掲載）	掲載支援機関数：258機関（前年比+6機関）	掲載支援機関数：252機関（前年比+4機関）	掲載支援機関数：248機関（前年比+4機関）	掲載支援機関数：244機関（前年比+9機関）	—	—
	181	非行少年の立ち直り支援事業	都民安全総合対策本部	非行少年及び少年院出院者をはじめとする非行歴のある少年の立ち直りを支援するため、立ち直り支援に携わる支援者を対象としたガイドブックの作成・配布や研修会の開催、保護観察対象少年の会計年度任用職員としての雇用、非行の入口ともいわれる子供の万引き防止対策等に取り組む。	○非行少年・再犯防止支援ガイドブックの作成 ○再犯防止に関する研修会の開催：4回 ○保護観察少年の臨時雇用（1名） ○協力雇用主制度の普及・啓発 ○万引き防止リフレットの配布及び万引き防止標語等の作成	※「びあすば」は、事業No.156 若者総合相談支援事業に統合 ○非行少年・再犯防止支援ガイドブックの作成 ○再犯防止に関する研修会の開催：4回 ○保護観察少年の臨時雇用（1名） ○協力雇用主制度の普及・啓発	※「びあすば」は、事業No.156 若者総合相談支援事業に統合 ○非行少年・再犯防止支援ガイドブックの作成 ○再犯防止に関する研修会の開催：4回 ○保護観察少年の臨時雇用（1名） ○協力雇用主制度の普及・啓発	※「びあすば」は、事業No.156 若者総合相談支援事業に統合 ○非行少年・再犯防止支援ガイドブックの作成 ○再犯防止に関する研修会の開催：4回 ○保護観察少年の臨時雇用（1名） ○協力雇用主制度の普及・啓発 区市町村に対する広報協力依頼通知文の発出	※「びあすば」は、事業No.156 若者総合相談支援事業に統合 ○非行少年・再犯防止支援ガイドブックの作成 ○再犯防止に関する研修会の開催：4回 ○保護観察少年の臨時雇用（2名） ○協力雇用主制度の普及・啓発 区市町村に対する広報協力依頼通知文の発出	—	—
	182	生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習・生活支援	福祉局	貧困の連鎖を防止するため、低所得世帯の子供を対象として、学習支援に加え、居場所の提供や進路相談等を行う。	○区市における実施状況（令和6年度）48区市（23区25市） ※生活困窮者自立支援法に基づく事業ではないが、区市が関連する事業又は同等の事業と判断し実施している場合を含む。 ○西多摩福祉事務所における支援対象者（在籍者）数 140名（R7年3月時点） ○大島支庁における支援対象者（在籍者）数 58名（R7年3月時点） ○八丈支庁における支援対象者（在籍者）数 39名（R7年3月時点）	○区市における実施状況（令和5年度）48区市（23区25市） ○西多摩福祉事務所における支援対象者（在籍者）数 64名（R4年3月時点） ○大島支庁における支援対象者（在籍者）数 66名（R4年3月時点） ○八丈支庁における支援対象者（在籍者）数 51名（R4年3月時点）	○区市における実施状況（令和4年度）48区市（23区25市） ○西多摩福祉事務所における支援対象者（在籍者）数 64名（R4年3月時点） ○大島支庁における支援対象者（在籍者）数 66名（R4年3月時点） ○八丈支庁における支援対象者（在籍者）数 51名（R4年3月時点）	○区市における実施状況（令和3年度）48区市（23区25市） ○西多摩福祉事務所における支援対象者（在籍者）数 51名（R4年3月時点） ○大島支庁における支援対象者（在籍者）数 71名（R4年3月時点） ○八丈支庁における支援対象者（在籍者）数 50名（R4年3月時点）	○区市における実施状況（令和2年度）48区市（23区25市） ○西多摩福祉事務所における支援対象者（在籍者）数 71名（R3年3月時点） ○大島支庁における支援対象者（在籍者）数 58名（R3年3月時点） ○八丈支庁における支援対象者（在籍者）数 40名（R3年3月時点）	■ 62区市町村で、地域の実情に応じた実施体制の整備	
	183	受験生チャレンジ支援貸付事業	福祉局	学習塾等の受講費用並びに高等学校及び大学等の受験費用を捻出できない低所得世帯に対して、これらの費用に必要な資金を貸し付けることにより、低所得世帯の子供を支援する。※令和4年度より収入要件を緩和し、対象を拡大するとともに、令和7年度より貸付上限額を一部引上げ	貸付決定件数 10,783件	貸付決定件数 11,312件	貸付決定件数 11,271件	貸付決定件数 7,430件	貸付決定件数 7,646件	—	—

事業 番号	枝番	事業名	所管局	事業概要	令和 6 年度実績 (速報値)	令和 5 年度実績	令和 4 年度実績	令和 3 年度実績	令和 2 年度実績	目標に掲げる事業（＝■）		
										目標 掲載	目標値（年度の記載のないものは令和 6 年度末までの目標）	
	184	1 多子世帯への授業料支援	教育庁	所得制限により就学支援金を受けられない世帯の中で23 歳未満の子供を 3 人以上扶養している世帯に対して、収入にかかわらず、高等学校等の授業料等の半額相当額の支援を行う。 （注：私立学校については「私立高等学校等特別奨学金」の所得要件に該当する世帯は除く。） （注：都立学校については、令和 6 年度より授業料実質無償化を開始したことにより、多子世帯への授業料支援は廃止となった。）	事業終了	受給資格者：10,410人（都立） 受給資格者：342人（都立以外）	受給資格者：9,751人（都立） 受給資格者：305人（都立以外）	受給資格者：9,089人（都立） 受給資格者：190人（都立以外）	受給資格者：8,044人	—	—	
	184	2 多子世帯への授業料支援	生活文化局	所得制限により就学支援金を受けられない世帯の中で23 歳未満の子供を 3 人以上扶養している世帯に対して、収入にかかわらず、高等学校等の授業料等の半額相当額の支援を行う。 （注：私立学校については、令和 6 年度より授業料実質無償化を開始したことにより、多子世帯への授業料支援は廃止となった。）	事業終了	○私立高等学校等特別奨学金 所得要件超過多子世帯 6,644人	○私立高等学校等特別奨学金 所得要件超過多子世帯 6,601人	○私立高等学校等特別奨学金 所得要件超過多子世帯 5,904人	○私立高等学校等特別奨学金 所得要件超過多子世帯 5,117人		—	—
	184	3 多子世帯への授業料支援	総務局	所得制限により就学支援金を受けられない世帯の中で23 歳未満の子供を 3 人以上扶養している世帯に対して、収入にかかわらず、高等学校等の授業料等の半額相当額の支援を行う。 （注：都立高専については、令和 6 年度より給付型奨学金の所得制限を撤廃したことにより、多子世帯への授業料支援は廃止となった。）	事業終了	61人に支給	63人に支給	54人に支給	43人に支給		—	—
	185	東京都立大学等の授業料実質無償化	総務局	教育費の負担軽減を図るため、国に先駆け都立大、産技大及び都立産技高専において授業料を実質無償化（R6年度から）※R7年度から国の制度改正により、多子世帯の学生（大学学部生及び高専 4 年生以上）は、生計維持者の住所にかかわらず授業料を全額免除	都立大：前期2539名、後期2533名 高専：前期412名、後期431名 産技大：前期 4 名、後期 3 名						—	—
	186	被保護者自立促進事業	福祉局	生活保護法による被保護者に対して、その自立支援に要する経費の一部を支給し、もって本人及び世帯の自立の助長を図る。※このうち、次世代育成支援のメニューとして、小学 1 年生～高校3年生の学習環境整備支援費（塾代）、大学等進学支援費（大学等受験料）等を補助している。	協議のあった実施主体に対し、補助金を交付した。	協議のあった実施主体に対し、補助金を交付した。	協議のあった実施主体に対し、補助金を交付した。	協議のあった実施主体に対し、補助金を交付した。	協議のあった実施主体に対し、補助金を交付した。		—	—
	187	若年者の雇用就業支援事業（東京しごとセンター事業）	産業労働局	進路決定前の時期に、高校生の就業意識を醸成する啓発講座を、学校の要望に沿って実施することで、将来の安定就労の一助とする。 東京しごとセンターにおいて、若年フューチャー向けに、きめ細かなカウンセリングや各種セミナー、職業紹介を行うとともに、若者と企業の出会いの場の提供等の事業を実施する。また、早期の就職促進を図るため、職業意識の啓発や、基礎的ビジネスマナー等の習得を図るための講座を実施する。	ヤングコーナー利用者数（飯田橋＋多摩） 新規7,271人、再来：40,232人 就職者数：3,196人	ヤングコーナー利用者数（飯田橋＋多摩） 新規7,128人、再来：42,159人 就職者数：3,347人	ヤングコーナー利用者数（飯田橋＋多摩） 新規7,318人、再来：39,621人 就職者数：3,663人	ヤングコーナー利用者数（飯田橋＋多摩） 新規5,992人、再来：34,006人 就職者数：2,887人	ヤングコーナー利用者数（飯田橋＋多摩） 新規 5,577人、再来：34,737人 就職者数：3,282人		—	—
	188	若年者能力開発訓練	産業労働局	30歳未満の無業者・フリーター等で主に中卒者、高校中退者を対象として、職業に必要な技能・知識に加え、社会人基礎能力の習得を重視した訓練を実施することで、若年者の就業を支援する。 訓練カリキュラムに複数の業種の内容を取り入れることにより、多様な職業を理解させ、自己の適性にあった就業先の業種が選択できるようにする訓練を実施している。	入校 7 4 人、修了 5 6 人、就職 2 1 人	入校 98人、修了 78人、就職 27人	入校 98人、修了 78人、就職 27人	入校 81人、修了 71人、就職 22人	入校 73人、修了 72人、就職 39人		—	—
(3) 子供の居場所づくり												
	189	シニア世代・シニア予備群を活用した中高生の居場所・学び・遊び支援事業	福祉局	児童館において、中高生世代向けの講習会の講師や見守りボランティアとして、シニア世代・シニア予備群の力を活用し、中高生の放課後の居場所の充実に取り組む区市町村を支援することで、児童の健全育成の推進を図る。	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし		—	—
	190	学童クラブ運営費補助事業	福祉局	就業などにより、保護者が居間いない小学生の健全な育成を図るために、区市町村が実施する、又は区市町村が運営費を補助する、学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）の供給体制の整備を支援していく。開所日数、障害児受入、放課後児童支援員のキャリアアップ等の取組に加算を設け、地域のニーズに応じた取組を支援する。 都型学童クラブ事業においては、開所時間の延長や常勤職員を配置することなどにより、学童クラブのサービス向上を図る。	登録児童数 137,682人 （令和 6 年 5 月 1 日現在）	登録児童数 132,648人 （令和 5 年 5 月 1 日現在）	登録児童数 127,541人 （令和 4 年 5 月 1 日現在）	登録児童数 119,640人 （令和 3 年 5 月 1 日現在）	登録児童数 115,270人 （令和 2 年 7 月 1 日現在）		▲ 令和 6 年 5 月時点 登録児童数 23,000人増 （令和元年 5 月比）	
	191	学童クラブの設置促進	福祉局	既存施設を活用して、学童クラブ事業を新たに実施するための改修及び設備の整備等を行う事業に対する補助を実施することで、学童クラブの設置を促進する。	1,981か所（令和 6 年 5 月 1 日現在） 余裕教室等を活用した学童クラブの整備 148か所	1,958か所（令和5年 5 月 1 日現在） 余裕教室等を活用した学童クラブの整備 166か所	1,930か所（令和 4 年 5 月 1 日現在） 余裕教室等を活用した学童クラブの整備 209か所	1,950か所（令和 3 年 5 月 1 日現在） 余裕教室等を活用した学童クラブの整備 155か所	1,907か所（令和 2 年 7 月 1 日現在） 余裕教室等を活用した学童クラブの整備 81か所		▲ 令和 6 年 5 月時点 登録児童数 23,000人増 （令和元年 5 月比）	
	192	学童クラブにおける医療的ケア児等受入推進事業	福祉局	医療的ケア児や重度心身障害児等の受入れに必要となる人材の配置や送迎支援を行うことにより、医療的ケア児等の放課後や長期休暇等における居場所を確保し、保護者が子育てと仕事を両立して、安心して働くことができるよう支援する。	8 区市(江東区、渋谷区、中野区、杉並区、板橋区、三鷹市、調布市及び町田市)	3 区市(杉並区、足立区及び町田市)					▲ 令和 6 年 5 月時点 登録児童数 23,000人増 （令和元年 5 月比）	
	193	学童クラブ待機児童対策提案型事業	福祉局	令和6年度末までの3年間、区市町村が地域の実情に応じて実施する多様な学童クラブ待機児童対策を支援し、待機児童の早期解消をめざしていく。	26区市(中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、目黒区、世田谷区、中野区、北区、練馬区、足立区、葛飾区、八王子市、立川市、三鷹市、調布市、小平市、日野市、東村山市、狛江市、東大和市、多摩市、稲城市及びあきる野市)	21区市(中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、目黒区、世田谷区、中野区、北区、練馬区、足立区、葛飾区、八王子市、三鷹市、小平市、日野市、稲城市及びあきる野市)					▲ 令和 6 年 5 月時点 登録児童数 23,000人増 （令和元年 5 月比）	

事業番号		枝番	事業名	所管局	事業概要	令和6年度実績 (速報値)	令和5年度実績	令和4年度実績	令和3年度実績	令和2年度実績	目標掲げる事業(=■)	目標値 (年度の記載のないものは令和6年度末までの目標)
	194		児童館等整備費補助	福祉局	児童に健全な遊びを与えて、健康を増進し、又は情操を豊かにするために、児童館及び学童クラブの整備を行う区市町村の取組を支援する。	○児童館 (創設)1施設 (改築)3施設 (大規模改修)4施設 ○学童クラブ (創設)クラブ (改築)クラブ (大規模修繕)クラブ	○児童館 (創設)1施設 (改築)7施設 (大規模改修)6施設 (防犯対策強化)0施設 ○学童クラブ (創設)23クラブ (改築)33クラブ (大規模修繕)7クラブ	○児童館 (創設)4施設 (改築)6施設 (大規模改修)7施設 (防犯対策強化)3施設 ○学童クラブ (創設)13クラブ (改築)30クラブ (大規模修繕)4クラブ	○児童館 (創設)3施設 (改築)5施設 (大規模改修)12施設 (防犯対策強化)3施設 ○学童クラブ (創設)26クラブ (改築)20クラブ (大規模修繕)6クラブ	○児童館 (創設)2施設 (改築)5施設 (大規模改修)9施設 ○学童クラブ (創設)38クラブ (改築)16クラブ (大規模修繕)15クラブ	▲	令和6年5月時点 登録児童数 23,000人増 (令和元年5月比)
	195		放課後児童支援員資 向上研修・認定資格研 修	福祉局	○学童クラブに従事しようとする者に、業務遂行における基本的な考え方や心得、必要最 限の知識・技能を習得させることを目的として、放課後児童支援員認定資格研修を実施す る。 ○放課後児童支援員であって、一定の勤務経験を有する者に対して、必要な知識及び技 術の習得並びに課題や事例を共有するための研修を行い、放課後児童支援員の資質の向上を 図ることを目的として、放課後児童支援員資向上研修を実施する。	○資質向上研修 6クール実施 受講者数3310名、修了者298名、一部科目修了者0名 ○認定資格研修 (創設)クラブ 10クール実施 受講者数2,891名、修了者2,682名、一部科目修了者48名	○資質向上研修 8クール実施 受講者数335名、修了者311名、一部科目修了者0名 ○認定資格研修 9クール実施 受講者数2,450名、修了者2,267名、一部科目修了者46名	○資質向上研修 10クール実施 受講者数349名、修了者317名、一部科目修了者1名 ○認定資格研修 8クール実施 受講者数2,222名、修了者2,075名、一部科目修了者34名	○資質向上研修 12クール実施 受講者数534名、修了者500名、一部科目修了者0名 ○認定資格研修 14クール実施 受講者数2,747名、修了者2,476名、一部科目修了者55名	○資質向上研修 12クール実施 受講者数589名、修了者586名、一部科目修了者3名 ○認定資格研修 7クール実施 受講者数1,128名、修了者1,098名、一部科目修了者30名	—	—
	196		放課後居場所緊急対策 事業	福祉局	学童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、児童館、公民館等の既存の 社会資源を活用することにより、放課後に子供の安全・安心な居場所を提供する。	7区市実施	7区市実施	6区市実施	5区市実施	5区市実施	—	—
	197		放課後子供教室	教育庁	すべての子供を対象として、放課後や週末等に小学校等を活用して、安全・安心な子供の 活動拠点(居場所)を設け、地域の人々の参画を得て、子供たちに学習、文化・スポーツ活 動、地域住民との交流の機会を提供することにより、子供たちが地域社会の中で、心豊かに 健やかに育まれる環境づくりを推進する。	56区市町村(23区26市5町2村) 1,221小学校区(全1,268小学校区)1,300教室で 実施 ※八王子市を含む。	57区市町村(23区26市5町3村) 1,219小学校区(全1,269小学校区)1,298教室で 実施 ※八王子市を含む。	57区市町村(23区26市5町3村) 1,209小学校区(全1,273小学校区)1,283教室で 実施 ※八王子市を含む。	56区市町村(23区26市5町2村) 1,191小学校区(全1,274小学校区)1,251教室で 実施 ※八王子市を含む。	55区市町村(23区26市5町1村) 1,212小学校区(全1,275小学校区)1,270教室で 実施 ※八王子市を含む。	—	—
	198		児童館支援事業	福祉局	児童館等について、区市町村への情報提供や職員の資質の向上を図るための研修を実施 することにより、遊びを通した児童の健全育成を図る。	中堅児童厚生員等テーマ別研修 計6回開催 受講者401名 リーダー研修 計1回開催 受講者106名	中堅児童厚生員等テーマ別研修 計6回開催 受講者388名 リーダー研修 計1回開催 受講者78名	中堅児童厚生員等テーマ別研修 計6回開催 受講者388名 リーダー研修 計1回開催 受講者78名			—	—
	199		子供の居場所創設事業	福祉局	子供が気軽に立ち寄ることができ、学習支援や食事の提供を行う「居場所」(拠点)を設 置し、地域全体で気になる家庭等への見守りを行う体制を整備する区市町村を支援する。	20か所	20か所	13か所	8か所	6か所	—	—
	200		子供食堂推進事業	福祉局	子供食堂の安定的な実施環境を整備することにより、地域に根差した子供食堂の活動を 支援するとともに、子供食堂の開催に加え、配食や宅食を通じて家庭の生活状況を把握し、 必要な支援につなげる子供食堂の取組を支援する。	28区市町(11区16市1町) 448箇所	35区市町(15区19市1町) 474箇所	29区市(14区15市) 366箇所	29区市(15区14市) 269箇所	36区市町(18区17市1町) 273箇所	—	—
目標4 特に支援を必要とする子どもや家庭への支援の充実												
(1) 子供の権利擁護の取組												
	201		子供の権利擁護専門相 談事業	福祉局	様々な子供の権利侵害事案に対応する、子供の権利擁護専門相談事業の実施などによ り、関係機関と連携しながら、子供の権利擁護体制を強化する。	令和6年度 合計1,051件(そのうち権利擁護にかかる相談件数 161件)	令和5年度 合計1,108件(そのうち権利擁護にかか る相談件数148件)	令和4年度 合計867件(そのうち権利擁護にかか る相談件数133件)	令和3年度 合計814件(そのうち権利擁護にかか る相談件数133件)	令和2年度 合計1,020件(そのうち権利擁護にかか る相談件数135件)	—	—
	202		児童虐待を防止するた めのSNSを活用した相談 事業	福祉局	児童虐待の未然防止を図るため、近年、コミュニケーション手段として浸透しているソー シャルメディアのうち、最も利用されている無料通話アプリ(LINE)を活用した相談窓口を設 置する。	○相談対応件数：7,280件 ○児童相談所連携件数：21件	○相談対応件数：9,848件 ○児童相談所連携件数：234件 ※令和5年度より、こども家庭庁が運用する親子のた めの相談LINEにアカウント移行したため、東京都のみの友 達登録者数は不明。	○友達登録者数(年度末時点)：43,415人 ○相談対応件数：9,085件 ○児童相談所連携件数：165件	○友達登録者数(年度末時点)：31,779人 ○相談対応件数：9,960件 ○児童相談所連携件数：178件	○友達登録者数(年度末時点)：19,002人 ○相談対応件数：11,274件 ○児童相談所連携件数：73件	—	—
(2) ヤングケアラーへの支援												
	203		ヤングケアラー普及啓 発事業	子供政策連携 室	ヤングケアラーについて認知理解を深めてもらうため、制作した専用ホームページ「ヤ ングケアラーのひろば」を戦略的に広報するなど、普及啓発を実施する。	・専用ホームページ「ヤングケアラーのひろば」による情報 発信 ・ヤングケアラー当事者による座談会を開催	専用ホームページ「ヤングケアラーのひろば」を制作し、公 開				—	—
	204		ヤングケアラー支援事 業	福祉局	ヤングケアラーを早期に見出して適切な支援につなげるよう、ヤングケアラーの状況や、 把握・支援のポイントを記載した支援マニュアルを活用し、関係機関の連携強化をより一層促 進するとともに、ヤングケアラーが抱える悩みを相談・共有するための相談支援体制を整備す る。 ○ヤングケアラー支援推進協議会の設置・運営 ○ヤングケアラー・コーディネーターの配置促進支援 ・ヤングケアラー・コーディネーター研修 ・ヤングケアラー・コーディネーター配置支援 ○ヤングケアラー相談支援等補助事業 ・ピアサポート等相談支援を行う団体への支援 ・オンラインサロンを行う団体への支援	○関係機関に対する研修の実施 ・区市町村等が主体的に研修等を実施できるよう、 研修資料(動画等)を作成 ○ヤングケアラー支援推進協議会の設置・運営 ○ヤングケアラー・コーディネーターの配置促進支援 ・ヤングケアラー・コーディネーター研修 ・ヤングケアラー・コーディネーター配置支援 ○ヤングケアラー相談支援等補助事業(12団体へ交 付)	全3回のYCC連絡会と1回の支援推進協議会を実施 し、ヤングケアラー・コーディネーター事例集を作成した。 ヤングケアラー支援等補助事業において、ピアサポート 等を実施する民間団体12団体に補助を行った。	全6回の検討会を実施し、支援マニュアルを作成した。 ヤングケアラー支援等補助事業において、ピアサポート 等を実施する民間団体10団体に補助を行った。			—	—
(3) 子供の貧困対策												
	205		子供の貧困対策支援事 業	福祉局	生活に困窮する要支援家庭やひとり親家庭等を必要な支援につなげることを目的に、専 任職員を配置し、関係機関との連携強化など子供の貧困対策の推進に取り組む区市町村を 支援する。	13区市で実施	13区市で実施	12区市で実施	10区市で実施	9区市で実施	—	—
	206		子育てサポート情報普及 推進事業	福祉局	生活に困窮する子育て家庭等を必要な支援につなげることを目的に、子育て支援等の施 策の周知を強化することで、子供の貧困対策の効果的な推進を図る。	ひとり親家庭や生活に困窮している家庭等に有益な施策 も含め、子育て支援の全般的な施策を盛り込んだ 「とうきょう子育て応援ブック」を発行 (発行部数：15.1万部)	ひとり親家庭や生活に困窮している家庭等に有益な施策 も含め、子育て支援の全般的な施策を盛り込んだ 「とうきょう子育て応援ブック」を発行 (発行部数：15.6万部)	ひとり親家庭や生活に困窮している家庭等に有益な施策 も含め、子育て支援の全般的な施策を盛り込んだ 「とうきょう子育て応援ブック」を発行 (発行部数：17万部)	ひとり親家庭や生活に困窮している家庭等に有益な施策 も含め、子育て支援の全般的な施策を盛り込んだ 「とうきょう子育て応援ブック」を発行 (発行部数：17万部)	ひとり親家庭や生活に困窮している家庭等に有益な施策 も含め、子育て支援の全般的な施策を盛り込んだ 「とうきょう子育て応援ブック」を発行 (発行部数：17万1300部)	—	—
	207		チャットボットによる育 て支援情報の発信	福祉局	東京の子育てに関する情報をまとめた「とうきょう子育て応援ブック」の内容を基に、子 育て相談のチャットボットを作り、保護者が必要な情報を入力しやすい環境を整備する。	令和4年度で事業終了	令和4年度で事業終了	東京の子育てに関する情報をまとめた「とうきょう子育て 応援ブック」の内容を基に、子育て相談のチャットボ ットを作り、保護者が必要な情報を入力しやすい環境を整 備した。			—	—

	事業番号	枝番	事業名	所管局	事業概要	令和6年度実績 (速報値)	令和5年度実績	令和4年度実績	令和3年度実績	令和2年度実績	目標掲げる事業(=■)	
											目標掲載	目標値(年度の記載のないものは令和6年度末までの目標)
	208		子供サポート事業立上げ支援事業	福祉局	貧困世帯等の子供に対して、支援を実施する民間団体の事業の立上げ等に取組む区市町村を支援する。	協議のあった実施主体に対し、補助金を交付した。	協議のあった実施主体に対し、補助金を交付した。	協議のあった実施主体に対し、補助金を交付した。	協議のあった実施主体に対し、補助金を交付した。	協議のあった実施主体に対し、補助金を交付した。	—	—
	209		フードバンク設置事業	福祉局	住民の身近な地域に「フードバンク（食の中間地点）」を設置し、生活困窮者に対して食料提供を行うとともに、それぞれの生活の状況や食以外の困りごと等について話を聴くことで、現在区市等の相談支援窓口を利用していない生活困窮者を、それぞれの状況・移行に応じた適切な相談支援機関に繋ぐ取組を行う区市町村を支援する。	協議のあった実施主体に対し、補助金を交付した。	協議のあった実施主体に対し、補助金を交付した。	協議のあった実施主体に対し、補助金を交付した。	協議のあった実施主体に対し、補助金を交付した。	協議のあった実施主体に対し、補助金を交付した。	—	—
	210		フードバンク緊急支援事業	福祉局	食料価格が上昇する中でも、生活困窮に陥った方への食の提供と適切な支援機関へつなぐ取組を実施する区市町村社会福祉協議会等を支援する。	交付決定件数 54件	交付決定件数 45件	交付決定件数 36件			—	—
	211		生活保護制度	福祉局	国が生活に困窮する全ての国民に、その困窮の程度に応じて保護を行い、最低限の生活を保障し、併せて自立を助長することを目的としている。保護の基準によって計算された最低生活費と、保護を受けようとする人の収入を比べ、収入が最低生活費を下回る場合に、その不足分について保護を行う。保護は、生活扶助その他の扶助（教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭）に分かれており、保護を受ける人の世帯構成や収入などの状況に応じて、その全部又は一部が適用される。 ・教育扶助（基準額、教材代、学習支援費等） ・生業扶助（高等学校等就学費、技能修得費等） ・就労自立給付金、進学・就職準備給付金、就労活動促進費の支給 ・被保護者就労支援事業、被保護者就労準備支援事業の実施 ・ケースワーカーによる生活相談・援助	各区市等福祉事務所で実施している。	各区市等福祉事務所で実施している。	各区市等福祉事務所で実施している。	（本制度は各区市の福祉事務所が実施しているため、東京都としての実績はなし）	（本制度は各区市の福祉事務所が実施しているため、東京都としての実績はなし）	—	—
	212		生活福祉資金制度	福祉局	低所得世帯、障害者又は高齢者のいる世帯に対し、必要な資金を貸し付け、経済的自立や社会参加の促進を図る。 ※平成27年4月から、生活困窮者自立支援制度と連携して世帯の支援を行っている。	貸付決定件数 1,662件	貸付決定件数 1,931件	貸付決定件数 22,234件 (内、特例貸付分 20,353件)	貸付決定件数 221,528件 (内、特例貸付分 219,889件)	貸付決定件数 324,420件 (内、特例貸付分 322,919件)	—	—
	213		公共職業訓練等の実施	産業労働局	求職者等を対象として就職に必要な知識・技能を習得させるため、職業訓練を実施する。一部科目について、保育サービス付で実施する。	事業終了	入校 0人	入校 0人	入校 0人	入校 0人	—	—
	214	1	高等学校等就学支援金による授業料負担の軽減	教育庁	高等学校等に通う一定の収入額未満の世帯の生徒を対象に、高等学校等就学支援金を支給する。	受給資格者：101,186人	受給資格者：96,321人	受給資格者：98,654人	受給資格者：101,077人	受給資格者：106,858人	—	—
	214	2	高等学校等就学支援金による授業料負担の軽減	生活文化局	高等学校等に通う一定の収入額未満の世帯の生徒を対象に、高等学校等就学支援金を支給する。	○私立高等学校等就学支援金79,315人（月別受給者の平均人数）	○私立高等学校等就学支援金79,428人（月別受給者の平均人数）	○私立高等学校等就学支援金83,039人（月別受給者の平均人数）	○私立高等学校等就学支援金84,624人（月別受給者の平均人数）	○私立高等学校等就学支援金85,270人（月別受給者の平均人数）	—	—
	214	3	高等学校等就学支援金による授業料負担の軽減	総務局	高等学校等に通う一定の収入額未満の世帯の生徒を対象に、高等学校等就学支援金を支給する。	677人に支給	690人に支給	677人に支給	730人に支給	747人に支給	—	—
	215		私立高等学校等特別奨学金	生活文化局	都内に在住する私立高校等に通う生徒を対象に、授業料の一部を助成する。	○私立高等学校等特別奨学金 137,603人	○私立高等学校等特別奨学金 65,882人	○私立高等学校等特別奨学金 68,772人	○私立高等学校等特別奨学金 66,442人	○私立高等学校等特別奨学金 61,034人	—	—
	216		私立中学校等特別奨学金	生活文化局	都内に在住する私立中学校等に通う生徒を対象に、授業料の一部を助成する。	○私立中学校等特別奨学金 69,388人	○私立中学校等特別奨学金 14,387人				—	—
	217	1	給付型奨学金（高等学校等）	教育庁	家庭の経済状況が教育の格差につながることはないよう、保護者等の収入の状況に応じて、都内の高等学校（中等教育学校後期課程を含む。）や特別支援学校（高等部）の生徒に対し、多様な教育活動に参加するために必要な経費の支援等を行う。	給付対象者：24,868人	給付対象者：24,293人	給付対象者：26,130人	給付対象者：25,073人	給付対象者：26,690人	—	—
	217	2	給付型奨学金（高等学校等）	総務局	家庭の経済状況が教育の格差につながることはないよう、保護者等の収入の状況に応じて、都立産業技術高等専門学校1～3年生に対し、授業料負担の軽減及び選択的学習活動に係る経費の支援等を行う。	・授業料軽減制度：456人に支給 ・選択的学習活動支援制度：54人に支給	・授業料軽減制度：207人に支給 ・選択的学習活動支援制度：51人に支給	・授業料軽減制度：227人に支給 ・選択的学習活動支援制度：45人に支給	・授業料軽減制度：230人に支給 ・選択的学習活動支援制度：73人に支給	・授業料軽減制度：224人に支給 ・選択的学習活動支援制度：55人に支給	—	—
	218	1	高校生等奨学給付金による授業料以外の負担軽減	教育庁	高等学校等に通う生徒の保護者のうち、生活保護受給世帯又は都道府県民税所得割額及び区市町村村民税所得割額の合計が非課税の世帯に対し、授業料以外の教育に必要な教科書費、教材費、学用品費の経費を軽減するため奨学給付金を支給する。	給付対象者：14,421人	給付対象者：12,912人	給付対象者：13,461人	給付対象者：14,383人	給付対象者：14,505人	—	—
	218	2	高校生等奨学給付金による授業料以外の負担軽減	生活文化局	高等学校等に通う生徒の保護者のうち、生活保護受給世帯又は都道府県民税所得割額及び区市町村村民税所得割額の合計が非課税の世帯に対し、授業料以外の教育に必要な教科書費、教材費、学用品費の経費を軽減するため奨学給付金を支給する。	○私立高等学校等奨学給付金 10,173人	○私立高等学校等奨学給付金 8,387人	○私立高等学校等奨学給付金 9,787人	○私立高等学校等奨学給付金 10,145人	○私立高等学校等奨学給付金 10,181人	—	—
	218	3	高校生等奨学給付金による授業料以外の負担軽減	総務局	高等学校等に通う生徒の保護者のうち、生活保護受給世帯又は都道府県民税所得割額及び区市町村村民税所得割額の合計が非課税の世帯に対し、授業料以外の教育に必要な教科書費、教材費、学用品費の経費を軽減するため奨学給付金を支給する。	40人に支給	48人に支給	50人に支給	57人に支給	47人に支給	—	—
	219		就学奨励事業（特別支援学校）	教育庁	都内特別支援学校等に在学する幼児・児童・生徒の就学のために必要な経費の一部を、保護者等の経済的負担能力の程度に応じて支給し、経済的負担軽減を図る。	就学奨励費支出人数（延べ）52,192人 （都立58校、区立5校、私立4校）	就学奨励費支出人数（延べ）60,326人 （都立57校、区立5校、私立4校）	就学奨励費支出人数（延べ）58,449人 （都立57校、区立5校、私立4校）	就学奨励費支出人数（延べ）47,071人 （都立57校、区立5校、私立4校）	就学奨励費支出人数（延べ）39,297人 （都立57校、区立5校、私立4校）	—	—
	220		育英資金事業費補助	生活文化局	高等学校等に在学する都民で、勉学意欲がありながら経済的理由により修学困難な者に対し、育英資金奨学金を無利子で貸し付ける。	○育英資金事業費補助 1,695人	○育英資金事業費補助 1,815人	○育英資金事業費補助 1,962人	○育英資金事業費補助 2,135人	○育英資金事業費補助 2,351人	—	—

	事業番号	校番	事業名	所管局	事業概要	令和6年度実績 (速報値)	令和5年度実績	令和4年度実績	令和3年度実績	令和2年度実績	目標掲げる事業(=■)	
											目標掲載	目標値(年度の記載のないものは令和6年度末までの目標)
		221	地域未発達(スタディ・アシスト+)	教育庁	経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身についていない中学生等に対して、地域と学校の連携・協働による学習支援を実施する。また、中学3年生を対象とした進学支援を行う。	対象校数 計806校(小学校492校、中学校306校、義務教育学校8校) 実施地区 33区市村	対象校数 計775校(小学校446校、中学校302校、義務教育学校7校) 実施地区 34区市村	対象校数 計704校(小学校426校、中学校271校、義務教育学校7校) 実施地区 31区市村	対象校数 計621校(小学校365校、中学校249校、義務教育学校7校) 実施地区 30区市村	対象校数 計652校(小学校394校、中学校251校、義務教育学校7校) 実施地区 30区市村	—	—
		222	生活保護受給者等就労自立促進事業	福祉局	生活保護受給者、住居確保給付金受給者及び生活困窮者だけでなく、児童扶養手当受給者、生活保護の相談段階の者等(以下「生活保護受給者等」という。)を対象として、公共職業安定所(以下「ハローワーク」という。)本所等の施設内での就労支援を実施するほか、地方公共団体にハローワークの常設窓口の設置又は地方公共団体等への巡回相談の実施などワンストップ型の支援体制を全国的に整備し、生活保護受給者等について、ハローワークと地方公共団体が一体となったきめ細やかな就労支援を推進すること、さらには、住居や生活支援の確保に困難を抱え、生活困窮状態に陥る可能性のある求職者に対して、住居・生活支援に関する相談、住居・生活支援施策に関する制度説明等、住居・生活支援から就労支援までの一貫した支援を行うことにより、生活保護受給者等の就労による自立を促進する。	(ハローワークが各区市と連携して事業を実施)	(ハローワークが各区市と連携して事業を実施)	(ハローワークが各区市と連携して事業を実施)	(ハローワークが各区市と連携して事業を実施)	(ハローワークが各区市と連携して事業を実施)	—	—
		223	生活困窮者自立支援制度	福祉局	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができななおそれのある方に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図る。 (1) 必須事業 ・自立相談支援事業 ・住居確保給付金の支給 (2) 任意事業 ・就労準備支援事業 ・居住支援事業 ・家計改善支援事業 ・子供の学習・生活支援事業(再掲：NO.182「生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習・生活支援」)	○区市における任意事業実施状況 就労準備：49区市(23区26市) 一時生活：24区市(23区1市) 家計改善：49区市(23区26市) 学習支援：48区市(23区25市) ※生活困窮者自立支援法に基づく事業ではないが、区市が関連する事業又は同等の事業と判断し実施している場合を含む。 ○都における任意事業実施状況 西多摩：全事業実施 支庁：家計改善は全支庁で実施、学習支援は大島支庁・八丈支庁で実施	○区市における任意事業実施状況 就労準備：46区市(23区23市) 一時生活：24区市(23区1市) 家計改善：48区市(23区25市) 学習支援：48区市(23区25市) ○都における任意事業実施状況 西多摩：全事業実施 支庁：家計改善は全支庁で実施、学習支援は大島支庁・八丈支庁で実施	○区市における任意事業実施状況 就労準備：45区市(23区22市) 一時生活：24区市(23区1市) 家計改善：45区市(23区25市) 学習支援：48区市(23区25市) ○都における任意事業実施状況 西多摩：全事業実施 支庁：家計改善は全支庁で実施、学習支援は大島支庁・八丈支庁で実施	○区市における任意事業実施状況 就労準備：41区市(23区18市) 一時生活：24区市(23区1市) 家計改善：45区市(23区22市) 学習支援：48区市(23区25市) ○都における任意事業実施状況 西多摩：全事業実施 支庁：家計改善は全支庁で実施、学習支援は大島支庁・八丈支庁で実施	○区市における任意事業実施状況 就労準備：40区市(23区17市) 一時生活：24区市(23区1市) 家計改善：43区市(22区21市) 学習支援：48区市(23区25市) ○都における任意事業実施状況 西多摩：全事業実施 支庁：家計改善は全支庁で実施、学習支援は大島支庁・八丈支庁で実施	—	—
		224	東京しごとセンター事業	産業労働局	東京しごとセンターにおいて、一人ひとりの適性や状況を踏まえたきめ細かなキャリアカウンセリングを実施するほか、各種セミナーや能力開発、職業紹介などを行い、就職活動を支援する。また、東京しごとセンター内の「女性しごと応援テラス」において、家庭と両立しながら仕事に就きたいと考えている女性などを対象に、きめ細かい再就職支援を実施する。	利用者数 新規：32,947人、再来：220,148人 就職者数 13,391人	利用者数 新規：31,962人、再来：206,317人 就職者数 12,765人	利用者数 新規：29,049人、再来：192,162人 就職者数 12,795人	利用者数 新規：26,437人、再来：197,771人 就職者数 12,399人	利用者数 新規：22,715人、再来：166,807人 就職者数 11,041人	—	—
		225	若年者の雇用就業支援事業	産業労働局	東京しごとセンターにヤングコーナーを設け、若者と企業のマッチング支援、職業意識の形成、個々の状況に応じた相談やカウンセリング、能力開発等により若年者就業のためのワンストップサービスを展開する。	事業№187に包含	事業№168に包含	事業№168に包含	事業№168に包含	事業№168に包含	—	—
		226	若年者の雇用就業支援事業「高校生向け就業意識啓発講座」	産業労働局	都立高校を対象に、自分にあった就職先を選択できるように意識啓発をする講座を実施する。	1,994人(91クラス)	1,366人(71クラス)	2,186人(109クラス)	2,827人(119クラス)	2,437人(99クラス)	—	—
		227	若者正社員チャレンジ事業	産業労働局	正社員としての実務経験や心構えが十分でない若年者を対象に、セミナーと企業内実習を組み合わせたプログラムを提供し、実践的な能力の付与や就業現場での実習による就業意識の醸成により、正社員での就職を促進する。	企業内実習者数：486人	企業内実習者数：527人	企業内実習者数：632人	企業内実習者数：611人	企業内実習者数：468人	—	—
		228	正規雇用等転換安定化支援事業	産業労働局	計画的な育成計画の策定や退職金制度の整備、結婚・育児支援制度の整備など、正規雇用等転換後も労働者が安心して働き続けられる労働環境整備や賃金の引上げに取り組み企業に対して助成金を支給する。	交付決定 894件	交付決定 1,479件	交付決定 1,686件	交付決定 1,797件	交付決定 1,304件	—	—
(4) 児童虐待の未然防止と対応力の強化												
		229	児童虐待防止の普及啓発	福祉局	児童虐待防止への理解促進に向けた普及啓発を展開し、地域全体で子育て家庭を見守るという機運を醸成するとともに、児童虐待を発見した際に関係機関に連絡する意識の啓発を行う。	○虐待に気づくためのチェックリスト作成 ○OSEKKAiくんクリアファイル作成 ○OSEKKAiくんノート作成 ○OSEKKAiくんウェットティッシュ作成 ○「体罰などによらない子育て」ハンドブック作成 ○支援者向けハンドブック作成 ○支援者向け動画作成 ○各児童虐待防止活動への後援名義 ○都営地下鉄、都営バス全線的全車両内で窓上ポスターを掲示	○虐待に気づくためのチェックリスト作成 ○OSEKKAiくんクリアファイル作成 ○OSEKKAiくんノート作成 ○OSEKKAiくんウェットティッシュ作成 ○「体罰などによらない子育て」ハンドブック作成 ○支援者向けハンドブック作成 ○支援者向け動画作成 ○各児童虐待防止活動への後援名義 ○都営地下鉄、都営バス全線的全車両内で窓上ポスターを掲示	○虐待に気づくためのチェックリスト作成 ○OSEKKAiくんクリアファイル作成 ○OSEKKAiくんノート作成 ○OSEKKAiくんウェットティッシュ作成 ○「体罰などによらない子育て」ハンドブック作成 ○支援者向けハンドブック作成 ○支援者向け動画作成 ○各児童虐待防止活動への後援名義 ○都営地下鉄、都営バス全線的全車両内で窓上ポスターを掲示	○虐待に気づくためのチェックリスト作成 ○OSEKKAiくんクリアファイル作成 ○OSEKKAiくんノート作成 ○OSEKKAiくんウェットティッシュ作成 ○「体罰などによらない子育て」ハンドブック作成 ○支援者向け動画作成 ○各児童虐待防止活動への後援名義 ○都営地下鉄、都営バス全線的全車両内で窓上ポスターを掲示	○虐待に気づくためのチェックリスト作成 ○OSEKKAiくんクリアファイル作成 ○OSEKKAiくんノート作成 ○OSEKKAiくんウェットティッシュ作成 ○「体罰などによらない子育て」ハンドブック作成 ○支援者向け動画作成 ○各児童虐待防止活動への後援名義 ○都営地下鉄、都営バス全線的全車両内で窓上ポスターを掲示	—	—
		230	未就園児等全戸訪問事業	福祉局	未就園児等のいる家庭への訪問による安全確認を行う区市町村を支援することで、児童虐待の早期発見・早期対応の取組を強化する。	6区5市	5区4市	6区4市	5区3市	3区1市	—	—
		231	サポートコンシェルジュ事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業>	福祉局	乳幼児健診未受診者や未就園児等への訪問や子供食堂の実施等により把握した、継続的な見守りが必要な児童のいる家庭について、関係機関等との連携により虐待リスクが表面化する前に適切に支援する。	5区5市	4区4市	4区4市			—	—
		232	児童相談所の体制と取組の強化	福祉局	児童虐待をはじめ困難な問題を抱える家庭をより効果的に支援するため、子供の保護・ケア、保護者の支援、家族再統合、アフターケア等の取組や、サテライトの設置など区市町村や保健所等関係機関との連携を強化していくとともに、トレーニングセンターでの研修など研修プログラムの充実や児童福祉司などの人材の確保、練馬児童相談所の新設や多摩地域の児童相談所管轄区域の見直し等により、一層の体制強化を図る。また、Aを活用した音声モニタリングシステムを導入し、電話対応の効率化・職員育成を図る。	・児童福祉司41名、児童心理司22名の増員 ・家族再統合のための援助事業の実施 ・児童虐待カウンセリング事業の実施	・児童福祉司36名、児童心理司21名の増員 ・家族再統合のための援助事業の実施 ・児童虐待カウンセリング事業の実施	・児童福祉司36名、児童心理司21名の増員 ・家族再統合のための援助事業の実施 ・児童虐待カウンセリング事業の実施	・児童福祉司36名、児童心理司21名の増員 ・家族再統合のための援助事業の実施 ・児童虐待カウンセリング事業の実施	・児童福祉司36名、児童心理司23名の増員 ・家族再統合のための援助事業の実施 ・児童虐待カウンセリング事業の実施	—	—

	事業番号	枝番	事業名	所管局	事業概要	令和6年度実績 (速報値)	令和5年度実績	令和4年度実績	令和3年度実績	令和2年度実績	目標を掲げる事業(=■)	
											目標掲載	目標値(年度の記載のないものは令和6年度末までの目標)
	233		医療機関における虐待対応力の強化	福祉局	児童虐待の早期発見・予防のため、虐待や要支援家庭の発見の機会を有する医療機関等に対し、判断力・対応力の強化に向けた支援を行う。	○令和6年度児童虐待対応研修実績：計7回実施(基礎講座2回+専門講座5回) ○令和6年度児童相談所による訪問研修実績：1回実施	○令和4年度児童虐待対応研修実績：計7回実施(基礎講座2回+専門講座5回) コロナの影響によりオンラインによる実施。 ○令和4年度CAPS設置病院連絡会実績：コロナの影響により中止 ○令和4年度児童相談所による訪問研修実績：コロナの影響により中止	○令和4年度児童虐待対応研修実績：計7回実施(基礎講座2回+専門講座5回) コロナの影響によりオンラインによる実施。 ○令和4年度CAPS設置病院連絡会実績：コロナの影響により中止 ○令和4年度児童相談所による訪問研修実績：コロナの影響により中止	○令和3年度児童虐待対応研修実績：計7回実施(基礎講座2回+専門講座5回) コロナの影響によりオンラインによる実施。 ○令和3年度CAPS設置病院連絡会実績：コロナの影響により中止 ○令和3年度児童相談所による訪問研修実績：コロナの影響により中止	○令和2年度児童虐待対応研修実績：計2回実施(基礎講座1回+専門講座1回) コロナの影響により書面開催による実施。 ○令和2年度CAPS設置病院連絡会実績：コロナの影響により中止 ○令和2年度児童相談所による訪問研修実績：1回実施	—	—
	234		医療機関の病床確保による一時保護機能強化事業	福祉局	児童を一時保護する際、事前に医療等の情報がない児童のアセスメントや、病状が不安定な児童の服薬管理等を医療機関で実施できるよう、一時保護委託できる病床を確保します。	医療的ケアが必要となる児童等について、医療機関において一時保護委託を実施	医療的ケアが必要となる児童等について、医療機関において一時保護委託を実施	医療的ケアが必要となる児童等について、医療機関において一時保護委託を実施	医療的ケアが必要となる児童等について、医療機関において一時保護委託を実施	医療的ケアが必要となる児童等について、医療機関において一時保護委託を実施	—	—
	235		児童相談所における外部評価	福祉局	一時保護中の児童の権利擁護と一時保護所の施設運営の質の向上を図るため、外部機関からの定期的な評価を受ける。また、児童相談所の相談部門における業務について、より適正な運営の実現を図るため、外部評価機関による評価を実施する。	外部評価機関による評価を実施(一時保護所11所、相談部門2所)	一時保護所(全所)と相談部門(2所)において、外部評価を実施	外部有識者を交えた検討会を計2回実施	外部有識者を交えた検討会を計2回実施	外部有識者を交えた検討会を計1回実施	—	—
	236		一時保護所における第三者委員の活動	福祉局	一時保護所入所児童からの相談に対して適切な対応を図り、児童の権利擁護と福祉サービスの質の向上を図るため、第三者委員の活動を実施します。	全8か所の一時保護所において、第三者委員が入所児童への個別面接等を行い、第三者委員との意見交換会を実施した。	全8か所の一時保護所において、第三者委員が入所児童への個別面接等を行い、第三者委員との意見交換会を実施した。	全8か所の一時保護所において、第三者委員が入所児童への個別面接等を行い、第三者委員との意見交換会を実施した。	全8か所の一時保護所において、第三者委員が入所児童への個別面接等を行い、第三者委員との意見交換会を実施した。	全7か所の一時保護所において、第三者委員が入所児童への個別面接等を行い、第三者委員との意見交換会を実施した。	—	—
	237		児童相談所業務における民間事業者の活用	福祉局	深刻化する児童虐待に対応するため、民間事業者を活用して児童相談所の体制強化を図る。	○児童移送業務:113件	○一時保護の新たな受け皿確保：累計入所日数5,148日 ○児童移送業務:90件 ○夜間電話受付業務：34,177件				—	—
(5) 社会的養護体制の充実												
	238		家庭的養護(養育家庭等・ファミリーホーム)の推進	福祉局	○令和11年度において、社会的養護に占める里親等委託の割合が37.4%となるよう、養育家庭等・ファミリーホームを推進していく。 ○民間フォスティング機関を設置することにより、里親委託を一層推進し、里親に対する一貫性・継続性のある支援体制を構築する。 ○養育家庭でより多くの児童が育まれるよう、普及啓発により養育家庭登録数を拡大するとともに、養育家庭への支援を充実する。また、乳児期からの委託を促進する。 ○養育者の住居において、5人又は6人の子供を養育する小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)を着実に実施する。	【令和7年3月末現在】 ○養育家庭等(登録数：1,141家庭、委託児童数：511人) ○ファミリーホーム(設置数：30ホーム、入所児童数：127人(区児相含む)) ○社会的養護に対する家庭養育の割合17.5%	【令和6年3月末現在】 ○養育家庭等(登録数：1,191家庭、委託児童数：525人) ○ファミリーホーム(設置数：30ホーム、入所児童数：120人(区児相含む)) ○社会的養護に対する家庭養育の割合17.5%	【令和5年3月末現在】 ○養育家庭等(登録数：1,154家庭、委託児童数：507人) ○ファミリーホーム(設置数：30ホーム、入所児童数：127人(区児相含む)) ○社会的養護に対する家庭養育の割合17.2%	【令和4年3月末現在】 ○養育家庭等(登録数：1,040家庭、委託児童数：497人) ○ファミリーホーム(設置数：31ホーム、入所児童数：122人(区児相含む)) ○社会的養護に対する家庭養育の割合16.8%	【令和3年3月末現在】 ○養育家庭等(登録数：1,036家庭、委託児童数：487人) ○ファミリーホーム(設置数：31ホーム、入所児童数：132人(区児相含む)) ○社会的養護に対する家庭養育の割合16.6%	■	(令和11年度)里親等委託率37.4%
	239		乳児院の家庭養育推進事業	福祉局	乳児院に対して、通常の乳児院の職員配置に加え、治療的・専門的ケアが必要な児童及び保護者に対する手厚い支援ができる体制等を整備する。	乳児院9施設での実施	乳児院9施設での実施	乳児院9施設での実施	乳児院9施設での実施	乳児院9施設での実施	—	—
	240		育児指導機能強化事業	福祉局	乳児院等に育児指導担当職員を配置し、入所児童やその家族及び地域で子育て中の家庭等からの子育てに関する相談に応じる等により、子育てに関する不安を解消するなどの育児指導機能の充実を図る。	26施設	26施設	28施設	29施設	32施設	—	—
	241		医療機関等連携強化事業	福祉局	乳児院等における医療機関との連携強化を図り、継続的な服薬管理や健康管理が必要な児童等の円滑な受入を促進する。	32施設	31施設	31施設	27施設	25施設	—	—
	242		新生児委託推進事業	福祉局	家庭で適切な養育を受けられない新生児を対象として、養子縁組が最善と判断した場合には、乳児院を活用して、養子縁組里親の養育力向上のための研修や、新生児と養子縁組里親の交流支援等を行うことにより、新生児委託を推進する。	本事業を通じて委託となった家庭数(令和7年3月末現在) 12家庭	本事業を通じて委託となった家庭数(令和6年3月末現在) 13家庭	本事業を通じて委託となった家庭数(令和5年3月末現在) 8家庭	本事業を通じて委託となった家庭数(令和4年3月末現在) 8家庭	本事業を通じて委託となった家庭数(令和3年3月末現在) 12家庭	—	—
	243		児童福祉施設の整備	福祉局	児童養護施設や一時保護所への入所児童の増加への対応や、施設内での生活環境の改善を図るため、施設の整備を進める。	○本国の整備：創設1件、改築4件、大規模修繕2件 ○養護児童グループホーム：移転時の初度設備整備3件	○本国の整備：創設1件、改築5件、大規模修繕2件 ○養護児童グループホーム：移転時の初度設備整備：5件 ○防犯対策強化事業：1件 ○非常用自家発電設備の設置：1件	○本国の整備：改築3件 ○グループホームの整備：改築1件 ○児童相談所設置区への施設整備費補助 ○養護児童グループホーム：新規開設時の初度設備整備4件 ○防犯対策強化事業3件 ○非常用自家発電設備の設置	○本国の整備：改築4件、大規模修繕1件 ○グループホームの整備：改築1件 ○児童相談所設置区への施設整備費補助 ○養護児童グループホーム：新規開設時の初度設備整備5件 ○防犯対策強化事業3件	○本国の整備：改築5件、大規模修繕1件 ○児童相談所設置区への施設整備費補助 ○養護児童グループホーム：新規開設時の初度設備整備9件 ○防犯対策強化事業3件	—	—
	244		専門機能強化型児童養護施設	福祉局	虐待等により問題を抱える子供たちへのケアを充実させるため、精神科医師や治療担当職員を配置するとともに個別ケア職員を配置するなど機能を充実し、専門的・個別的ケアを行う専門機能強化型児童養護施設の指定数を拡大する。	専門的、治療的ケア体制の充実 専門機能強化型児童養護施設の運営 39か所(令和6年度末)	専門的、治療的ケア体制の充実 専門機能強化型児童養護施設の運営 39か所	専門的、治療的ケア体制の充実 専門機能強化型児童養護施設の運営 39か所	専門的、治療的ケア体制の充実 専門機能強化型児童養護施設の運営 41か所	専門的、治療的ケア体制の充実 専門機能強化型児童養護施設の運営 42か所	■	全民間児童養護施設
	245		家庭的養育(グループホーム)の設置促進	福祉局	○児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、児童養護施設が地域の住宅を活用し家庭的な環境で養育を行うグループホームについて、引き続き設置を進める。 ○4か所以上のグループホームを設置する施設について、各グループホームへの助言・指導等を行うグループホーム支援員を配置するなど、安定的運営を支援する。	24施設					—	—
	246		連携型専門ケア機能事業	福祉局	都立児童養護施設において、虐待に起因する重篤な情緒・行動上の問題を抱える子供に対して生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能」を実施する。	入所実績 4名 定員12名(令和7年3月1日現在)	入所実績 4名 定員12名(令和6年3月1日現在)	入所実績 5名 定員12名(令和4年3月1日現在)	入所実績 6名 定員12名(令和4年3月1日現在)	入所実績 6名 定員12名(令和3年3月1日現在)	—	—
	247		児童養護施設等の支援力の向上、人材確保及び人材育成	福祉局	○児童養護施設等職員の研修への参加を促進するとともに、児童に対するケアの充実と職員の資質向上及び研修指導者の養成を図る。 ○児童養護施設等における実習体制等充実させることにより、職員の人材確保を図る。 ○児童養護施設等が高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を進めるうえで、必要な人材の育成を図る。	児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業 ・短期研修 417人 ・長期研修 2人 ・小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換等に向けた研修 実施回数8回、延べ372人 人材確保事業36施設	児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業 ・短期研修 289人 ・長期研修 1人 ・小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換等に向けた研修 実施回数8回、延べ362人 児童養護施設等の職員人材確保事業 36施設	児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業 ・短期研修 305人 ・長期研修 14人 ・小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換等に向けた研修 実施回数8回、354人 児童養護施設等の職員人材確保事業 33施設	児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業 ・短期研修 262人 ・長期研修 6人 ・小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換等に向けた研修 実施回数7回、237人 児童養護施設等の職員人材確保事業 40施設	児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業 ・短期研修 171人 ・長期研修 0人 ・小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換等に向けた研修 検討会及びモデル研修の実施 児童養護施設等の職員人材確保事業 41施設	—	—

	事業番号	枝番	事業名	所管局	事業概要	令和6年度実績 (速報値)	令和5年度実績	令和4年度実績	令和3年度実績	令和2年度実績	目標に掲げる事業(=■)	
											目標掲載	目標値(年度の記載のないものは令和6年度末までの目標)
	248		児童養護施設等職員宿舍借り上げ支援事業	福祉局	児童養護施設等に勤務する職員の宿舍を借り上げるための費用の一部を支援する。	37施設	20施設	18施設	15施設	11施設	—	—
	249		児童養護施設等体制強化事業	福祉局	児童指導員や養育者等の直接処遇職員の業務負担の軽減等に取り組んでいる施設に対し、補助者の雇上げに必要な費用の一部を補助する。	96施設	86施設	84施設	74施設	59施設	—	—
	250		施設と地域との関係強化事業	福祉局	シニア世代・シニア予備群を児童養護施設等における様々な家事・養育等を担う人材として活用するための費用の一部を支援する。	27施設	19施設	19施設	17施設	18施設	—	—
	251		児童養護施設等のBCP策定支援事業	福祉局	大規模災害や感染症が発生した場合等における児童養護施設等利用者の安全を確保するため、児童養護施設等に専門的な支援を行い、BCP(事業継続計画)策定の推進とその実効性を確保する。	参加実績 ・BCP策定講座 23施設 ・個別相談 19施設 ・BCP実践講座 15施設	参加実績 ・BCP策定講座 72施設 ・個別相談 17施設 ・BCP実践講座 22施設	BCP策定講座は多くの施設が参加したが、個別相談及びBCP実践講座はより多くの参加の余地がある。ニーズ及び状況把握を把握し、状況に適した事業の実施が必要。			—	—
	252		東京都児童自立サポート事業	福祉局	児童自立支援施設を退所した児童の地域での立ち直りを支援するため、児童相談所と民生・児童委員及び主任児童委員等が連携協力をして、児童の自立を支援する取組を推進する。	○対象児童なし	○対象児童なし	○対象児童なし	○対象児童なし	○対象児童なし	—	—
	253		フレンドホーム事業	福祉局	児童養護施設や乳児院に入所している子供を、フレンドホームとして登録した家庭に、夏休み・冬休みや週末等学校が休みの間、数日間預け、家庭生活の体験を通じた子どもの健やかな育成を図る。	432家庭	456家庭	456家庭	388家庭	387家庭	—	—
	254		養護児童に対する自立支援機能の強化	福祉局	○児童養護施設に入所している児童の自立に向けた支援や、施設退所後のアフターケアの充実を図るため、自立支援業務に専念できる職員(自立支援コーディネーター)を配置し、自立支援体制の構築・推進を行う(自立支援強化事業)。 ○児童に対する学習支援(塾への通塾費用)の実施や、自立支援コーディネーターによる進路支援の充実を図る(児童養護施設における学習・進路支援等)。 ○児童養護施設等を退所した児童等に、生活の場を提供しながら就労支援等を行う自立援助ホームに、就労支援・就労定着を専門に行うジョブトレーナーを配置する(ジョブ・トレーニング事業)。 ○児童福祉や就労支援に精通したスタッフを配置し、生活上の問題や求職上の問題について相談支援等を行うことにより自立を支援するとともに、対象者同士が集まり、意見交換や情報交換を行える相互交流の場(ふらっとホーム)を提供する。 ○児童養護施設等に入所している児童の自立に向けた支援や、施設退所後のアフターケアの充実を図るため、自立支援業務に専念できる職員(自立支援担当職員)を配置し、自立支援体制の構築・推進を行う。 ○児童養護施設、法人型ファミリーホーム及び自立援助ホームの退所者が居住する住居を法人等が借り上げる際にかかる費用の一部を補助することで、退所後のアフターケアの充実を図る。 ○社会的養護施設(ケアリバー)等の退所後における居住費の支援や施設職員等によるきめ細かなアフターケアを実施し、生活の安定を支援する。	①児童養護施設に自立支援コーディネーターを配置し、児童の自立に向けた施設の支援体制を強化する。(6施設) ②自立援助ホームにジョブ・トレーナーを配置し、児童等の就労定着等に向けた支援体制を強化する。(3ホーム) ③児童福祉や就労支援に精通したスタッフを配置し、生活上の問題や求職上の問題について相談支援等を行うことにより自立を支援するとともに、対象者同士が集まり、意見交換や情報交換を行える相互交流の場を提供する。(3カ所) ④児童養護施設等の退所者等に対して、社会的自立を支援するために適切な就業環境の確保や必要な支援を行い、職場開拓、面接等のアドバイス、事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップを行う。(事業終了)	①児童養護施設に自立支援コーディネーターを配置し、児童の自立に向けた施設の支援体制を強化する。(7施設) ②自立援助ホームにジョブ・トレーナーを配置し、児童等の就労定着等に向けた支援体制を強化する。(2ホーム) ③児童福祉や就労支援に精通したスタッフを配置し、ソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援、生活支援等を行うことにより自立を支援するとともに、退所した者同士が集まり、意見交換や情報交換・情報発信等を行えるような場を提供する。(2ヶ所) ④児童養護施設等の退所者等に対して、社会的自立を支援するために適切な就業環境の確保や必要な支援を行い、職場開拓、面接等のアドバイス、事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップを行う。(1ヶ所)	①児童養護施設に自立支援コーディネーターを配置し、児童の自立に向けた施設の支援体制を強化する。(7施設) ②自立援助ホームにジョブ・トレーナーを配置し、児童等の就労定着等に向けた支援体制を強化する。(4ホーム) ③児童福祉や就労支援に精通したスタッフを配置し、ソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援、生活支援等を行うことにより自立を支援するとともに、退所した者同士が集まり、意見交換や情報交換・情報発信等を行えるような場を提供する。(2ヶ所) ④児童養護施設等の退所者等に対して、社会的自立を支援するために適切な就業環境の確保や必要な支援を行い、職場開拓、面接等のアドバイス、事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップを行う。(1ヶ所)	①児童養護施設に自立支援コーディネーターを配置し、児童の自立に向けた施設の支援体制を強化する。(11施設) ②自立援助ホームにジョブ・トレーナーを配置し、児童等の就労定着等に向けた支援体制を強化する。(8ホーム) ③児童福祉や就労支援に精通したスタッフを配置し、ソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援、生活支援等を行うことにより自立を支援するとともに、退所した者同士が集まり、意見交換や情報交換・情報発信等を行えるような場を提供する。(2ヶ所) ④児童養護施設等の退所者等に対して、社会的自立を支援するために適切な就業環境の確保や必要な支援を行い、職場開拓、面接等のアドバイス、事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップを行う。(1ヶ所)	①児童養護施設に自立支援コーディネーターを配置し、児童の自立に向けた施設の支援体制を強化する。(53施設) ②自立援助ホームにジョブ・トレーナーを配置し、児童等の就労定着等に向けた支援体制を強化する。(9ホーム) ③児童福祉や就労支援に精通したスタッフを配置し、ソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援、生活支援等を行うことにより自立を支援するとともに、退所した者同士が集まり、意見交換や情報交換・情報発信等を行えるような場を提供する。(2ヶ所) ④児童養護施設等の退所者等に対して、社会的自立を支援するために適切な就業環境の確保や必要な支援を行い、職場開拓、面接等のアドバイス、事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップを行う。(1ヶ所)	—	—
	255		自立生活スタート支援事業	福祉局	児童養護施設等の利用者の退所後の自立生活の支援を行うことを目的に、施設等と連携して相談援助を行うとともに必要な資金の貸付を行う。貸付後、自立に向けた真摯な努力をし、継続勤務や入学した学校の卒業等の一定条件を満たした場合には、申請によって償還が免除される。	貸付決定件数 31件	貸付決定件数 40件	貸付決定件数 37件	貸付決定件数 29件	貸付決定件数 61件	—	—
	256		養育家庭等自立援助補助事業	福祉局	①養育家庭等が元委託児童に対して、次に掲げる援助を月2回以上行った場合に補助を行う。 (1) 住居、家庭、交友関係、将来への不安等に関する生活上の問題について相談に応じ、必要に応じて他機関と連携する等の必要な支援を行うこと。 (2) 進路、就学と生活の両立に関する問題、求職活動等に関する求職上の問題、職場の対人関係・雇傭・転職等に関する就業上の問題等について相談に応じ、必要に応じてローワーク等専門機関の活用、職場との連携、面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。 ②里親委託措置解除となった元委託児童について、原則措置解除後最大4年間(対象者が22歳になる年度の末日まで。)、家賃補助を受けながら、養育家庭等によるきめ細かなアフターケアを継続することで、自立後の安定した生活を確保する。	①34家庭(児童数36名) ②対象人数:35人	①35家庭(児童数36名) ②対象人数:14人	①33家庭(児童数35名) ②対象人数:9人	26家庭	25家庭	—	—
	257		児童養護施設退所者等の就業支援事業	福祉局	児童養護施設等の退所者等に対して、社会的自立を支援するために適切な就業環境の確保や必要な支援を行い、職場開拓、面接等のアドバイス、事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップ等を職業紹介等を行う企業、NPO等に委託して行う。	事業終了	○施設退所者等に対する職場体験事業⇒401人 ○ソーシャルスキルトレーニング⇒562人 ○個別就労サポート及び就職活動スキルトレーニング⇒499人	○施設退所者等に対する職場体験事業⇒401人 ○ソーシャルスキルトレーニング⇒562人 ○個別就労サポート及び就職活動スキルトレーニング⇒499人	○施設退所者等に対する職場体験事業⇒553人 ○ソーシャルスキルトレーニング⇒611人 ○個別就労サポート及び就職活動スキルトレーニング⇒732人	○施設退所者等に対する職場体験事業⇒382人 ○ソーシャルスキルトレーニング⇒396人 ○個別就労サポート及び就職活動スキルトレーニング⇒667人	—	—
	258		自立援助促進事業	福祉局	児童養護施設等または母子生活支援施設や婦人保護施設を退所し、就職や進学をする際、又はアパートなどへ入居する際に、他の援助を期待できない場合に、施設長が身元保証や連帯保証を行うことにより、社会的な自立を促進する。	○加入状況⇒27件 ○賠償金支払状況⇒0件	○加入状況⇒33件 ○賠償金支払状況⇒0件	○加入状況⇒33件 ○賠償金支払状況⇒0件	○加入状況⇒47件 ○賠償金支払状況⇒1件	○加入状況⇒56件 ○賠償金支払状況⇒0件	—	—
	259		児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度	福祉局	児童養護施設等入所中又は里親等へ委託中の者及び児童養護施設等を退所した者又は里親等への委託が解除された者に対して、自立支援資金を貸付けることにより、これらの者の円滑な自立を支援する。	貸付決定件数 53件	貸付決定件数 42件	貸付決定件数 40件	貸付決定件数 51件	貸付決定件数 51件	—	—
	260		フォスティング機関(里親養育包括支援機関)事業	福祉局	社会的養護を必要とする児童の里親への委託をより一層推進するため、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援及び養子縁組に関する相談・支援を総合的に実施することを目的とする。	児童相談所8所	児童相談所5所	児童相談所3所			■	全ての都児童相談所担当地域で実施
	261		里親養育専門相談事業(里親子のサポートネット)	福祉局	チーム養育の中で調整できなかった事業について、専門相談員が第三者の立場から、子供や里親、児童相談所の意見を聴き、調整する仕組みを児童福祉審議会のもとに設置することにより、子供の利益を守るとともに権利擁護を図る。	受理件数2件	受理件数1件	受理件数7件			—	—

事業概要						令和6年度実績 (速報値)	令和5年度実績	令和4年度実績	令和3年度実績	令和2年度実績	目標に掲げる事業（＝■） 目標 目標値（年度の記載のないものは令和6年度末までの目標）	
事業番号	枝番	事業名	所管局	事業概要								
262		被措置児童等虐待の防止・対応強化	福祉局	「3つの電話相談窓口（東京都、児童相談所、児童福祉審議会）」を設置し、虐待を受けた被措置児童等本人からの届出や、虐待を受けたと思われる児童を発見した者からの通告に対し、関係機関等と連携しながら対応する。	被措置児童等虐待受理件数 42件 虐待該当15件 非該当10件 判断不可3件 調査継続中29件 特別区児童相談所に移管0件（令和7年6月1日現在）	被措置児童等虐待受理件数 35件 虐待該当21件 非該当14件 判断不可4件 調査継続中15件 特別区児童相談所に移管0件（令和6年6月1日現在）	被措置児童等虐待受理件数 48件 虐待該当34件 非該当14件 判断不可10件 調査継続中19件 特別区児童相談所に移管1件（令和5年6月1日現在）	被措置児童等虐待受理件数 51件 虐待該当19件 非該当4件 判断不可0件 調査継続中28件（令和4年6月1日現在）	被措置児童等虐待受理件数 48件 虐待該当38件 非該当5件 判断不可2件 調査継続中3件（令和3年6月1日現在）	—	—	
263		被措置児童に対する子供の権利の啓発	福祉局	被措置児童に対して、子供の権利の啓発や相談方法の周知を図る。また、児童相談所職員、里親、施設職員等に対して、被措置児童の権利擁護の重要性や子供の権利の啓発物の活用方法の周知を図る。	児童相談所職員、里親及び施設等職員に対して、子供の意見表明権や意見表明等を支援することの重要性について理解促進を図るため、以下のとおり実施 ①職員等向け説明会 児童養護施設等職員向け、障害児入所施設職員向け、里親等向けの3種の説明会を実施。計10回開催、延べ256名参加。 ②検討委員会の設置 職員等向け説明会の内容検討や啓発物の検証を実施。全4回。 ③被措置児童向けの啓発物の配付 児童福祉審議会への子供本人申立て制度リーフレットを作成し、配付。	幼児・障害児に対して効果的な啓発がなされるよう、以下のとおり啓発物や職員等向けの解説を作成（幼児・障害児向け） ・子供の権利や意見表明の方法を解説する幼児向け動画、障害児向け動画 ・動画で扱う権利について知ったり自分の気持ちを表現したりすることを補助する「けんりカード」 ・意見表明をしたいときに気持ちを伝えることを補助する「いいたいことカード」（職員等向け） ・子供に対して啓発物の標準的な説明を行えるよう、説明の際に心がける留意点などをまとめた「被措置児童等に対する子供の権利の啓発物利用のためのガイドライン」 ・子供の権利擁護に関する意義やポイントをまとめた「被措置児童等の権利擁護に関するハンドブック」				—	—	
264		子供アドボケート検討委員会の運営	福祉局	児童相談所が関わる子供の意見表明等支援に関する検討委員会を設置し、児童相談所が関わる子供の意見表明等を支援する仕組みを検討・構築する。	事業終了	①意見表明等支援員の導入 モデル実施及び本格実施について、対象児童、実施方法、周知方法、児童相談所との連携、担い手、意見表明等支援員のサポート体制、研修カリキュラム等を検討 ②施設等における第三者委員及び意見箱の運用底上げ 施設等に対して、第三者委員や意見箱等の苦情解決制度に関する取組をヒアリング ③措置内容について子供本人が児童福祉審議会に申し立てる仕組み 申立ての流れや調査、審議、フィードバックの体制等の詳細について検討				—	—	
(6) ひとり親家庭の自立支援の推進												
265		ひとり親家庭向けポータルサイトの運用	福祉局	国、都、区市町村や民間機関等の様々な機関が実施しているひとり親家庭への支援施策等について、横断的に検索できるポータルサイトを運用する。	ポータルサイトの運用	ポータルサイトの運用	ポータルサイトの運用	ポータルサイトの運用	ポータルサイトの開設	—	—	
266		東京都ひとり親家庭支援センター事業（母子家庭等就業・自立支援センター事業）	福祉局	○相談体制の整備 ひとり親家庭の生活相談・養育費相談・離婚前後の法律相談・面会交流支援事業、離婚前後の親支援講座、ひとり親への支援を行う相談支援員研修を実施する。 ○就業支援 ・ひとり親家庭の就業による自立を支援するため、就業相談等事業（就業相談、就業促進活動、キャリアアップ支援、相談支援員研修会）、就業支援講習会、就業情報提供事業を行う。 ・親への支援とあわせて、子供本人へのキャリアカウンセリングや求人情報の提供などを行う。	○ひとり親家庭等の自立促進事業（就業相談11,292件 生活相談9,021件） ○母子家庭及び寡婦自立促進講習会（パフコン講習会4回 受講者数38人） ○母子家庭相談支援員研修会（実施回数10回 受講者数367人） ○養育費相談（電話相談46403件、専門相談741件） ○親子交流支援(1,166件)	○ひとり親家庭等の自立促進事業（就業相談4,819件 生活相談13,333件） ○母子家庭及び寡婦自立促進講習会（パフコン講習会3回 受講者数37人） ○母子家庭相談指導者研修会（実施回数5回 受講者数130人） ○養育費相談（電話相談3,373件、専門相談844件） ○面会交流支援(1,088件)	○ひとり親家庭等の自立促進事業（就業相談4,819件 生活相談13,333件） ○母子家庭及び寡婦自立促進講習会（パフコン講習会3回 受講者数37人） ○母子家庭相談指導者研修会（実施回数5回 受講者数130人） ○養育費相談（電話相談3,373件、専門相談844件） ○面会交流支援(1,088件)	○ひとり親家庭等の自立促進事業（就業相談4,417件 生活相談8,197件） ○母子家庭及び寡婦自立促進講習会（パフコン講習会10回 受講者数94人） ○母子家庭相談指導者研修会（実施回数8回 受講者数311人） ○養育費相談（電話相談2,336件、専門相談1,014件） ○面会交流支援(1,046件)	○ひとり親家庭等の自立促進事業（就業相談5,240件 生活相談4,984件） ○母子家庭及び寡婦自立促進講習会（パフコン講習会10回 受講者数94人） ○母子家庭相談指導者研修会（実施回数9回 受講者数366人） ○養育費相談（電話相談1,507件、専門相談738件） ○面会交流支援(989件)	—	—	
267		ひとり親家庭相談体制強化事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業>	福祉局	就業等の理由により、平日や日中の時間帯に相談できないひとり親の困難な状況を解消するために、SNS等を活用した対面相談以外のひとり親がより相談しやすい体制強化を実施する区市町村に対し子供家庭支援区市町村包括補助事業により補助を実施する。	実績なし	実績なし	実績なし	1市	1市	—	—	
268		母子・父子自立支援員による相談・支援	福祉局	ひとり親家庭及び寡婦に対し、相談に応じ、自立に必要な情報提供及び指導を行う。また、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。	配置状況（令和6年4月1日現在） 都6名 区部148名 市部81名 新規相談受付状況（東京都全体） 集計中	配置状況（令和5年4月1日現在） 都6名 区部147名 市部79名 新規相談受付状況（東京都全体） 76,456件	配置状況（令和5年4月1日現在） 都6名 区部147名 市部79名 新規相談受付状況（東京都全体） 76,456件	配置状況（令和4年4月1日現在） 都6名 区部147名 市部75名 新規相談受付状況（東京都全体） 77,323件	配置状況（令和2年4月1日現在） 都8名 区部123名 市部81名 新規相談受付状況（東京都全体） 84,578件	—	—	
269		母子・父子自立支援員の資質の向上（母子・父子自立支援員研修）	福祉局	身近な地域において、ひとり親家庭からの相談に的確に対応していくため、母子・父子自立支援員の研修の内容を充実し、カウンセリングの精神や技法、サービスのコーディネートなど総合的な支援力の向上を図る。	新任研修1回 現任研修1回	新任研修1回 現任研修3回	新任研修1回 現任研修3回	新任研修2回 現任研修3回 （新型コロナウイルス感染拡大防止のため、新任研修第1回及び2回は同日開催）	新任研修3回 現任研修3回 （新型コロナウイルス感染拡大防止のため、新任研修第1回及び2回は同日開催）	—	—	
270		ひとり親家庭等生活向上事業	福祉局	ひとり親家庭及び寡婦が生活の中で直面する諸問題の解決や子供の生活・学習支援を図ると、地域での生活を総合的に支える事業に取り組む区市町村を支援する。	1 子供の生活・学習支援事業 23区市 2 ひとり親生活支援事業（(1)相談支援事業(2)家計管理・生活支援講習会等事業(3)学習支援事業(4)情報交換事業）(5) 短期施設利用相談支援事業 15区市	1 子供の生活・学習支援事業 23区市 2 ひとり親生活支援事業（(1)相談支援事業(2)家計管理・生活支援講習会等事業(3)学習支援事業(4)情報交換事業）(5) 短期施設利用相談支援事業 13区市	1 子供の生活・学習支援事業 23区市 2 ひとり親生活支援事業（(1)相談支援事業(2)家計管理・生活支援講習会等事業(3)学習支援事業(4)情報交換事業）(5) 短期施設利用相談支援事業 13区市	1 子供の生活・学習支援事業 23区市 2 ひとり親生活支援事業（(1)相談支援事業(2)家計管理・生活支援講習会等事業(3)学習支援事業(4)情報交換事業）(5) 短期施設利用相談支援事業 12区市	1 子供の生活・学習支援事業 23区市 2 ひとり親生活支援事業（(1)相談支援事業(2)家計管理・生活支援講習会等事業(3)学習支援事業(4)情報交換事業）(5) 短期施設利用相談支援事業 12区市	■	ひとり親家庭生活向上事業のうち子供の生活・学習支援事業又は生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習・生活支援事業について、62区市町村で実施	
271		配偶者暴力被害者の自立生活再建のための総合的な支援	生活文化局	配偶者暴力被害者の自立生活再建のため、以下のとおり総合的な支援を実施する。 ○配偶者暴力相談支援センターにおける電話相談、面接相談（精神科医による相談・法律相談） ○配偶者暴力被害者が自立した生活を築くための講座 ○子供の心のケアの早期回復を図るための子供広場事業 ○各関係機関が統一した支援を行うための「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」の配布 ○被害者自立支援民間人材育成 2回 ○D V防止等民間活動助成事業 11件 ○民間で被害者支援を行う人材に対する研修等の実施 ○区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備に対する支援 等	○DV相談の実施（一般相談、特別相談） DV相談 4,382件 法律相談2回・精神科医相談2回 1回 ○配偶者暴力被害回復のための子ども広場 年13回 ○自立支援講座 こころのサポート研修・生活自立支援講座 48回、パフコン講座 18回 ○被害者自立支援民間人材育成 2回 ○DV防止等民間活動助成事業 11件 ○配偶者暴力対策区市町村支援事業コーディネーター研修2講座	○DV相談の実施（一般相談、特別相談） DV相談 4,711件 法律相談2回・精神科医相談2回 1回 ○配偶者暴力被害回復のための子ども広場 年13回 ○自立支援講座 こころのサポート研修・生活自立支援講座 48回、パフコン講座 18回 ○被害者自立支援民間人材育成 2回 ○DV防止等民間活動助成事業 11件 ○配偶者暴力対策区市町村支援事業コーディネーター研修2講座	○DV相談の実施（一般相談、特別相談） DV相談 5,272件 法律相談2回・精神科医相談2回 1回 ○配偶者暴力被害回復のための子ども広場 年13回 ○自立支援講座 こころのサポート研修・生活自立支援講座 48回、パフコン講座 21回 ○被害者自立支援民間人材育成 2回 ○DV防止等民間活動助成事業 12件 ○配偶者暴力対策区市町村支援事業コーディネーター研修2講座	○DV相談の実施（一般相談、特別相談） DV相談 5,196件 法律相談・精神科医相談 各週1回 ○配偶者暴力被害回復のための子ども広場 年9回 ○自立支援講座 こころのサポート研修・生活自立支援講座 21回、パフコン講座 15回 ○被害者自立支援民間人材育成 2回 ○DV防止等民間活動助成事業 6件 ○配偶者暴力対策区市町村支援事業コーディネーター研修2講座	○DV相談の実施（一般相談、特別相談） DV相談 3,912件 法律相談・精神科医相談 各週1回 ○配偶者暴力被害回復のための子ども広場 年7回 ○自立支援講座 こころのサポート研修・生活自立支援講座 18回、パフコン講座 10回 ○被害者自立支援民間人材育成 2回 ○DV防止等民間活動助成事業 11件 ○配偶者暴力対策区市町村支援事業コーディネーター研修2講座	—	—	

	事業番号	枝番	事業名	所管局	事業概要	令和6年度実績 (速報値)	令和5年度実績	令和4年度実績	令和3年度実績	令和2年度実績	目標掲げる事業(=■)	
											目標掲載	目標値(年度の記載ないものは令和6年度末までの目標)
	272		在宅就業推進事業	福祉局	在宅就業を希望するひとり親に対し、一定の期間、業務の調達・分配、納入した業務の検収を行うとともに、在宅就業コーディネーターがサポートを行う。	応募総数112名の中から32名を被支援者として選定、支援完了は32名。月平均収入は27,118円であった。	応募者総数96名の中から32名を被支援者として選定、支援完了は32名。月平均収入は12,975円であった。	応募者総数156名の中から32名を被支援者として選定、支援完了は32名。月平均収入は15,855円であった。	応募者総数100名の中から32名を被支援者として選定、支援完了は32名。月平均収入は22,514円であった。	応募者総数53名の中から31名を被支援者として選定、支援完了は23名。月平均収入は6,393円であった。	—	—
	273		高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	福祉局	ひとり親家庭の親の経済的自立を図るため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座(通信講座を含む)を受講した場合に各種給付金を支給するとともに、全区市町村での実施を推進する。	11区14市13町村	10区14市13町村	10区14市13町村	10区13市13町村	10区13市13町村	■	62区市町村
	274		母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業	福祉局	母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援するため、教育訓練を受講した場合に、その経費の一部を給付する事業について、全区市町村において取り組む。	62区市町村	62区市町村	62区市町村	62区市町村	62区市町村	—	—
	275		母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業	福祉局	母子家庭の母又は父子家庭の父の就労につながる資格取得を促進するため、養成機関で修業している一定の訓練期間にかかる訓練促進給付金を支給して、負担の軽減を図る事業について、全区市町村において取り組む。	62区市町村	62区市町村	62区市町村	62区市町村	62区市町村	—	—
	276		ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	福祉局	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進資金を貸し付け、修学を容易にするとともに、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金を貸し付け、ひとり親家庭の親の自立の促進を図る。	○貸付決定件数 入学準備金 21件 就職準備金 28件 住宅支援資金 80件	○貸付決定件数 入学準備金 33件 就職準備金 29件 住宅支援資金 87件	○貸付決定件数 入学準備金 49件 就職準備金 43件 住宅支援資金 93件	○貸付決定件数 入学準備金 68件 就職準備金 38件 住宅支援資金 47件	○貸付決定件数 入学準備金 79件 就職準備金 43件	—	—
	277		母子・父子自立支援プログラム策定事業	福祉局	ひとり親家庭の職業的自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定員により、就業に結びつく支援を行う事業について、全区市での実施を支援する。	21区25市13町村	21区25市13町村	19区24市13町村	13区22市13町村	13区23市13町村	■	62区市町村
	278		ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	福祉局	福祉事務所に就業支援専門員を配置し、母子・父子自立支援員やハローワークと連携した包括的な就業支援を行う。	7区6市	7区4市	7区4市	5区4市	5区4市	—	—
	279		ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	福祉局	ひとり親家庭になって直後の生活の激変や就職活動等の理由により、家事や育児等の日常生活に支援が必要なひとり親家庭に対して、ホームヘルプを派遣する市町村を支援する。	27市町	27市町	27市町	27市町	27市町	—	—
	280		ひとり親家庭就業推進事業	福祉局	ひとり親の希望や適性に応じて、就業相談、スキルアップ訓練、職業紹介、マッチング支援、アフターフォローに至るまで一貫して実施することで、ひとり親家庭等の自立を支援する。	受講決定者数 前期 100人 後期 100人	受講決定者数 その1 130人 その2 71人	受講決定者数 その1 130人 その2 71人			—	—
	281		都営住宅の優先入居	住宅政策本部	ひとり親家庭の生活の場を確保するため、都営住宅の当せん倍率の優遇制度、ポイント方式による入居者募集、母子生活支援施設特別割当等により、住宅を提供する。	○都営住宅の当選倍率の優遇制度 6年度募集戸数 7,388戸(世帯向け募集全体) ○ポイント方式による募集 6年度募集戸数 2,580戸(ポイント方式募集全体) ○母子生活支援施設転出者向け特別割当て 6年度割当て戸数 50戸	○都営住宅の当選倍率の優遇制度 5年度募集戸数 7,019戸(世帯向け募集全体) ○ポイント方式による募集 5年度募集戸数 2,580戸(ポイント方式募集全体) ○母子生活支援施設転出者向け特別割当て 5年度割当て戸数 50戸	○都営住宅の当選倍率の優遇制度 4年度募集戸数 5,200戸(世帯向け募集全体) ○ポイント方式による募集 4年度募集戸数 2,589戸(ポイント方式募集全体) ○母子生活支援施設転出者向け特別割当て 4年度割当て戸数 50戸	○都営住宅の当選倍率の優遇制度 3年度募集戸数 5,550戸(世帯向け募集全体) ○ポイント方式による募集 3年度募集戸数 2,680戸(ポイント方式募集全体) ○母子生活支援施設転出者向け特別割当て 3年度割当て戸数 52戸	○都営住宅の当選倍率の優遇制度 2年度募集戸数 4,703戸(世帯向け募集全体) ○ポイント方式による募集 2年度募集戸数 2,580戸(ポイント方式募集全体) ○母子生活支援施設転出者向け特別割当て 2年度割当て戸数 52戸	—	—
	282		公社住宅への入居機会確保	住宅政策本部	ひとり親家庭を対象に公社住宅への入居機会の確保のため、月収基準に満たない場合でも児童育成手当等を合算する「収入審査の緩和」や、一定期間、一部住宅において家賃を割引する「こどもすくすく割」を実施する。	○こどもすくすく割の適用 成約件数29件	○こどもすくすく割の適用 成約件数44件	○こどもすくすく割の適用 成約件数35件	○こどもすくすく割の適用 成約件数27件	○こどもすくすく割の適用 成約件数31件	—	—
	283		ひとり親向けオンライン訓練・就活支援事業	産業労働局	P CやWi-Fiを無償で貸与し、eラーニング等により、資格の取得、スキルの習得及び就職支援を一体的に行うことで、ひとり親の方々のキャリア形成や就職活動を支援する。	受講決定者数 503人	受講決定者数 450人	受講決定者数 304人			—	—
	284		女性しごと応援キャラバン	産業労働局	都内各区市町村において、キャラバン型のセミナー及び就職相談を実施するとともに、セミナー等受講後、ひとり親の方などきめ細やかな支援を望む女性を想定し、東京しごとセンターにおいてキャリアカウンセリング機能を強化する。	<地域女性就業相談会> 4,918人	<地域女性就業相談会> 4,796人	<地域女性就業相談会> 1,490人			—	—
	285		母子生活支援施設等の支援力の向上	福祉局	母子生活支援施設における支援の核となる基幹的職員を育成する。また、母子生活支援施設及び女性自立支援施設の職員の研修参加や施設間研修を支援し、対応力を強化する。	・基幹的職員育成 4名(母子生活支援施設) ・研修参加費補助 8名(母子生活支援施設及び女性自立支援施設)	・基幹的職員育成 5名(母子生活支援施設) ・研修参加費補助 6名(母子生活支援施設及び女性自立支援施設)	・基幹的職員育成 6名(母子生活支援施設) ・研修参加費補助 5名(母子生活支援施設及び婦人保護施設)	・基幹的職員育成 7名(母子生活支援施設) ・研修参加費補助 4名(母子生活支援施設及び婦人保護施設)	・基幹的職員育成 0名(母子生活支援施設) ・研修参加費補助 2名(母子生活支援施設及び婦人保護施設) ※基幹的研修は、新型コロナウイルス感染症の影響で実施できず	—	—
	286		施設に入所する子供の自立支援の充実	福祉局	養育環境により、十分な学習機会が確保されていない小学生から中学生までの児童に対し、標準的学力を備えさせ、退所後の自立のための学習支援の充実を図る。	195人(月ごとの延べ人数)	223人(月ごとの延べ人数)	284人(月ごとの延べ人数)	362人(月ごとの延べ人数)	269人(月ごとの延べ人数)	—	—
	287		母子生活支援施設等の施設整備	福祉局	老朽化した母子生活支援施設・女性自立支援施設について、利用者の安全の確保と居住環境の改善を図るため、需要動向も踏まえ、施設の整備を計画的に進める。	実績なし	改築 1施設	改築 1施設	○改築1施設、創設1施設 39,838千円 ○生活向上のための環境改善事業 2施設 9,401千円	○改築1施設、創設1施設 39,838千円 ○生活向上のための環境改善事業 2施設 9,401千円	—	—
	288		母子緊急一時保護事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業>	福祉局	緊急に保護の必要な母子家庭等を一時保護し、その安全・安心を確保するため、緊急一時保護事業を実施する。	48区市	47区市	47区市町	46区市町	46区市町	—	—

		事業番号	枝番	事業名	所管局	事業概要	令和6年度実績 (速報値)	令和5年度実績	令和4年度実績	令和3年度実績	令和2年度実績	目標掲げる事業(=■)	
												目標 掲載	目標値 (年度の記載のないものは令和6年度末までの目標)
		289		児童扶養手当・児童育成手当・母子及び父子福祉資金貸付	福祉局	○ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給、児童育成手当の支給により、ひとり親家庭を経済的に支援する。 ○ひとり親家庭等に対し、母子及び父子福祉資金の貸付けを実施し、ひとり親家庭等を経済的に支援する。事業開始、事業継続、修学（母子・父子福祉資金による高校・大学等への修学資金貸付）、技能習得、修業、就職支援、医療介護、生活、住宅、転宅、就学支援、結婚の12種類	①児童扶養手当 受給者数：59,180人 （全部支給：35,533人 一部支給：23,647人） 対象児童数：86,011人 ②児童育成手当 受給者数：89,925人 対象児童数：129,409人 （育成手当：120,987人 障害手当：6,498人 育成+障害：1,924人） ③母子及び父子福祉資金貸付実績：1,515件	①児童扶養手当 受給者数：59,972人（全部支給：34,095人 一部支給：25,877人） 対象児童数：87,338人 ②児童育成手当 受給者数：92,625人 対象児童数：133,099人 （育成手当：124,549人 障害手当：6,682人 育成+障害：1,868人） ③母子及び父子福祉資金貸付実績：1,771件	①児童扶養手当 受給者数：62,029人（全部支給：35,278人 一部支給：26,751人） 対象児童数：90,461人 ②児童育成手当 受給者数：94,833人 対象児童数：136,221人 （育成手当：127,651人 障害手当：6,680人 育成+障害：1,890人） ③母子及び父子福祉資金貸付実績：2,199件	①児童扶養手当 受給者数：64,794人（全部支給：37,011人 一部支給：27,783人） 対象児童数：94,515人 ②児童育成手当 受給者数：98,082人 対象児童数：140,692人 （育成手当：132,102人 障害手当：6,771人 育成+障害：1,819人） ③母子及び父子福祉資金貸付実績：2,589件	①児童扶養手当 受給者数：67,094人（全部支給：38,559人 一部支給：28,535人） 対象児童数：97,951人 ②児童育成手当 受給者数：100,919人 対象児童数：144,610人 （育成手当：136,069人 障害手当：6,746人 育成+障害：1,795人） ③母子及び父子福祉資金貸付実績：3,337件	—	—
		290		ひとり親家庭等医療費助成	福祉局	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、医療費の自己負担分の助成を行う区市町村を支援する。	○ひとり親家庭等医療費助成 対象者数（市町村部のみ） 36,989人 助成件数（市町村部のみ） 529,456件	○ひとり親家庭等医療費助成 対象者数（市町村部のみ） 40,318人 助成件数（市町村部のみ） 545,555件	○ひとり親家庭等医療費助成 対象者数（市町村部のみ） 45,023人 助成件数（市町村部のみ） 535,828件	【市町村部のみ】 （金額） 999,456千円 （対象者数） 46,328 人 （助成件数） 540,268 件	【市町村部のみ】 （金額） 946,273千円 （対象者数） 47,057 人 （助成件数） 513,168 件	—	—
		291		養育費確保支援事業	福祉局	ひとり親家庭の養育費の安定した取得に向け、養育費確保に係る事業を実施する区市を支援する。 町村部については、都が直接事業を実施する。	37区市	30区市	30区市	15区市	3区市	—	—
		292		女性福祉資金の貸付	福祉局	配偶者のいない女性に対し、女性福祉資金の貸付を実施し、経済的に支援する。事業開始、事業継続、技能習得、医療介護、生活、就職支援、住宅、転宅、結婚、修学、就学支援の11種類。	15件	23件	24件	30件	30件	—	—
		293		若年被害女性等支援事業	福祉局	様々な困難を抱えた若年女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施する。	集計中	○街頭でのアウトリーチ活動 206回 ○相談延人数 52,379人 ○居場所の確保 短期 143人 長期 29人	○街頭でのアウトリーチ活動 206回 ○相談延人数 52,379人 ○居場所の確保 短期 143人 長期 29人	○街頭でのアウトリーチ活動 466回 ○相談延人数 50,462人 ○居場所の確保 短期 97人 長期 29人	○街頭でのアウトリーチ活動 68回 ○相談延人数 37,728人 ○居場所の確保 短期 100人 長期 12人	—	—
		(7) 障害児施策の充実											
		294		短期入所事業の充実	福祉局	保護者等の事情により一時的に介護を行うことが困難になった場合など必要ときに、障害児（者）が短期間、施設に入所して必要な支援を受けられるよう、短期入所事業（ショートステイ）の充実を図る。	事業者数 373か所（うち児童 143か所） 定員数 1,394名（うち児童 713名） （令和7年3月31日現在）	事業者数 354か所（うち児童 140か所） 定員数 1,361名（うち児童 689名） （令和6年3月31日現在）	事業者数 339か所（うち児童 139か所） 定員数 1,329名（うち児童 676名） （令和5年3月31日現在）	事業者数 332か所（うち児童 131か所） 定員数 1,293名（うち児童 639名） （令和4年3月31日現在）	事業者数 314か所（うち児童 122か所） 定員数 1,251名（うち児童 620名） （令和3年3月31日現在）	■	令和5年度までに160人分の短期入所整備（障害者を含めた総数）
		295		児童発達支援	福祉局	未就学の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。	837か所（令和7年3月31日現在）	729か所（令和6年3月31日現在）	638か所（令和3年5月31日現在）	537か所（令和4年3月31日現在）	478か所（令和3年3月31日現在）	—	—
		296		放課後等デイサービス	福祉局	就学中の障害のある児童を通所させて、授業の終了後又は休校日に、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う。	1310か所（令和7年3月31日現在）	1201か所（令和6年3月31日現在）	1134か所（令和5年3月31日現在）	1027か所（令和4年3月31日現在）	940か所（令和3年3月31日現在）	—	—
		297		児童発達支援センターの設置促進	福祉局	地域における障害児支援の中核的施設として、児童発達支援センターの設置促進を図る。	42区市町村（19区23市） （令和7年3月31日現在）	40区市町村（18区22市） （令和6年4月1日現在）	36区市町村（17区19市） （令和5年3月1日現在）	34か所（17区17市） （令和4年3月31日現在）	34か所（17区17市） （令和3年3月31日現在）	■	令和5年度までに各区市町村に少なくとも1か所以上設置
		298		児童発達支援センター地域支援体制強化事業	福祉局	児童発達支援センターが行う地域支援・地域連携の体制確立に係る取組を支援する。	27施設 （令和7年3月31日現在）	21施設 （令和6年3月31日現在）	27施設 （令和4年3月31日現在）	22施設	17施設	—	—
		299		障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制	福祉局	保育所等を利用中の障害児又は今後利用する予定の障害児に対し、その安定した利用を促進するため、保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行う。	47か所（23区23市1町） （令和7年3月31日現在）	47か所（23区23市1町） （令和6年3月31日現在）	44か所（20区19市1町） （令和5年3月31日現在）	42か所（21区19市2町） （令和4年3月31日現在）	34か所（18区16市） （令和3年3月31日現在）	■	令和5年度までに各区市町村において利用できる体制を構築
		300		主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置促進	福祉局	未就学の重症心身障害児を通所させて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。	38か所（19区19市） （令和7年3月31日現在）	36か所（16区20市） （令和6年3月31日現在）	36か所（17区19市） （令和5年3月31日現在）	34か所（16区18市） （令和4年3月31日現在）	31か所（16区15市） （令和3年3月31日現在）	■	令和5年度までに各区市町村に少なくとも1か所以上確保
		301		主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの設置促進	福祉局	就学中の重症心身障害児を通所させて、授業の終了後又は休校日に、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う。	41か所（22区19市） （令和7年3月31日現在）	41か所（21区20市） （令和6年3月31日現在）	40か所（20区20市） （令和5年3月31日現在）	38か所（19区19市） （令和4年3月31日現在）	36か所（19区17市） （令和3年3月31日現在）	■	令和5年度までに各区市町村に少なくとも1か所以上確保
		302		都型放課後等デイサービス事業	福祉局	都で定める基準を満たす事業者に対し、運営等に要する経費の一部を補助し、放課後等デイサービス事業所の支援の質の向上を図る。	33施設	23施設	6施設			—	—
		303		障害児の放課後等支援事業	福祉局	医療的ケア児及び重症心身障害児に対する放課後等支援の充実を図るため、サービス提供時間の延長や専門職の配置、送迎支援等により取り組む区市町村の支援を行う。	13区市	11区市	8区市			—	—
		304		聴覚障害児のための体制整備事業	福祉局	都内の聴覚障害児が、早期に適切な支援を受けられるようにするため、関係機関等との連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を整備する。	R7.3 難聴児の早期支援及び関係機関連携強化協議会	R6.2 難聴児の早期支援及び関係機関連携強化協議会 R6.3 東京都難聴児相談支援センター開設	R4.8 難聴児の早期支援及び関係機関連携強化検討会 R5.3 難聴児の早期支援及び関係機関連携強化協議会			■	都において体制を確保
		305		児童発達支援事業所等利用支援事業	福祉局	第2子以降の児童発達支援事業所等自己負担を無償化する。	○573名に対し給付決定を実施	○656名に対し給付決定を実施				—	—

	事業番号	枝番	事業名	所管局	事業概要	令和6年度実績 (速報値)	令和5年度実績	令和4年度実績	令和3年度実績	令和2年度実績	目標掲げる事業(=■)	
											目標掲載	目標値(年度の記載のないものは令和6年度末までの目標)
		306	障害児支援に係る職員の養成・確保	福祉局	○相談支援従事者研修 必要なサービスの総合的かつ計画的な利用支援等のため、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画を作成する相談支援専門員の養成及び資質の向上を図る。 ○サービス管理責任者等研修 個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を行う。 ○強度行動障害支援者養成研修 強度行動障害を有する者(児)に対し、適切な支援を行う職員や、適切な障害特性の評価及び支援計画の作成ができる職員の人材育成のための研修を行う。 ○介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業 在宅や障害者施設等において、適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員等を養成する。	○相談支援従事者研修 初任者研修：543人、現任研修：418人、主任相談支援専門員研修：68人、専門コース別研修：159人 ○サービス管理責任者等研修 基礎研修：2,005人、実践研修1,038人、更新研修：758人、専門コース別研修：279人 ○強度行動障害支援者養成研修 基礎研修：2,230人、実践研修：1,025人 ○介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業 特定の者対象研修：1,272組 (令和7年3月31日現在)	○相談支援従事者研修 初任者研修：523人、現任研修：490人、主任相談支援専門員研修：41人、専門コース別研修：316人 ○サービス管理責任者等研修 基礎研修：1,888人、実践研修1,110人、更新研修：1,078人、専門コース別研修：292人 ○強度行動障害支援者養成研修 基礎研修：1,831人、実践研修：640人 ○介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業 特定の者対象研修：1,220組 (令和6年3月31日現在)	○相談支援従事者研修 初任者研修：431人、現任研修：597、主任相談支援専門員研修：5人、専門コース別研修：135 ○サービス管理責任者等研修 基礎研修：1,609人、実践研修927人、更新研修：1,362人、専門コース別研修：279人 ○強度行動障害支援者養成研修 基礎研修：969人、実践研修：329人 ○介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業 特定の者対象研修：1,271組 (令和5年3月31日現在)	○相談支援従事者研修 初任者研修：455人、現任研修：741人、主任相談支援専門員研修：66人、専門コース別研修：241人 ○サービス管理責任者等研修 基礎研修：1,475人、実践研修500人、更新研修：1,554人、専門コース別研修：500人 ○強度行動障害支援者養成研修 基礎研修：960人、実践研修：179人 ○介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業 特定の者対象研修：1,260組 (令和4年3月31日現在)	○相談支援従事者研修 初任者研修：351人、現任研修：中止、主任相談支援専門員研修：50人、専門コース別研修：中止 ○サービス管理責任者等研修 基礎研修：1,192人、更新研修：821人、フォローアップ研修：84人 ○強度行動障害支援者養成研修 基礎研修：428人、実践研修：176人 ○介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業 特定の者対象研修：1,085組	—	—
		307	発達障害児等への支援の充実	福祉局	○発達障害者支援体制整備推進事業 発達障害児(者)のライフステージに応じた支援体制を充実し、支援機関に従事する専門人材の育成等を行うことにより、発達障害者支援体制の整備を推進し、発達障害児(者)の福祉の増進を図る。 ○発達障害者支援センターの運営 発達障害児(者)及びその家族に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する各般の問題について発達障害児(者)及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により、発達障害児(者)に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進する。 ○ペアレントメンター養成・派遣事業 子供が発達障害の診断を受けて間もない親などに対して、発達障害児(者)の子育て経験を活かして相談・助言を行うペアレントメンターを養成するとともに、ペアレントメンター・コーディネーターを配置し、家族への適切な支援に結び付けることで、家族支援体制の整備を図る。	○発達障害者支援体制整備推進事業 推進委員会の運営、研修、シンポジウムの実施 ○区市町村発達障害者支援体制整備推進事業 37区市で実施 ○発達障害者支援センター運営事業 相談支援 1952件、就労支援343件、講演会等0回開催 (令和7年3月31日現在)	○発達障害者支援体制整備推進事業 推進委員会の運営、研修、シンポジウムの実施 ○区市町村発達障害者支援体制整備推進事業 37区市で実施 ○発達障害者支援センター運営事業 相談支援1,825件、就労支援520件、講演会等0回開催 (令和4年3月31日現在)	○発達障害者支援体制整備推進事業 推進委員会の運営、研修、シンポジウムの実施 ○区市町村発達障害者支援体制整備推進事業 37区市で実施 ○発達障害者支援センター運営事業 相談支援1,825件、就労支援520件、講演会等0回開催 (令和4年3月31日現在)	○発達障害者支援体制整備推進事業 推進委員会の運営、研修、シンポジウムの実施 ○区市町村発達障害者支援体制整備推進事業 37区市で実施 ○発達障害者支援センター運営事業 相談支援 2,464件、就労支援194件、講演会等0回開催 (令和3年3月31日現在)	○発達障害者支援体制整備推進事業 推進委員会の運営、研修、シンポジウムの実施 ○区市町村発達障害者支援体制整備推進事業 38区市で実施 ○発達障害者支援センター運営事業 相談支援2,485件、就労支援194件、講演会等0回開催	—	—
		308	障害児等療育支援事業	福祉局	在宅心身障害児(者)の地域生活を支援するため、以下の事業を行う。 ① 在宅支援訪問療育等指導事業 相談・指導班を編成して、必要とする地域又は希望する家庭を定期的若しくは随時訪問して、在宅心身障害児(者)に対する各種相談・指導を行う。 ② 在宅支援外来療育等指導事業 外来の方法により、地域の心身障害児(者)に対し、各種相談・指導を行う。 ③ 施設支援一般指導事業 障害児通所支援事業所及び障害児保育を行う保育所等の職員に、療育技術の指導を行う。	8施設 (都立 3施設 民間 5施設) (令和7年3月31日現在)	8施設 (都立 3施設 民間 5施設) (令和6年3月31日現在)	8施設 (都立 3施設 民間 5施設) (令和5年3月31日現在)	8施設 (都立 3施設 民間 5施設) (令和3年3月31日現在)	8施設 (都立 3施設 民間 5施設)	—	—
		309	重症心身障害児等在宅療育支援事業	福祉局	NICU等の高度な医療施設に入院している重症心身障害児及び医療的ケア児が、在宅生活に円滑に移行できるよう訪問看護等の早期療育支援を行うとともに、安定した在宅生活を継続できるように地域の訪問看護人材の育成及び関係機関の連携を図り、もって重症心身障害児及び医療的ケア児の在宅療育体制の整備の推進を図る。 ①重症心身障害児等在宅療育支援センターの設置 ②訪問看護及び訪問健康診査 ③在宅療育相談 ④訪問看護師等育成研修 ⑤在宅療育支援地域連携会議の開催	訪問事業(訪問看護 延 7,879件他)、在宅療育支援事業、訪問看護師等育成研修事業、地域連携会議 (令和7年3月31日現在)	訪問事業(訪問看護 延 7,576件他)、在宅療育支援事業、訪問看護師等育成研修事業、地域連携会議 (令和6年3月31日現在)	訪問事業(訪問看護 延 7,156件他)、在宅療育支援事業、訪問看護師等育成研修事業、地域連携会議 (令和5年3月31日現在)	訪問事業(訪問看護 延 7,711件他)、在宅療育支援事業、訪問看護師等育成研修事業、地域連携会議	訪問事業(訪問看護 延 7,928件他)、在宅療育支援事業、訪問看護師等育成研修事業、地域連携会議	—	—
		310	在宅レスパイト・就労等支援事業	福祉局	重症心身障害児(者)及び医療的ケア児の家族の休養(レスパイト)や就労等を支援するため、家族に代わって一定時間医療的ケア等を行う訪問看護師の派遣に取り組む区市町村を支援する。	23区14市で事業実施 (令和7年3月31日現在)	23区12市で事業実施 (令和6年3月31日現在)	21区12市で事業実施 (令和5年3月31日現在)	21区11市で事業実施	22区9市で事業実施	—	—
		311	障害者(児)ショートステイ事業(受入促進員配置)	福祉局	病床確保事業を実施する短期入所事業所に対して、受入促進員である看護師等の経費を支援することで、重症心身障害児(者)に加え、医療的ケア児(者)の受入れの促進を図る。	11施設 超重症児等13,788人 (令和7年3月31日現在)	10施設 超重症児等12,221人 (令和6年3月31日現在)	9施設 超重症児等10,085人 (令和5年3月31日現在)	9施設 超重症児等10,831人	9施設 超重症児等9,255人	—	—
		312	障害者(児)ショートステイ事業(病床確保)	福祉局	短期入所事業所において、病床確保することで、特に医療ニーズの高い重症心身障害児(者)に加え、医療的ケア児(者)の受入れの促進を図る。	15施設75床を確保 (令和7年3月31日現在)	12施設67床を確保 (令和6年3月31日現在)	12施設65床を確保 (令和5年3月31日現在)	8施設 超重症児等19,302人		—	—
		313	障害者(児)ショートステイ事業(短期入所開設支援)	福祉局	新規に医療型短期入所事業所を開設しようとする事業者に対して、講習会を開催する等の開設支援を行う。	延べ訪問数70か所(新規50か所、フォローアップ20か所) 新規開設講習17施設参加 他施設視察支援2回実施(4施設参加) 職員向け研修3回実施(17施設参加) (令和7年3月31日現在)	延べ訪問数49か所 (R6.3.1新規指定1か所、R6.4.1新規指定2か所) 新規開設講習47施設参加 他施設視察支援2回実施 (令和6年3月31日現在)				—	—
		314	障害者(児)ショートステイ事業(医療機器等整備費補助)	福祉局	新たに医療型短期入所事業に参画する等、より多くの医療的ケア児等を受け入れるための環境を整備した場合に、必要となる医療機器等の整備費用を補助することにより、医療型短期入所における医療的ケア児等の受入れを促進する。	6法人 (令和7年3月31日現在)	2法人 (令和6年3月31日現在)				—	—
		315	重症心身障害児通所委託(受入促進員配置)	福祉局	都が指定する重症心身障害児(者)通所事業所において、高い看護技術を持った看護師を受入促進員として配置し、特に医療ニーズが高い在宅の重症心身障害児(者)の積極的な受入れの促進を図る。	8施設 超重症児等16873人 (令和7年3月31日現在)	8施設 超重症児等17835人 (令和6年3月31日現在)	8施設 超重症児等19657人 (令和5年3月31日現在)	8施設 超重症児等19,302人		—	—
		316	重症心身障害児(者)通所運営費補助事業	福祉局	在宅の重症心身障害児(者)に日中活動の場を提供し、通所施設における適切な療育環境の確保を図る。	107施設 定員1019名 (令和7年3月31日時点)	92施設 定員762名 (令和6年3月31日時点)	88施設 定員732名 (令和5年3月31日時点)	81施設 定員638名	69施設 定員593名 (令和3年3月31日時点)	—	—

事業番号			校種	事業名	所管局	事業概要	令和6年度実績 (速報値)	令和5年度実績	令和4年度実績	令和3年度実績	令和2年度実績	目標掲 載	目標値 (年度の記載のないものは令和6年度末までの目標)
	317			医療的ケア児に対する支援のための体制整備	福祉局	関係機関相互の意見交換等を行う協議会の運営に加え、医療的ケア児等コーディネーターや看護職員等の支援人材を育成するための研修を行うとともに、医療的ケア児支援センターによる相談支援や情報提供、区市町村の取組に対する補助を実施し、医療的ケア児に対する支援体制を整備する。	東京都医療的ケア児支援地域協議会 年3回 東京都医療的ケア児支援者育成研修 年1回 東京都医療的ケア児コーディネーター養成研修 年1回 医療的ケア児に対応する看護職員育成研修 年3回 (令和7年3月31日現在)	東京都医療的ケア児支援地域協議会 年3回 東京都医療的ケア児支援者育成研修 年1回 東京都医療的ケア児コーディネーター養成研修 年1回 東京都医療的ケア児に対応する看護職員育成研修 年3回 (令和6年3月31日現在)	東京都医療的ケア児支援地域協議会 年3回 東京都医療的ケア児支援者育成研修 年1回 東京都医療的ケア児コーディネーター養成研修 年1回 (令和5年3月31日現在)	東京都医療的ケア児支援地域協議会 年4回 東京都医療的ケア児支援者育成研修 年1回 東京都医療的ケア児コーディネーター養成研修 年1回 (令和3年3月31日現在)	東京都医療的ケア児支援関係機関連絡会 年3回 東京都医療的ケア児支援者育成研修 年1回 東京都医療的ケア児コーディネーター養成研修 年1回 東京都医療的ケア児コーディネーター養成研修 年1回	—	—
	318			重症心身障害児施設における看護師確保対策事業	福祉局	重症心身障害児施設で働く看護師に対し、研修や資格取得の機会を提供するとともに、職場勤務環境改善及び看護師募集対策の充実を図ること、看護師の確保・定着に努め、重症心身障害児（者）への支援の充実を図る。	・重心プロナース育成研修：第7期生23名受講中 ・認定看護師認定派遣研修：令和6年度3名推薦・合格 ・看護師基礎講座の開催：全13講座 推計448人視聴 ・看護宿舍借り上げ：6年度計16部屋 ・業務作業負担軽減 ・看護学校における講座・説明会の開催：20校計1,283名参加 (令和7年3月31日現在)	・重心プロナース育成研修：第7期生23名修了 ・認定看護師認定派遣研修：令和5年度1名派遣 ・看護師基礎講座の開催：全13講座 推計578人視聴 ・看護宿舍借り上げ：5年度計12部屋 ・業務作業負担軽減 ・看護学校における講座・説明会の開催：19校計1,234名参加 (令和6年3月31日現在)	・重心プロナース育成研修：第7期生令和4年6月開講、25名受講中 ・認定看護師認定派遣研修：令和5年度派遣研修生1名合格 ・看護師基礎講座の開催：全13講座 推計470人視聴 ・看護宿舍借り上げ：4年度計7部屋 ・業務作業負担軽減 ・看護学校における講座・説明会の開催：18校計1,272名参加 (令和5年3月31日現在)	○看護師基礎講座：全13講座（YouTube配信）延べ892人受講（推定視聴人数） ○重症心身障害者プロジェクト・ジョシヨナルナース育成研修：第6期 20名修了 ○就職説明会への参加等の支援 ○看護学校における講座・説明会の開催：都立、民間等合わせて計9施設で開催 ○看護学校の借り上げ：民間アパートを5部屋借り上げ	○看護師基礎講座：全2回 延べ221名受講 ○重症心身障害者プロジェクト・ジョシヨナルナース育成研修：第6期 22名受講中 ○就職説明会への参加等の支援 ○看護学校における講座・説明会の開催：都立、民間等合わせて計9施設で開催 ○看護学校の借り上げ：民間アパートを5部屋借り上げ	—	—
	319			医療的ケア児支援センター事業	福祉局	医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようするため、医療的ケア児支援センターを設置し、相談支援や情報提供を行うとともに、支援に関わる人材を養成する。	・医療的ケア児支援センター運営 2箇所 ・医療的ケア児支援ポータルサイト運営 ・医療的ケア児等受入促進研修 3回	・医療的ケア児支援センター運営 2箇所 ・医療的ケア児支援ポータルサイト運営 ・医療的ケア児等受入促進研修 3回	・医療的ケア児支援センター設置・運営 2箇所 ・医療的ケア児支援ポータルサイト開設・運営 ・医療的ケア児等受入促進研修 1回			—	—
	320			医療的ケア児訪問看護ステーション体制整備事業	福祉局	訪問看護ステーション向けに人材育成研修を実施し、医療的ケア児の受入経費を補助することで、医療的ケア児に対応できる訪問看護ステーションの受入拡充を図る。	・訪問看護における医療的ケア児に対応する看護職員育成研修 年1回	・訪問看護における医療的ケア児に対応する看護職員育成研修 年1回	(R5新規事業のためなし)			—	—
	321			医療的ケア児コーディネーター支援体制整備促進事業	福祉局	民間の事業所に配置されている医療的ケア児コーディネーターの活動に要する経費の一部を補助することで、医療的ケア児の支援体制の整備を促進する。	7区2市	・8区市	(R5新規事業のためなし)			—	—
	322			医療的ケア児ペアレントメンター事業	福祉局	医療的ケア児の保護者に対し、ペアレントメンターが就労等について自身の経験を基にノウハウの提供や相談に応じることで、医療的ケア児の保護者の就労に向けた取組を支援する。	・相談支援活動の実施 ・公式インスタグラムの運営	・相談支援活動の実施 ・情報発信用動画の制作 ・公式Instagramの運営 ・デジタルパンフレットの制作				—	—
	323			医療的ケア児日中預かり支援事業	福祉局	医療的ケア児の日中預かりを行う事業所に対し支援を行うことで、日中の預かり先を確保し、医療的ケア児の保護者が安心して就労できる環境を整備する。	・医療的ケア児日中預かり支援事業 2施設	・医療的ケア児日中預かり支援事業 2施設	(R5新規事業のためなし)			—	—
	324			肢体不自由特別支援学校における指導体制の充実	教育庁	都立肢体不自由特別支援学校において、医療的ケアが必要な児童・生徒が増加しているため、常勤看護師に加え、18年度から非常勤看護師を配置している。また、23年度から非常勤職員（学校介護職員）の配置を進めており、28年度までに全校への配置が完了した。これにより、教員の業務を見直し、役割を明確にするとともに、教員と学校介護職員等の専門家とのチームアプローチによる都独自の指導体制を整備している。	引続き肢体不自由特別支援学校全18校に導入している。	引続き肢体不自由特別支援学校全18校に導入している。	引続き肢体不自由特別支援学校全18校に導入している。	引続き肢体不自由特別支援学校全18校に導入している。	引続き肢体不自由特別支援学校全18校に導入している。	—	—
	325			医療的ケアが必要な児童・生徒の学習機会の拡充 ＜専用通学車両の運行＞	教育庁	肢体不自由特別支援学校において、医療的ケア児の学習の機会を拡充するため、専用の通学車両を運行する。	肢体不自由特別支援学校18校のうち、対象児童の在籍する全18校で運行を開始した。知的障害特別支援学校4校についても配車を開始した。	肢体不自由特別支援学校18校のうち、対象児童の在籍する全17校で運行を開始した。知的障害特別支援学校2校についても配車を開始した。	肢体不自由特別支援学校18校のうち、対象児童の在籍する全17校で運行を開始した。	肢体不自由特別支援学校18校のうち、対象児童の在籍する全17校で運行を開始した。	肢体不自由特別支援学校18校のうち、対象児童の在籍する全17校で運行を開始した。	—	—
	326			特別支援学校における障害の特性に応じた指導内容・方法の普及・啓発	教育庁	知的障害特別支援学校における自閉症教育の充実を図る。	自閉症を併せ有する児童・生徒も含め、知的障害の状況や程度に応じた指導の在り方について、研究指定校を指定するとともに、検討委員会により研究の成果や課題を整理し、成果の普及を行った。	自閉症を併せ有する児童・生徒も含め、知的障害の状況や程度に応じた指導の在り方について、研究指定校を指定するとともに、検討委員会により研究の成果や課題を整理した。	自閉症を併せ有する児童・生徒も含め、知的障害の状況や程度に応じた指導の在り方について、研究指定校を指定するとともに、検討委員会により研究の成果や課題を整理した。	各研究・開発内容に対し全6事業について事業成果をまとめた指導資料をもとに、成果普及を行い、次期推進計画に基づく事業準備を行った。	特別支援学校の準ずる教育課程の教育内容・方法の充実、病院内教育における自立活動の指導の在り方の研究、特別支援学校における国際教育の充実、言語活動及び読書活動の充実、知的障害と視覚・聴覚障害を併せ有する児童・生徒の指導内容・方法の研究、知的や発達に課題のある児童・生徒への指導方法の開発を行い、指導資料を作成した。	—	—
	327			特別支援学校におけるキャリア教育・職業教育の普及・啓発	教育庁	知的障害が中・重度の生徒の職業能力の開発・伸長に向けた教育内容の充実を図るとともに、保護者対象のセミナーを実施してキャリア教育に関する理解・啓発を図る。	会場での開催と動画配信による配信を実施。 会場開催：77名参加 動画視聴回数：86回	動画による配信を実施。 視聴回数：1,062回	動画による配信を実施予定。 視聴回数：1,201回	新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から動画による配信を実施した。 視聴回数：2,005回	新型コロナウイルス感染症の影響により実施を休止した。	—	—
	328			知的障害特別支援学校における職業教育の充実	教育庁	知的障害が軽い生徒を対象として、職業的自立に向けた専門的な教育を行う高等部就業技術科において、今後、更なる教育の充実を図る。 知的障害が軽度から中度の生徒を対象に、生徒の就労実現に向けた基礎的な職業教育を行う、高等部職能開発科の設置を拡充していく。	・令和6年4月 八王子南特別支援学校に職能開発科を設置	・令和5年4月 青島特別支援学校に職能開発科を設置	(令和4年度は新規設置校なし)	・令和3年4月 東久留米特別支援学校（職能開発科設置）開校	・令和3年4月 東久留米特別支援学校（職能開発科設置）開校	—	—
	329			民間活力との連携による就労支援	教育庁	特別支援学校高等部生徒の企業就労を促進するため、現場実習先や就職先の開拓に関する情報収集を委託し、その情報の活用を図る。	令和6年度、民間委託により開拓された一般企業先は151事業所。就労支援アドバイザーを20人に委嘱。	令和5年度、民間委託により開拓された一般企業先は152事業所。就労支援アドバイザーを21人に委嘱。	令和4年度、民間委託により開拓された一般企業実習先は170事業所。就労支援アドバイザーとして21人に委嘱。 (令和4年度実績は9月以降に公表)	令和3年度、民間委託により開拓された一般企業実習先は146事業所。就労支援アドバイザーとして24人に委嘱。 (令和3年度実績は9月以降に公表)	令和2年度、民間委託により開拓された一般企業実習先は112事業所。就労支援アドバイザーとして28人に委嘱。	—	—
	330			特別支援学校のセンター的機能の発揮	教育庁	特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒、保護者並びに保育所、幼稚園、小・中学校及び高等学校に適切に支援するため、特別支援学校は、各地域における特別支援教育のセンターとしての機能を発揮して、相談や情報提供等を実施する。	知的障害特別支援学校、視覚障害特別支援学校、聴覚障害特別支援学校及び肢体不自由特別支援学校（小・中学校設置校）52校で実施。専門性向上事業報告書の内容を踏まえた小中学校特別支援学級教員への研修を実施した。	知的障害特別支援学校、視覚障害特別支援学校、聴覚障害特別支援学校及び肢体不自由特別支援学校（小・中学校設置校）52校で実施。専門性向上事業報告書の内容を踏まえた小中学校特別支援学級教員への研修を実施した。	知的障害特別支援学校、視覚障害特別支援学校、聴覚障害特別支援学校及び肢体不自由特別支援学校（小・中学校設置校）52校で実施。専門性向上事業報告書の内容を踏まえた小中学校特別支援学級教員への研修を実施した。	知的障害特別支援学校、視覚障害特別支援学校、聴覚障害特別支援学校及び肢体不自由特別支援学校（小・中学校設置校）50校で実施。専門性向上事業4年間の取組の報告書を作成し配布した。	知的障害特別支援学校、視覚障害特別支援学校、聴覚障害特別支援学校及び肢体不自由特別支援学校（小・中学校設置校）50校で実施。専門性向上に係る支援を実施。	—	—

	事業番号	校番	事業名	所管局	事業概要	令和6年度実績 (達成値)	令和5年度実績	令和4年度実績	令和3年度実績	令和2年度実績	目標掲げる事業（＝■）	
											目標達成	目標値（年度の記載のないものは令和6年度末までの目標）
	331		公立学校における発達障害教育の推進	教育庁	東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画及び東京都発達障害教育推進計画に基づき、都内全ての公立小・中学校への特別支援教室の導入が完了した（小学校は平成30年度全校導入完了、中学校は令和3年度全校導入完了）。小・中学校における特別支援教室の更なる充実のため、巡回心理士の派遣、都職員による巡回指導、通常学級における生徒のサポートを行う支援員配置に係る予算補助などの支援を引き続き実施していく。また、都立高校の生徒を対象として、土曜日等に学校外で、民間のノウハウを活用しながらソーシャルスキルの学習等の特別な指導・支援を行う「コミュニケーションアシスト講座」を実施している。学校内で実施する通級による指導については、平成30年度から令和2年度までのパイロット校での実践と検証結果を踏まえ、令和3年度から、外部人材を活用した都独自の仕組みを導入している。	特別支援教育専門員の配置1,838人 小・中学校訪問校数 158校 発達障害教育等支援員の配置について、37地区・852校に対する補助を実施	（１） ・小学校：都内公立小学校全校への導入が完了した。 ・中学校：都内公立中学校全校への導入が完了した。 ・特別支援教室の円滑な運営のため、臨床発達心理士等の巡回の実施、特別支援教室専門員を配置 （２） ・都立高校において教育課程外かつ学校外でソーシャルスキルの学習等の特別な指導・支援を受けられる仕組みについて、コミュニケーションアシスト講座を実施。（通年実施講座：6月～2月、計30日実施。通年短期講座：通年長期講座を3期間に分け、各期10日実施。短期集中講座：7月下旬～8月下旬、計10日実施） ・都立高校における通級による指導の実施について、令和3年度から教員が外部の専門人材とともにチームティーチングにより指導する仕組みを都立高等学校において導入し、実施。	（１） ・小学校：都内公立小学校全校への導入が完了した。 ・中学校：都内公立中学校全校への導入が完了した。 ・特別支援教室の円滑な運営のため、臨床発達心理士等の巡回の実施、特別支援教室専門員を配置 （２） ・都立高校において教育課程外かつ学校外でソーシャルスキルの学習等の特別な指導・支援を受けられる仕組みについて、コミュニケーションアシスト講座を実施。（通年実施講座：6月～2月、計30日実施。通年短期講座：通年長期講座を3期間に分け、各期10日実施。短期集中講座：7月下旬～8月下旬、計10日実施） ・都立高校における通級による指導の実施について、令和3年度から教員が外部の専門人材とともにチームティーチングにより指導する仕組みを都立高等学校において導入し、実施。	（１） ・小学校：都内公立小学校全校への導入が完了した。 ・中学校：都内公立中学校全校への導入が完了した。 ・特別支援教室の円滑な運営のため、臨床発達心理士等の巡回の実施、特別支援教室専門員を配置 （２） ・都立高校において教育課程外かつ学校外でソーシャルスキルの学習等の特別な指導・支援を受けられる仕組みについて、コミュニケーションアシスト講座を実施。（通年実施講座：6月～2月、計30日実施。通年短期講座：通年長期講座を3期間に分け、各期10日実施。短期集中講座：7月下旬～8月下旬、計10日実施） ・都立高校における通級による指導の実施について、令和3年度から教員が外部の専門人材とともにチームティーチングにより指導する仕組みを都立高等学校において導入し、実施。	（１） ・小学校：都内公立小学校全校への導入が完了した。 ・中学校：都内公立中学校524校に導入。導入に向けた区市町村支援として、設置条件整備費補助事業を実施。 ・特別支援教室の円滑な運営のため、臨床発達心理士等の巡回の実施、特別支援教室専門員を配置 （２） ・都立高校において教育課程外かつ学校外でソーシャルスキルの学習等の特別な指導・支援を受けられる仕組みについて、コミュニケーションアシスト講座を実施。（通年実施講座：10月～3月、計20日実施。通年短期講座：通年長期講座を2期間に分け、各期10日実施。） ・都立高校における通級による指導の実施について、都立秋留台高校をパイロット校として通級指導を実施。計34名の生徒に対して通級による指導を実施。	—	—
	332		小・中学校における特別支援教育の普及・啓発	教育庁	主に読み書きに障害のある生徒の指導法の研究・開発を行う。	研究成果を用いて、講習会や特別支援を担当する指導主事等の連絡協議会において説明し、理解啓発を図った。	研究成果を用いて、講習会や特別支援を担当する指導主事等の連絡協議会において説明し、理解啓発を図った。	研究成果を用いて、講習会や特別支援を担当する指導主事等の連絡協議会において説明し、理解啓発を図った。	前年度までの研究成果を用いて、講習会や特別支援を担当する指導主事等の連絡協議会において説明し、理解啓発を図った。	前年度までの研究成果を用いて、講習会や指導主事等連絡協議会において説明し、理解促進を図った。	—	—
	333		高等学校における特別支援教育の普及・啓発	教育庁	都立高等学校に在籍している特別な支援を必要とする生徒のために、都立高等学校と都立特別支援学校が連携して情報交換や事例検討を行う。	学校経営支援センターごとに、地区の都立学校の進路指導担当及び特別支援教育コーディネーターを対象として、講師による講演、各校の実践発表及びグループ協議を通じて、特別な支援を必要とする生徒への進路指導の情報交換を実施した。また、特別支援教育コーディネーターの情報交換会や全体講習会を行うことにより、校種を超えた連携や情報を引き継ぐことの必要性が共有でき、ネットワーク形成を推進した。	学校経営支援センターごとに、地区の都立学校の進路指導担当及び特別支援教育コーディネーターを対象として、講師による講演、各校の実践発表及びグループ協議を通じて、特別な支援を必要とする生徒への進路指導の情報交換を実施した。また、特別支援教育コーディネーターの情報交換会や全体講習会を行うことにより、校種を超えた連携や情報を引き継ぐことの必要性が共有でき、ネットワーク形成を推進した。	学校経営支援センターごとに、地区の都立学校の進路指導担当及び特別支援教育コーディネーターを対象として、講師による講演、各校の実践発表及びグループ協議を通じて、特別な支援を必要とする生徒への進路指導の情報交換を実施した。また、特別支援教育コーディネーターの情報交換会や全体講習会を行うことにより、校種を超えた連携や情報を引き継ぐことの必要性が共有でき、ネットワーク形成を推進した。	学校経営支援センターごとに、地区の都立学校の進路指導担当及び特別支援教育コーディネーターを対象として、講師による講演、各校の実践発表及びグループ協議を通じて、特別な支援を必要とする生徒への進路指導の情報交換を実施した。また、特別支援教育コーディネーターの情報交換会や全体講習会を行うことにより、校種を超えた連携や情報を引き継ぐことの必要性が共有でき、ネットワーク形成を推進した。	学校経営支援センターごとに、地区の都立学校の進路指導担当及び特別支援教育コーディネーターを対象として、講師による講演、各校の実践発表及びグループ協議を通じて、特別な支援を必要とする生徒への進路指導の情報交換を実施した。また、特別支援教育コーディネーターの情報交換会や全体講習会を行うことにより、校種を超えた連携や情報を引き継ぐことの必要性が共有でき、ネットワーク形成を推進した。	—	—
	334		特別支援教育における一貫した指導・支援の普及・啓発	教育庁	公立小・中・高等学校・特別支援学校における特別な支援を必要とする児童・生徒の支援のため、「学校生活支援シート（個別的教育支援計画）」の作成と活用に関する普及・啓発を行う。	「個別的教育支援計画に基づく連携ガイドライン」（平成29年3月 都教育委員会）及び「自分らしい生き方の実現を目指して 都立特別支援学校におけるキャリア・パスポートの活用とキャリア発達支援（令和3年3月 都教育委員会）」等を活用して、乳幼児期から学校卒業後までの一貫性のある継続した指導・支援の充実に向け、連絡会等による普及・啓発を図った。	「個別的教育支援計画に基づく連携ガイドライン」（平成29年3月 都教育委員会）及び自分らしい生き方の実現を目指して 都立特別支援学校におけるキャリア・パスポートの活用とキャリア発達支援（令和3年3月 都教育委員会）」等を活用して、乳幼児期から学校卒業後までの一貫性のある継続した指導・支援の充実に向け、連絡会等による普及・啓発を図った。	「個別的教育支援計画に基づく連携ガイドライン」（平成29年3月 都教育委員会）及び自分らしい生き方の実現を目指して 都立特別支援学校におけるキャリア・パスポートの活用とキャリア発達支援（令和3年3月 都教育委員会）」等を活用して、乳幼児期から学校卒業後までの一貫性のある継続した指導・支援の充実に向け、連絡会等による普及・啓発を図った。	「個別的教育支援計画に基づく連携ガイドライン」（平成29年3月 都教育委員会）及び自分らしい生き方の実現を目指して 都立特別支援学校におけるキャリア・パスポートの活用とキャリア発達支援（令和3年3月 都教育委員会）」等を活用して、乳幼児期から学校卒業後までの一貫性のある継続した指導・支援の充実に向け、連絡会等による普及・啓発を図った。	乳幼児期から学校卒業後までの一貫性のある継続した指導・支援の充実に向け、平成28年度に作成した、「個別的教育支援計画に基づく連携ガイドライン」を活用して、連絡会等による普及・啓発を図った。	—	—
	335		特別支援教育の理解・啓発	教育庁	副籍制度の更なる充実を図るため、特別支援学校や小・中学校の教職員、在籍する児童・生徒及びその保護者に対する理解・啓発を積極的に進める。	各学校や区市町村教育委員会が副籍制度に基づく交流活動の参考となるような事例をまとめ、「副籍交流事例集」を作成し、配布した。都教育委員会のホームページにも掲載し、保護者等が交流の実践についてイメージをもつことができるよう情報提供し、理解・啓発を促進した。 就学相談等に関する講習会（区市町村の就学相談担当者及び都立特別支援学校の副校長及び就学相談担当者）及び義務教育専門員説明会（都立特別支援学校の就学相談担当者）等の中で、副籍制度の手続きや活用について理解を促進した。	就学相談等に関する講習会（区市町村の就学相談担当者及び都立特別支援学校の副校長及び就学相談担当者）及び義務教育専門員説明会（都立特別支援学校の就学相談担当者）等の中で、副籍制度の手続きや活用について理解を促進した。	就学相談等に関する講習会（区市町村の就学相談担当者及び都立特別支援学校の副校長及び就学相談担当者）及び義務教育専門員説明会（都立特別支援学校の就学相談担当者）等の中で、副籍制度の手続きや活用について理解を促進した。	就学相談等に関する講習会（区市町村の就学相談担当者及び都立特別支援学校の副校長及び就学相談担当者）及び義務教育専門員説明会（都立特別支援学校の就学相談担当者）等の中で、副籍制度の手続きや活用について理解を促進した。	就学相談等に関する講習会（区市町村の就学相談担当者及び都立特別支援学校の副校長及び就学相談担当者）及び義務教育専門員説明会（都立特別支援学校の就学相談担当者）等の中で、副籍制度の手続きや活用について理解を促進した。	—	—
	336		都立特別支援学校における障害者スポーツの推進	教育庁	都立特別支援学校における障害者スポーツを取り入れた体育的活動の指導内容・方法の研究・開発及び、小・中学校との交流における障害者スポーツの効果や具体的方策の普及・啓発を行う。	・スポーツ教育推進校の指定（特別支援学校全校）	・スポーツ教育推進校の指定（特別支援学校全校）	・スポーツ教育推進校の指定（特別支援学校全校）	・スポーツ教育推進校の指定（特別支援学校全校）	・スポーツ教育推進校の指定（特別支援学校全校）	—	—
	337		特別支援教育を行う私立学校への助成	生活文化局	私立特別支援学校等における特別支援教育の振興・発展及び保護者の負担軽減を図るため、その経費の一部を補助する。	○私立特別支援学校等経常費補助 322校	○私立特別支援学校等経常費補助 273校	○私立特別支援学校等経常費補助 259校	○私立特別支援学校等経常費補助 253校	○私立特別支援学校等経常費補助 228校	—	—

事業番号			枝番	事業名	所管局	事業概要	令和6年度実績 (速報値)	令和5年度実績	令和4年度実績	令和3年度実績	令和2年度実績	目標掲 掲載	目標値 (年度の記載のないものは令和6年度末までの目標)
目標に掲げる事業(=■)													
目標値(年度の記載のないものは令和6年度末までの目標)													
(8) 慢性的な疾病を抱える児童等への自立支援													
	338			小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	福祉局	慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、児童及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。	●電話相談(382件) ●ピアサポート(258件) ●自立支援員による支援 ●普及啓発(講演会、各機会等での事業説明、ポスター、リーフレットの配布) ●小児慢性特定疾病児童支援事業(811件) ●相互交流支援事業(4回) ●学習支援事業(288件)	必須事業 ●電話相談(283件) ●ピアサポート(303件) ●自立支援員による支援(就学についての相談・情報提供、就学後の学校生活についての相談、教育機関との連絡・調整、関係者によるカンファレンスへの同席、自立支援計画書の作成) ●事業普及啓発(講演会、各機会等での事業説明、ポスター、リーフレットの配布) 任意事業 ●小児慢性特定疾病児童支援事業(696件) ●相互交流支援事業(4回) ●その他支援事業(学習支援事業)(197件)	必須事業 ●電話相談(321件) ●ピアサポート(3病院内で実施していたが新型コロナウイルスに伴い電話によるピアサポート※成育医療機関のみ令和4年1月から再開、96件) ●自立支援員による支援(就学についての相談・情報提供、就学後の学校生活についての相談、教育機関との連絡・調整、関係者によるカンファレンスへの同席、自立支援計画書の作成) ●事業普及啓発(講演会、各機会等での事業説明、ポスター、リーフレットの配布) 任意事業 ●小児慢性特定疾病児童支援事業(468件) ●相互交流支援事業(4回)	必須事業 ●電話相談(321件) ●ピアサポート(3病院内で実施していたが新型コロナウイルスに伴い電話によるピアサポート※成育医療機関のみ令和4年1月から再開、96件) ●自立支援員による支援(就学についての相談・情報提供、就学後の学校生活についての相談、教育機関との連絡・調整、関係者によるカンファレンスへの同席、自立支援計画書の作成) ●事業普及啓発(講演会、各機会等での事業説明、ポスター、リーフレットの配布) 任意事業 ●小児慢性特定疾病児童支援事業(468件) ●相互交流支援事業(4回)	必須事業 ●電話相談(473件) ●ピアサポート(3病院内で実施していたが新型コロナウイルスに伴い電話によるピアサポート※成育医療機関のみ令和4年1月から再開、25件) ●自立支援員による支援(就学についての相談・情報提供、就学後の学校生活についての相談、教育機関との連絡・調整、関係者によるカンファレンスへの同席、自立支援計画書の作成) ●事業普及啓発(講演会、各機会等での事業説明、ポスター、リーフレットの配布) 任意事業 ●小児慢性特定疾病児童支援事業(408件) ●相互交流支援事業(4回)	—	—
	339			移行期医療支援体制整備事業	福祉局	小児期から成人期への移行期にある小児慢性特定疾病児童等への適切な医療の提供に関する課題を解消するため、小児期及び成人期をそれぞれ担当する医療従事者間の連携など支援体制の整備や、自身の疾病等の理解を深めるなどの自律(自立)支援の実施により、移行期医療支援体制の整備を目的とする。	東京都移行期医療支援センターによる医療機関向け及び患者向け相談普及啓発リーフレット作成・配布 移行期医療受入状況データベースを医療機関へ展開及び移行期医療受入状況等調査実施	東京都移行期医療支援センター・医療機関向け相談開始(令和3年2月) 東京都移行期医療支援センター・患者向け相談開始(令和3年8月) 事業普及啓発リーフレット作成・配布 移行期医療受入状況調査実施(令和3年9月) 移行期医療受入状況データベースを医療機関へ展開(令和5年4月～9月)	東京都移行期医療支援センター・患者向け相談開始(令和3年8月) 事業普及啓発リーフレット作成・配布 移行期医療受入状況調査実施(令和3年9月)	東京都移行期医療支援センター・患者向け相談開始(令和3年8月) 事業普及啓発リーフレット作成・配布 移行期医療受入状況調査実施(令和3年9月)	東京都移行期医療支援センター開設・医療機関向け相談開始(令和3年2月) 事業普及啓発リーフレット作成・配布	—	—
(9) 外国につながる子供等への支援													
	340			多文化キッズサロン設置支援	子供政策連携室	日本語を母語としない子供が集い、交流する地域の居場所として、学習・相談・交流等の機能を一体的に備えた「多文化キッズサロン」を設置する区市町村を支援する。	・都内4自治体で多文化キッズサロン実施 ・「子供を日本語教育につなぐ取組」の好事例をホームページに公開	・都内2自治体で多文化キッズサロンを設置 ・「子供を日本語教育につなぐ取組」の好事例を取りまとめ、ホームページに公開				—	—
	341			日本語を母語としない子どもへの支援	生活文化局	区市町村が、日本語を母語としない子ども等とその保護者の様々な困りごと(学校や生活全般の悩み等)に寄り添う「多文化キッズコーディネーター」を配置する取組に対して補助を行う。また、東京都つながり創生財団は、専門家で構成されるスーパーバイザーチームと連携するなどして、各地域の「多文化キッズコーディネーター」をサポートする。	○支援自治体 4自治体	○支援自治体 2自治体				—	—
目標5 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備													
(1) 家庭生活と仕事への両立の実現													
	342			家庭と仕事の両立支援推進事業	産業労働局	家庭と仕事の両立推進に向けて、両立支援ポータルサイトにおいて、育児・介護、病気治療・不妊治療等と仕事の両立支援の情報を掲載し総合的に提供する。 介護離職の防止に向けて、介護と仕事の両立推進シンポジウムにより、企業経営者、従業員に対し普及啓発する。	0社 ※新規募集は、令和5年度末で終了	27社				—	—
	343			働きやすい職場環境づくり推進事業	産業労働局	育児・介護や病気治療と仕事の両立や、非正規雇用労働者の処遇改善など働きやすい職場環境づくりに取り組む中小企業等を支援するため、研修会、奨励金の支給、専門家派遣を行う。	①派遣回数 延べ336回(83社) ②奨励金支給企業数 278社 ③研修会(コース4テーマ) 1,485人	①派遣回数 延べ233回(55社) ②奨励金支給企業数 474社 ③研修会(コース4テーマ) 1,579人	①派遣回数 延べ383回(90社) ②奨励金支給企業数 507社 ③研修会(コース5テーマ) 1,501人	①派遣回数 延べ294回(70社) ②奨励金支給企業数 311社 ③研修会(コース5テーマ) 1,155人	①派遣回数 延べ339回(77社) ②奨励金支給企業数 240社 ③研修会(コース5テーマ) 864人	—	—
	344			働く人のチャイルドプランサポート事業	産業労働局	不妊治療・不育症治療と仕事の両立を支援するために、企業担当者へ必要な知識を付与する研修を実施するとともに、相談体制や休暇制度などを整備した企業への支援を実施する。	(1) 不妊治療・不育症治療と仕事の両立に関する研修 445人 (2) 不妊治療・不育症治療と仕事の両立支援奨励金 127社	(1) 不妊治療・不育症治療と仕事の両立に関する研修 648人 (2) 不妊治療・不育症治療と仕事の両立支援奨励金 227社	(1) 不妊治療・不育症治療と仕事の両立に関する研修 563人 (2) 不妊治療・不育症治療と仕事の両立支援奨励金 193社	(1) 不妊治療・不育症治療と仕事の両立に関する研修 455人 (2) 不妊治療・不育症治療と仕事の両立支援奨励金 170社	(1) 不妊治療と仕事の両立に関する研修 489人 (2) 不妊治療と仕事の両立支援奨励金 182社	—	—
	345			子育て・介護支援融資	産業労働局	中小企業従業員の生活の安定に資するため、子育て費用(教育費・医療費・保育サービス費など)や介護費用(医療費・介護サービス費など)及び育児・介護休業期間中の生活資金を低利かつ保証料全額負担で融資する。	融資件数 22件	融資件数 23件	融資件数 13件	融資件数 19件	融資件数 15件	—	—
	346			女性再就職支援事業	産業労働局	○東京しごとセンター(飯田橋)内に「女性しごと応援テラス」を設置し、家庭と両立しながら仕事に就きたいと考えている女性などを対象に、専任の就職支援アドバイザーによるキャリアカウンセリングや求人情報の提供、職業紹介などにより就職まで一貫したきめ細かな総合的な再就職支援を実施する。 ○ビジネススキルの習得や職場体験等のメニューを組み合わせた支援プログラム「女性再就職サポートプログラム」を実施するほか、家庭の事情等により自宅で働くことを希望する女性向けの「在宅ワークセミナー」、育児と仕事の両立方法を学ぶ講座と短期インターンシップを組み合わせた「レディGO! ワーク塾」、都内各地で合同就職面接会・個別就業相談・セミナーを1日で実施する「地域密着型マッチングイベント」、女性のキャリア形成の実現に向けた就職を後押しするための「女性キャリアアップ再就職応援プログラム」を実施する。	<女性再就職サポートプログラム>572人 <女性向け在宅ワークセミナー>79人 <レディGO! ワーク塾>136人 <合同就職面接会>466人 <託児室の運営>平成19年度から継続実施 <女性再就職支援窓口「女性しごと応援テラス」の運営>平成26年7月設置	<女性再就職サポートプログラム>552人 <女性向け在宅ワークセミナー>58人 <レディGO! ワーク塾>145人 <合同就職面接会>439人 <託児室の運営>平成19年度から継続実施 <女性再就職支援窓口「女性しごと応援テラス」の運営>平成26年7月設置	<女性再就職サポートプログラム(拠点型)>362人 <オードメイド型「女性しごと応援出張テラス」>5日間コース 262人 <1日コース>1,164人 <女性向け在宅ワークセミナー>51人 <レディGO! ワーク塾>132人 <託児室の運営>平成19年度から継続実施 <女性再就職支援窓口「女性しごと応援テラス」の運営>平成26年7月設置	<女性再就職サポートプログラム(拠点型)>355人 <女性再就職サポートプログラム(地域型)>189人 <女性しごと応援出張テラス>769人 <子育て女性向けセミナー>81人 <女性向け在宅ワークセミナー>43人 <託児室の運営>平成19年度から継続実施 <女性再就職支援窓口「女性しごと応援テラス」の運営>平成26年7月設置	<女性再就職サポートプログラム(拠点型)>213人 <女性再就職サポートプログラム(地域型)>135人 <女性しごと応援出張テラス>629人 <子育て女性向けセミナー>108人 <女性向け在宅ワークセミナー>84人 <託児室の運営>平成19年度から継続実施 <女性再就職支援窓口「女性しごと応援テラス」の運営>平成26年7月設置	—	—
	347			女性向け委託訓練	産業労働局	結婚、出産、育児等により退職したが、その後再び就職を希望する女性に対し、通学及びeラーニングによる職業訓練を実施し、再就職を支援する。	・女性デジタルカレッジ事業(入門コース) 入校320人 修了306人 就職92人 ・女性デジタルカレッジ事業(基礎・応用コース) 入校385人 修了364人 就職160人 ・育児等両立応援訓練 入校471人(修了者数、就職者は集計中)	・3ヵ月コース 入校114人 修了106人 就職61人 ・5日間コース 入校320人 修了301人 就職97人 ・eラーニングコース 入校121人 修了102人 就職23人 ・オンラインコース 入校138人 修了123人 就職60人	・3ヵ月コース 入校130人 修了125人 就職71人 ・5日間コース 入校278人 修了263人 就職94人 ・eラーニングコース 入校122人 修了103人 就職23人 ・オンラインコース 入校137人 修了130人 就職60人	入校 3ヵ月コース 入校152人 修了85人 就職66人 ・5日間コース 入校271人 修了268人 就職78人 ・eラーニングコース 入校148人 修了90人 就職18人 ・企業内保育求人セット型訓練 入校0人	入校 3ヵ月コース 入校115人 修了110人 就職66人 ・5日間コース 入校226人 修了225人 就職85人 ・eラーニングコース 入校147人 修了138人 就職21人 ・企業内保育求人セット型訓練 入校0人	—	—
	348			保育支援つき施設内訓練	産業労働局	職業能力開発センター等に入学する育児中の人に対し、民間の保育施設を活用して、訓練期間中の保育サービスを提供することにより、育児等による離職からの再就職を支援する。	入校 1人	入校 1人	入校 4人	入校 4人	入校 4人	—	—

目標を掲げる事業（＝■）												
事業番号		枝番	事業名	所管局	事業概要	令和6年度実績 (速報値)	令和5年度実績	令和4年度実績	令和3年度実績	令和2年度実績	目標掲載	目標値 (年度の記載のないものは令和6年度末までの目標)
	349		働くババママ育英応援事業	産業労働局	女性従業員が、希望する期間（合計1年以上）の育英をし、原職等に職場復帰するとともに、企業が就業規則等で法定を上回る育英期間等の規定を新たに整備した場合に奨励金を支給する。また、男性の育英を奨励する企業に対し、育英しやすい職場環境整備を行うとともに、男性従業員が合計15以上の育英をし、原職等に職場復帰した場合に、育英期間に応じて奨励金を支給する。	審査中	①働くママコース 428件 ②働くパパコース 520件	①働くママコース 438件 ②働くパパコース 674件	①働くママコース 502件 ②働くパパコース 674件	①働くママコース 471件 ②働くパパコース 514件	—	—
	350		育英によるパワーアップ応援事業	産業労働局	女性従業員が、合計6か月以上1年未満の育英（産後休業含む）をし、原職等に職場復帰するとともに、夫婦双方の育英計画書（パートナーは合計30日以上）を作成した企業に対して、定額で奨励金を支給する。また、計画書策定にあたり、企業に対する専門家派遣も行う。	審査中	72件	26社			—	—
	351		男性育英もっと応援事業	産業労働局	複数の男性従業員が合計30以上の育英をし、原職等に職場復帰した企業に対し、継続的に育英しやすい法定上の環境整備を2つ以上実施した場合に、育英した人数に応じて奨励金を支給する。	審査中	25件				—	—
	352	1	ライフ・ワーク・バランスの推進	生活文化局	(生活文化局) Webサイト「TEAM家事・育児」において、子育て中の方や経営者層、若者など多様な主体に向けて戦略的に発信することで、男性の家事・育児の促進を図る。	○Webサイト「TEAM家事・育児」の運営 ○「名もなき家事」普及啓発事業を展開 ○子供が生まれる前から夫婦が共にライフ・ワーク・バランスを考えるための啓発冊子作成・配布	○Webサイト「TEAM家事・育児」の運営 ○家事・育児に使いやすいLINEスタンプを活用した事業を展開 ○Webサイト「TOKYOライフ・ワーク・バランス」の運営 ○キャリアデザインコンテンツ及び若者がキャリアデザインを知るサイト「WILLキャリアッジ」の運営 ○子供が生まれる前から夫婦が共にライフ・ワーク・バランスを考えるための啓発冊子作成・配布	○Webサイト「TEAM家事・育児」の運営（令和4年8月リニューアル） ○Webサイト「TOKYOライフ・ワーク・バランス」の運営 ○キャリアデザインコンテンツの運営 ○若者がキャリアデザインを知るサイト「WILLキャリアッジ」の運営 ○子供が生まれる前から夫婦が共にライフ・ワーク・バランスを考えるための啓発冊子作成・配布	○Webサイト「バズ・スタイル」の運営 ○Webサイト「TEAM家事・育児」の開設 ○Webサイト「TOKYOライフ・ワーク・バランス」の運営 ○キャリアデザインコンテンツの運営 ○若者がキャリアデザインを知るサイト「WILLキャリアッジ」の開設 ○子供が生まれる前から夫婦が共にライフ・ワーク・バランスを考えるための啓発冊子作成・配布	○Webサイト「バズ・スタイル」の運営 ○Webサイト「TOKYOライフ・ワーク・バランス」の運営 ○キャリアデザインコンテンツの改修による、対象の拡大 ○若者がキャリアデザインを知るサイト「WILLキャリアッジ」の開設 ○子供が生まれる前から夫婦が共にライフ・ワーク・バランスを考えるための啓発冊子作成・配布	—	—
	352	2	ライフ・ワーク・バランスの推進	産業労働局	(産業労働局) 生活と仕事を両立しながら、いきいきと働き続けられる職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を、有識者（学識経験者、労使団体等）からなる審査会で審査し、都が「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として認定する。併せて、働き方改革サテライトといった、ライフ・ワーク・バランスの推進に資する様々なテーマごとにエリアを設けた総合展を開催する。	(1) 東京ライフ・ワーク・バランス認定企業制度11社認定 (2) ライフ・ワーク・バランスE X P O 東京2025リアル開催（LIVE配信あり）：令和7年2月6日オンライン開催：令和7年2月14日～3月7日	(1) 東京ライフ・ワーク・バランス認定企業制度9社認定 (2) ライフ・ワーク・バランスE X P O 東京2024リアル開催（LIVE配信あり）：令和6年2月8日オンライン開催：令和6年2月16日～3月7日	(1) 東京ライフ・ワーク・バランス認定企業制度13社認定 (2) ライフ・ワーク・バランスE X P O 東京2023リアル開催（LIVE配信あり）：令和5年2月7日オンライン開催：令和5年2月10日～2月28日	(1) 東京ライフ・ワーク・バランス認定企業制度11社認定 (2) ライフ・ワーク・バランスE X P O 東京2022令和4年2月8日開催	ライフ・ワーク・バランス認定、ライフ・ワーク・バランスE X P O 東京2021とも、コロナ感染症感染拡大のため、中止	—	—
	353		東京ウィメンズプラザ普及啓発事業	生活文化局	各種研修や講座を通じてライフ・ワーク・バランス推進の積極的な取組を促すほか、男性に家事・育児を促すセミナーの開催等により、ライフ・ワーク・バランスを推進する。	○相談員養成講座 4回 ○配偶者暴力防止講演会 1回 ○男女平等推進担当職員研修 2回 ○職務関係者研修 5回	○相談員養成講座 4回 ○配偶者暴力防止講演会 1回 ○男女平等推進担当職員研修 3回 ○職務関係者研修 5回	○相談員養成講座 4回 ○配偶者暴力防止講演会 1回 ○男女平等推進担当職員研修 3回 ○職務関係者研修 5回	○相談員養成講座 4回 ○配偶者暴力防止講演会 1回 ○男女平等推進担当職員研修 3回 ○職務関係者研修 5回	○相談員養成講座 2回 ○配偶者暴力防止講演会 1回 ○男女平等推進担当職員研修（中止） ○職務関係者研修 4回	—	—
	354		女性も男性も輝くTOKYO会議	生活文化局	男女平等参画施策を総合的に推進するため、行政のみならず、産業・医療・教育・地域など幅広い分野の32団体の代表者や学識経験者が参加し、第三者機関として都の施策や各団体の取組に関する情報共有や意見交換を行う。	○令和6年9月3日 令和6年度第1回女性も男性も輝くTOKYO会議開催（議題：男女平等参画推進総合計画の取組状況について 他） ○令和7年2月18日 令和6年度第2回女性も男性も輝くTOKYO会議開催（議題：男女平等参画推進総合計画の取組状況について 他）	○令和5年7月6日 令和5年度第1回女性も男性も輝くTOKYO会議開催（議題：男女平等参画推進総合計画の取組状況について 他）	○令和4年5月26日 令和4年度第1回女性も男性も輝くTOKYO会議開催（議題：東京都男女平等参画推進総合計画の改定について 他） ○令和5年2月9日 令和4年度第2回女性も男性も輝くTOKYO会議開催（議題：東京都男女平等参画施策の実施状況について 他）	○令和3年5月21日 令和3年度第1回女性も男性も輝くTOKYO会議開催（議題：東京都男女平等参画施策の実施状況について 他） ○令和3年11月9日 令和3年度第1回女性も男性も輝くTOKYO会議開催（議題：東京都男女平等参画施策の実施状況について 他）	○令和2年12月18日 令和2年度第1回女性も男性も輝くTOKYO会議開催（議題：東京都男女平等参画施策の実施状況について 他）	—	—
	355		普及啓発セミナーの実施	産業労働局	企業の雇用環境整備を促進するため、男女労働者や事業主、都民を対象に、雇用機会均等法や育児介護休業法等の労働法、労働問題に関する基礎知識の普及を図る。また、事業主や人事労務担当者等を対象とし、企業における女性の能力活用や仕事と家庭の両立支援策についてのセミナーを実施する。	セミナー 117回 受講者 12,921人	セミナー 119回 受講者 10,990人	セミナー 115回 受講者 8,693人	セミナー 107回 受講者 7,390人	セミナー75回 受講者 3,434人	—	—
	356		普及啓発資料の発行	産業労働局	労働問題についての正しい理解を促進するため、男女雇用平等や両立支援、パートタイム労働等に関する普及啓発資料を発行する。	計15,300部 ・働く女性と労働法 5,300部 ・雇用平等ガイドブック（職場におけるハラスメント防止ガイドブック） 6,000部 ・パートタイム労働ガイドブック 4,000部	計23,000部 ・働く女性と労働法 8,000部 ・雇用平等ガイドブック（女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法のポイント） 6,500部 ・パートタイム労働ガイドブック 5,000部	計23,000部 ・働く女性と労働法 8,000部 ・雇用平等ガイドブック（職場におけるハラスメント防止ガイドブック） 10,000部 ・パートタイム労働ガイドブック 5,000部	計23,000部 ・働く女性と労働法 8,000部 ・雇用平等ガイドブック（職場におけるハラスメント防止ガイドブック） 10,000部 ・パートタイム労働ガイドブック 5,000部	計23,000部 ・働く女性と労働法 8,000部 ・雇用平等ガイドブック（職場におけるハラスメント防止ガイドブック） 10,000部 ・パートタイム労働ガイドブック 5,000部	—	—
	357		男女雇用平等参画状況調査	産業労働局	雇用環境の整備に当たっての課題を把握するため、企業における男女雇用平等の進展状況等の調査を実施する。調査結果に基づき、男女雇用平等について啓発を行う。	【テーマ】 「多様な働き方への取組等 企業における男女雇用管理に関する調査」 【調査項目】 ①（事業所調査）①従業員の雇用管理に関する取組 ②多様な働き方への取組状況 （従業員調査）③職場の雇用管理の状況について ② ②多様な働き方への認識	【テーマ】 「改正育児・介護休業法への対応等 企業における男女雇用管理に関する調査」 【調査項目】 ②（事業所調査）①従業員の雇用管理に関する取組 ②育児法等への取組状況等 （従業員調査）③職場の雇用管理の状況 ② ②育児法等への認識等	【テーマ】 「女性活躍推進法への対応等 企業における男女雇用管理に関する調査」 【調査項目】 ②（事業所調査）①従業員の雇用管理に関する取組 ②育児法等への取組状況等 （従業員調査）③職場の雇用管理の状況 ② ②育児法等への認識等	【テーマ】 「女性活躍推進法への対応等 企業における男女雇用管理に関する調査」 【調査項目】 ②（事業所調査）①従業員の雇用管理に関する取組 ②育児法等への取組状況等 （従業員調査）③職場の雇用管理の状況 ② ②育児法等への認識等	【テーマ】 「多様な働き方への取組等 企業における男女雇用管理に関する調査」 【調査項目】 ②（事業所調査）①従業員の雇用管理に関する取組 ②多様な働き方への取組状況 （従業員調査）③職場の雇用管理の状況について ② ②多様な働き方への認識	—	—
	358		子育てしやすい社会に向けた「育英」の推進	子供政策連携室	育児休業の愛称「育英」の理念を広く普及させ、多様な主体による取組を後押しすることで、男女問わず望む人誰もが「育英」できる社会の気運を醸成するとともに、「育英」の推進を契機として、夫婦で協力して育児ができ、親子時間を大切にしたい多様な働き方を推進する。	育英の普及啓発推進	育英の普及啓発推進	育児休業の愛称「育英」の決定及び育英の普及啓発推進			—	—
	359		男性の家事・育児参画に向けた多様な主体と連携した意識改革	生活文化局	プロスポーツチーム等多様な主体と連携し、幅広い世代の都民に対し広く情報を発信することで、男女平等参画に向けた意識改革を働きかける。	○サンロッカーズ渋谷と連携したイベント（男性の家事・育児応援Day）を実施 ○FC東京開幕戦イベント（男性の家事・育児応援）実施	○アルパルク東京ホーム開幕戦でイベント（男性の家事・育児応援Day）実施 ○東京サントリーサンゴリアスホーム開幕戦でイベント実施	○男女平等参画ライター（ヤクルト球団）の実施 ○女性活躍推進イベント（日テレ東京ウェルティベラーザ）の実施			—	—
	360		父親向け子育てデジタルブックの作成	福祉局	男性の育英を推進し、家事育児への参加を促進するため、新たに父親向け子育てデジタルブックを作成することで、育児と仕事の両立について普及啓発を図る。	令和5年度で事業終了 （「家事・育児に取組む父親の支援事業」として、令和6年度はアクセス解析と普及啓発のイベントを実施）	父親向け子育てデジタルブックを作成				—	—
	361		男性育英促進に向けた普及啓発事業	産業労働局	男性の育英を促進するため、男性の育児休業取得率平均50%以上を達成し、今後も継続して男性育英を推進する企業等に取得率に応じた登録マークを付与するとともに、男性育英の促進に積極的に取り組む企業の事例の発信やセミナー等を行う。	・令和6年度登録企業数 122社（ゴールドマーク49社、シルバーマーク20社、ブロンズマーク53社）	・令和5年度登録企業数 62社（ゴールドマーク33社、シルバーマーク5社、ブロンズマーク24社）	・令和4年度登録企業数 24社（ゴールドマーク12社、ブロンズマーク712社）			—	—

	事業 番号	枝番	事業名	所管局	事業概要	令和6年度実績 (達成値)	令和5年度実績	令和4年度実績	令和3年度実績	令和2年度実績	目標に掲げる事業(=■)	
											目標 掲載	目標値(年度の記載のないものは令和6年度末までの目標)
	362		女性向けデジタル・ビジネススキル 習得訓練事業	産業労働局	出産や育児等のため退職するなどした女性に対し、オフィスソフトの基礎的操作のほか、オンライン会議やロード開発等のデジタルスキル等を付与する訓練を実施する。身近なエリアにある通いやすい訓練会場において無料の託児サービスを提供するなど、育児・家事等をしながらでも参加しやすい環境を提供し、再就職を支援する	事業終了	入校 321人	入校 295人			—	—
	363		エンゲージメント向上に向けた職場環境づくり推進事業	産業労働局	専門家の派遣を受けて、従業員のエンゲージメント向上や結婚から子育てまでのライフステージの支援、質上げに取り組み都内中小企業等に対して奨励金を支給する。	専門家派遣2,067回	専門家派遣2,249回	専門家派遣422回			—	—
	364		ライブイベントと仕事の両立へのスキルアップ推進事業	産業労働局	育児等と仕事の両立を図る従業員のスキルアップ支援制度等の整備に取り組む中小企業等に対して、奨励金の支給や、専門家を派遣する。	①派遣回数 延べ8回(3社) ②奨励金支給企業数 56社	①派遣回数 延べ5回(1社) ②奨励金支給企業数 61社				—	—
	365		女性向けキャリアチェンジ支援事業	産業労働局	非正規雇用で働く女性等のキャリアチェンジを支援するため、eラーニングによる能力開発及び就職支援を一体的に実施する。	受講決定者数 566人	受講決定者数 543人				—	—
	366		育業中スキルアップ支援事業	産業労働局	育業を後押しするため、育業中のスキルアップを希望する従業員を支援する企業に対し、受講料等の一部を助成する。	4社	6社				—	—
(2) 子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進												
	367		子供の安全確保に向けた対策の推進	都民安全総合対策本部	活動事例紹介による防犯ボランティア団体等の活性化、子供自らが危険を避けることができる能力の向上、家庭での防犯教育の促進、子供・保護者の防犯意識向上や地域ぐるみでの子供を守る社会意識醸成に向けた親子で防れる機会が多い商業施設等の事業者と連携等、地域や家庭で子供を守る取組を促進する。	○子供見守り活動事例集の作成・配付(約18,000部配布) ○家庭での子供の安全啓発動画の広報啓発(防犯標語「いかのおすし」及び動画紹介リーフレット250,000部配付) ○防犯ボランティア団体結成促進(啓発リーフレット等約32,000部作成・配付、啓発グッズ約1,100個作成・配付) ○子供を守る事業者連携事業(TOKYOこども見守りの輪プロジェクト)の新規3事業者と覚書を締結 ○青少年・若者向け相談窓口「きみまも@歌舞伎町」の運営や、イベントの開催、ターゲットING広告など各種啓発等を実施	○子供見守り活動事例集の作成・配付(約18,000部配布) ○家庭での子供の安全啓発動画の広報啓発(動画紹介リーフレット135,000部配付) ○防犯ボランティア団体結成促進(啓発リーフレット等約30,000部配付、啓発グッズ約1,200個配付) ○子供を守る事業者連携事業(TOKYOこども見守りの輪プロジェクト)の新規1事業者と覚書を締結 ○「トー横」に集まる青少年を犯罪被害等から守るため、第33期青少年問題協議会の客申を踏まえ、イベントの開催、ターゲットING広告など各種啓発等を実施	○子供見守り活動事例集の作成・配付(約18,000部配布) ○親子で学ぼう、防犯教室の開催(17自治体で実施) ○家庭での子供の安全啓発動画の広報啓発(動画紹介リーフレット135,000部配付) ○防犯ボランティア団体結成促進(啓発リーフレット等約30,000部配付、啓発グッズ約2,000個配付) ○子供を守る事業者連携事業(TOKYOこども見守りの輪プロジェクト)の新規3事業者と覚書を締結	○子供見守り活動事例集の作成・配付(約18,000部配布) ○親子で学ぼう、防犯教室の開催(9自治体で実施) ○家庭での子供の安全啓発動画の広報啓発(動画紹介リーフレット135,000部配付) ○防犯ボランティア団体結成促進(啓発リーフレット等約30,000部配付、啓発グッズ約2,000個配付)	○子供見守り活動事例集の作成・配付(約18,000部配布) ○親子で学ぼう、防犯教室の開催(11自治体で実施) ○家庭での子供の安全啓発動画の広報啓発(動画紹介リーフレット135,000部配付) ○子供防犯教育人材育成講座の開催(1回実施、受講者70人) ○防犯人材ソフトウェアの発掘(防犯啓発資料・リーフレットの配布)	—	—
	368		セーフティ教室の実施・充実	教育庁	小・中・高・特別支援学校等において、児童・生徒の健全育成の活性化及び充実を図るとともに、保護者及び都民の参加のもとに、家庭・学校・地域社会の連携による非行・犯罪被害防止教育の推進をするため、都内全公立学校でセーフティ教室を実施する。	全公立学校で継続実施	全公立学校で継続実施	全公立学校で継続実施	全公立学校で継続実施	全公立学校で継続実施	—	—
	369		防犯教室の実施	警視庁	子供自身が防犯意識を持ち、いざという時に自分自身で身を守ることができるようにするため、警察や学校等の関係機関が連携を図り、子供や保護者を対象とした参加・体験・実践型の防犯教室を実施する。	小・中学校、高校、保育園、幼稚園、子どもが下校後に利用する施設に対する防犯教室の実施回数5,606回	小・中学校、高校、保育園、幼稚園、子どもが下校後に利用する施設に対する防犯教室の実施回数3,675回	小・中学校、高校、保育園、幼稚園、子どもが下校後に利用する施設に対する防犯教室の実施回数5,149回	小・中学校、高校、保育園、幼稚園、子どもが下校後に利用する施設に対する防犯教室の実施回数3,491回(令和3年度中)	小・中学校、高校、保育園、幼稚園、子どもが下校後に利用する施設に対する防犯教室の実施回数3,161回(令和2年度中)	—	—
	370		電子メールなどを活用した情報の発信	警視庁	子供に対する声掛け事業等の発生状況や防犯対策を電子メールや防犯アプリ「デジポリス」で発信し、都民の自主防犯意識の向上と自主防犯行動の促進を図る。	「メールけいしちよう」による情報発信14,830回(子どもに対する不審者情報を含む)	「メールけいしちよう」による情報発信12,592回(子どもに対する不審者情報を含む)	「メールけいしちよう」による情報発信15,803回(子どもに対する不審者情報を含む)	「メールけいしちよう」による情報発信14,619回(子どもに対する不審者情報を含む)	「メールけいしちよう」による情報発信13,147回(子どもに対する不審者情報を含む)	—	—
	371		「子ども110番の家」活動の支援	警視庁	子供を犯罪から守り安全を確保するために、「子ども110番の家」(住宅・店舗、車庫)活動を支援する。 ○活動マニュアルの作成、配布	自治体・地域ボランティアとの連携による「子ども110番の家」活動の支援として、「こども110番の家」プレート及び活動マニュアルを作成し、希望者に配布し、活用している。	自治体・地域ボランティアとの連携による「子ども110番の家」活動の支援として、「こども110番の家」プレート及び活動マニュアルを作成し、希望者に配布し、活用している。	自治体・地域ボランティアとの連携による「子ども110番の家」活動の支援として、「こども110番の家」プレート及び活動マニュアルを作成し、希望者に配布し、活用している。	自治体・地域ボランティアとの連携による「子ども110番の家」活動の支援として、「こども110番の家」プレート及び活動マニュアルを作成し、希望者に配布し、活用している。	自治体・地域ボランティアとの連携による「子ども110番の家」活動の支援として、「こども110番の家」プレート及び活動マニュアルを作成し、希望者に配布し、活用している。	—	—
	372		ながら見守り連携事業	都民安全総合対策本部	犯罪や事故の被害に遭いやすい子供や高齢者等への対策を強化するため、都が地域を巡回する各事業者と包括協定を締結し、事業者と共同で子供等を見守るネットワークの構築を推進する。	○新規1事業者と「ながら見守り連携事業」の覚書を締結 【締結事業者】 ・株式会社ジェイコム東京	○新規1事業者と「ながら見守り連携事業」の覚書を締結 【締結事業者】 ・サントリービレ(レジャソリューション株式会社)	○2事業者と「ながら見守り連携事業」の覚書を締結 【締結事業者】 ・アサヒ飲料販売株式会社 ・SOMPOケア株式会社	○4事業者と「ながら見守り連携事業」の覚書を締結 【締結事業者】 ・㈱ダスキン防犯グループ営業本部東京地域本部 ・㈱サクライングループ ・コカ・コーラボトラーズジャパン㈱ ・㈱白洋舎	本事業につき覚書の既締結事業者に対し、ながら見守りステッカーを約2,600枚配布した。	—	—
	373		在住外国人等の子供の安全確保に向けた対策の推進	都民安全総合対策本部	都内の在住外国人は、増加傾向にあり、在住外国人や外国人にルーツを持つ子供も将来的に増えていくことが予想される。 そこで、在住外国人等の子供等を対象に見守り活動の実施や、犯罪・トラブルに巻き込まれないための安全に関する啓発等、安全・安心に関する取組を実施する。	○在住外国人等の子供の見守り活動(新規2地区) ○安全啓発講座 30回開催 安全啓発テキスト 計4,000部増刷	○在住外国人等の子供の見守り活動(新規7地区) ○安全啓発講座 28回開催 安全啓発テキスト 計5,800部増刷	○在住外国人等の子供の見守り活動(新規3地区) ○安全啓発講座 19回開催 安全啓発テキスト 計6,000部増刷	○在住外国人等の子供の見守り活動(1地区) ○安全啓発講座 12回開催 安全啓発テキスト 計5,000部増刷	○在住外国人等の子供の見守り活動(1地区) ○安全啓発講座 12回開催 安全啓発テキスト 計10,000部作成	—	—
	374		地域の安全確保に向けた防犯設備区市町村補助事業	都民安全総合対策本部	区市町村・教育委員会・警察署で構成する協議体が、放課後活動時間帯における子供の安全及びその他地域の安全のため必要と認める道路・公園へ設置する防犯カメラの整備に關し、その経費の一部を補助し、地域の安全確保を図る。	○防犯カメラの設置を補助(7区市、計180台)	○防犯カメラの設置を補助(5区市、計83台)	○防犯カメラの設置を補助(4区市、計143台)			—	—

事業概要						令和6年度実績 (速報値)	令和5年度実績	令和4年度実績	令和3年度実績	令和2年度実績	目標に掲げる事業(=■)	
事業番号	校番	事業名	所管局	事業概要							目標掲載	目標値 (年度の記載のないものは令和6年度末までの目標)
375		青少年の健全な育成に関する条例の運用	都民安全総合対策本部	青少年の健全な育成を図るため、以下のことに取り組む。 ○優良映画の推奨・青少年の健全な育成を阻害する図書類の指定(図書、DVD等) ○立入調査(書店、コンビニ等図書類販売店、深夜立入制限施設、雑誌等自動販売機等) ○有害広告物の行政指導 ○青少年健全育成成功労者等表彰及び青少年健全育成協力者等感謝状贈呈 ○インターネットの有害情報への対応(青少年がインターネットを適正に利用できる環境の整備、フィルタリングの開発、告知、利用の助奨の努力義務等(平成17年3月改正)) ○青少年の性に対する関わり方(青少年に慎重な行動を促す環境の整備) ○青少年に対する保護者の養育の在り方(青少年を健全に育成するための保護者の責務を明らかにする) ○インターネット利用環境の整備(フィルタリングの実効性の向上、フィルタリングを解除する場合の手続きの厳格化等(平成22年12月改正)) ○児童ポルノの根絶等に向けた都の責務(平成22年12月改正) ○青少年に係る児童ポルノ等の提供を当該青少年に対し不当に求める行為の禁止(平成29年12月改正) ○インターネット利用環境の整備(フィルタリング有効化措置に関する系統規定整備(平成29年12月改正))	○東京都青少年健全育成審議会の運営：年6回開催 ・優良映画等の推奨：6本 ・図書類の指定：4冊 ○青少年健全育成条例の運用 ・立入調査等(書店・コンビニ等図書類販売店：100店、DVD販売店等：8店、古物商：11店、カラオケボックス：18店、まんが喫茶・インターネットカフェ：6店、映画館等：1館、雑誌等自動販売機調査：0台) ・青少年健全育成成功労者等表彰及び青少年育成協力者等感謝状贈呈(青少年健全育成成功労者等：72人・7団体、感謝状贈呈：87人・3団体) ・青少年健全育成協力員制度の推進(委嘱者数：668人、調査店舗数：832店)	○東京都青少年健全育成審議会の運営：年8回開催 ・優良映画等の推奨：8本 ・図書類の指定：6冊 ○青少年健全育成条例の運用 ・立入調査等(書店・コンビニ等図書類販売店：65店、DVD販売店等：46店、古物商：49店、カラオケボックス：23店、まんが喫茶・インターネットカフェ：21店、映画館等：0館、雑誌等自動販売機調査：36台) ・青少年健全育成成功労者等表彰及び青少年育成協力者等感謝状贈呈(青少年健全育成成功労者等：65人・8団体、感謝状贈呈：79人・2団体) ・青少年健全育成協力員制度の推進(委嘱者数：714人、調査店舗数：2,781店)	○東京都青少年健全育成審議会の運営：年11回開催 ・優良映画等の推奨：5本 ・図書類の指定：4冊 ○青少年健全育成条例の運用 ・立入調査等(書店・コンビニ等図書類販売店：49店、DVD販売店等：32店、古物商：37店、カラオケボックス：35店、まんが喫茶・インターネットカフェ：37店、映画館等：2館、雑誌等自動販売機調査：6台) ・青少年健全育成成功労者等表彰及び青少年育成協力者等感謝状贈呈(青少年健全育成成功労者等：71人・9団体、感謝状贈呈：84人・6団体) ・青少年健全育成協力員制度の推進(委嘱者数：697人、調査店舗数：2,937店)	○東京都青少年健全育成審議会の運営：年11回開催 ・優良映画等の推奨：3本 ・図書類の指定：16冊 ○青少年健全育成条例の運用 ・立入調査等(書店・コンビニ等図書類販売店：70店、DVD販売店等：42店、古物商：33店、カラオケボックス：15店、まんが喫茶・インターネットカフェ：20店、映画館等：0館、雑誌等自動販売機調査：19台) ・青少年健全育成成功労者等表彰及び青少年育成協力者等感謝状贈呈(青少年健全育成成功労者等：70人・10団体、感謝状贈呈：90人) ・青少年健全育成協力員制度の推進(委嘱者数：780人、調査店舗数：3,842店)	○東京都青少年健全育成審議会の運営：年7回開催 ・優良映画等の推奨：6本 ・図書類の指定：14冊 ○青少年健全育成条例の運用 ・立入調査等(書店・コンビニ等図書類販売店：90店、DVD販売店等：47店、古物商：23店、カラオケボックス：31店、まんが喫茶・インターネットカフェ：31店、映画館等：0館、雑誌等自動販売機調査：23台) ・青少年健全育成成功労者等表彰及び青少年育成協力者等感謝状贈呈(青少年健全育成成功労者等：70人・10団体、感謝状贈呈：90人) ・青少年健全育成協力員制度の推進(委嘱者数：746人、調査店舗数：3,337店)	—	—	
				○ファミリールーム講座の開催：800回(参加者：140,097人) ○生徒自身による自主ルール支援事業：24回 ○大学生と考えるグループワーク：56回	○ファミリールーム講座の開催：804回(参加者：139,172人) ○生徒自身による自主ルール支援事業：26回 ○大学生と考えるグループワーク：35回	○ファミリールーム講座の開催：759回(参加者：111,079人) ○生徒自身による自主ルール支援事業：9校 ○大学生と考えるグループワーク：9校	○ファミリールーム講座の開催：693回(参加者：97,232人) ○生徒自身による自主ルール支援事業：8校 ○大学生と考えるグループワーク：12校	○ファミリールーム講座の開催：649回(参加者：63,934人) ○生徒自身による自主ルール支援事業：10校 ○大学生と考えるグループワーク：23校	—	—		
377		ネット・スマホのトラブル相談窓口「こたエール」の運営	都民安全総合対策本部	青少年やその保護者等を対象とした、インターネットやスマートフォン等に関する各種トラブルに気軽に相談できる総合的な窓口「こたエール」の運営や、相談内容の分析、都民に対する啓発や広報活動等を行っている。	相談件数：2,308件(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)	相談件数：1,859件(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで) 8月からホームページにチャットボットを導入	相談件数：1,660件(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)	相談件数：2,136件(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)	相談件数：2,822件(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)	—	—	
378		情報教育に関する啓発・指導	教育庁	児童・生徒のインターネット等の適正な利用を進めるために、次の取組を行う。 ○児童・生徒のインターネット利用状況調査を実施し、SNS等の利用状況やトラブル被害等の経緯について把握する。 ○学校非公式サイト等の監視等を実施し、監視結果を都立学校・区市町村教育委員会に情報提供を行い、情報モラルを考える指導に役立てることができた。 ○GIGAワークブックとうきょう等を都内全公立学校向けに情報教育ポータルサイトで公開し、児童・生徒の主体的な情報モラル教育に関して啓発を行う。	○利用状況調査を実施 ・児童・生徒の利用状況を把握することができた。 ○学校非公式サイト等の監視を実施 ・不適切な書き込み等について、関係する都立学校・区市町村教育委員会に情報提供を行い、情報モラルを考える指導に役立てることができた。 ○情報モラル教育を推進する補助教材「GIGAワークブックとうきょう(旧SNS東京ルート)」を新年度版に更新し、都内全公立学校向けに情報教育ポータルサイトで公開 ・児童・生徒の主体的な話し合いを啓発することで、情報モラル教育を充実させることができた。	○利用状況調査を実施 ・児童・生徒の利用状況を把握することができた。 ○学校非公式サイト等の監視を実施 ・不適切な書き込み等について、関係する都立学校・区市町村教育委員会に情報提供を行い、情報モラルを考える指導に役立てることができた。 ○情報モラル教育を推進する補助教材「GIGAワークブックとうきょう(旧SNS東京ルート)」を電子コンテンツ化し、都内全公立学校向けに情報教育ポータルサイトで公開 ・児童・生徒の主体的な話し合いを啓発することで、情報モラル教育を充実させることができた。	○利用状況調査を実施 ・児童・生徒の利用状況を把握することができた。 ○学校非公式サイト等の監視を実施 ・不適切な書き込み等について、関係する都立学校・区市町村教育委員会に情報提供を行い、情報モラルを考える指導に役立てることができた。 ○情報モラル教育を推進する補助教材「GIGAワークブックとうきょう(旧SNS東京ルート)」を電子コンテンツ化し、都内全公立学校向けに情報教育ポータルサイトで公開 ・児童・生徒の主体的な話し合いを啓発することで、情報モラル教育を充実させることができた。	○利用状況調査を実施 ・児童・生徒の利用状況を把握することができた。 ○学校非公式サイト等の監視を実施 ・不適切な書き込み等について、関係する都立学校・区市町村教育委員会に情報提供を行い、情報モラルを考える指導に役立てることができた。 ○SNS東京ルート等を都内全公立学校に配布 ・児童・生徒の主体的な話し合いを啓発することで、情報モラル教育を充実させることができた。	○利用状況調査を実施 ・児童・生徒の利用状況を把握することができた。 ○学校非公式サイト等の監視を実施 ・不適切な書き込み等について、関係する都立学校・区市町村教育委員会に情報提供を行い、情報モラルを考える指導に役立てることができた。 ○SNS東京ルート等を都内全公立学校に配布 ・児童・生徒の主体的な話し合いを啓発することで、情報モラル教育を充実させることができた。	—	—	
379		学校における安全教育の推進	教育庁	幼児・児童・生徒に危険を予測し回避する能力と、他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成する。 ○教師向け実践の指導資料「安全教育プログラム」を都内公立学校教員に配信 ○高等学校における交通安全教育の充実を図るため、「安全教育プログラム」に「東京都高等学校交通安全教育指導事例集」を掲載 ○安全教育を推進する教員の資質・能力を育成する「学校安全教室指導者講習」の実施	○「令和6年度版安全教育プログラム(第16集)」を作成し、都内全公立学校向けに安全教育ポータルサイトに配信。 ○「安全教育プログラム」に「東京都高等学校交通安全教育指導事例集」を掲載。 ○学校安全教室指導者講習をオンデマンド方式により実施。	○「令和5年度版安全教育プログラム(第15集)」を各公立学校に3部配布するとともに、デジタル版を配信した。 ○効果的な安全教育を実践的に研究し、効果を普及させるため、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校12校(園)を安全教育推進校に指定した。 ○高等学校等における自転車通学の生徒に対し、ヘルメット着用のルール化等、自転車の安全運転に関する取組を推進するため「自転車安全運転指導推進校」の取組を指導事例集にまとめ、配信した。 ○「生命(いのち)の安全教育」の指導事例集及び子供向けチラシをデジタルブック形式で作成し、周知を図った。	○都内公立学校全教職員に配布(令和4年3月)73,000部。 ○効果的な安全教育を実践的に研究し、効果を普及させるため、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校12校(園)を安全教育推進校に指定した。 ○高等学校等における自転車通学の生徒に対し、ヘルメット着用のルール化等、自転車の安全運転に関する取組を推進するため「自転車安全運転指導推進校」の取組を教師用デジタル教材にまとめ、配信した。 ○「生命(いのち)の安全教育」を推進するため、文科科学省の委託事業を受け、都内小学校、中学校、高等学校各1校を指定し、事例の作成を行った。	【安全教育プログラム】 ○都内公立学校全教職員に配布(令和3年3月)72,000部 ○令和3年度版安全教育プログラム(第13集)では、新学習指導要領の内容を踏まえ、各教科等の特質に応じた実践事例を充実させるとともに、「日常的な安全指導」の充実を図るため、「一斉指導」の事例一覧を掲載した。また、避難訓練の事例や近年全国各地で発生している風水害に備える事例の掲載、年間指導計画の中に教員研修や保護者・地域との連携を記載することにより、家庭や地域との連携を図り、自らの安全を確保できる力を身に付け、更に他者や地域社会の安全を意図した活動につながるようにした。 【安全教育推進校】 ○11校(幼1、小1、小1、小1、小2、小中連携1校、高4、特支1)(令和3年度は感染症対策として1校の辞退を可とした) ○「安全教育プログラム」に沿った実践を公開し、実践について資料作成を行った。	【安全教育プログラム】 ○都内公立学校全教職員に配布(令和2年3月)71,500部 ○令和2年度版安全教育プログラム(第12集)では、新学習指導要領の内容を踏まえ、各教科等の特質に応じた実践事例を充実させるとともに、「日常的な安全指導」の充実を図るため、「一斉指導」の事例一覧を掲載した。また、避難訓練の事例や近年全国各地で発生している風水害に備える事例の掲載、年間指導計画の中に教員研修や保護者・地域との連携を記載することにより、家庭や地域との連携を図り、自らの安全を確保できる力を身に付け、更に他者や地域社会の安全を意図した活動につながるようにした。 【安全教育推進校】 ○10校(幼1、小1、小1、小1、小2、小中連携1校、高4、特支1)(令和2年度は感染症対策として2校の辞退を可とした) ○「安全教育プログラム」に沿った実践を公開し、実践について資料作成を行った。	—	—	
380		学校における安全体制の推進	教育庁	公立学校の安全体制を推進するため、以下のことに取り組む。 ○地域ぐるみの学校安全体制整備の推進	22区市が当該補助制度を利用し、365校で約30,000人が見守り活動に参加した。	19区市が当該補助制度を利用し、332校で約23,000人が見守り活動に参加した。	21区市が当該補助制度を利用し、347校で約19,000人が見守り活動に参加した。	19区市が当該補助制度を利用し、273校で約23,000人が見守り活動に参加した。 10区市で新規設置又は更新を行った。 幼稚園 1区 5園 小学校(特別支援学校を含む。)6区市 85校 中学校 8区市町 25校	19区市が当該補助制度を利用し、287校で約23,000人が見守り活動に参加した。 11区市で新規設置又は更新を行った。 幼稚園 1区 5園 小学校(特別支援学校を含む。)8区市 94校 中学校 7区市町 20校	—	—	
381	1	薬物乱用防止対策	教育庁	青少年の薬物乱用を防止するため、次の対策を展開する。 ○薬物乱用防止教室の実施 ○担当指導主事連絡会及び保健体育科主任連絡協議会において、薬物乱用防止に関する取組の周知	薬物乱用防止高校生会議(保健医療局主催の事業)の取組を通して、高校生会議に参加した生徒が中心となり、薬物乱用防止に関するリーフレットを作成、配布し、薬物乱用防止に係る指導の徹底を図った。	薬物乱用防止高校生会議(保健医療局主催の事業)の取組を通して、高校生会議に参加した生徒が中心となり、薬物乱用防止に関するリーフレットを作成、配布し、薬物乱用防止に係る指導の徹底を図った。	薬物乱用防止高校生会議(福祉保健局主催の事業)の取組を通して、高校生会議に参加した生徒が中心となり、薬物乱用防止に関するリーフレットを作成、配布し、薬物乱用防止に係る指導の徹底を図った。	薬物乱用防止高校生会議(福祉保健局主催の事業)の取組を通して、高校生会議に参加した生徒が中心となり、薬物乱用防止に関するリーフレットを作成、配布し、薬物乱用防止に係る指導の徹底を図った。	薬物乱用防止高校生会議(福祉保健局主催の事業)の取組を通して、高校生会議に参加した生徒が中心となり、薬物乱用防止に関するリーフレットを作成、配布し、薬物乱用防止に係る指導の徹底を図った。	—	—	

						目標に掲げる事業(=■)					
事業番号	枝番	事業名	所管局	事業概要	令和6年度実績 (達成値)	令和5年度実績	令和4年度実績	令和3年度実績	令和2年度実績	目標掲載	目標値(年度の記載のないものは令和6年度末までの目標)
381	2	薬物乱用防止対策	保健医療局	青少年の薬物乱用を防止するため、次の対策を展開する。 ○薬物乱用防止教室の実施 ○啓発パンフレット、リーフレット等の作成・配布	○薬物乱用防止ポスター・標語の募集(ポスター-8,773作品、標語34,995作品) ○薬物乱用防止高校生会議 都立高校1校(都立小川高等学校) 活動の成果として128,000部リーフレットを作成し、都内高校1年生に配布 ○啓発用DVD、パンフレット、リーフレット等の整備 「健康に生きる 恐ろしい薬物乱用」(小学校高学年・中学生用) 80,000部 「今こそストップ! 薬物乱用」25,000部 「STOP!薬物乱用～断る勇気～」8,000部 「海外旅行に行くみなさんへ」12,000部 ○学校に通っていない青少年を視野に入れた啓発拠点の拡大 SNS、インターネット等において薬物乱用防止啓発動画を放映 ○薬物乱用防止活動率先校の公表 ポスターの部 32校、標語の部 60校、高校生会議参加校 1校 ○都で発見又は海外で流行していた未規制薬物について、国に先駆けて都知事指定薬物として指定するとともに、医薬品医療機器等法規制に向けた検討のための情報提供を国に対しい行った。(15物質) ○試薬調査等危険ドラッグ検査件数: 106品目(令和6年度における法・条例指定薬物検出: 2品目)	○薬物乱用防止ポスター・標語の募集(ポスター-9,957作品、標語35,019作品) ○薬物乱用防止高校生会議 都立高校1校(都立杉並高等学校) 活動の成果として130,000部リーフレットを作成し、都内高校1年生に配布 ○啓発用DVD、パンフレット、リーフレット等の整備 「健康に生きる 恐ろしい薬物乱用」(小学校高学年・中学生用) 80,000部 「今こそストップ! 薬物乱用」65,000部 「STOP!薬物乱用～断る勇気～」32,000部 「海外旅行に行くみなさんへ」15,000部 ○学校に通っていない青少年を視野に入れた啓発拠点の拡大 SNS、インターネット等において薬物乱用防止啓発動画を放映 ○薬物乱用防止活動率先校の公表 ポスターの部 34校、標語の部 63校、高校生会議参加校 1校 ○都で発見又は海外で流行していた未規制薬物について、国に先駆けて都知事指定薬物として指定するとともに、医薬品医療機器等法規制に向けた検討のための情報提供を国に対しい行った。(15物質) ○試薬調査等危険ドラッグ検査件数: 89品目(令和5年度における法・条例指定薬物検出: 0品目)	○薬物乱用防止ポスター・標語の募集(ポスター-9,570作品、標語37,595作品) ○薬物乱用防止高校生会議 都立高校1校(都立三田高等学校) 活動の成果として130,000部リーフレットを作成し、都内高校1年生に配布 ○啓発用DVD、パンフレット、リーフレット等の整備 「健康に生きる 恐ろしい薬物乱用」(小学校高学年・中学生用) 70,000部 「今こそストップ! 薬物乱用」35,500部 「危険ドラッグにはダメなさい!!」近5千部 ○学校に通っていない青少年を視野に入れた啓発拠点の拡大 SNS、インターネット等において薬物乱用防止啓発動画を放映 ○薬物乱用防止活動率先校の公表 ポスターの部 34校、標語の部 61校、高校生会議参加校 1校 ○都で発見又は海外で流行していた未規制薬物について、国に先駆けて都知事指定薬物として指定するとともに、医薬品医療機器等法規制に向けた検討のための情報提供を国に対しい行った。(15物質) ○試薬調査等危険ドラッグ検査件数: 110品目(令和4年度における法・条例指定薬物検出: 0品目)	○薬物乱用防止ポスター・標語の募集(ポスター-9,576作品、標語37,077作品) ○薬物乱用防止高校生会議 都立高校1校(都立小平西高等学校) 活動の成果として150,000部リーフレットを作成し、都内高校1年生に配布 ○啓発用DVD、パンフレット、リーフレット等の整備 「健康に生きる 恐ろしい薬物乱用」(小学校高学年・中学生用) 90,000部 「今こそストップ! 薬物乱用」30,000部 ○学校に通っていない青少年を視野に入れた啓発拠点の拡大 SNS、インターネット等において薬物乱用防止啓発動画を放映 ○薬物乱用防止活動率先校の公表 ポスターの部 41校、標語の部 68校、高校生会議参加校 1校 ○都で発見又は海外で流行していた未規制薬物について、国に先駆けて都知事指定薬物として指定するとともに、医薬品医療機器等法規制に向けた検討のための情報提供を国に対しい行った。(16物質) ○試薬調査等危険ドラッグ検査件数: 108品目(令和3年度における法・条例指定薬物検出: 5品目)	○薬物乱用防止ポスター・標語の募集(ポスター-8,668作品、標語35,537作品) ○薬物乱用防止高校生会議 都立高校2校(都立松原高等学校、都立芦花高等学校) 活動の成果として150,000部リーフレットを作成し、都内高校1年生に配布 ○啓発用DVD、パンフレット、リーフレット等の整備 「健康に生きる 恐ろしい薬物乱用」(小学校高学年・中学生用) 90,000部 「御存じですか不正大麻・けし撲滅運動」20,000部 「海外旅行に行くみなさんへ」 渡航者用40,000部 ○学校に通っていない青少年を視野に入れた啓発拠点の拡大 SNS、インターネット等において薬物乱用防止啓発動画を放映 ○薬物乱用防止活動率先校の公表 ポスターの部 40校、標語の部 73校、高校生会議参加校 2校 ○都で発見又は海外で流行していた未規制薬物について、国に先駆けて都知事指定薬物として指定するとともに、医薬品医療機器等法規制に向けた検討のための情報提供を国に対しい行った。(17物質) ○試薬調査等危険ドラッグ検査件数: 140品目(うち法・条例指定薬物検出: 9品目)	—	—
(3) 子供の安全を確保するための取組の推進											
382		チャイルドシートなどの正しい着用についての普及啓発	警視庁	子供の安全を確保するために、以下のことに取り組む。 ○子供と保護者が一緒に学ぶことができる参加・体験・実践型の交通安全教室を開催する。 ○新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等、各種広報媒体を活用してチャイルドシートの着用意識を高め、正しい着用の徹底を図る。 ○チャイルドシート着用講習会を実施する。	○JAFと連携して、5月にチャイルドシート着用率調査を実施。 ○保護者を対象とする交通安全教室、講習会及びイベントの際に、チャイルドシートの正しい着用について広報啓発を実施。	○JAFと連携して、6月にチャイルドシート着用率調査を実施。 ○乳幼児の保護者を対象とする交通安全教室、講習会及びイベントの際に、チャイルドシートの正しい着用について広報啓発を実施。	継続実施	継続実施	継続実施	—	—
383	1	交通安全教育の推進	都民安全総合対策本部	(都民安全総合対策本部) 小学生等を対象とした交通安全教育として、「歩行者シミュレータ」等を活用した参加・体験型の交通安全教室を実施	歩行者シミュレータを活用した交通安全教室(小学生等対象): 154回 体験者12,900人	歩行者シミュレータを活用した交通安全教室(小学生等対象): 154回 体験者12,966人	歩行者シミュレータを活用した交通安全教室(小学生等対象): 159回 体験者14,150人	歩行者シミュレータを活用した交通安全教室(小学生等対象): 143回 体験者11,845人	歩行者シミュレータを活用した交通安全教室(小学生等対象): 90回 体験者7,597人	—	—
383	2	交通安全教育の推進	警視庁	(警視庁) 子供が正しい交通安全知識を身に付けるために、幼稚園・小学校・中学校・高校等において、成長に合わせた段階的かつ体系的な参加・体験・実践型の交通安全教育を行う。	交通安全教育実施状況 ○幼児等 129,480人 ○小学生 476,152人 ○中学生 84,421人 ○高校生 83,323人 ※実施人数は、交通安全教室、自転車教室、講習会等の合計	交通安全教育実施状況 ○幼児等 120,596人 ○小学生 550,271人 ○中学生 83,406人 ○高校生 56,290人 ※実施人数は、交通安全教室、自転車教室、講習会等の合計	交通安全教育実施状況 ○幼児等 107,695人 ○小学生 434,629人 ○中学生 119,931人 ○高校生 39,693人 ※実施人数は、交通安全教室、自転車教室、講習会等の合計	交通安全教育実施状況 ○幼児等 77,613人 ○小学生 427,487人 ○中学生 84,570人 ○高校生 30,453人 ※実施人数は、交通安全教室、自転車教室、講習会等の合計	交通安全教育実施状況 ○幼児等 50,775人 ○小学生 295,638人 ○中学生 48,865人 ○高校生 17,484人 ※実施人数は、交通安全教室、自転車教室、講習会等の合計	—	—
384		信号機の導入・整備	警視庁	○歩車分離式信号機の導入 子供の利用機会が多い交差点を対象に、歩行者と車両の通行を時間的に分離する。	(歩車分離式信号機の導入) 電網橋(千代田区)含む7箇所を実施。 (歩行者感应式信号機の導入) 令和6年度導入なし。	(歩車分離式信号機の導入) 虎ノ門五丁目(港区)含む7箇所を実施。 (歩行者感应式信号機の導入) 令和5年度導入なし。	(歩車分離式信号機の導入) 東電上野支社前(台東区)含む5箇所を実施。 (歩行者感应式信号機の導入) 令和4年度導入なし。	(歩車分離式信号機の導入) 環八結二丁目(世田谷区)含む13箇所を実施。 (歩行者感应式信号機の導入) 港南小学校前(港区)含む3箇所を実施。	(歩車分離式信号機の導入) 南大井六丁目(品川区)含む6箇所を実施。 (歩行者感应式信号機の導入) 西馬込交差点前(大田区)を実施。	—	—
385	1	自転車の安全利用の推進	都民安全総合対策本部	(都民安全総合対策本部) ○「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」等の理念に基づき、小学生用、幼稚園・保育園の園児保護者用など、対象別に自転車安全利用に関するリーフレットを作成し配布するとともに、自転車シミュレータを活用した参加・体験型の自転車安全教室、教育庁等との連携により学校等で開催する。 また、スマートフォン・タブレット向けに東京都自転車安全学習アプリ「輪トレ」を提供する。	○自転車ヘルメット着用促進・保険加入促進リーフレットの作成、配布: 都内の小・高等学校等の生徒へ23万部配布 ○自転車ヘルメット着用啓発動画(学生編)の放映、啓発 ○リーフレットの作成、配布: 都内の幼・小・中・高等学校等の児童・生徒などへ199万部配布 ○小学校、中学校、高校等における自転車シミュレータ安全教室の開催: 225回 ○東京都自転車安全学習アプリ「輪トレ」: 年間合格証発行数 約25,000件 ○小学校、中学校、高校等における「輪トレ」オリエンテーションの開催: 140回	○リーフレットの作成、配布: 都内の幼・小・中・高等学校等の児童・生徒などへ197万部配布 ○小学校、中学校、高校等における自転車シミュレータ安全教室の開催: 229回 ○東京都自転車安全学習アプリ「輪トレ」: 年間合格証発行数 27,500件 ○小学校、中学校、高校等における「輪トレ」オリエンテーションの開催: 200回	○リーフレットの作成、配布: 都内の幼・小・中・高等学校等の児童・生徒などへ190万部配布 ○小学校、中学校、高校等における自転車シミュレータ安全教室の開催: 222回	○リーフレットの作成、配布: 都内の幼・小・中・高等学校等の児童・生徒などへ190万部配布 ○小学校、中学校、高校等における自転車シミュレータ安全教室の開催: 192回	○リーフレットの作成、配布: 都内の幼・小・中・高等学校等の児童・生徒などへ175万部配布 ○小学校、中学校、高校等における自転車シミュレータ安全教室の開催: 127回	—	—
385	2	自転車の安全利用の推進	警視庁	(都民安全総合対策本部、警視庁) ○自転車の幼児用座席に乗車させた幼児の安全対策を推進する。 ○リーフレットや動画を活用した普及啓発により、ヘルメットの着用を促進する。 ○自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等への加入を促進する。	自転車教室実施状況 ○幼児等……………209回、4,389人 ○小学生……………1,860回、162,493人 ○中学生……………371回、76,804人 ○高校生……………214回、66,786人	自転車教室実施状況 ○幼児等……………183回、2,678人 ○小学生……………1,902回、173,679人 ○中学生……………365回、77,478人 ○高校生……………166回、48,594人	自転車教室実施状況 ○幼児等……………36回、2,353人 ○小学生……………1,699回、139,063人 ○中学生……………282回、79,673人 ○高校生……………264回、32,805人	自転車教室実施状況 ○幼児等……………58回、1,446人 ○小学生……………1,443回、135,032人 ○中学生……………285回、82,002人 ○高校生……………81回、22,470人	自転車教室実施状況 ○幼児等……………31回、144人 ○小学生……………819回、83,150人 ○中学生……………142回、41,192人 ○高校生……………41回、13,103人	—	—

事業概要						令和6年度実績 (速報値)	令和5年度実績	令和4年度実績	令和3年度実績	令和2年度実績	目標掲げる事業(=■)	
事業番号	枝番	事業名	所管局	事業概要							目標 掲載	目標値 (年度の記載のないものは令和6年度末までの目標)
386		地域幹線道路の整備	建設局	幹線道路の整備が進んでいないエリアでは、周辺道路の渋滞のため、地域に用事のない過剰交通が生活道路に流入している。このため、地域幹線道路を整備し、安心して安全なまちを実現する。	2か所事業化(補助第133号線(向山)など)	5か所事業化(調布3・4・10号東京競馬場線など)、3か所開通(補助第74号線など)、1か所完成	2か所事業化(補助第11号線など)、2か所開通(福生3・3・30号武蔵野工業線など)、2か所完成	3か所事業化(補助第156号線など)、4か所開通(東村山3・4・11号保谷東村山線など)、4か所完成	補助第230号線、西東京3・4・9などで整備を推進。	—	—	
387		連続立体交差事業	建設局	歩行者の安全や道路交通の円滑化などを図るため、鉄道の立体化を行い、踏切を除却する。	西武新宿線、京王京王線など6路線8箇所を整備を推進。	西武新宿線、京王京王線など6路線8箇所を整備を推進。	西武新宿線、京王京王線など6路線7箇所を整備を推進。	西武新宿線、京王京王線など6路線7箇所を整備を推進。	西武新宿線、京王京王線など5路線6箇所を整備を推進。	—	—	
388		子供の身の回りの危険についての情報発信・普及啓発	生活文化局	乳幼児の事故防止ガイドの作成のほか、子育て世代が多く集まるイベント、東京消防庁防災館、区市町村が開催する消費生活展等、多様な主体と連携し、家の中の危険や子供服の安全性など子供の事故防止に関する模型・パネル等の展示を活用して、より多くの保護者や子供に体験型の啓発を行っていく。 また、消費者及び事業者の情報交流等を通して、商品等の安全対策に役立てるため、NPOが運営する「こどものケガを減らすためにみんなをつなぐプラットフォーム」で普及啓発を実施する。	○「水辺のレジャーにおけるライフジャケットの着用と安全な使用」について商品等安全対策協議会において検討し、結果を公表 ○本所防災館において、家の中の危険に関するパネル展示コーナーを設置。また、「ゴールデンウィーク特別企画・親子防災体験」において、家の中の危険に関する動画を放映するとともに、模型及びパネル展示を実施 ○「くらふエスタ東京」(令和6年10月25日～26日)に出展し、生活の中で起こった事故事例やヒヤリ・ハット事例及び事故を防ぐポイントを紹介し、日常生活の中で起きる事故への注意喚起を実施 ○区市町村が実施する消費生活展等で模型・パネル等の貸出しを実施(2市) ○子供のペラダからの転落防止注意喚起用動画をHPやSNS等により発信	○「公園等で使用するスポーツ用品による乳幼児の事故防止ガイド」作成・配布(50,000部) ○「なぜ?なに?自転車用ヘルメット」の注意喚起リーフレット作成・配布(50,000部) ○本所防災館において、家の中の危険に関するパネル展示コーナーを設置。また、「ゴールデンウィーク特別企画・親子防災体験」において、家の中の危険に関する動画を放映するとともに、模型及びパネル展示を実施 ○「くらふエスタ東京」(令和4年10月21日～令和5年1月20日WEB開催)に出展し、生活の中で起こった事故事例やヒヤリ・ハット事例及び事故を防ぐポイントを紹介し、日常生活の中で起きる事故への注意喚起を実施 ○区市町村が実施する消費生活展等で模型・パネル等の貸出しを実施(1市) ○子供のペラダからの転落防止注意喚起用動画を作成し、HPやSNS等により発信	○本所防災館において、家の中の危険に関するパネル展示コーナーを設置。また、「ゴールデンウィーク特別企画・親子防災体験」において、家の中の危険に関する動画を放映するとともに、模型及びパネル展示を実施 ○「くらふエスタ東京」(令和4年10月21日～令和5年1月20日WEB開催)に出展し、生活の中で起こった事故事例やヒヤリ・ハット事例及び事故を防ぐポイントを紹介し、日常生活の中で起きる事故への注意喚起を実施 ○区市町村が実施する消費生活展等で模型・パネル等の貸出しを実施(1市) ○子供のペラダからの転落防止注意喚起用動画を作成し、HPやSNS等により発信	○「誤飲等による乳幼児の事故防止ガイド」作成・配布(50,000部) ○本所防災館において、家の中の危険に関するパネル展示コーナーを設置 ○「くらふエスタ東京」(令和3年10月22日～令和4年1月31日WEB開催)に出展し、生活の中で起こった事故事例やヒヤリ・ハット事例及び事故を防ぐポイントを紹介し、日常生活の中で起きる事故への注意喚起を実施 ○区市町村が実施する消費生活展等で模型・パネル等の貸出しを実施(2区市)	○「年齢の異なる子供のいる家庭での乳幼児の事故防止ガイド」作成・配布(45,000部) ○「防水スプレーを安全に使いましょう」の注意喚起リーフレット作成・配布(6万部) ○「くらふエスタ東京」(10月9日～12月9日WEB開催)に出展し、生活の中で起こった事故事例やヒヤリ・ハット事例及び事故を防ぐポイントを紹介し、日常生活の中で起きる事故への注意喚起を実施 ○区市町村が実施する消費生活展等で模型・パネル等の貸出しを実施(1市)	—	—	
389		災害用ミルク等の確保	福祉局	乳幼児用の調製粉乳と哺乳瓶4日分(災害発生後の最初の3日分は区市町村、都は以降の4日分)をランニングストック方式で備蓄する。	備蓄量(令和6年3月31日時点) 粉ミルク:10,977,600g(内、アレルギー児用ミルク508,400g) 哺乳瓶:10,000本	備蓄量(令和6年3月31日時点) 粉ミルク:10,977,600g(内、アレルギー児用ミルク508,400g) 哺乳瓶:10,000本	備蓄量(令和5年3月31日時点) 粉ミルク:10,977,600g(内、アレルギー児用ミルク508,400g) 哺乳瓶:10,000本	備蓄量(令和4年3月31日時点) 粉ミルク:12,957,600g(内、アレルギー児用ミルク508,400g) 哺乳瓶:10,000本	備蓄量(令和3年3月31日時点) 粉ミルク:12,915,600g(内、アレルギー児用ミルク592,400g) 哺乳瓶:10,000本	—	—	
390		「東京マイ・タイムライン」の普及啓発	総務局	○冊子版の配布 都内全ての国公立小・中・高等学校の児童、生徒を対象に配布する。 (配布対象は小1、小4、中1、高1の学年) ○学校出前講座 高校生を対象に、風水害からの避難について考えてもらうセミナーを実施する。 ○親子セミナー 小学生以上の子供とその保護者を対象に、風水害からの避難について考えてもらうセミナーを実施する。	*○冊子版「東京マイ・タイムライン」の配布 →都内小・中・高校(国公立・私立問わず)に配布実施 →また、各区区市町村教育委員会や消防署にも参考送付した ○学校出前講座の実施 →都立高校にて出前講座実施 ○「東京マイ・タイムライン」親子セミナーの開催 →都内防災館等にて開催	○冊子版「東京マイ・タイムライン」の配布 →都内小・中・高校(国公立・私立問わず)に配布実施 →また、各区区市町村教育委員会や消防署にも参考送付した ○学校出前講座の実施 →都立高校にて出前講座実施 ○「東京マイ・タイムライン」親子セミナーの開催 →都内防災館等にて開催	○冊子版「東京マイ・タイムライン」の配布 →都内小・中・高校(国公立・私立問わず)に配布実施 →また、各区区市町村教育委員会や消防署にも参考送付した ○学校出前講座の実施 →都立高校にて出前講座実施 ○「東京マイ・タイムライン」親子セミナーの開催 →都内防災館にて開催	○冊子版「東京マイ・タイムライン」の配布 →都内小・中・高校(国公立・私立問わず)に配布実施 →また、各区区市町村教育委員会や関係機関等にも参考送付した ○学校出前講座の実施 →都立高校にて出前講座実施 ○「東京マイ・タイムライン」親子セミナーの開催 →動画配信等により、開催	○冊子版「東京マイ・タイムライン」の配布 →都内小・中・高校(国公立・私立問わず)に配布実施 →また、各区区市町村教育委員会や関係機関等にも参考送付した ○学校出前講座の実施 →都立高校にて出前講座実施 ○「東京マイ・タイムライン」親子セミナーの開催 →動画配信等により開催	—	—	
391		セーフティレビュー事業	子供政策連携室	関係各局と連携し、事故事例データの収集・分析、専門家の知見等を活かした事故防止策の提言等を実施する。	・「睡眠環境における事故」をテーマに、事故事例データの分析や子供の行動特性の解析等を通じて、エビデンスに基づいた事故予防策(提言)を取りまとめ、発信 ・居室内等の環境下での行動観察を通じて、子供の行動特性を可視化 ・「東京都こどもセーフティプロジェクト」の専用ホームページにおいて、都における事故予防の施策・成果等発信	・「転落」をテーマに、事故事例データの分析や子供の行動特性の解析等を通じて、エビデンスに基づいた事故予防策(提言)を取りまとめ、発信 ・子供の事故実態を解明するため、事故データの収集・分析を行い、子供の事故リスクを可視化 ・新たにウェブサイト「東京都こどもセーフティプロジェクト」を開発し、都における事故予防の施策・成果等発信				—	—	
392		事故防止情報等リ・デザイン事業	子供政策連携室	各局における子供の事故防止に関する情報を一元化し、子供目線に立て発信	令和5年度に制作した「子供の事故予防ハンドブック」の普及啓発を実施	○各局の子供の事故予防の広報を取りまとめ、子供目線や専門家の視点を加えてデジタルブックを制作				—	—	
393		事故情報等データベース構築事業	子供政策連携室	産官学民で活用できる子供の事故情報データベースを構築する。	「子供の事故情報データベース」を構築し、令和7年3月に公開	○データベースの開発に向け、専門家や自治体との意見交換、民間ヒアリング等を踏まえ、要件定義を実施				—	—	
394		予防のための子供の死亡検証(CDR)	福祉局	子供の死亡事例について、福祉、保健、教育等の関係機関と連携しながら、子供の死に至る情報を収集し、予防可能な要因について検証し、効果的な予防対策を提言することで、将来の子供の死亡減少につなげる。	国モデル事業の実施。関係機関連絡調整会議、多機関検証ワーキンググループを開催。	国モデル事業の実施。関係機関連絡調整会議、多機関検証ワーキンググループを開催。				—	—	
395		子供の安全に配慮した商品の普及	生活文化局	事業者等と連携して、子供の安全に配慮した商品見本市を開催し、商品のPR強化、事業者による安全な商品の開発・製造、販売・流通拡大の促進、商品を主体的に選択・購入する消費者の育成を図る。	○令和6年度セーフティグッズフェア ・令和7年2月8日WEB開催1月31日～3月7日 ・主催 東京都(特非)キッズデザイン協議会 ・内容 ・キッズデザイン賞受賞商品展示・販売、子供の危険に関する模型・啓発パネルの展示、親子で学べるワークショップ ・キッズデザイン賞受賞作品のWEB空間展示 ○第18回キッズデザイン賞における審査料補助:21件	○令和5年度セーフティグッズフェア ・令和6年2月17日WEB開催2月9日～3月15日 ・主催 東京都(特非)キッズデザイン協議会 ・内容 ・キッズデザイン賞受賞商品展示・販売、子供の危険に関する模型・啓発パネルの展示、親子で学べるワークショップ ・キッズデザイン賞受賞作品のWEB空間展示 ○第17回キッズデザイン賞における審査料補助:17件	○「令和4年度セーフティグッズフェア」の実施 ・令和5年2月16日～3月16日WEB開催 ・主催 東京都、(特非)キッズデザイン協議会 ・内容 ・キッズデザイン賞受賞作品のバーチャル空間展示 ・開発現場訪問ツアー、親子向けワークショップ、都の取組等の動画配信 ○第16回キッズデザイン賞における審査料補助:19件	○「令和3年度セーフティグッズフェア」の実施 ・令和3年2月17日～3月17日WEB開催 ・主催 東京都、(特非)キッズデザイン協議会 ・内容 ・キッズデザイン賞受賞作品のバーチャル空間展示 ・開発現場訪問ツアーの動画配信 ・親子向けワークショップ等 ○第15回キッズデザイン賞における審査料補助:25件	○セーフティグッズフェアは、新型コロナウイルス感染症の影響により中止 ○第14回キッズデザイン賞における審査料補助:18件	—	—	
396		商品安全のための交流型デジタルプラットフォームの構築・運用支援	生活文化局	子育て世代への注意喚起・情報発信を効果的に行うため、民間団体と協力して、消費者と事業者が交流する商品安全のためのデジタルプラットフォームを構築する。また、消費者から投稿された事例の活用を検討するなど、内容の更なる充実に向けて運用を支援する。 プラットフォームでは、例として子供の事故に関する事例や対策、危害・危険情報の収集・発信、安全に配慮された商品の紹介、安全意識の向上につながるような学習コンテンツなどを掲載する。	○子供の安全に配慮した優れた製品等に関する有益な情報の収集・発信等により消費者・事業者等がつながる、民間主体によるプラットフォームに関して、運用団体と協定を締結しアクセス分析を実施	○子供の安全に配慮した優れた製品等に関する有益な情報の収集・発信等により消費者・事業者等がつながる、民間主体によるプラットフォームの運用を支援	○子供の安全に配慮した優れた製品等に関する有益な情報の収集・発信等により消費者・事業者等がつながる、民間主体によるプラットフォームの構築を支援			—	—	

	事業番号	枝番	事業名	所管局	事業概要	令和6年度実績 (速報値)	令和5年度実績	令和4年度実績	令和3年度実績	令和2年度実績	目標掲げる事業(=■)	
	(4)		良質な住宅と居住環境の確保								目標 掲載	目標値 (年度の記載のないものは令和6年度末までの目標)
	397		住宅困窮度に応じた入居者選定方式の実施	住宅政策本部	住宅に困窮している18歳未満の子供が3人以上いる多子世帯が、「多子世帯ポイント方式募集」や「多子世帯優遇抽せん制度」を活用し、優先的に都営住宅に入居できるよう、入居者の選定を実施する。	○都営住宅の当選倍率の優遇制度 6年度募集戸数 7,388戸(世帯向け募集全体) ○ポイント方式による募集 6年度募集戸数 2,580戸(ポイント方式募集全体) ○母子生活支援施設転出者向け特別割当て 6年度割当て戸数 50戸	○都営住宅の当選倍率の優遇制度 5年度募集戸数 7,019戸(世帯向け募集全体) ○ポイント方式による募集 5年度募集戸数 2,580戸(ポイント方式募集全体) ○母子生活支援施設転出者向け特別割当て 5年度割当て戸数 50戸 ○若年夫婦・子育て世帯向け期限付き入居制度 5年度募集戸数 585戸	○都営住宅の当選倍率の優遇制度 4年度募集戸数 5,200戸(世帯向け募集全体) ○ポイント方式による募集 4年度募集戸数 2,589戸(ポイント方式募集全体) ○母子生活支援施設転出者向け特別割当て 4年度割当て戸数 50戸 ○若年夫婦・子育て世帯向け期限付き入居制度 4年度募集戸数 1,500戸	○都営住宅の当選倍率の優遇制度 3年度募集戸数 5,550戸(世帯向け募集全体) ○ポイント方式による募集 3年度募集戸数 2,680戸(ポイント方式募集全体) ○母子生活支援施設転出者向け特別割当て 3年度割当て戸数 52戸 ○若年夫婦・子育て世帯向け期限付き入居制度 3年度募集戸数 1,500戸	○都営住宅の当選倍率の優遇制度 2年度募集戸数 4,703戸(世帯向け募集全体) ○ポイント方式による募集 2年度募集戸数 2,580戸(ポイント方式募集全体) ○母子生活支援施設転出者向け特別割当て 2年度割当て戸数 52戸 ○若年夫婦・子育て世帯向け期限付き入居制度 2年度募集戸数 1,511戸	—	—
	398		若年夫婦・子育て世帯への入居機会の確保	住宅政策本部	若年夫婦・子育て世帯(ひとり親世帯含む)向けに、一般募集とは別枠で行う入居期間を10年(ただし、10年経過した時点で子供がいる場合は、末子の高校修了期まで延長)までとする期限付きの入居者募集方式である「都営住宅定期使用住宅募集」や、入居期限のない「若年夫婦・子育て世帯向(ひとり親世帯含む)」の毎月募集を通して、若年夫婦・子育て世帯の入居の機会を確保する。	○若年夫婦・子育て世帯向け期限付き入居制度 6年度募集戸数 400戸 ○毎月募集(若年夫婦・子育て世帯向け) 6年度募集戸数 1,400戸	○若年夫婦・子育て世帯向け期限付き入居制度 5年度募集戸数 585戸 ○毎月募集(若年夫婦・子育て世帯向け) 5年度募集戸数 1,800戸	○若年夫婦・子育て世帯向け期限付き入居制度 4年度募集戸数 1,500戸 ○毎月募集 4年度募集戸数 2,400戸(毎月募集全体) うち、480戸(若年夫婦・子育て世帯向け)	○若年夫婦・子育て世帯向け期限付き入居制度 3年度募集戸数 1,500戸 ○毎月募集 3年度募集戸数 1,230戸(毎月募集全体)	○若年夫婦・子育て世帯向け期限付き入居制度 2年度募集戸数 1,511戸 ○毎月募集 2年度募集戸数 660戸	—	—
	399		小学校就学前の子育て世帯への入居機会の確保	住宅政策本部	都営住宅において、小学校就学前の子供が2人以上いる世帯を優遇抽せん制度により優先的に都営住宅に入居できるよう、入居者の選定を実施する。 また、18歳未満の児童が1人または2人いる世帯を優遇抽せん制度により優先的に都営住宅に入居できるよう、入居者の選定を実施する。	○都営住宅の当選倍率の優遇制度 6年度募集戸数 7,388戸(世帯向け募集全体)	○都営住宅の当選倍率の優遇制度 5年度募集戸数 7,019戸(世帯向け募集全体)	○都営住宅の当選倍率の優遇制度 4年度募集戸数 5,200戸(世帯向け募集全体)	○都営住宅の当選倍率の優遇制度 3年度募集戸数 5,550戸(世帯向け募集全体)	○都営住宅の当選倍率の優遇制度 2年度募集戸数 4,703戸(世帯向け募集全体)	—	—
	400		地域開発整備事業	住宅政策本部	都営住宅の建設に伴い、必要となる道路・公園等の公共施設や保育所・児童館等の公益的施設を、「地域開発要綱」に基づき、整備することにより、良好な市街地の形成や生活環境の向上を図る。	江北七丁目住宅 保育所 辰巳一丁目住宅 保育所 立川一番町五丁目住宅 保育所	保育所等子育て支援施設の実績なし	保育所等子育て支援施設の実績なし	天沼二丁目住宅 保育所	保育所等子育て支援施設の実績なし	—	—
	401		公社住宅における子育て世帯への入居支援	住宅政策本部	○優先入居の実施 子育て世帯の入居機会を確保し、居住の安定が図られるよう、新築募集における「子育て世帯倍率優遇制度」(※ア)、空き家先着順募集における「子育て世帯等優先申込制度」(※イ)の利用を促進する。 ○近居の支援 世代間で助け合いながら安心して生活できるよう、子育て世帯が親族の近くに住む近居を支援するため、新築募集における「近居世帯倍率優遇制度」とともに、一部住宅の空き家募集において事前に登録することで優先的に入居できる「近居であんしん登録制度」(※ウ)、及び家賃を一定期間割引する「近居サポート割」(※エ)を実施する。 ○子育て世帯 住まい相談窓口の設置 子育て世帯の住まい探しをサポートするため、優先申込制度や割引制度、ひとり親世帯を対象にした収入審査の緩和など、公社住宅の子育て支援メニュー等を詳しくご案内する。	○新築(建替)住宅募集における当選倍率の優遇 募集戸数220戸(子育て世帯71世帯が当選)(※ア) ○空き家先着順募集における優先申込み 募集戸数2,072戸(子育て世帯1,454世帯が成約)(※イ) ○空き家先着順募集における事前登録による優先あつせん 成約件数244件(うち子育て世帯67世帯)(※ウ) ○空き家先着順募集における割引制度の適用 成約件数30件(うち子育て世帯1世帯)(※エ)	○新築(建替)住宅募集における当選倍率の優遇 募集戸数287戸(子育て世帯84世帯が当選)(※ア) ○空き家先着順募集における優先申込み 募集戸数2,337戸(子育て世帯1,446世帯が成約)(※イ) ○空き家先着順募集における事前登録による優先あつせん 成約件数194件(うち子育て世帯56世帯)(※ウ) ○空き家先着順募集における割引制度の適用 成約件数61件(うち子育て世帯1世帯)(※エ)	○新築(建替)住宅募集における当選倍率の優遇 募集戸数271戸(子育て世帯82世帯が当選)(※ア) ○空き家先着順募集における優先申込み 募集戸数2358戸(子育て世帯1,386世帯が成約)(※イ) ○空き家先着順募集における事前登録による優先あつせん 成約件数188件(うち子育て世帯38世帯)(※ウ) ○空き家先着順募集における割引制度の適用 成約件数31件(うち子育て世帯2世帯)(※エ)	○空き家先着順募集における優先申込み 令和3年度募集戸数2,423戸(子育て世帯921世帯が成約)(※イ) ○空き家先着順募集における事前登録による優先あつせん 令和3年度成約件数147件(うち子育て世帯44世帯)(※ウ) ○空き家先着順募集における割引制度の適用 令和3年度成約件数6件(うち子育て世帯1世帯)(※エ)	○新築(建替)住宅募集における当選倍率の優遇 令和元年度募集戸数154戸(子育て世帯33世帯が当選)(※ア) ○空き家先着順募集における優先申込み 令和元年度募集戸数2,171戸(子育て世帯752世帯が成約)(※イ) ○空き家先着順募集における事前登録による優先あつせん 令和元年度成約件数110件(うち子育て世帯25世帯)(※ウ)	—	—
	402		子育て世帯に配慮した住宅の供給促進	住宅政策本部	子育て支援サービスとも連携した子育て世帯向けの質の高い住宅を都が認定する「東京都子育て支援住宅認定制度」を「東京こどもすくすく住宅認定制度」として制度を再構築し、認定基準を多段階化するとともに、認定住宅における改修や新築に対する直接補助の実施などにより、子育て世帯に配慮した住宅の供給を促進する。 東京こどもすくすく住宅について、令和7年度から既存ストックの有効活用や良質な賃貸住宅の供給を促進する観点から、一層メリハリある制度に見直しを図るとともに、住宅市場全体の取組を強化するため、制度の対象を戸建住宅にも拡大する。	認定戸数 延べ8,348戸	認定戸数 延べ3,920戸	認定戸数 延べ2,046戸	認定戸数 延べ1,678戸	認定戸数 延べ1,261戸	■	(令和12年度末) 認定戸数 10,000戸
	403		住宅確保要配慮者に対する居住支援の推進	住宅政策本部	子育て世帯などの住宅確保要配慮者の居住の安定を図るため、入居を拒まない民間賃貸住宅(東京ささエル住宅)の登録を促進するとともに登録住宅の入居者への家賃債務保証や入居に係る情報提供、相談、見守り等の生活支援を行う居住支援法人の指定を進める。 また、地域の実情に応じたきめ細かな支援を行う区市町村に対して、広域的な立場から全国の協議会の取組事例等の情報提供や活動に対する支援を行うなど、区市町村居住支援協議会の設置を推進する。	○東京ささエル住宅の登録住宅戸数 55,090戸 うち専用住宅戸数 1053戸 ○東京都指定の居住支援法人数 52法人 ○都内区市町村居住支援協議会設立数 35区市 ※いずれも年度末時点	○東京ささエル住宅の登録住宅戸数 52,981戸 うち専用住宅戸数 766戸 ○東京都指定の居住支援法人数 53法人 ○都内区市町村居住支援協議会設立数 32区市 ※いずれも年度末時点	○東京ささエル住宅の登録住宅戸数 51,039戸 うち専用住宅戸数 684戸 ○東京都指定の居住支援法人数 49法人 ○都内区市町村居住支援協議会設立数 30区市 ※いずれも年度末時点	○東京ささエル住宅の登録住宅戸数 46,226戸 うち専用住宅戸数 642戸 ○東京都指定の居住支援法人数 45法人 ○都内区市町村居住支援協議会設立数 26区市 ※いずれも年度末時点	○東京ささエル住宅の登録戸数 39,469戸 ○東京都指定の居住支援法人数 35法人 ○都内区市町村居住支援協議会設立数 25区市 ※いずれも年度末時点	—	—
	404		シックハウス対策	保健医療局	化学物質による子供の健康への影響を予防するため、庁内で組織する「居室内の有害化学物質に関する連絡会議」等により、各局が連携し、「化学物質の子供ガイドライン(室内空気編)」や「健康・快適居住環境の指針(平成28年度改定版)」等を活用した室内環境保健対策を推進する。 また、子供が利用する施設の担当者を対象とした「化学物質健康問題に関する講習会」の開催や、区市町村保育担当者等におけるガイドライン等の周知及び包括補助事業を活用した化学物質の測定実施の支援等の取組を進める。	○区市町村担当者への保育事務説明会において、ガイドラインの周知及び子供家庭支援区市町村包括補助事業を活用した化学物質の測定等の実施促進に関する説明(令和6年度 動画配信) ○区市町村の保育園等の子供が利用する施設の所管担当者や設計・施工等の関係者を対象とした「令和6年度 化学物質健康問題に関する講習会」の開催(令和7年3月3日から動画配信) ○リフレット「施設で決める換気のルール」や新生児を迎える家庭向けのリフレット「赤ちゃんのための室内環境」等を活用し、化学物質低減の普及啓発を実施 ○庁内連絡会議の開催(令和7年3月6日)	○区市町村担当者への保育事務説明会において、ガイドラインの周知及び子供家庭支援区市町村包括補助事業を活用した化学物質の測定等の実施促進に関する説明(令和5年度 動画配信) ○区市町村の保育園等の子供が利用する施設の所管担当者や設計・施工等の関係者を対象とした「令和5年度 化学物質健康問題に関する講習会」の開催(令和6年3月8日から動画配信) ○リフレット「施設で決める換気のルール」や新生児を迎える家庭向けのリフレット「赤ちゃんのための室内環境」等を活用し、化学物質低減の普及啓発を実施 ○庁内連絡会議の開催(令和6年3月7日)	○区市町村担当者への保育事務説明会において、ガイドラインの周知及び子供家庭支援区市町村包括補助事業を活用した化学物質の測定等の実施促進に関する説明(令和4年度 動画配信) ○区市町村の保育園等の子供が利用する施設の所管担当者や設計・施工等の関係者を対象とした「令和4年度 化学物質健康問題に関する講習会」の開催(令和5年3月3日から動画配信) ○リフレット「施設で決める換気のルール」や新生児を迎える家庭向けのリフレット「赤ちゃんのための室内環境」等を活用し、化学物質低減の普及啓発を実施 ○庁内連絡会議の開催(令和5年2月9日)	○区市町村担当者への保育事務説明会において、ガイドラインの周知及び子供家庭支援区市町村包括補助事業を活用した化学物質の測定等の実施促進に関する説明(令和3年度 動画配信) ○区市町村の保育園等の子供が利用する施設の所管担当者や設計・施工等の関係者を対象とした「令和3年度 化学物質健康問題に関する講習会」の開催(令和4年3月18日から動画配信) ○リフレット「施設で決める換気のルール」や新生児を迎える家庭向けのリフレット「赤ちゃんのための室内環境」等を活用し、化学物質低減の普及啓発を実施 ○庁内連絡会議の開催(3月11日～18日書面開催)	○区市町村担当者への保育事務説明会において、ガイドラインの周知及び子供家庭支援区市町村包括補助事業を活用した化学物質の測定等の実施促進に関する説明(令和2年度 書面配布) ○区市町村の保育園等の子供が利用する施設の所管担当者や設計・施工等の関係者を対象とした「令和2年度 化学物質健康問題に関する講習会」の開催(令和3年3月25日から動画配信) ○リフレット「施設で決める換気のルール」や新生児を迎える家庭向けのリフレット「赤ちゃんのための室内環境」等を活用し、化学物質低減の普及啓発を実施 ○庁内連絡会議の開催(3月12日～19日書面開催)	—	—
	(5)		安心して外出できる環境の整備									
	405		子育て家庭の外出環境の整備「赤ちゃん・ふらっと」	福祉局	子育て家庭が、気軽に外出できるよう、授乳やおむつ替えなどができる「赤ちゃん・ふらっと」を保育所や公共施設等、身近な地域に設置する区市町村を支援するほか、都立施設、民間施設にも設置を進める。	整備か所数: 25カ所(計1,608カ所) (12カ所廃止)	整備か所数: 36カ所(計1,595カ所) (33カ所廃止)	整備か所数: 26カ所(計1,592カ所) (12カ所廃止)	整備か所数: 59カ所(計1,578カ所) (24カ所廃止)	整備か所数: 16カ所(計1,543カ所) (6カ所廃止)	—	—

	事業番号	枝番	事業名	所管局	事業概要	令和6年度実績 (速報値)	令和5年度実績	令和4年度実績	令和3年度実績	令和2年度実績	目標を掲げる事業(=■)	
											目標掲載	目標値(年度の記載のないものは令和6年度末までの目標)
	406		水辺空間の魅力向上	建設局	子供連れでも安全に安心して散策できるテラス等の水辺散策路を早期に整備するとともに、水辺空間の緑化を推進する。 「水の都」東京の再生に向け、隅田川等の河川において、人の流れや賑わいの創出、情報の発信、住民が主役となった河川利用の仕組み作りを推進する。	・隅田川など、スーパー堤防を整備(累計で50地区の概成) ・大栗川、乞田川など約1.2haを緑化	・隅田川など、スーパー堤防を整備(累計で47地区の概成) ・大栗川、乞田川など約1.4haを緑化	隅田川など、スーパー堤防を整備(累計で44地区の概成) 大栗川、乞田川など約1.0haを緑化	隅田川など、スーパー堤防を整備(累計で43地区の概成) 大栗川、乞田川など約1.0haを緑化	隅田川など、スーパー堤防を整備(累計で42地区の概成) 大栗川、乞田川など0.5haを緑化	—	—
	407		緑の拠点となる公園の整備	建設局	都民に安らぎやレクリエーションの場を提供する都立公園の整備を推進する。	・高井戸公園外13公園を新規整備 ・新規開園面積13.3ha (平成27～令和6年度 延べ71.8ha)	・高井戸公園外13公園を新規整備 ・新規開園面積9.6ha (平成27～令和5年度 延べ58.5ha)	・高井戸公園外10公園を新規整備 ・新規開園面積7.3ha (平成27～令和4年度 延べ48.9ha)	・高井戸公園外15公園を新規整備 ・新規開園面積11.0ha (平成27～令和3年度 延べ41.6ha)	・舎人公園外8公園を新規整備 ・新規開園面積3.9ha (平成27～令和2年度 延べ31.6ha)	—	—
	408		こころとからだを育てる活動体験(野外体験・里山体験)の活動広場拠点づくり	建設局	都市化や家族形態の変化により、都市生活の中では得られなくなった野外体験や里山体験を親子連れ、高齢者など、多くの都民が都立公園で楽しめる広場を整備する。 野外体験や里山体験を通じて自然と親しむ機会を提供し、快適さを備えた公園整備を行うことにより、都心や丘陵地の公園に來園する都民が増加し、楽しめる公園の整備をする。	・狭山公園で親子体験施設の建築工事に着手	・狭山公園で親子体験施設の建築申請業務を実施	・狭山公園で親子体験施設の修正設計を実施。	・狭山公園で工事着手に必要な調査および関連部署との調整を実施 (現在、上記1か所で事業を進めており、これをモデルケースとして検証した後、残りの公園へ展開していく。)	・狭山公園で工事着手に必要な調査および関連部署との調整を実施 (現在、上記1か所で事業を進めており、これをモデルケースとして検証した後、残りの公園へ展開していく。)	—	—
	409		心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化への支援 〔地域福祉推進区市町村包括補助事業〕	福祉局	心のバリアフリーに関するガイドラインを活用するなどして、学校や地域でのユニバーサルデザイン教育や福祉のまちづくりリポーター等の養成、事業者の接客向上に向けた普及啓発等の様々な取組を行う区市町村を支援することで、全ての人が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続ける心のバリアフリーを推進する。	「地域福祉推進包括補助事業」の中でメニュー化。 協議申請のあった12区市に対し補助を実施。 (交付決定ベース)	「地域福祉推進包括補助事業」の中でメニュー化。 協議申請のあった12区市に対し補助を実施。 (交付決定ベース)	「地域福祉推進包括補助事業」の中でメニュー化。 協議申請のあった11区市に対し補助を実施。 (交付決定ベース)	「地域福祉推進包括補助事業」の中でメニュー化。 協議申請のあった9区市に対し補助を実施。 (交付決定ベース)	「地域福祉推進包括補助事業」の中でメニュー化。 協議申請のあった9区市に対し補助を実施。 (交付決定ベース)	—	—
	410		情報/バリアフリーに係る充実への支援 〔地域福祉推進区市町村包括補助事業〕	福祉局	地域のバリアフリーマップの作成やICTを活用した歩行者の移動支援、コミュニケーション支援ボードの普及など、区市町村の様々な取組を支援し、誰もが必要な情報を容易に入手できる環境を整備する。	「地域福祉推進包括補助事業」の中でメニュー化。 協議申請のあった12区市に対し補助を実施。 (交付決定ベース)	「地域福祉推進包括補助事業」の中でメニュー化。 協議申請のあった11区市に対し補助を実施。 (交付決定ベース)	「地域福祉推進包括補助事業」の中でメニュー化。 協議申請のあった11区市に対し補助を実施。 (交付決定ベース)	「地域福祉推進包括補助事業」の中でメニュー化。 協議申請のあった10区市に対し補助を実施。 (交付決定ベース)	「地域福祉推進包括補助事業」の中でメニュー化。 協議申請のあった8区市に対し補助を実施。 (交付決定ベース)	—	—
	411		情報/バリアフリーの普及推進	福祉局	年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、誰もが外出や活動を楽しむことのできるよう、ハード・ソフトの一体的なバリアフリー化を東京2020大会のレガシーとして発展させるため、必要な情報をスムーズに入手できる情報/バリアフリー環境に向け、利用者の視点に立ったわかりやすい情報提供や普及啓発を行う。	・とうきょうユニバーサルデザインナビの運営 ・車椅子使用者対応トイレ情報のオープンデータ化	・とうきょうユニバーサルデザインナビの運営 ・車椅子使用者対応トイレ情報のオープンデータ化	・とうきょうユニバーサルデザインナビの運営 ・車椅子使用者対応トイレ情報のオープンデータ化	・とうきょうユニバーサルデザインナビの運営 ・だれでもトイレ情報のオープンデータ化	・とうきょうユニバーサルデザインナビの運営 ・だれでもトイレ情報のオープンデータ化	—	—
	412		心のバリアフリーの理解促進	福祉局	年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、誰もが外出や活動を楽しむことのできるよう、ハード・ソフトの一体的なバリアフリー化を東京2020大会のレガシーとして発展させるため、心のバリアフリーが浸透した共生社会の実現に向け、多くの人の理解に広がり、実践に繋がるよう、効果的な普及啓発を行う。	・心のバリアフリー集中的広報事業の実施 ・心のバリアフリー普及啓発ポスター・コンクルの実施 ・障害者等用駐車区画の普及啓発の実施 ・サポート企業登録数57社	・心のバリアフリー集中的広報事業の実施 ・心のバリアフリー普及啓発ポスター・コンクルの実施 ・障害者等用駐車区画の普及啓発の実施 ・サポート企業登録数51社	・心のバリアフリー普及啓発ポスター・コンクルの実施 ・障害者等用駐車区画の普及啓発の実施 ・サポート企業登録数87社	・心のバリアフリー普及啓発ポスター・コンクルの実施 ・障害者等用駐車区画の普及啓発の実施 ・サポート企業登録数87社	・障害者等用駐車区画の普及啓発の実施 ・障害者等用駐車区画の普及啓発の実施	—	—
	413		東京都福祉のまちづくり条例の運用等	福祉局	○建築物、道路、公園、公共交通施設等の新設又は改修の際に、整備基準に適合した整備を図る。 ○区市町村に委任した届出、指導・助言、適合証交付等運用事務の円滑な実施に向けた制度の周知、特例交付金の交付等を行う。※所管行政庁：独自条例制定による適用除外8区市を除く区市町村	(令和6年実績) 整備基準適合証の交付 0件 届出の受理 1,076件	(令和5年実績) 整備基準適合証の交付 3件 届出の受理 1,113件	(令和4年実績) 整備基準適合証の交付 4件 届出の受理 990件 助言 1件	(令和3年実績) 整備基準適合証の交付 6件 届出の受理 916件	(令和2年実績) 整備基準適合証の交付 4件 届出の受理 990件	—	—
	414		区市町村福祉のまちづくりに関する基盤整備事業 〔地域福祉推進区市町村包括補助事業〕	福祉局	区市町村が自ら行う福祉のまちづくり条例に適合した公共施設、道路、公園等の整備や、小規模店舗など身近な建築物のバリアフリー化整備を行う民間事業者に対する整備費の一部を助成する事業に対し支援を行う。	「地域福祉推進包括補助事業」の予算の範囲内で補助。 協議申請のあった34区市町村に対し補助を実施。 (交付決定ベース)	「地域福祉推進包括補助事業」の予算の範囲内で補助。 協議申請のあった35区市町村に対し補助を実施。 (交付決定ベース)	「地域福祉推進包括補助事業」の予算の範囲内で補助。 協議申請のあった33区市町村に対し補助を実施。 (交付決定ベース)	「地域福祉推進包括補助事業」の予算の範囲内で補助。 協議申請のあった29区市町村に対し補助を実施。 (交付決定ベース)	「地域福祉推進包括補助事業」の予算の範囲内で補助。 協議申請のあった32区市町村に対し補助を実施。 (交付決定ベース)	—	—
	415		福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状の贈呈	福祉局	東京都の福祉のまちづくりの推進について顕著な功績のあった個人または団体に感謝状を贈呈することにより、福祉のまちづくりの取組を広く普及させる。	感謝状贈呈件数 5件 (受賞団体) 株式会社JR東日本クロスステーション、JR東日本コンサルタンツ株式会社、株式会社サンシャインシティ、港区/バリアフリーマップ充実検討会、みんなてつくる音楽祭in小平実行委員会	感謝状贈呈件数 5件 (受賞団体) 株式会社JR東日本クロスステーション、JR東日本コンサルタンツ株式会社、株式会社サンシャインシティ、港区/バリアフリーマップ充実検討会、みんなてつくる音楽祭in小平実行委員会	感謝状贈呈件数 2件 (受賞団体) 特定非営利活動法人 町田ハンディキャブの会 東京地下鉄株式会社	感謝状贈呈件数 5件 (受賞団体) 十号通り商店街振興組合 株式会社アイエスグート 東京都地下鉄株式会社 藤田 博文 日野市聴覚障害者団体	感謝状贈呈件数 2件 (受賞団体) 特定非営利活動法人日本バリアフリー協会 認定特定非営利活動法人トラフッス	—	—
	416		公共トイレの介助用ベッド設置促進事業(地域福祉推進区市町村包括補助事業)	福祉局	公共トイレへの介助用ベッドの計画的な設置・情報発信等に一体的に取り組む区市町村を支援することで、公共トイレのバリアフリー化を促進する。	「地域福祉推進包括補助事業」の予算の範囲内で補助。 協議申請のあった4区市町村に対し補助を実施。 (交付決定ベース)	「地域福祉推進包括補助事業」の予算の範囲内で補助。 協議申請のあった7区市町村に対し補助を実施。 (交付決定ベース)	6区市に実施。※R4の公共トイレの介助用大型ベッド設置促進事業の実績を入力			—	—
	417		鉄道駅総合バリアフリー推進事業(バリアフリー基本構想等作成費補助)	都市整備局	地域の面的かつ一体的なバリアフリー化を推進するため、バリアフリー法に基づきバリアフリー基本構想及び移動等円滑化促進方針を作成する区市町村に対し補助を行う。また、情報提供や技術的助言を行い、地域のバリアフリー化を推進する。	実績 ・協議会等を通じ、区市町村に基本構想及び促進方針作成の技術的支援を実施 ・基本構想等作成費補助事業を実施(基本構想2区3市、促進方針3区1市) <参考>バリアフリー基本構想を作成した区市町村の数31区市(21区10市)107地区、移動等円滑化促進方針を作成した区市町村の数10区市(6区4市)53地区	実績 ・協議会等を通じ、区市町村に基本構想及び促進方針作成の技術的支援を実施 ・基本構想等作成費補助事業を実施(基本構想1区1市、促進方針2区1市) <参考>バリアフリー基本構想を作成した区市町村の数31区市(21区10市)102地区、移動等円滑化促進方針を作成した区市町村の数9区市(6区3市)37地区	実績 ・協議会等を通じ、区市町村に基本構想及び促進方針作成の技術的支援を実施 ・基本構想等作成費補助事業を実施(基本構想3区2市、促進方針3区1市) <参考>バリアフリー基本構想を作成した区市町村の数31区市(21区10市)101地区、移動等円滑化促進方針を作成した区市町村の数7区市(4区3市)31地区				
	418		鉄道駅総合バリアフリー推進事業(鉄道駅エレベーター等整備事業)	都市整備局	JR・私鉄の鉄道駅における円滑な移動を確保するため、区市町と連携してエレベーター等の整備に対する補助を行う。	補助実績 0駅 <参考>286駅(事業開始からの各年度の補助実績合計)	補助実績 0駅 <参考>286駅(事業開始からの各年度の補助実績合計)	補助実績 4駅 <参考>285駅(事業開始からの各年度の補助実績合計)	補助実績 1駅 <参考>282駅(事業開始からの各年度の補助実績合計)	補助実績 0駅 <参考>281駅(事業開始からの各年度の補助実績合計)	—	—
	419		鉄道駅総合バリアフリー推進事業(ホームドア等整備促進事業)	都市整備局	JR・私鉄の鉄道駅における安全性を確保するため、区市町と連携してホームドアの整備に対する補助を行う。	補助実績 ホームドア整備 17駅 に対して補助を実施	補助実績 ホームドア整備 12駅 に対して補助を実施	補助実績 ホームドア整備 12駅 に対して補助を実施	補助実績 ホームドア整備 17駅 内法線付き点状ブロック 3駅 に対して補助を実施	補助実績 ホームドア整備 16駅 に対して補助を実施	■ JR・私鉄の整備率 約6割(2030年度)	

事業番号	枝番	事業名	所管局	事業概要	令和6年度実績 (速報値)	令和5年度実績	令和4年度実績	令和3年度実績	令和2年度実績	目標を掲げる事業(=■)		
					目標掲載	目標値(年度の記載のないものは令和6年度末までの目標)						
		420	鉄道駅総合バリアフリー推進事業(鉄道駅バリアフリー等整備促進事業)	都市整備局	J R・私鉄の鉄道駅における車椅子利用者だけでなく、乳幼児連れの方等、多様な利用者の利便性を向上するため、区市町と連携してバリアフリーの整備や機能の分散配置に対する補助を行う。	補助実績 1駅	補助実績 1駅	補助実績 0駅	補助実績 0駅	補助実績 1駅	—	—
		421	地下高速鉄道建設助成	都市整備局	地下高速鉄道の建設促進を図るため、交通局及び東京メトロが施行する、地下高速鉄道の 新線建設、耐震補強及び大規模改良(ホームドア、エレベーター等整備含む。)に対する補助を行う。	・東京都交通局及び東京地下鉄株式会社におけるエレベーター等による1ルート整備率 令和5年度末 100%	・東京都交通局及び東京地下鉄株式会社におけるエレベーター等による1ルート整備率 令和4年度末 100%	・東京都交通局及び東京地下鉄株式会社におけるエレベーター等による1ルート整備率 令和3年度末 98%	・東京都交通局及び東京地下鉄株式会社におけるエレベーター等による1ルート整備率 令和2年度末 98%	・東京都交通局及び東京地下鉄株式会社におけるエレベーター等による1ルート整備率 令和元年度末 96%	—	—
		422	だれにも乗り降りしやすいバス整備事業	都市整備局	民営バス事業者が整備するノンステップバスに対し、購入経費の一部を補助することにより、だれでも乗り降りしやすいバスの導入促進を図る。	8両	20両	29両	7両	9両	—	—
		423	道路のバリアフリー化	建設局	多くの人が日常生活で利用する主要駅や生活関連施設を結ぶ都道等について、バリアフリー化を推進する。 また、既設道路橋の「優先的に整備する橋梁」について、バリアフリー化整備を順次進めている。	○主要駅周辺 3km整備完了 ○令和元年に国が指定した特定道路 5km整備完了 【参考・内訳】 主要駅周辺 3km整備完了 特定道路 5km整備完了	○主要駅周辺 6km整備完了 ○令和元年に国が指定した特定道路 5km整備完了 【参考・内訳】 主要駅周辺 6km整備完了 特定道路 5km整備完了	○主要駅周辺 5km整備完了 ○令和元年に国が指定した特定道路 2km整備完了 【参考・内訳】 主要駅周辺 5km整備完了 特定道路 2km整備完了	○主要駅周辺 7km整備完了 ○令和元年に国が指定した特定道路 9km整備完了 【参考・内訳】 主要駅周辺 7km整備完了 特定道路 9km整備完了	○競技会場周辺等 16km整備完了 ○令和元年に国が指定した特定道路 9km整備完了 【参考・内訳】 競技会場周辺 2km整備完了 観光地周辺 3km整備完了 遊離道路 1km整備完了 主要駅周辺 10km整備完了 特定道路 9km整備完了	■ 主要施設、生活関連施設を結ぶ都道のバリアフリー化：累計約90km ■ 主な駅周辺での特定道路の面的なバリアフリー化：累計約150km	
		424	歩道の整備・改善	建設局	歩道が無い又は狭い箇所において、バリアフリーに配慮した歩道整備を推進し、安全で快適な歩行空間の形成を図る。 また、現道の補修に併せ、歩道の幅員や段差・勾配の改善などにより、歩行空間の確保・改善を行う。	○歩道整備整備済延長 1,514km ○歩道改善整備済延長 271km	○歩道整備整備済延長 1,513km ○歩道改善整備済延長 270km	○歩道整備整備済延長 1,512km ○歩道改善整備済延長 266km	○歩道整備整備済延長 1,510km ○歩道改善整備済延長 261km	○歩道整備整備済延長 1,507km ○歩道改善整備済延長 259km	—	—
		425	地下鉄車両へのフリースペース導入	交通局	新型車両に更新する際には、各車両にフリースペースを設置する。 また、子育て応援スペースを都営地下鉄の全路線へ展開し、導入車両を順次拡大する。	大江戸線1編成導入。 子育て応援スペースは、都営地下鉄の全路線で71編成(浅草線26編成、三田線13編成、新宿線10編成、大江戸線22編成)に拡大した。	大江戸線6編成導入。 子育て応援スペースは、都営地下鉄の全路線で53編成(浅草線17編成、三田線10編成、新宿線8編成、大江戸線18編成)に拡大した。	三田線編成、新宿線4編成、大江戸線2編成導入。 子育て応援スペースは、都営地下鉄の全路線へ導入し、36編成(浅草線8編成、三田線7編成、新宿線6編成、大江戸線15編成)に拡大するとともに、新たなデザインを導入した。	浅草線5編成、三田線9編成、新宿線4編成、大江戸線2編成導入。 子育て応援スペースは、大江戸線で設置車両を13編成に拡大するとともに、一部の編成で新たなデザインを導入。	浅草線7編成、大江戸線4編成導入。 子育て応援スペースは都民や利用者に対して調査を実施し、今後の方向性を検討。	—	—
		426	トイレの改修(グレードアップ)	交通局	老朽化している浅草線、三田線、新宿線のトイレについて、出入口の段差解消、ベビージェア・おむつ交換台の増設、パウダールームの設置など、機能性と清潔感を備えたトイレにグレードアップする。	4か所のグレードアップ竣工	R6年度の竣工に向けて整備中	2か所のグレードアップ竣工	4か所のグレードアップ竣工	3か所のグレードアップ竣工	—	—
		427	マタニティマークの普及への協力	交通局	出産や子育て支援のため、妊娠中のお客様やそのご家族等に対するマタニティマークの配布を引き続き行う。また、駅貼りポスターや車内ステッカー等により、マークの普及促進に努める。	マタニティマークの無償配布、ステッカー及びシールの電車・バス車内掲出	マタニティマークの無償配布、ステッカー及びシールの電車・バス車内掲出	マタニティマークの無償配布、ステッカー及びシールの電車・バス車内掲出	マタニティマークの無償配布、ステッカー及びシールの電車・バス車内掲出	マタニティマークの無償配布、ステッカー及びシールの電車・バス車内掲出	—	—
(6) 子供・子育てを応援する機運の醸成												
		428	こどもスマイルムーブメント	子供政策連携室	社会の様々な主体と連携し、官民一体となって「子供の笑顔があふれる社会」「安心して子供を産み育てられる社会」を目指す取組として、「こどもスマイルムーブメント」を推進している。令和7年4月現在、1,900を超える参画企業・団体がこどもスマイルムーブメント宣言に賛同し、子供の笑顔につながる子供の目標に立った様々な取組を展開している。	・子供の参画機会・体験機会を広げるコア・アクションの展開 ・参画企業・団体のアクション促進 ・幅広い主体への情報発信による気運醸成	・子供の参画機会・体験機会を広げるコア・アクションの展開 ・参画企業・団体のアクション促進 ・幅広い主体への情報発信による気運醸成	・参画企業・団体によるアクションの推進 ・こどもスマイル大冒険の企画・実施			—	—
		429	子供・子育て応援とうきょう事業	福祉局	東京のポテンシャルを生かした協働の促進、東京の子育てに役立つ情報の発信、子育て家庭が子育てを応援するサービスを受けることができる仕組みの構築等(子育て応援とうきょうバスポート事業)、その他、社会全体で子育てを応援する機運を高める取組を行う。 〔「子育て応援とうきょう会議事業」(平成19年度開始)と「子育て応援とうきょうバスポート事業」(平成28年度開始)を統合。〕「子育て応援とうきょう会議の運営」は令和2年度をもって終了。〕	○子育て応援とうきょうバスポート事業の実施 ・協賛店舗数：9,221店(令和7年3月末時点) ・「とうきょう子育てスイッチ」サイトでのバスポート登録者数：326,721人(令和7年3月末時点) ・「とうきょう子育てスイッチ」アプリでのバスポート登録者数：252,942人(令和7年3月末時点) ○公共交通機関等におけるベビーカー利用に関するキャンペーンの実施 など ○子育て情報共有アプリ・サイトのコンテンツ作成・運営	○「こどもシンポジウム」の開催 ○子育て応援とうきょうバスポート事業の実施 ・協賛店舗数：8,893店(令和6年3月末時点) ・「とうきょう子育てスイッチ」サイトでのバスポート登録者数：203,571人(令和6年3月末時点) ・「とうきょう子育てスイッチ」アプリでのバスポート登録者数：151,087人(令和6年3月末時点) ○公共交通機関等におけるベビーカー利用に関するキャンペーンの実施 など ○子育て情報共有アプリ・サイトのコンテンツ作成・運営	○「こどもシンポジウム」の開催 ○子育て応援とうきょうバスポート事業の実施 ・協賛店舗数：6,170店(令和5年3月末時点) ・「とうきょう子育てスイッチ」サイトでのバスポート登録者数：123,670人(令和5年3月末時点) ・「とうきょう子育てスイッチ」アプリでのバスポート登録者数：92,751人(令和5年3月末時点) ○公共交通機関等におけるベビーカー利用に関するキャンペーンの実施 など	○「とうきょう子育てスイッチ」のサイト、アプリのリニューアル ○「子育て協働フォーラム」「こどもシンポジウム」の開催 ○子育て応援とうきょうバスポート事業の実施 ・協賛店舗数：5,909店(令和4年3月末時点) ・「とうきょう子育てスイッチ」サイトでのバスポート登録者数(令和3年10月にサイトリニューアル。旧サイトからの移行者数含む) 旧サイト登録者数(令和3年9月末時点)：4,030人 新サイト登録者数(令和4年3月末時点)：28,873人 ・「とうきょう子育てスイッチ」アプリでのバスポート登録者数(令和4年3月23日にアプリリニューアル。旧アプリからの移行者数含む) 旧アプリ登録者数(令和3年3月22日時点)：30,993人 新アプリ登録者数(令和3年3月末時点)：7,598人 ○公共交通機関等におけるベビーカー利用に関するキャンペーンの実施 など		—	—